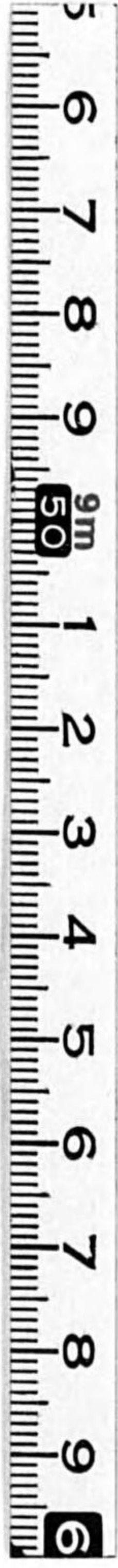


14. 5-443



1200501217244



始



550

# 藤倉電線 株式會社



本社-----東京・深川  
 販賣店-----大阪・福岡  
 出張所-----名古屋・京城・大連・上海  
 代理店-----三井物産株式會社  
 (滿洲國・支那・印度・シヤム・南洋)

No.93

新製品

チオナイト電線 (特殊耐油護謨線)  
 ニスライ電線 (難燃性護謨線)  
 モエナイト電線 (難燃性護謨線)  
 超高壓用油式電纜  
 古河河用水道用合金鉛管線  
 古河河電熱線及合金抵抗線  
 ダイキヤスチングス (銅合金其他)  
 古河耐磨耗性パンビス及パンプレート  
 古河河磁板



古河電氣工業株式會社

本社 東京・日本橋・室町

營業主要品目

電線・電纜  
 銅・真鍮製  
 輕合金製  
 蓄電池  
 無線用品

販賣店  
 出張所

大阪、名古屋、門司、  
 仙臺、札幌、京城、  
 臺北、大連、上海、  
 新京、奉天、哈爾濱、



日本電氣株式會社

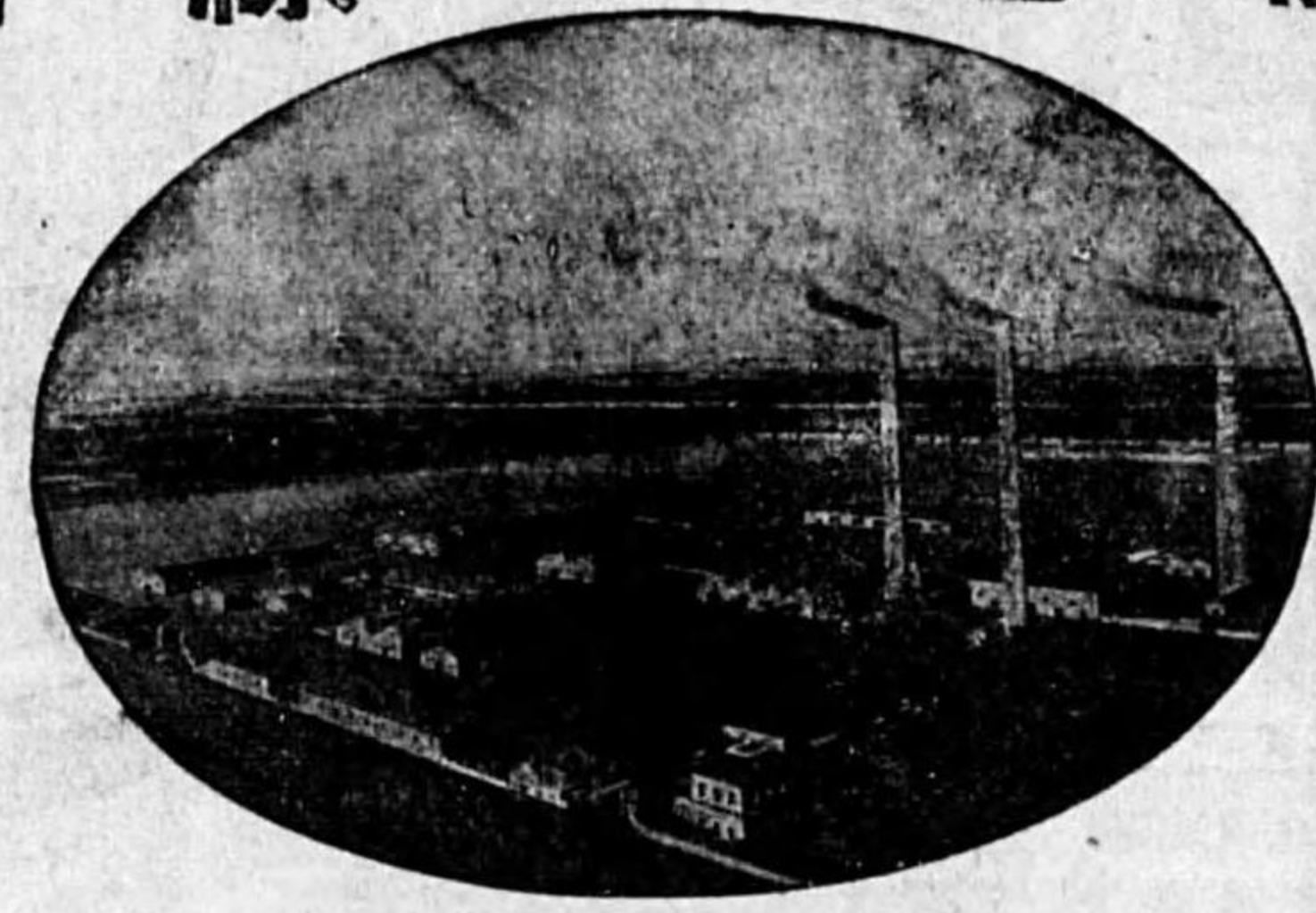
代理店

札幌・仙臺・橫須賀・名古屋・神戸・吳・福岡・京城  
 各住友本社販賣店  
 佐世保・長崎  
 各住友金屬工業株式會社出張所

營業品目

手動式、自動式電話交換機・無線放送裝置・無線電話裝置・無線電信裝置・放聲裝置・通信兵器・電話中繼裝置・搬送電話裝置  
 搬送電信裝置・真空管・裝荷線輪・遠方監視制裝置・列車指令裝置・個別呼出電話機・寫真電送裝置・電氣測定器・積算電力計  
 電話ケーブル類・電氣時計・其他電信、電話、電燈に關する機械器具材料の製造、工事の設計、請負監督

電 線 電 纜



川崎第一工場全景

# 東京製線株式會社

東京丸ノ内三ノ一〇 電話丸ノ内 { 自3491 至3495 }

## 被 鉛 工 場

海内無比最新式豎型被鉛機設備

製品特長

シームレス(継目無) 強度均等  
停止點稀少 針孔皆無

出張所 大阪北區絹笠町九大江ビル 電話 北 { 3369 4574 }

第二工場 川崎市古川通 電話川崎 { 3585 3586 }

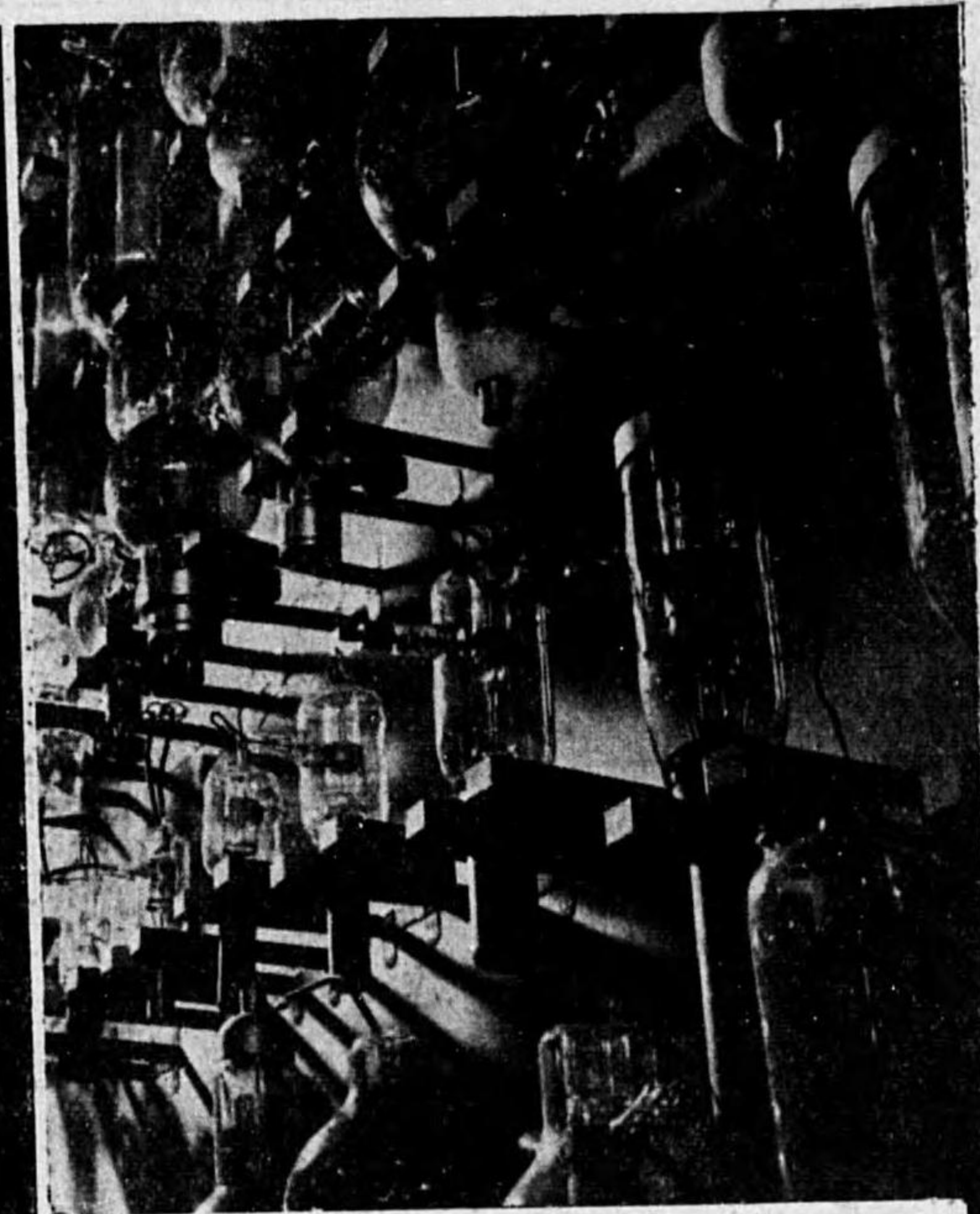
第三工場 川崎市新川通 電話川崎 2150

代理店所在地 { 仙臺、札幌、名古屋、横須賀、吳、門司、佐世保、舞鶴、臺北、京城、大連、新京、哈爾濱、鞍山、吉林、チチハル、錦州 }

# 東京電氣無線株式會社

本社・川崎市堀川町七二番地

電話 川崎三六六一—三三  
蒲田三九〇一—三三



(送信用真空管サイモトロン)

## 營業品目

固定用、放送用無線機各種  
移動用、船舶用無線機各種  
高周波測定装置、模寫傳  
送装置、テレビジョン装  
搬送式電信電話各種  
送信用真空管各種  
受信用特殊真空管各種  
真空管、擴聲裝置  
ウエロシテイ・マイクロフォン、擴聲裝置  
光電管及光電管應用裝置  
ブラウン管及ブラウン管應用裝置  
高周波用絶緣體テックス・タイデンタイト  
其他無線用各種部品



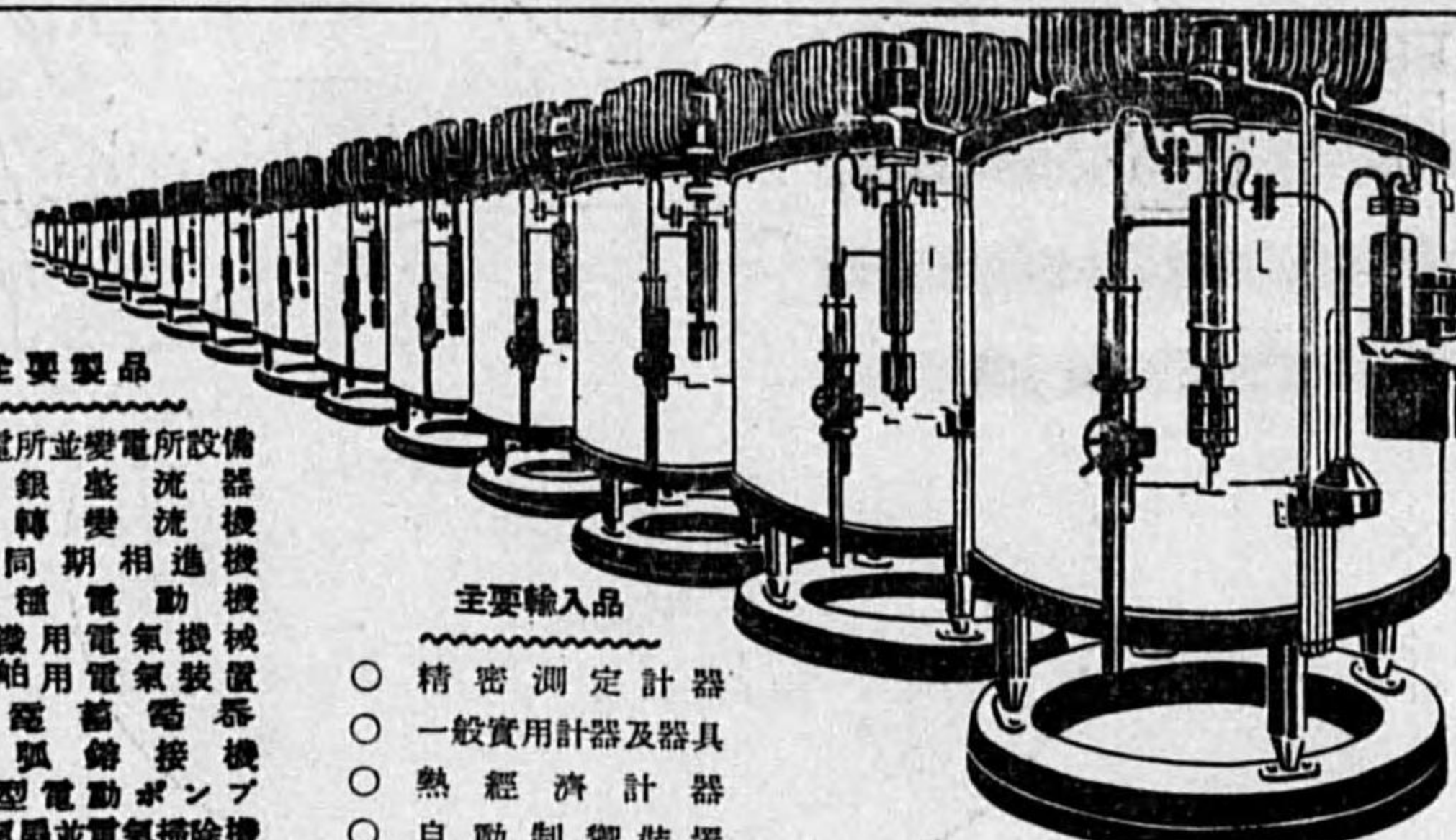
# Y.E.W. ELECTRICAL INSTRUMENTS

## 營業課目概要

携帶用・配電盤用各種計器  
 積算電力計・各種溫度計  
 ブリッジ・オッシログラフ・電位差計  
 電氣廻轉計・航空計器類  
 フローメーター・CO<sub>2</sub>レコーダー  
 高周波用測定器及裝置・各種抵抗器  
 物理測定用計器及裝置

**YEW**

株式會社 橫河電機製作所  
 東京市丸ノ内1/2



### 主要製品

- 發電所並變電所設備
- 水銀整流器
- 週轉變流機
- 非同相進機
- 各種電動機
- 鐵用電氣機械
- 船舶用電氣裝置
- 貯電弧銲接機
- 小型電動ポンプ
- 電氣扇並電氣掃除機
- 其他各種電氣機器

### 主要輸入品

- 精密測定計器
- 一般實用計器及器具
- 熱經濟計器
- 自動制禦裝置
- 特殊試驗裝置

(水銀整流器)

## 富士電機製造株式會社

東京市龜町區丸ノ内二丁目六番地

各地營業所：大阪・門司・名古屋・札幌

臺北・京城・大連・奉天・新京

工場：神奈川縣川崎市



### 主要營業品目

- 自動式及手動式電話交換裝置
- 卓上及壁掛各種電話機
- 家庭用簡易電話機
- 各種信號表示裝置
- 其他各種通信機器一式

(卓上電話機)

## 富士通信機製造株式會社

東京市龜町區丸ノ内二丁目六番地

各地營業所(富士電機製造株式會社販賣店並出張所)

大阪・門司・名古屋・札幌・臺北・京城・大連・奉天・新京

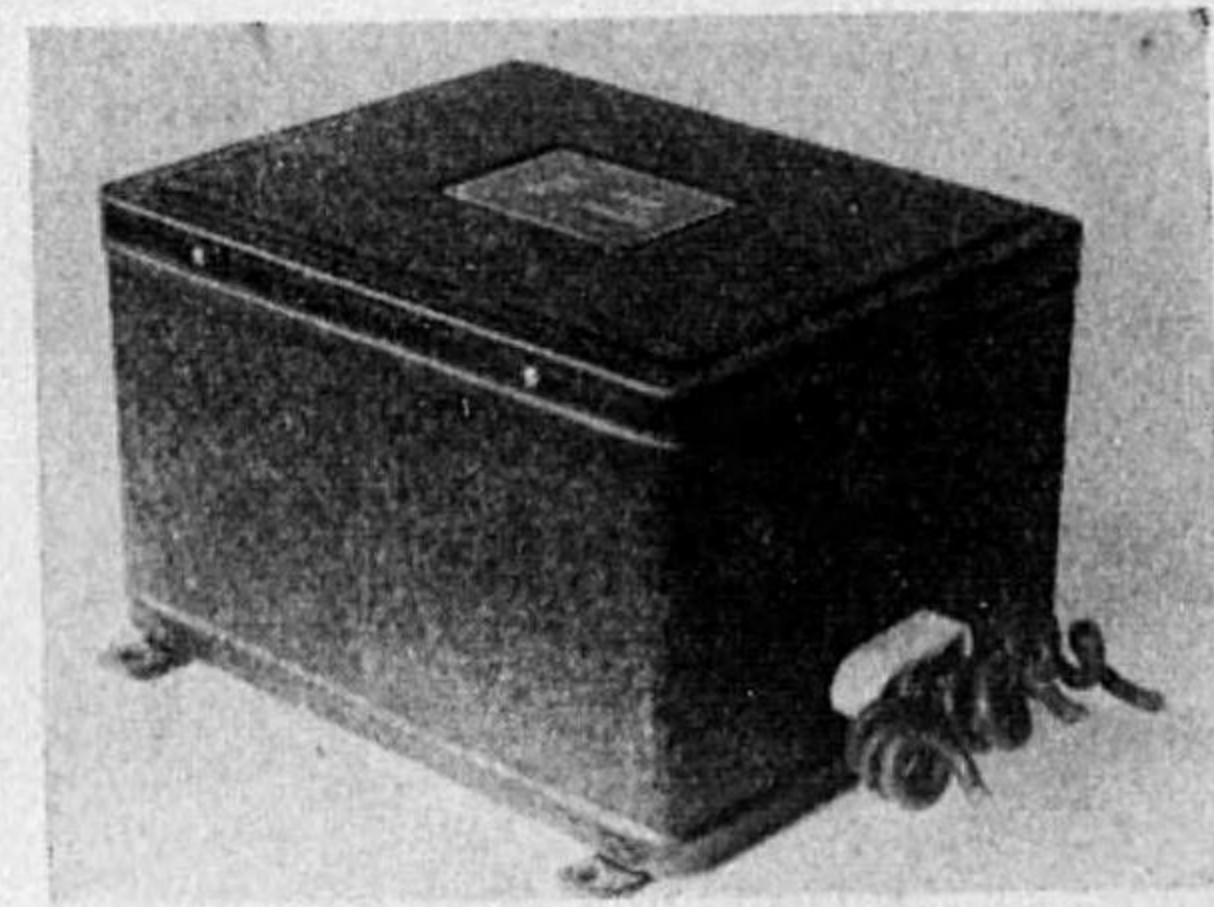
工場：神奈川縣川崎市

特許イルファア進相器

力率改善は  
負荷末端で

電力輸送

防濕防水・壽命永久  
價格低廉・取扱簡易



電配方式の革新

營業課目

逓信省・鐵道省・各電氣會社・指名工場

特許 { 各種電線用スリーブ・スリーブ用捻廻器  
各種リングハンガー・各種架線材料  
イルファア進相器・各種蓄電器  
リツカフォン補聴器・各種電氣用品



日本電具株式會社

大阪市東區今橋二丁目  
出張所 東京 工場 大阪



株式會社  
酒井鐵工所

營業課目

發電所 水壓鐵管門扉類  
橋梁 鐵骨鐵槽  
化學工業用機械類

本社

大阪市港區抱月町四丁目一〇番地

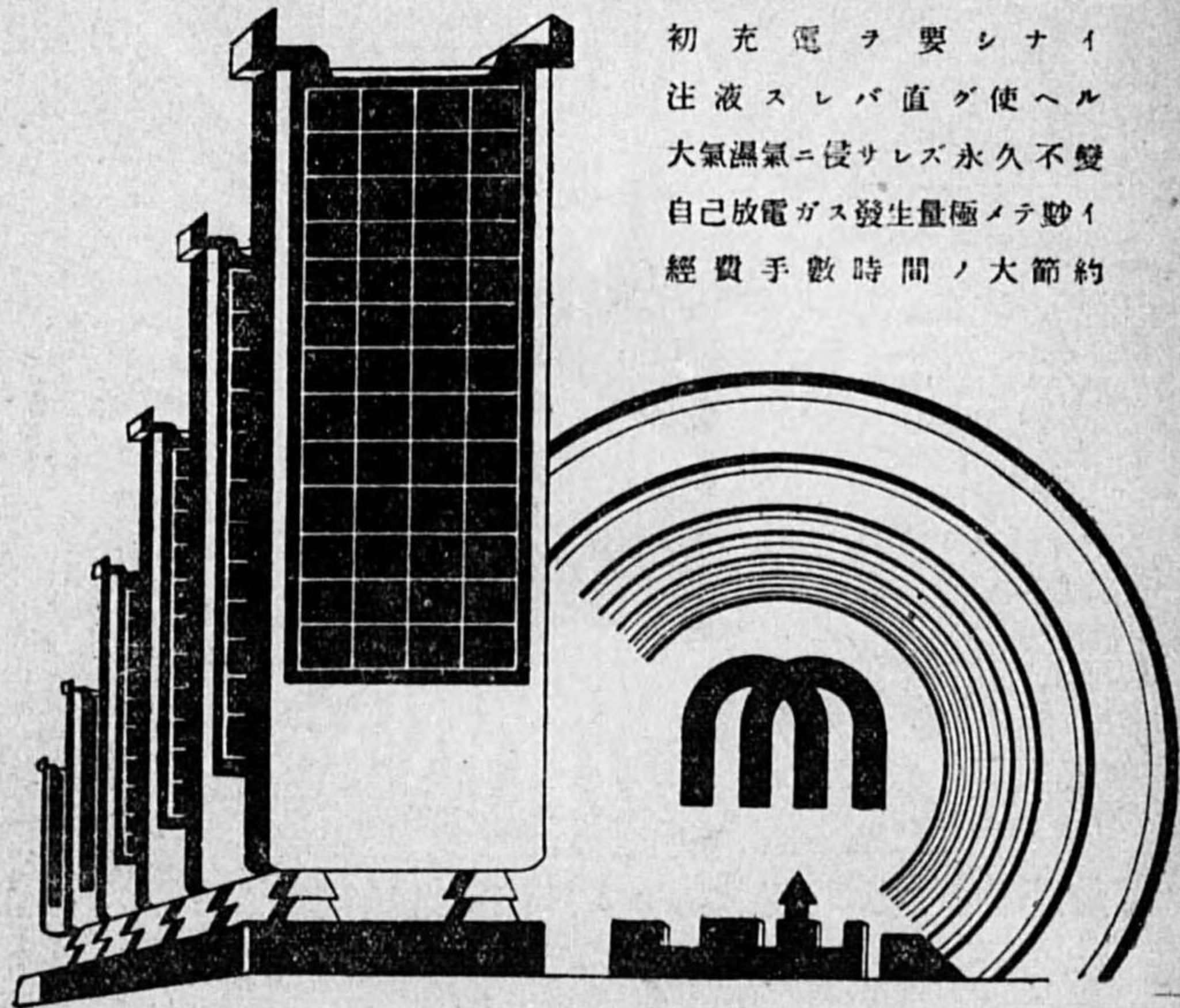
電話 西 二〇三二七五番

出張所

東京市芝區田村町壹丁目

電話 銀座 (57) 八九五番

# “即用式” カウベ蓄電池



初充電ヲ要シナイ  
注液スレバ直グ使ヘル  
大氣濕氣ニ侵サレズ永久不變  
自己放電ガス發生量極メテ少イ  
經費手數時間ノ大節約

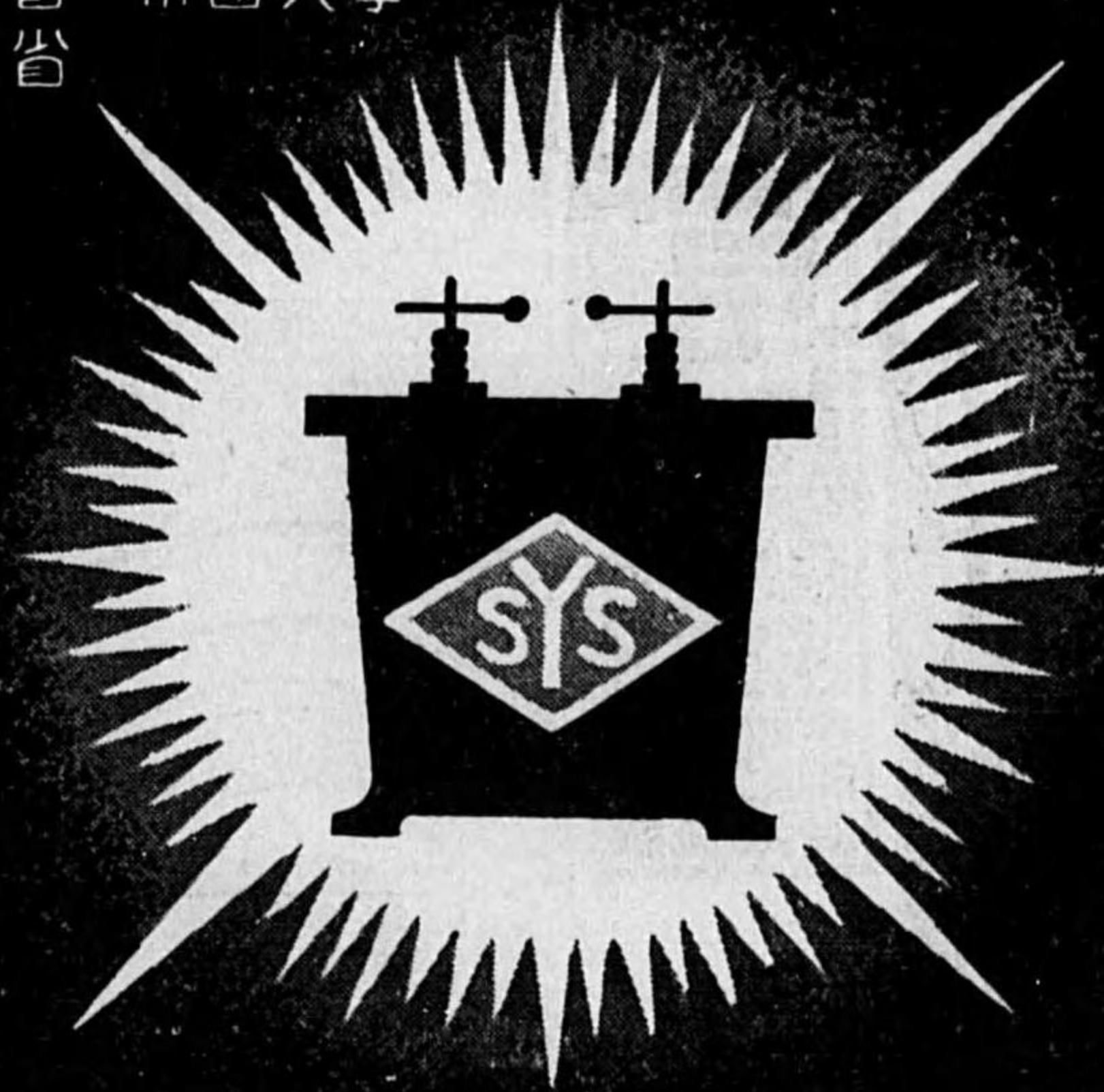
株式會社

神戸電機製作所

東京・名古屋・大阪・神戸・福岡・大連

# 三陽社

御指定 省會 信協 遞送 陸軍省 海軍省 鐵道省 帝國大學



各種電氣機械器具

株式會社 三陽社製作所

東京市大森区新井宿七丁目二〇番地  
電話 { 高輪六九五八番 六六二三番  
大森五五〇〇番 六三三六番  
振替口座 東京 六〇三五九番





四十五年の



歴史を誇る

# 黒崎の直流電機



## 製品概目

- ◎各種発電機及電動機
- ◎各種電動發電機
- ◎船用電動揚貨機
- ◎船用電動揚船機
- ◎唧筒直結電動機
- ◎直流電氣鎔土
- ◎各種配電盤並ニ抵抗器
- ◎其他電氣工事設計監督

### 株式會社 黒崎製作所

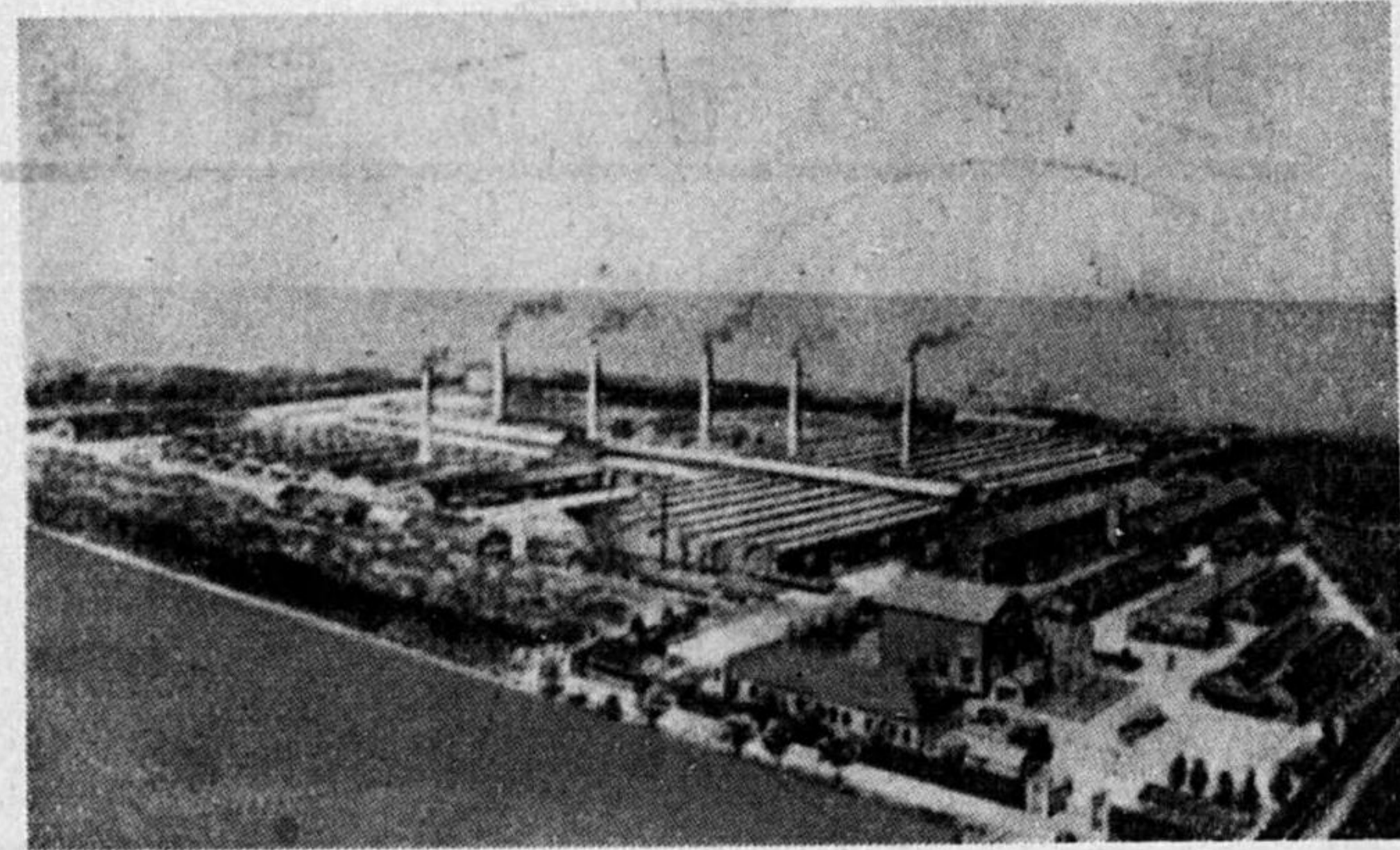
社長 黒崎 元三

大阪市西淀川區野里町六〇六番地

電話 福島 (45) 0770  
3928  
3929

出張所 東京市芝區田村町二ノ一 内田ビル五階

電話銀座 (57) 五四三三番



## 營業課目

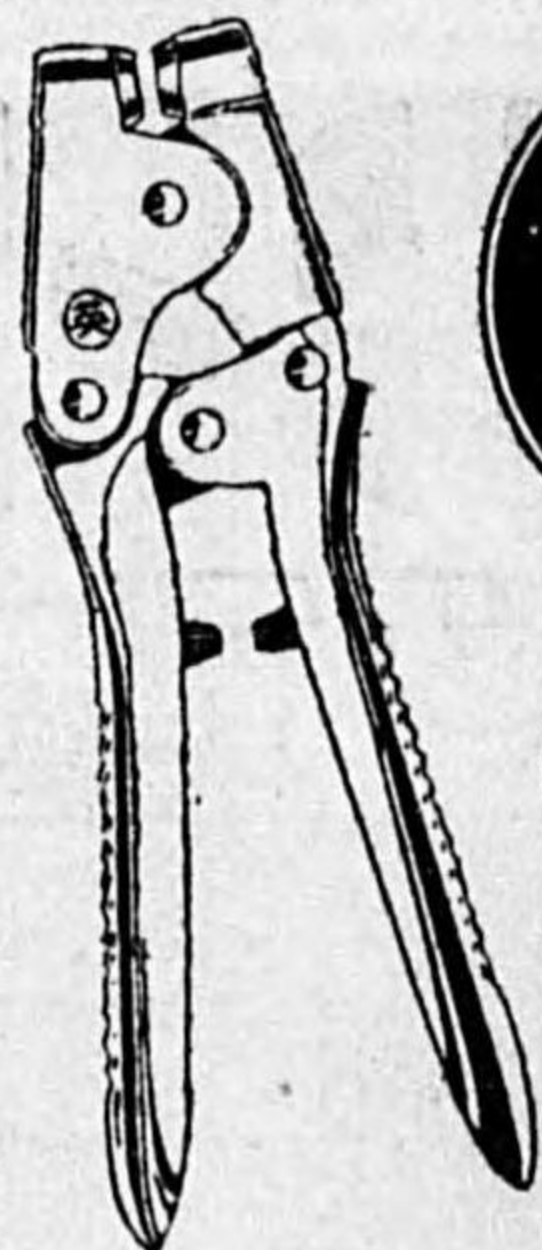
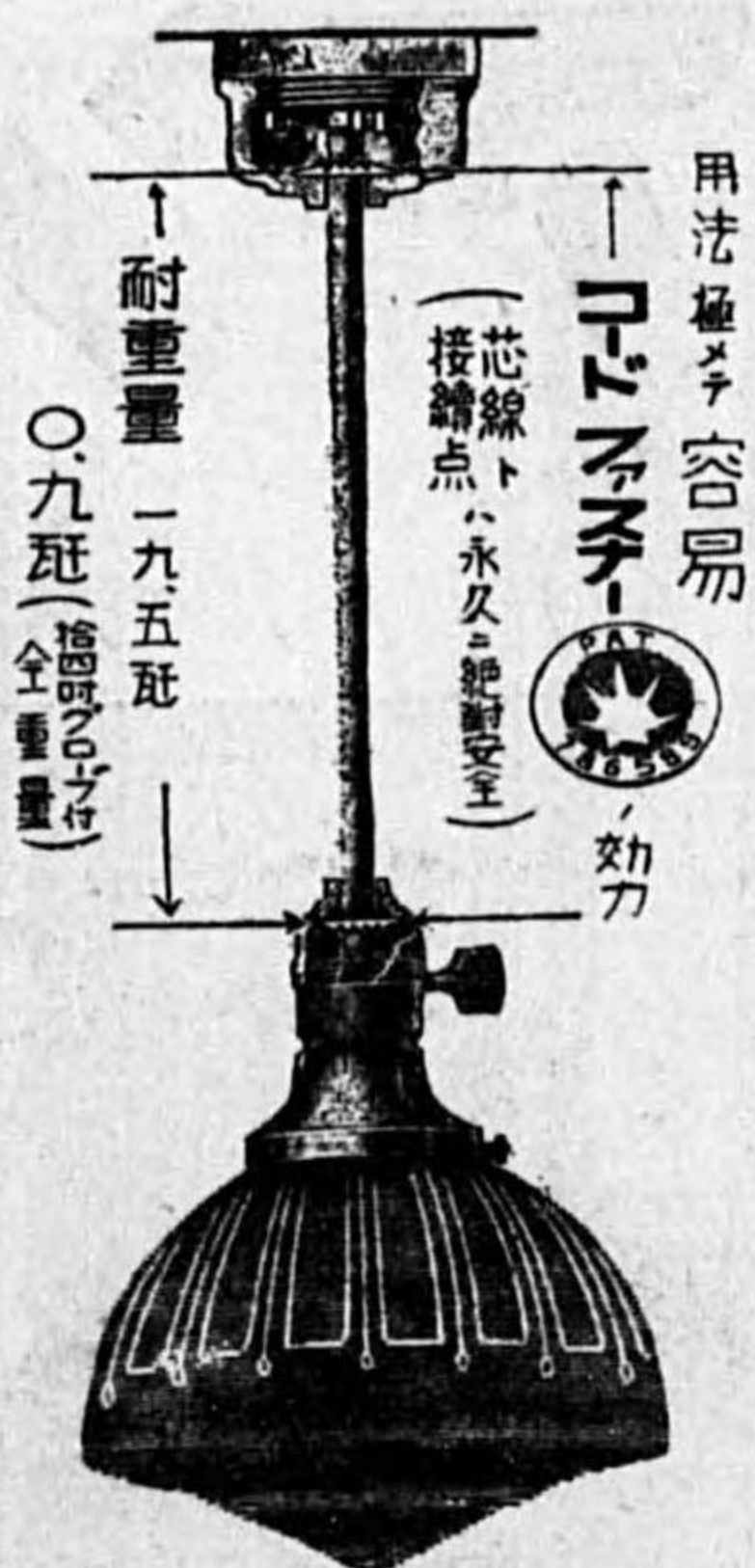
特別高壓磚子  
電氣用陶磁器  
建築用セラミ  
衛生陶器  
製作販売

# 大阪陶業株式會社

大阪市北区宗屋町高番地  
電話土佐堀(代表五三五番)

英

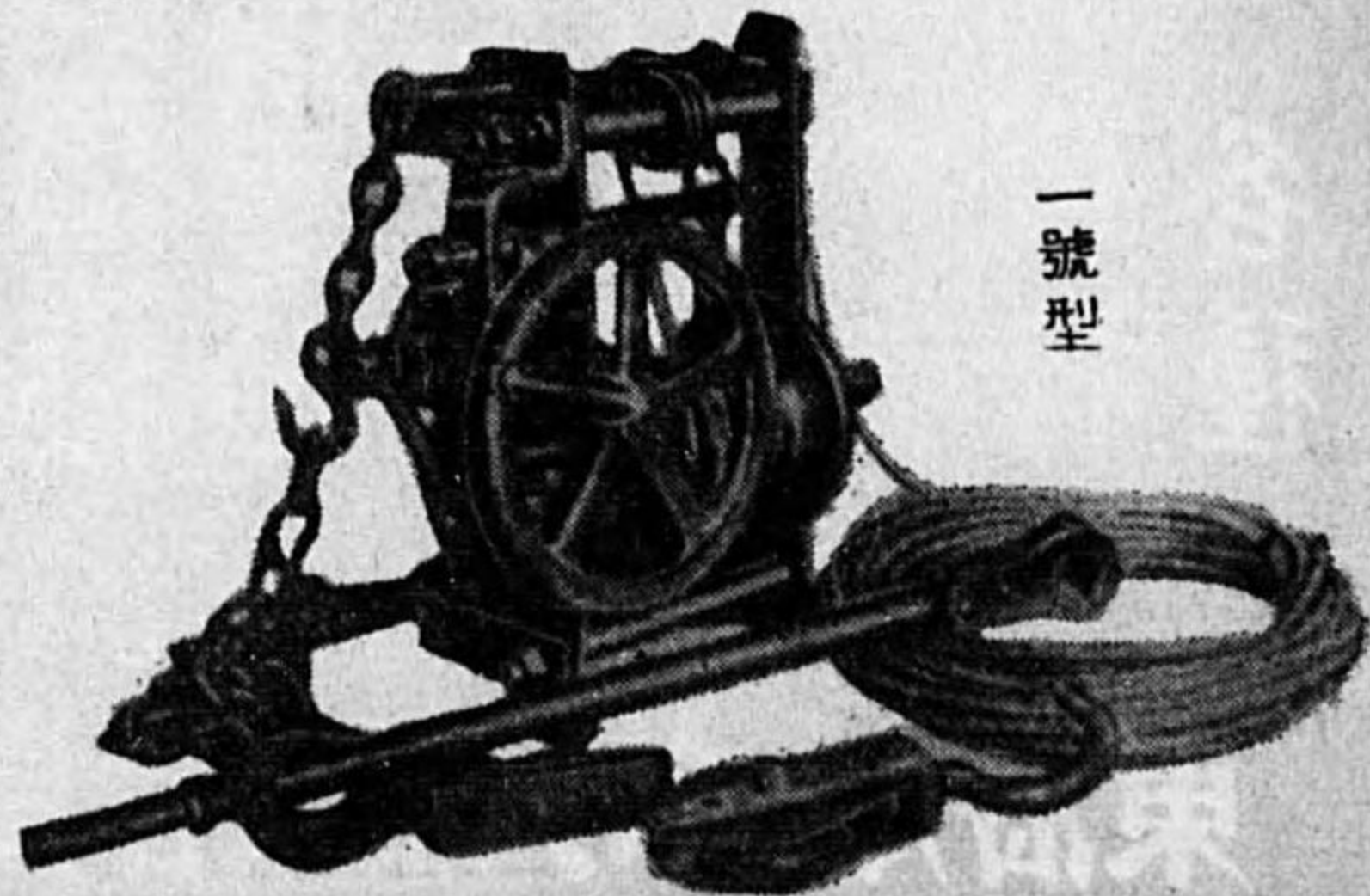
實用新案  
登録英式コードファスナー



印面鮮明テ  
使ヒ良ク  
永持ノスル  
完全なる封印を  
容易に出来る  
英印封緘器

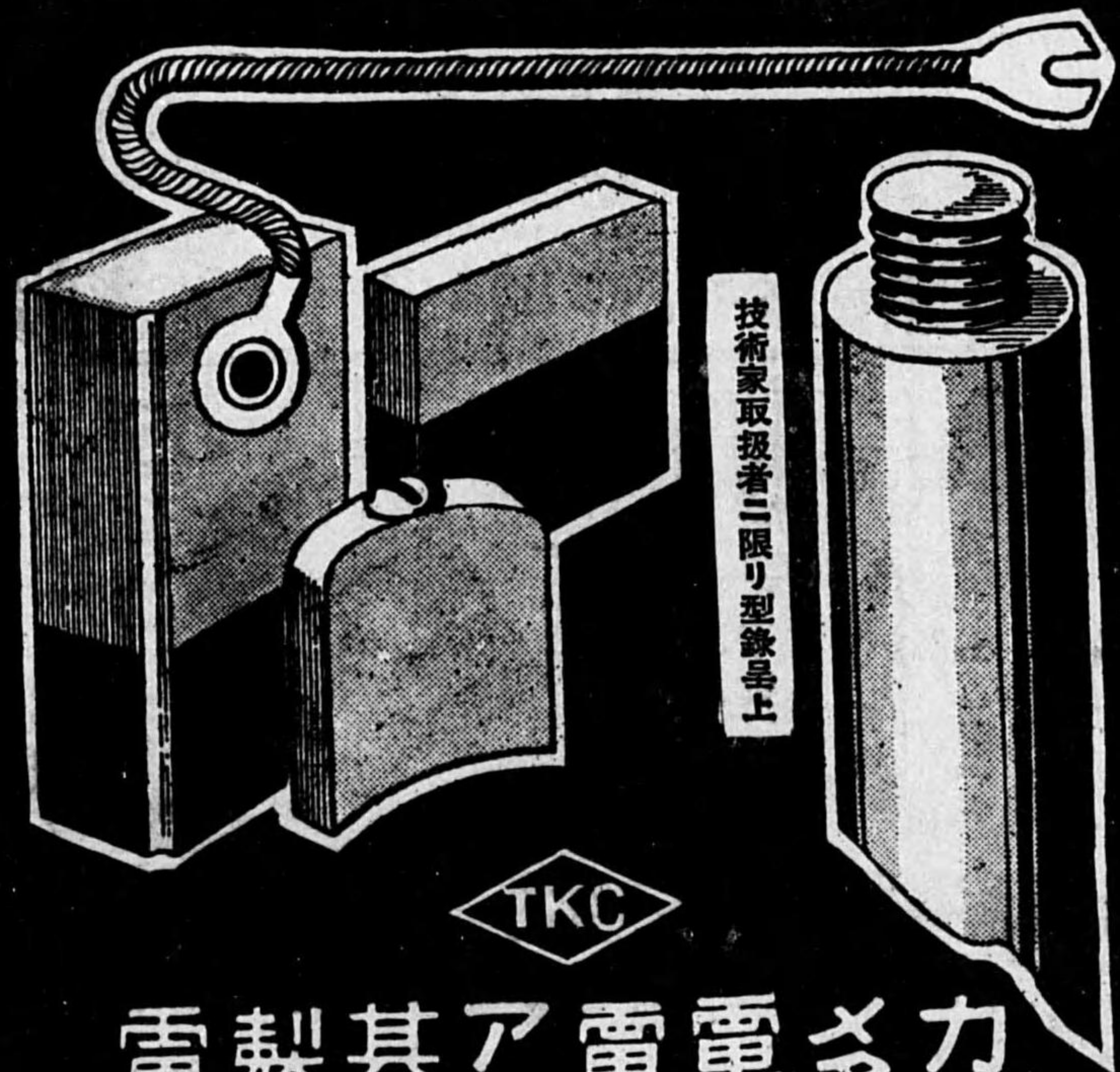
實用新案  
登録

館山式輕便ウキンチ



英電社

東京市芝区白金三光町二五三  
電話高輪(4)五六三二番

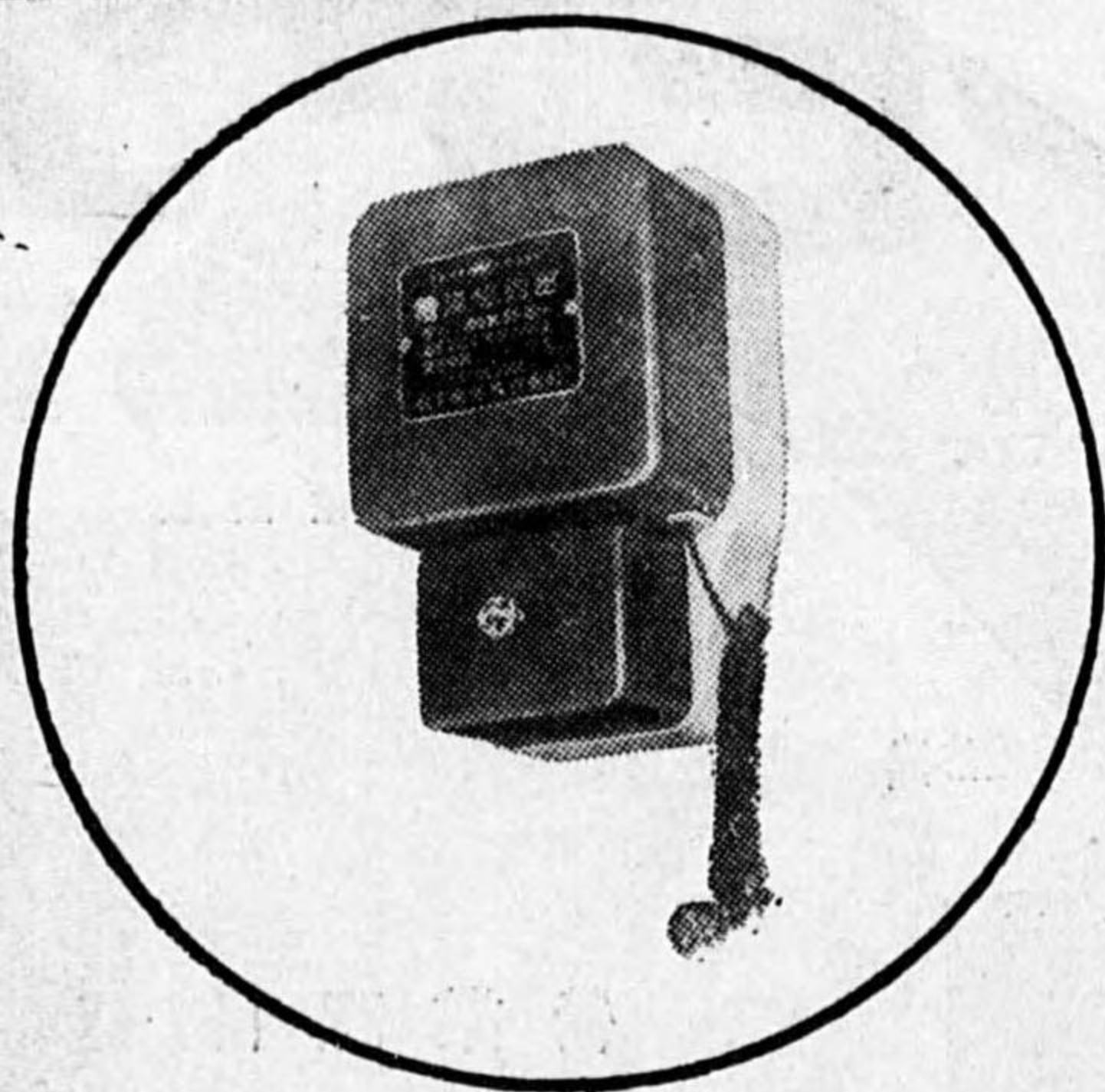


カーボン刷子  
メリツクカーボン  
電氣炉用電極  
電解用電極  
アーカカーボン  
其他カーボン  
製品一式  
電熱材料  
各種

陸海軍鉄道省指名

東海カーボン業合資會社

大阪市北区堂島三ノ三 電話北 三九三一番  
工場 大阪市北区浪花町一八 電話北 二八一五番



實用新案登録  
214075 號

型 式	定格電流
L 1	0.5 A
L 2	1 A
L 3	2 A
L 4	5 A
L 5	10 A

**本 器 の 特 徴**

- (イ) 小過負荷に對しては警告動作
- (ロ) 大過負荷又は短絡電流に對しては瞬時斷路動作
- (ハ) 自動及び手動復歸を兼備
- (ニ) 溫度に對する影響は絶無
- (ホ) 可動部は特別なる電氣的接觸
- (ヘ) 音響は絶無
- (ト) 調製便利

**本 器 の 取 扱 法**

- (イ) 主要部蓋及び端子部の蓋には別個は封印装置を具備する故動作電流調製後は主要蓋の封印を施し置かるゝが安全
- (ロ) 取付作業後は端子部蓋に封印され度し
- (ハ) 斷路動作後復歸せしむる場合には其の原因除去の後引紐を牽いて行はれたし
- (ニ) 器台を壁に取付くる場合電原會社により取付箇所が二ヶ所にて可なる場合には端子部の取付螺子を一ヶとし他の一ヶを省略するを便利とす

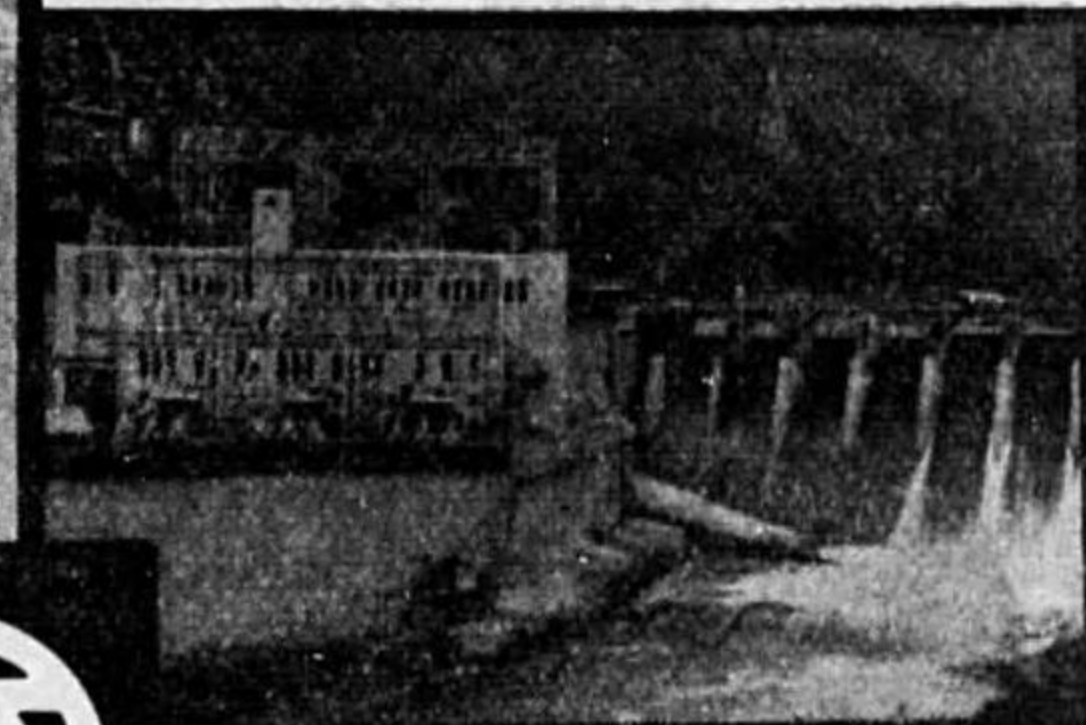
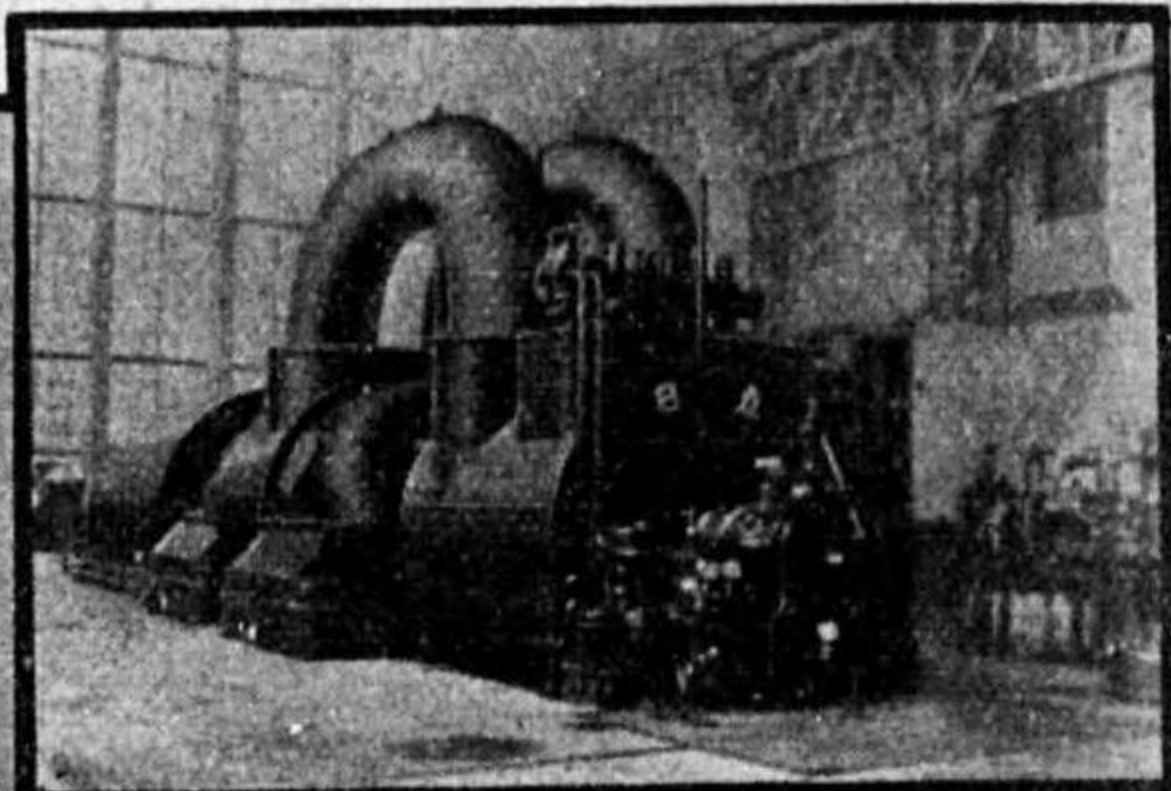
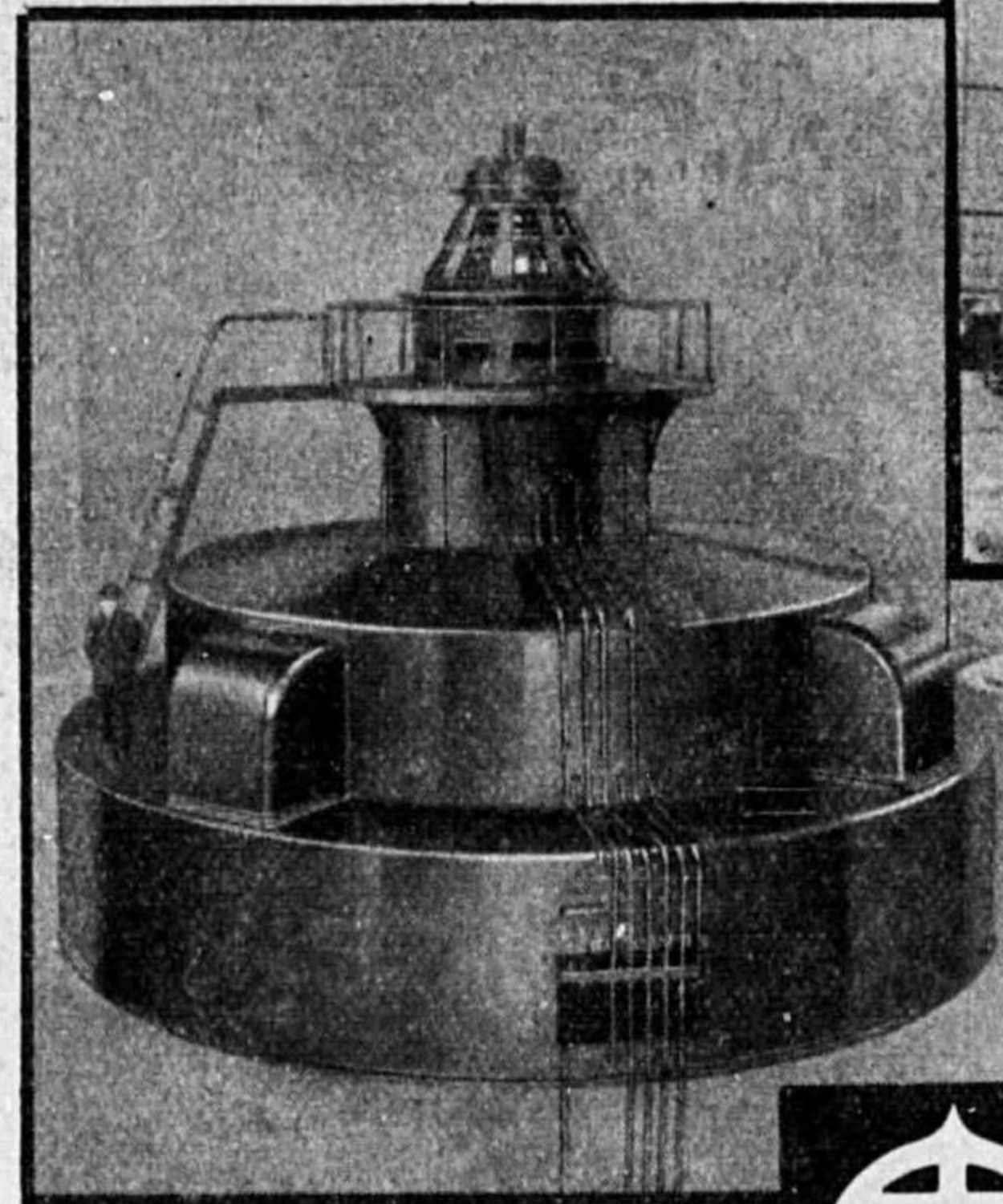
**ガ ン 電 流 協 約 器**

# テレビアン

## 1937年のラジオ



山中電機株式会社  
東京・穴森二丁目

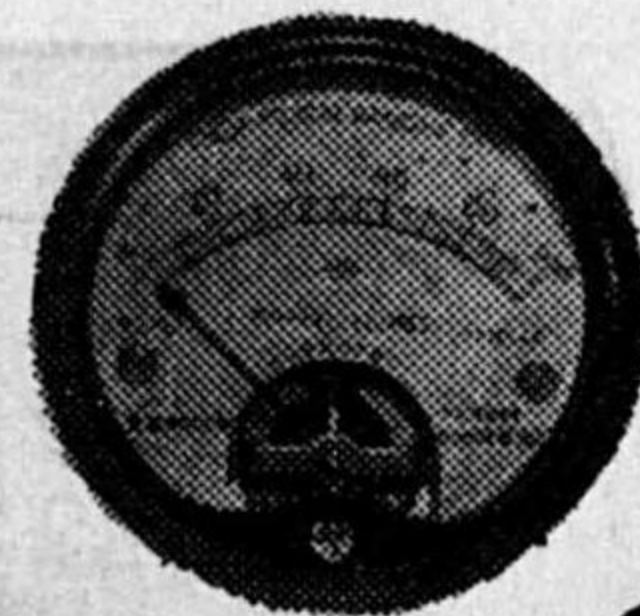


# 日立製作所

## 主要製品概目

- |       |        |
|-------|--------|
| 發電用機械 | 船舶用機械  |
| 鐵道用機械 | 鑛山用機械  |
| 建築用機械 | 電氣諸機械  |
| 土木用機械 | 家庭用電氣品 |
- 別館  
 東京市麴町區丸ノ内二ノ二〇  
 東京市麴町區丸ノ内二ノ六  
 大阪市西區土佐堀一ノ一  
 福岡市天神町二

- 八幡出張所 八幡市仲本町四丁目  
 宇部出張所 宇部市西區朝日町三ノ五  
 大連營業所 大連市山縣通二  
 新京出張所 新京大同大街二二三  
 奉天出張所 奉天淀町一二  
 京城營業所 京城府古市町四三  
 平壤出張所 平壤府黃金町五一  
 名古屋販賣所 名古屋市中區南大津町一丁目  
 札幌販賣所 札幌市南二條西一三ノ三一九



波長計用熱檢流計



船舶用無線電信機



自動式電話機

## 營業課目

- 無線電信電話機  
 有線電信電話機  
 電氣計器測定器  
 一般電氣機械器具  
 電氣工事設計請負

東京市麻布區富士見町三九  
 電話三田(45)自二一三一 至二一三五

# 安立電氣株式會社

THE YEAR-BOOK OF  
ELECTRICAL INDUSTRY OF JAPAN

Published by the Denki Shimpo Sya, Tokyo.

電 氣 年 報

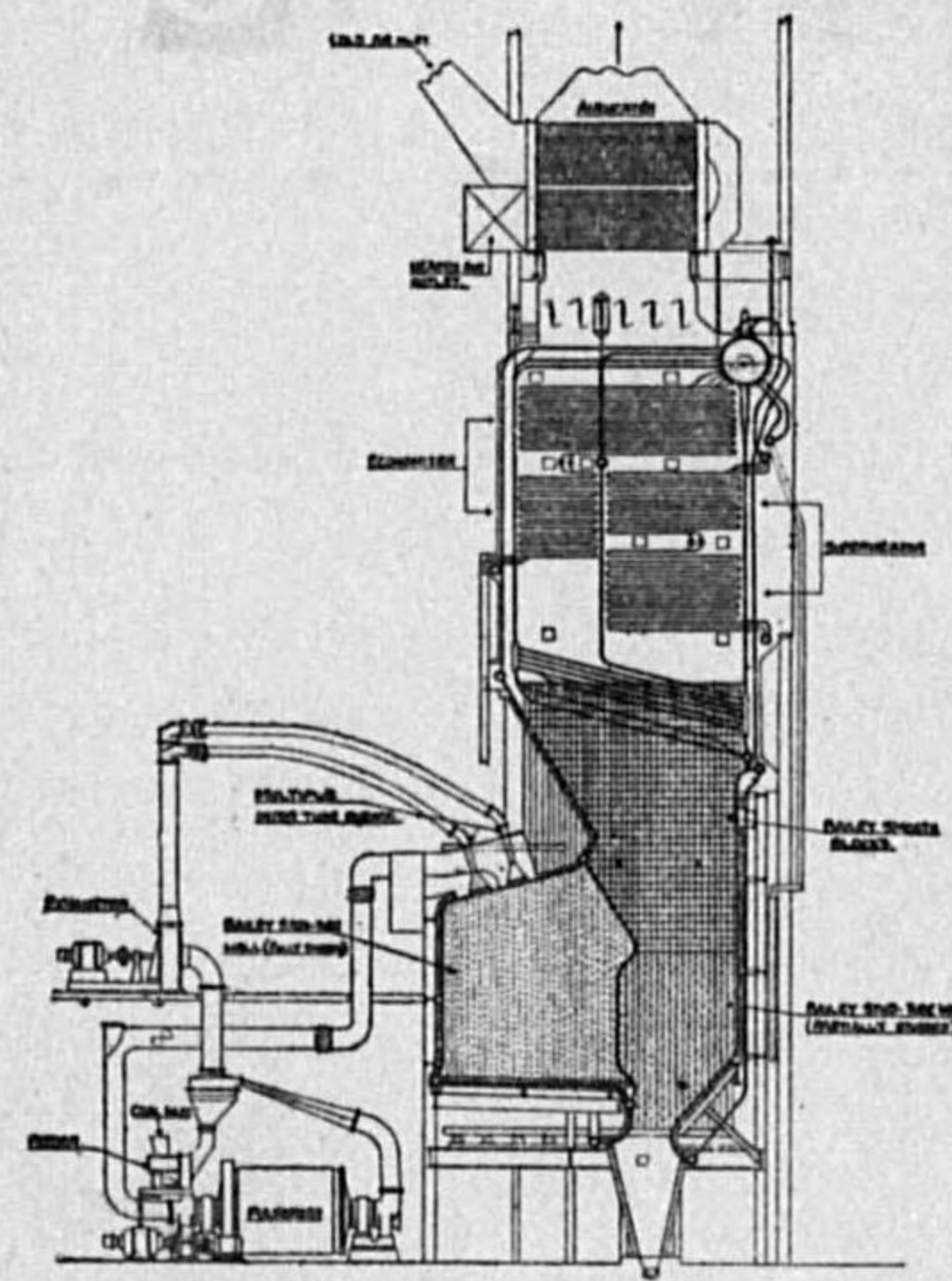
昭和二十年版



電 氣 年 報 社 株 式 會 社

東 京 ・ 大 阪

日本に於ける唯一の  
バブコック ボイラー  
製作會社にして



世界最大バブコックボイラー

横濱工場は過去三十有餘年  
間ボイラー製作に従事して  
居る。世界一流諸會社と提  
携し其の優秀なるデザイン  
及貴重なるデータの交換を行  
ひ凡ゆる點に於て世界一優  
秀なるボイラーを製作供給  
して居る。

東洋バブコック株式會社

本社及工場 横濱市磯子區磯子町一番地  
支社及出張所 東京・大阪・門司・大連・高雄

緒 言

日本電氣事業の發展は産業の根幹を動員する點に於て國際的影響力を持つ迄に至り就中我國現情より之を見る時夫は重要な資源ともなり、化學工業の發展と關聯して考へるときは原料の一種として見られるの情勢にある。即ち其の發展様相の段階に於て見るなら明治、大正を通じ産業發展の原動力として其の役割を果し來つたが、重工業の發展から最近に至る電氣事業は其の見方に於て全く一變した。特に二、二六事件以後に於て擡頭せる電力國家管理案に現はれたるイデオロギイは計畫經濟への轉換を強行せんとしての形を採り其の成否は暫く措くも經營形體を通じて見たる變遷は、供給區域確保の形を最後のものとして行はれる株式組織運營の考へ方を質的に一變し、一切が國防經濟線を生命とする計畫經濟化へのイデオロギイに轉換の第一歩を踏みつゝあることは否めない。

具體的には其の形式が、民有民營に依るか、或は民有國營に依るか將又國有國營に依るか、其の何れにせよ統制の形がより高度化せんとしつゝあることは事實である。

然しながら我國經濟が資本主義を肯定する以上、且つ國際經濟に飛躍せんとする以上社會主義國家に行はれるやうな計畫經濟遂行はディレンマであり斷じて危險であつて、寧ろ協力の形に於て之が行はれることを必要とする。

幸か不幸か我國の計畫經濟遂行のスローガンは資本家を全的に否定する態度を採り其の經營機構は之を官吏が當ると云ふに至つては遂にそれがセクシヨナリズムの擡頭であり官僚獨善であつたりすることに馬脚を現はすに至つた。

民間業者の全面的の反對は實に斯様なるところにあるのであつて、此の點爲政者は反省すべきである。即ち電氣事業者の經營才能は之を善用し、積極的に計畫經濟に参加せしめる態度を採る可きであつて、政府は單に法制の強化に依り運營の根本は絕對民間側に託すべきである。

茲に於て我國の電氣事業は一變しより高度の統制を完成すると同時に、國際的に躍進し得るものである。本年報を編輯するに當り今や我國の電氣事業が變革期に突入してゐる事が判然する。本年報を轉換機に立つ電氣事業として之を見るならば意義極めて重要であり其の目的を達する。

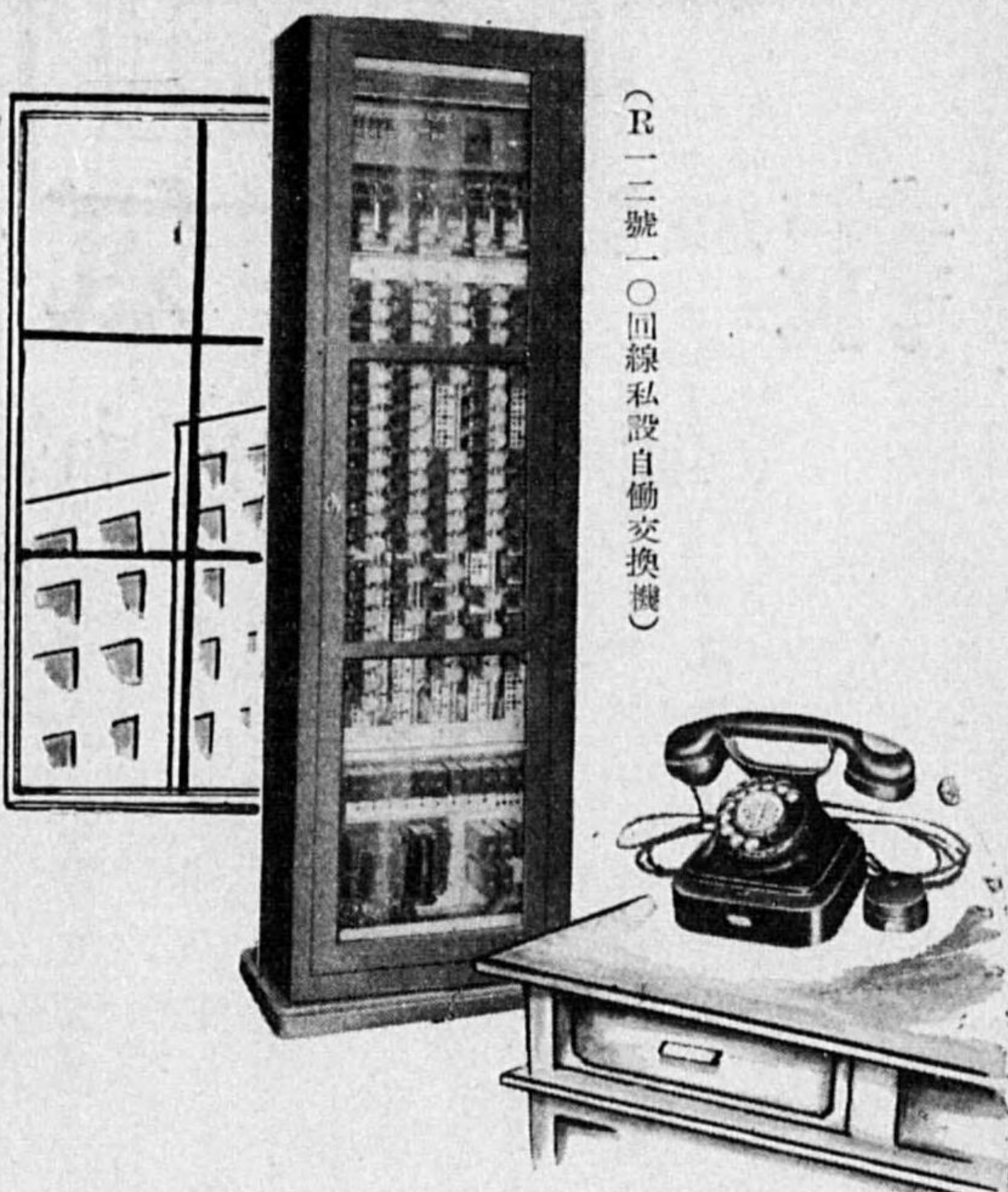
緒 言

營業種目

- 電話機
- 交換機
- 電線機
- 無線機
- 增幅機
- 中繼機
- 軍用通信機
- 鐵道通信機

- 船用通信機
- 電氣時計
- 被覆線
- 電纜コード
- 蓄電池
- 電球、避雷器
- 乾電池
- 電氣工事一式
- 請負並
- 工事材料販賣

(R一二號一〇回線私設自動交換機)



(イ—661自動式桌上電話機)

(イ—666自動式壁掛電話機)



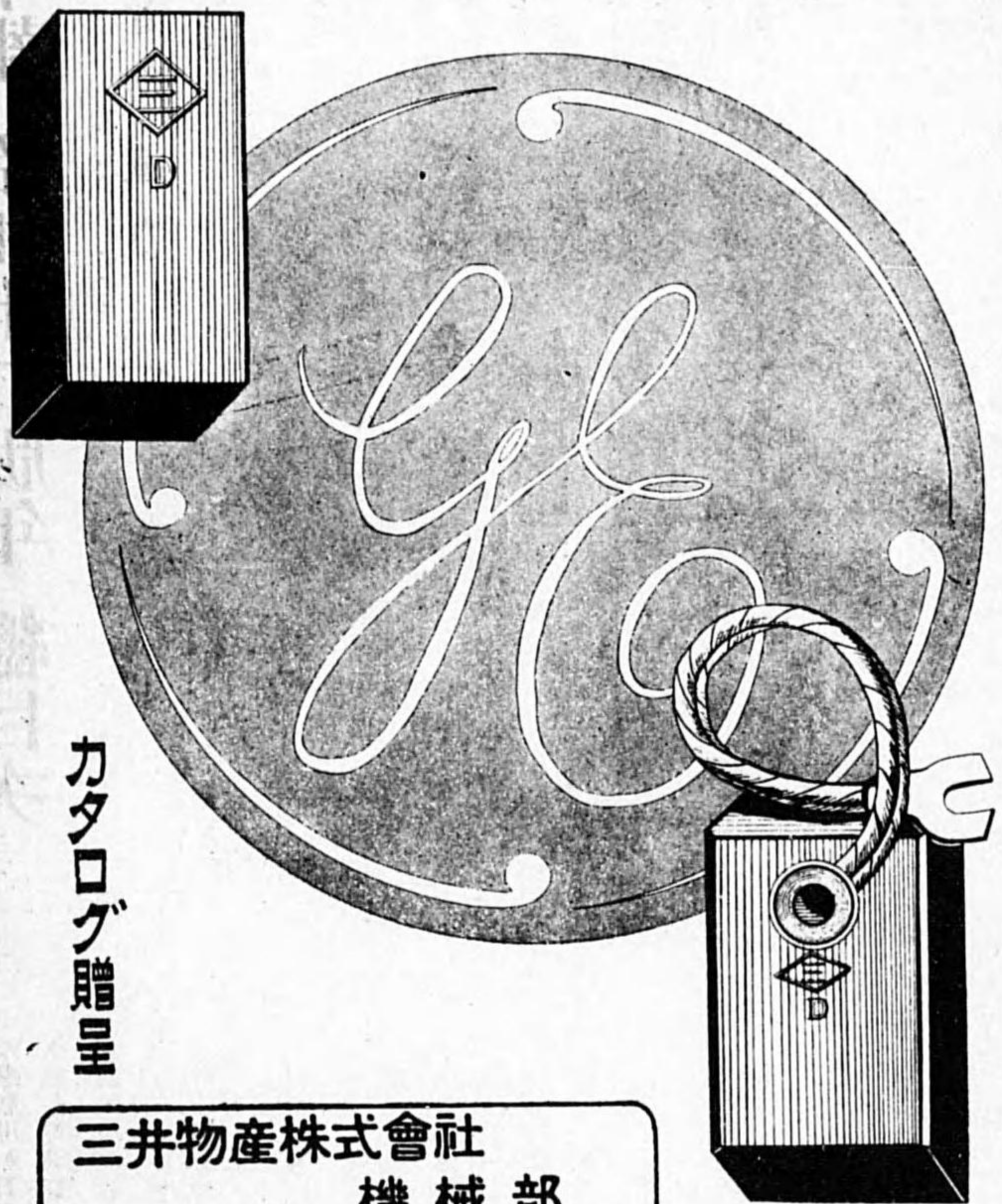
沖電氣株式會社

東京市麴町區丸ノ内一ノ六  
 (東京海上ビル新館二階)  
 電話丸ノ内(23) 自一二八一番、至一二八七番

支店 大阪・大連  
 出張所 札幌・名古屋・神戸・廣島・門司・福岡  
 熊本・京城・奉天・新京・哈爾濱・天津  
 代理店 大倉商事株式會社 臺北 其他各地

# 米國ゼネラルエレクトリック會社

## 標準炭素刷子



多數在庫アリ廉價且迅速

御用命ニ  
應ジマス

### 三井物産株式會社 機械部

東京市・日本橋區・室町

支店及出張所 大阪・神戸・小樽・札幌・函館  
金澤・横濱・横須賀・舞鶴  
廣島・吳・門司・八幡・大牟田  
長崎・佐世保・臺北・高雄  
京城・釜山・大連・奉天・新京其他

カタログ贈呈

# 電氣年報 昭和十二年 總目次

## 第一編 電燈電力

第一節 總說

一 賴母木遞相の持論  
二 庶政一新と電力國策  
三 電力統制の理想は國營  
四 理想斷行の好機  
五 民有國營案の特徴  
六 電氣萬能の二十世紀と我日本  
七 現行料金制度の缺陷  
八 農村に對する電氣の普及  
九 新興化學工業と電氣  
一〇 電力國營の根本理由と其利益  
一一 電氣事業の特質  
一二 發送電計畫統制の必要  
一三 電氣料金及供給條件統制の必要  
一四 事業經營方面の不合理  
一五 電氣行政改善の必要  
一六 料金値下の可能性  
一七 電力國營の背景たる思想

## 奧村調査官の抱く見解

電力國策斷行の急務  
電氣事業の大勢  
電力國策の目標  
拔本塞源の方策  
列國の電力政策

第二節 理論鬭争時代の顯出

一 日電社長池尾芳藏氏の反對論  
二 政府案の内容  
三 政府案作製の理由に就て  
四 電氣料金問題  
五 電氣料金低下の傾向  
六 政府案作製に關する二つの問題  
七 農村に對する電氣の料金低下  
八 特殊工業に對する低廉電力の供給  
九 政府案の檢討  
一〇 全國的供給區域の擴張  
一一 大規模發送電設備の建設  
一二 水利開發による燃料の節約

## 天惠利用か石炭節約か

水主火從國策の適否  
水利使用の合理化及重複設備の排除  
河川使用の實際の場合  
重複設備について  
料金低下  
政府案の缺點と見るべきもの  
將來に於ける建設資金  
法律上の疑義  
水利權の無償回收  
現物出資の強制  
政府の國營案は國家社會主義的「イデオロギー」を基調とするのではないか  
宇治電社長林安繁氏の駁論  
根本動機をなす思想問題  
不安定な政府の方針  
水力開發遲延の原因  
軍需工業への犠牲  
電力の合理化  
漸を逐ふて統制を  
論壇の雄小島精一氏の反駁論  
電力國營案の思想的背景

總目次

總目次

統制經濟主義と國營主義との對立 四  
 國防充實と國營案 五  
 電力開發は國營化を要せず 五  
 國防充實には官民協力が絕對要件 五  
 電力經濟の社會事業化を排す 五  
 民間事業の完壁を期すべし 五  
 獨逸ナチスの電力政策 五  
 先づ考ふべき技術上の諸問題 五  
 水力偏重の蒙を啓け—火力發電との 五  
 綜合的計畫が必要 五  
 日本官僚は事業に適せず 五  
 企業權の強制制奪は暴舉 五  
 發送電と配電との分離を排す 五  
 電氣事業法をかく改正すべし 五  
 統制官僚の質的改善が急務 五  
 民間事業家覺醒 五  
 未開水利權開發の合理化 五  
 未開水利權のみの國營案を排す 五  
 ナチスの動力經濟法と日本の 五  
 事業法との比較 五  
 第三節 主要新聞の論調 六  
 東京朝日新聞社 六  
 東京日日新聞社 六

東京日々新聞(十一年六月二十四日) 六  
 讀賣新聞 六  
 中外商業新報 六  
 第四節 電力國家管理關係五法案 六  
 五法案要綱 六  
 日本電力設備株式會社法案要綱 六  
 電力管理に伴ふ社債處理に關する法律案 六  
 要綱 六  
 電氣事業法中改正法律案要綱 六  
 五法 案 七  
 電力管理法案 七  
 日本電力設備株式會社法案 七  
 電力特別會計法案 七  
 電氣事業法中改正法律案 七  
 電力管理に伴ふ社債處理に關する法律案 七  
 第五節 電力問題經過 八  
 自昭和十一年三月一日 八  
 至昭和十一年三月三十一日 八

電力需用の増加 一九  
 發電所の建設 一九  
 火力發電所 一九  
 自家用火力發電 二〇  
 第二節 電氣事業概況 二〇  
 電氣事業の發達 二〇  
 事業數及發電力の彙類 二〇  
 事業數及發電力の増加 二〇  
 電 燈 二一  
 電 力 二一  
 電氣鐵道 二一  
 資本及利益 二一  
 電氣機器類 二一  
 電氣化學工業 二一  
 發電水力 二一  
 第三節 昭和十一年 二一  
 發電事業の異動 二一  
 新設事業(昭和十一年中新に 二一  
 事業經營の許可を受けるもの) 二一  
 開業事業(昭和十一年中新に事業 二一  
 經營の許可を受けたるもの) 二一

供給區域擴張及軌道延長(昭和十 一  
 一年中供給區域擴張又は軌道延長 一  
 の許可を得たるもの) 一  
 新設發電所(昭和十一年中新設の 一  
 許可を得たるもの) 一  
 落成發電所(昭和十一年中落成使 一  
 用の認可を受けたるもの) 一  
 發電所出力變更(昭和十一年中新 一  
 に出力變更の許可又は認可を受け 一  
 たるもの) 一  
 發電所廢止(昭和十一年中發電所 一  
 廢止の許可を受けたるもの) 一  
 受電(昭和十一年中受電、廢止受 一  
 電々力變更更許可又は認可を受け 一  
 たるもの) 一  
 水力使用許可(昭和十一年中新ら 一  
 たに水利使用の許可報告ありたる 一  
 もの但十キロワット未満を除く) 一  
 合併讓渡認可(昭和十一年中合併 一  
 又は讓渡の認可ありたるもの) 一  
 資本の増減(昭和十一年中資本の 一

増減(昭和十一年中資本の増減を 一  
 届出でたるもの) 一  
 準用事業認定その他 一  
 第四節 昭和十一年電力需用実績 一  
 第五節 昭和十一年電力界年誌 一  
 一 月 一  
 大同、中部間に一萬キロ融通契約 一  
 豐田自動織機矢作と一千キロ契約 一  
 二 月 一  
 姫川第五地點の水利權問題解決す 一  
 西部共同火力創立發表總會 一  
 東邦電力の料金値下認可さる 一  
 發電水力使用許可につき内務省、 一  
 地方長官に通牒 一  
 木曾川疏水流量水利統制の調査方 一  
 針を討議 一  
 四 月 一

豐田刈谷工場受電矢作に凱歌 二〇  
 京都、吹田間電化用電力驚異的安 二〇  
 値で大同に落札 二〇  
 國鐵關西電化用電源、能野川上流 二〇  
 で五萬六千キロ開發 二〇  
 黒部第三開發に認可下る 二〇  
 九州共火の第二増設認可 二〇  
 灘區域の讓渡に認可下る 二〇  
 日本電工大町工場十萬キロ電源確 二〇  
 立案 二〇  
 五 月 二〇  
 關共第六號機の増加力の四社割當 二〇  
 決る 二〇  
 神戸市十一年度受電割合決る 二〇  
 富山縣所有峰發電電受の關係認可 二〇  
 下る 二〇  
 日本電工が高瀬川で二萬六千キロ 二〇  
 開發 二〇  
 富山縣營柳又黒雜二萬キロを開 二〇  
 發 二〇  
 東電購入電力續々契約なる 二〇  
 新地點發電所建設に關する當局の 二〇



方針 二〇九  
 内務省土木局調査の未開發電力三百四ヶ地點 二〇九  
 四國渡川水電の十一萬V線認可 二一〇  
 渡良瀬水電大間々發電所建設計畫 二一〇  
 高知縣電力統制進む 二二一  
 七月 二二一  
 東電小野川の工事施工認可 二二二  
 神戸市電と日宇兩電契約なる 二二三  
 放送局用二千キロ受電問題に日電敗る 二二三  
 日電、東京火力増備の必要性を發表 二二三  
 中國合同電力料金値下認可 二二三  
 東京電燈の業務検査施行 二二三  
 東京電燈の業務検査成績 二二四  
 有峰堰堤築造地點を變更申請 二二五  
 東電鶴見火力擴張工事完了 二二五  
 東電信濃川發電の設計變更承認さる 二二六

平岡發電所四萬三千キロ開發を矢作水力が計畫 二二六  
 昭和電力椿原發電所出力四萬キロ 二二六  
 四國中央水電の懸案解決す 二二六  
 天津電業創立さる 二二七  
 宇電姉川發電施工認可決定 二二七  
 大同電力の寢覺發電所建設認可 二二八  
 九月 二二八  
 富士電力大間發電所の施工認可發令さる 二二九  
 十月 二二九  
 昭和電力が庄川筋の開發變更大同寢覺工事に着手 二二九  
 四國中央の十一萬送電線認可さる 二三〇  
 鐵興社立谷澤川發電に認可發令 二三〇  
 大日電江別火力出力増加認可 二三二  
 四國中央新居濱第二火力増設認可 二三二  
 電氣化學和賀川發電認可下る 二三三  
 熊本電氣の料金値下げ 二三三  
 長津江水電七千萬圓に増資 二三三

十一月 二三四  
 電力地方合同の先驅としての東邦と合同電氣の合併 二三四  
 上毛電力一ノ瀬發電所工事施工認可 二三四  
 屋久島の包藏水力は十萬キロ程度とみらる 二三四  
 山陽中水飾磨火力が特殊發電機を増設 二三五  
 大同阪神六千キロ需給契約遂に認可 二三四  
 京成電軌の電氣料金値下認可 二三五  
 大井川發電所東電と臨時需給開始 二三五  
 東邦電力下原開發認可と決定 二三五  
 和田川發電所施工認可さる 二三六  
 關共四社への増給認可 二三七  
 四縣にわたる東電の料金値下實施 二三七  
 關西共火七萬五千キロ機増設認可 二三六  
 東邦、合同電氣の合併條件決定 二三六

長津江水電の第三次發工認可 二二〇  
 第六節 關東・中部の近畿・中國・四國・九州六地帶需用電力想定と發送電豫定計畫 二二〇  
 第七節 西部共同火力創立 二二一  
 設立指令發せらる 二二二  
 日鐵對戶畑市の交渉紛糾 二二三  
 創立總會 二二四  
 第八節 中部共火の創立 二二四  
 第九節 東北振興電力 二二四  
 設立準備 二二四  
 工事着手 二二四  
 第十節 東電鶴見火力發電所工事概要 二二四  
 第十一節 長津江水電の發電計畫 二二五  
 計畫概要 二二五  
 電力の消化 二二五  
 第十二節 國營案實施後の各府縣別 二二六

水力地點 二二七  
 第十三節 國營案實施後の大發送電計畫 二二七  
 第十四節 尾瀬原及利根川水力計畫の全貌 二二七  
 第十五節 餘吾湖開發計畫 二二七  
 第十六節 料金更改に對する當局の方針並に示達事項 二二八

第三編 電氣鐵道軌道

第一節 總觀 二二八  
 第二節 帝都交通統制案なる 二二八  
 交通統制の機運起る 二二八  
 都市研究會の統制會社設立案 二二九  
 第三節 大阪の交通統制 二二九  
 大阪地方全般に對する交通統制案 二二九  
 大阪市内のみに對する交通統制案 二三〇

要項 二三七  
 第四節 名古屋市の交通統制進捗 二三七  
 第五節 國鐵電化 二三八  
 第六節 關門トンネル工事 二三八  
 第七節 運賃割引規程と私鐵 二三九  
 第八節 大型バス取締の細目協議 二三九  
 大型バスの進出 二三九  
 建議の趣旨 二四〇  
 監督局依命通牒を發す 二四〇  
 第九節 參急、伊勢電の合併成る 二四〇  
 伊勢電整理案 二四〇  
 訴訟問題落着 二四一  
 參急、伊勢電の合併成る 二四一  
 第十節 阪急、阪神、神戸乗入れと値上問題 二四一  
 第十一節 電鐵界年誌 二四一  
 十二月 二四一  
 關西急行創立總會 二四一

京成電車のバス統一成る 二五八  
 東武鐵道が鳩ヶ谷バスを買収 二五八  
 三 月 名古屋市の赤バス買収 二五八  
 四 月 路面電車の擁護を建議 二五七  
 福岡市の高速計畫再調査 二五七  
 五 月 東京乗合、城東電軌を合併 二五八  
 名古屋市の高速鐵計畫 二五八  
 六 月 關西線の電化計畫成る 二五九  
 私鐵補助方針の決定 二五九  
 七 月 沼津濱松間電化最終調査終る 二六〇  
 國鐵電氣關係改良工事費割當決る 二六〇  
 八 月 廣島、吳間の電化 二六一  
 仙山隧道電化工事 二六一  
 山陰本線の電化を要望 二六一  
 九 月

道路費分擔の内務、鐵道協定成る 二六一  
 列車の最高速度制限を緩和 二六一  
 十 月 阪急電鐵増資 二六二  
 國鐵の伊豆半島一周電車線計畫成る 二六三  
 京阪の運賃値下げ 二六三  
 十一月 富士身延の委託經營 二六四  
 鐵道同志會、バス對策を協議 二六四  
 十二月 四十三キロ軌條の製作に着手 二六四  
 大阪市バスで電氣自動車採用 二六五  
 六甲山電鐵創立 二六五  
 關西急行工事に着手 二六五  
 第十二節 地方鐵道現況 二六六  
 (昭和十一年十二月末日調、鐵道省監督局調査)  
 第十三節 軌道現況 二六七  
 (昭和十一年末日調、鐵道省監督局調査)

第四編 電氣通信

第一節 總觀 二六九  
 通信事業の擴充 二六九  
 制度の整備 二七〇  
 無線通信事業 二七〇  
 放送無線電話 二七一  
 第二節 通信網の整備 二七四  
 計畫の要旨 二七四  
 ケーブル線路の選定 二七五  
 各幹線の使命 二七五  
 計畫遂行上必要なる無線網 二七五  
 電氣網搬送化基本計畫 二七六  
 ゴーレンシステムを採用 二七六  
 電線路統一問題で逓信省聲明 二七六  
 統一實行案作成さる 二七七  
 第三節 電信電話施設の擴張 二七七  
 昭和十一年度電信電話擴張及び改良 二七七  
 昭和十一年度電信電話事務開始局 二七八

昭和十二年以降通信ケーブル架設擴張案 三〇一  
 昭和十一年度新規着手の電話電話事業 三〇一  
 電信電話擴張改良事業計畫の費用決定 三〇二  
 第四節 日滿通信連絡 三〇三  
 日滿直通連絡ケーブル線敷設 三〇四  
 日滿直通電信豫想通話數 三〇四  
 日滿電話建設課 三〇四  
 第五節 滿洲の電氣通信事業 三〇六  
 事業概要 三〇六  
 電信事業 三〇七  
 電信事業 三〇八  
 第六節 航空無線、テレビジョン、無線寫真電送 三〇〇  
 第五編 放送 三〇〇  
 第一節 總觀 三〇三  
 第二節 聴取加入者の概要 三〇四

十一年加入概要 三〇四  
 所轄加入成績 三〇六  
 市郡部加入成績 三〇六  
 加入激増の原因 三〇七  
 許可、廢止の職業分類 三〇八  
 加入申込の取扱數 三〇九  
 新規加入者の使用受信機 三〇九  
 廢止者の廢止事由 三〇九  
 第三節 放送技術の進歩 三〇〇  
 周波數監視 三〇〇  
 同一周波數放送に關する研究 三〇〇  
 單一側波帶及搬送信方式に關する研究 三〇二  
 現用放送機改善に關する調査 三〇二  
 電波傳播現象に關する研究 三〇二  
 放送用演奏室音響に關する研究 三〇三  
 送話器の製作並に研究 三〇三  
 受信機に關する調査並に研究 三〇三  
 認定並に監査試験 三〇三  
 放送聴取障害防止に關する研究 三〇四  
 第六編 電機工業 三〇四

第一節 總觀 三二五  
 第二節 水車發電機 三二六  
 第三節 火力發電機 三二九  
 第四節 電力設備 三三四  
 同期調相機 三三四  
 回轉變流機 三三五  
 周波數變換機その他 三三五  
 第五節 電氣鐵道 三三五  
 第六節 電線電纜 三三五  
 架空送電線用鋼心アルミニウム線 三三六  
 線 三三六  
 キヤプタイヤーケーブル 三三六  
 市内電話ケーブル 三三六  
 長距離電話ケーブル 三三六  
 海底通信用ケーブル 三三七  
 電力用紙ケーブル 三三七  
 第七節 送配電工事 三三八  
 送電鐵塔 三三八  
 電柱 三三八  
 第八節 材料及器具 三七

電極	三三
電氣爐	三三
電熱	三三
ポットモーター	三三
織條	三四
蓄電池	三四
醫療電器	三四
第九節 電氣計器	三四
第十節 電信電話	三四
第十一節 電機界年誌	三四
配線器具製造業組合生る	三四
高速度カーボン刷子國産化	三四
富士電機の火力機界進出	三四
芝浦マツダ工業創立	三四
國産受信機歐洲へ初見參	三四
八日會活動開始	三四
石川島芝浦タービン會社設立	三四
通信機器の國産化	三四
第二S・O式電氣淨油機實施權整	三四
電社へ	三四
ネオン係争大審院へ	三四
沖電氣の特殊印刷電信機	三五
長津江第二用機完成	三五
古河電工が輕合金界に進出	三五
品川電機の無妨害真空管	三五
工業用三十萬XV線裝置	三五
<b>第七編 電球工業</b>	
第一節 我國電球工業の現狀	三五
一、組合制による統制	三五
二、共販會社による統制	三五
三、技術的合同	三五
日本電球工業組合聯合會	三五
昭和十一年度割當表	三五
第二節 輸出狀況	三五
第三節 輸出電球の統制成る	三五
大阪輸出電球創立	三五
東京輸出電球創立	三五
第四節 對英輸出電球取締	三五
その後の輸出狀況	三五
朝鮮工組に自制を勸説	三五
第五節 歐洲向輸出電球の統制	三五
第六節 電球検査に關する建議	三五
電球の検査に關する件	三五
<b>第八編 電氣化學工業</b>	
第一節 電氣化學工業製品生産高	三五
本邦統計	三五
第二節 本邦電氣化學工業製品輸出	三五
入高	三五
第三節 本邦電氣化學工業用電力	三五
統計	三五
第四節 電池	三五
乾電池	三五
鉛蓄電池	三五
各種電池の製造試作	三五
第五節 電氣冶金	三五
銅	三五
金銀	三五
亞鉛	三五
鉛	三五

その他の主要金屬	三四
第六節 電解酸化製品	三四
鹽素酸ナトリウム	三五
過鹽素酸アンモニウム	三五
過酸化水素	三五
第七節 電氣用カーボン	三五
電氣爐用電極	三五
電解用電極	三五
電氣用刷子	三五
電話器用カーボンその他	三五
第八節 電氣爐	三七
第九節 アルミニウム工業	三七
第十節 マグネシウム工業	三七
第十一節 鐵鋼	三〇
第十二節 窒素工業	三一
<b>第九編 滿洲國電氣事業</b>	
第一節 電氣事業發達の徑路	三三
日本側明治年間創業時代	三三
大正年間集中時代	三四
昭和年間初期苦難時代	三四
滿洲事變後の統制時代	三五
第二節 電氣事業行政及法規	三五
電氣事業行政監督	三五
電氣事業法規	三六
第三節 發送電變電設備	三六
發電設備	三六
發電設備の内容	三六
事業者別發電設備	三七
電氣周波數と滿洲電氣委員會	三九
送電設備	三九
變電設備	三九
第四節 電氣鐵道	三九
電氣鐵道	三九
第五節 電力需給狀況	三九
電燈需要狀況	三九
電力需要狀況	三九
第六節 電氣料金	三五
第七節 投資狀況	三六
第八節 電力資源	三七
第九節 四大都市の電氣事業	三八
大連	三八
奉天	三八
新京	三九
哈爾濱	四〇
第十節 滿洲電業株式會社の設立と	四〇
電事界の將來	四〇
滿洲に於ける電氣事業合同の機運	四〇
電氣事業の合同成立に至るまで	四一
第十一節 電氣關係諸團體	四五
滿洲電氣協會	四五
滿洲電氣委員會	四五
電氣試驗所	四六
電氣學會滿洲支部	四六

第十編 世界電氣事業

概観

- 一、英國 四〇九
- 二、米國 四一三
- 三、獨逸 四一六
- 四、佛蘭西 四一七
- 五、ソヴェートロシア 四三三
- 六、支那 四三九

附録 電機製作業者索引

安立電氣株式會社 四三三	川北電氣土木工業株式會社 四七〇	株式會社三陽社製作所 四六五	株式會社千代田組 四三〇
旭電氣株式會社 四八〇	關西電線株式會社 四六七	株式會社坂下製作所 四八四	チエルベルジ株式會社 四六三
東電機製作所 四四七	汽車製造株式會社 四五五	三和電氣土木工事株式會社 四八七	株式會社中外電氣工務所 四八八
岩淵電氣工業株式會社 四七三	株式會社東京三製作所 四八〇	芝浦電氣工業株式會社 四四四	津田電線株式會社 四六七
株式會社岩崎レール商會 四七五	株式會社北中製作所 四八四	シイメンズシュケルト電氣株式會社 四六三	電氣設器株式會社 四七〇
株式會社今泉製作所 四四四	工藤電氣工務所 四三三	芝浦マツダ工業株式會社 四四四	帝國製紙株式會社 四七五
合資會社岩野商店 四七六	株式會社黒崎製作所 四三三	松風工業株式會社 四四四	株式會社電元社 四七五
株式會社宇都宮電機製作所 四六六	黒崎電機株式會社 四三三	品川電機株式會社 四六六	帝國商事株式會社 四六三
株式會社梅文商店 四六五	クロードネオン 四三三	昭工社電機製作所 四三三	電昌社 四六五
株式會社荏原製作所 四三三	電氣株式會社 四六六	松和電器商事株式會社 四三三	株式會社戸上電機製作所 四三三
英電社 四三三	國産工業株式會社 四三三	住友金屬工業株式會社 四三三	東京電機製造株式會社 四三三
株式會社菅電社 四三三	株式會社神戸電機製作所 四三三	株式會社住友電線製造所 四三三	東京電機株式會社 四三三
大阪變壓器株式會社 四三三	國華電機株式會社 四三三	菅原電氣商會 四三三	株式會社東京計器製作所 四三三
沖電氣株式會社 四三三	株式會社小糸製作所 四三三	株式會社精電會 四三三	東京計器電機株式會社 四三三
大垣電線株式會社 四三三	株式會社弘電社 四三三	株式會社千野製作所 四三三	東京計器株式會社 四三三
株式會社大阪電氣暖房商會 四三三	株式會社高工社 四三三	株式會社高田商會 四三三	東京計器株式會社 四三三
株式會社大阪電機工業所 四三三	國産電機株式會社 四三三	大日電線株式會社 四三三	東京計器株式會社 四三三
岡崎製作所 四三三	光源社 四三三	太陽電線株式會社 四三三	東京計器株式會社 四三三
株式會社大阪電機工業所 四三三	株式會社佐々木商會 四三三	高砂工業株式會社 四三三	東京計器株式會社 四三三
龜山商店 四三三		合資會社大正電機製作所 四三三	東京計器株式會社 四三三
		田尻電機製作所 四三三	東京計器株式會社 四三三
		高柳電氣工業所 四三三	東京計器株式會社 四三三

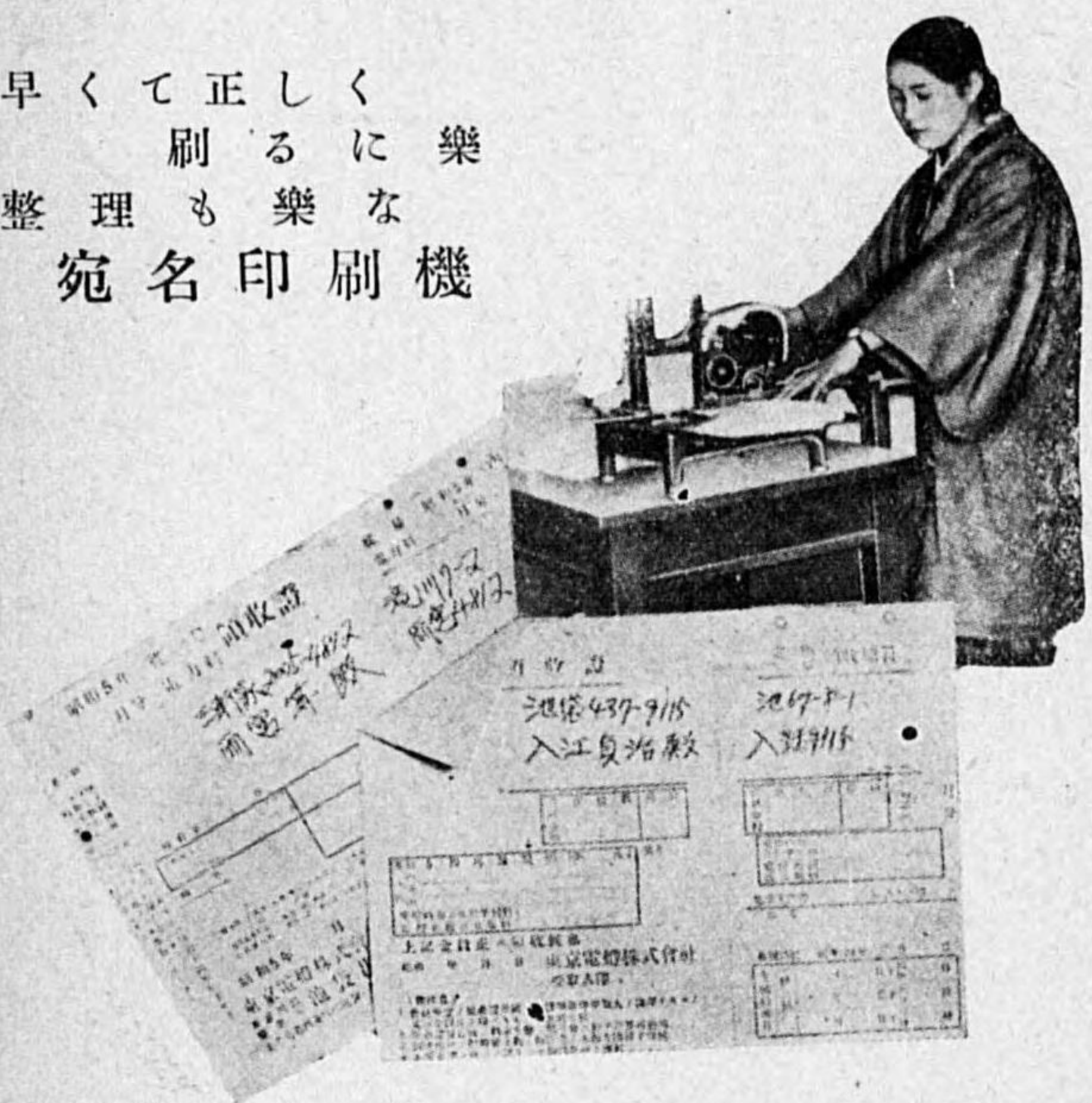
東京電氣無線株式會社	四六	日本電波株式會社	四六	三井物産株式會社	四三
トキワ電機製作所	四三	日本無線電電話株式會社	四九	株式會社南信吉商店	四七
株式會社中島製作所	四六〇	株式會社日新工業製作所	四七	株式會社明電舎	四三
内外電氣鑄接機株式會社	四七五	寝屋川電機合資會社	四七	× トロ電球株式會社	四二
ナニワ電球工業株式會社	四八〇	合資會社能美商會	四六〇	森商店	四四
ナシヨナル滿庵株式會社	四九	ハ バクナル株式會社	四八	株式會社山本商會	四三
ナシヨナル電球株式會社	四九	株式會社早川金屬工業株式會社	四八	山崎電線株式會社	四七
ニ 日新電機株式會社	四八	社	四九	湯淺伸銅株式會社	四四
日本電化カーボン株式會社	四七	藤倉電線株式會社	四九	株式會社菱美電機商會	四八
日本車輛製造株式會社	四六	合資會社福島商店	四九		
日本石油株式會社	四三	古河電氣工業株式會社	四九		
日本橋梁株式會社	四六〇	日瑞貿易株式會社	四六		
日本ハイフ製造株式會社	四六〇	日本電 株式會氣	四六		
日本電 株式會氣	四六	日本電池株式會社	四三		
日本電池株式會社	四三	日本碍子株式會社	四三		
日本カーボン株式會社	四三	日本電氣鑄接機株式會社	四七		
日本電氣工務株式會社	四七	日本電氣製造株式會社	四九		
日本電器製造株式會社	四九	日本電具株式會社	四九		
合資會社新田帶革製造所	四三	日本金屬工業株式會社	四九		
日本金屬工業株式會社	四九	日本電球株式會社	四八		
日本電球株式會社	四八	日本纖維株式會社	四八		
日本醫療電氣株式會社	四三	日本光機工業株式會社	四五		
日本電氣無線株式會社	四六				
三井物産株式會社	四三				
株式會社南信吉商店	四七				
株式會社明電舎	四三				
× トロ電球株式會社	四二				
森商店	四四				
株式會社山本商會	四三				
山崎電線株式會社	四七				
湯淺伸銅株式會社	四四				
株式會社菱美電機商會	四八				

# 廣 告 目 次

安立電氣株式會社	三〇	神奈川電氣株式會社	後八七	弘業製作所	後五
(ア)		關西電線製造所	後五	(サ)	
(イ)		京都電燈株式會社	後一七	酒井鐵工所	八
(ウ)		京三製作所	後六	三陽社製作所	一〇
宇治川電氣株式會社	後三	黒崎製作所	一五	山陽水力電氣株式會社	後三
上田電機商會	後三	熊本電氣株式會社	後二	(シ)	
(エ)		黒川電器製作所	後四	庄川水力電氣株式會社	後八
英電社	一七	工藤電氣工務所	後五	新日本計器製作所	後三
(オ)		クロードネオン電氣株式會社	後五	(ス)	
沖電氣株式會社	中扉裏	(カ)		住友電線製造所	表紙ノ三
大阪陶業株式會社	一四	神奈川電氣株式會社	後八七	(セ)	
大阪ビルヂング東京支店	後二	關西電線製造所	後五	精工社製作所	後四
大阪鐵道株式會社	後四	京都電燈株式會社	後一七	整電社製作所	後五
王子電氣軌道株式會社	後一〇	京三製作所	後六	(タ)	
大井川電力株式會社	後一五	黒崎製作所	一五	大軌參急電車	後九
大阪中央放送局	後三	熊本電氣株式會社	後二	大日本電力株式會社	後九
岡電機製造販賣所	後三	黒川電器製作所	後四	大同電力株式會社	後四
岡崎製作所	後三	工藤電氣工務所	後五	臺灣電力株式會社	後六
小穴製作所	後三	クロードネオン電氣株式會社	後五	(チ)	

事務能率 100%

早くて正しく  
刷るに樂  
整理も樂な  
宛名印刷機



諸官廳、諸會社  
電力會社、保險會社

御用

手廻式

印刷の實演

本機は一ツツ異つた宛名を  
次から次へ刷り出されます

カ  
タ  
ロ  
ク

丸 甲 商 會

東京驛前丸ビル三階三〇七區

電話丸ノ内(23)三九〇九番

次 目 告 廣

千代田組	後三	東電電氣商品株式會社	後四	日立製作所	三
中興電機株式會社	後三	東京電氣時計株式會社	後元	藤倉電線株式會社	一
津田電線株式會社	後四	東洋貿易商會	後七	古河電氣工業株式會社	二
帝國電力株式會社	後六	南海鐵道株式會社	後五	富士電機製造株式會社	六
帝國電氣株式會社	後三	中島製作所	後四	富士電力株式會社	四
電昌社	後四	日本電氣株式會社	後三	松下電器株式會社	一九
東京電氣株式會社	表紙ノ一	日本電具株式會社	後三	松村電器製作所	後五
東西電球株式會社	表紙ノ二	日本電力株式會社	後三	松重電機商店	後五
東京電氣無線株式會社	四	日本電球工業組合聯合會	後元	丸甲商會	目次後
東京製線株式會社	五	日本絶緣材料株式會社	後三	三菱電機株式會社	表紙ノ四
戸上電機製作所	一三	日新電機株式會社	後四	三井物産株式會社	緒言裏
東海カーボン窯業合資會社	一六	日本電氣工事株式會社	後四	メトロ電球株式會社	後四
東洋パブコック株式會社	三	日本電線株式會社	後五	明電會	後六
東邦電力大阪出張所	後二	阪和電氣鐵道株式會社	後四	横河電機製作所	後七
東京電燈株式會社	後三	阪神急行電鐵株式會社	後六	山中電機株式會社	一八
東邦電力株式會社	後三	阪神電氣鐵道株式會社	後八	屋井乾電池株式會社	後四〇
東信電氣株式會社	後三	バグナル株式會社	後三		
巴組鐵工所	後三				

廣 告 目 次

# 第一編 電力問題

## 第一節 總說

總說 昨年度より本年度にかけて終始したる問題に電力の國家管理案がある。廣田内閣に於ての重要國策の一つとして提唱され、以來全經濟界の反對に遭ひ遂に政情の變化と共に第七十議會に於ては不提出の形を採りたるも、未だ全く解消したるに非ずして依然今日の問題として殘されてゐる點に注目が拂はれる。

問題の發生が歴史的事情に基づくとは言ふものゝ、二・二六事件を契機とし唐突として登場したるもので、其の意圖する處は國家社會主義思想の立つ計劃經濟實踐化への試みとも見られ、其の影響は資本主義經濟機構への一大修正を伴ふものである。

ドイツ的イデオロギーに胚胎するものか或はソヴェットの計劃經濟に據るものか其の眞偽は之を措くも、謂ふところの電力料金の低下、豊富なる電力獲得のスローガンも遂には理論的にも敗退の姿勢に到りたるを思ふとき、議案が日本資本主義の現段階に於て尙何等かの欠陥を有するものとして検討すべきことを裏書きするものである。

然しながら電力國家管理案の議會不提出を以て全面的後退と見るのは大いなる誤まりであつて提唱される國內事情は愈々強化し國際的環境裡にあつての我國の事情は何等かの形を以て電力統制への具體的一步を踏み出すことに迫られてゐることは否定できぬ。果して如何なる型を招來するか以下二・二六事件を契機とし、廣田内閣成立以來の政綱を掲げ電力案が如何なる状態を辿つて來たかを見やう。

今回描らずも大命を拜し異常の事變の役を承けて内閣を組織す、其の任や甚だ重く洵に恐懼の至りに堪へず、現下我國内外の時局は

極めて多難にして其の淵源甚だ彌し、政府は茲に確固たる決意を以て庶政を一新して難局の打開に當らんとす、抑も施政の基本は肇國の理想を顯揚して一君萬民學國一體の實を濟すに存す、此故に鞏固なる國體觀念を愈々明徹にするは政府の本務にして内外諸般の方策皆此に朝宗すべきは言を俟たざる所なり、就中文教を刷新し國民精神を作興すると共に國體と相容れざる思想を芟除し常に國憲國法の尊嚴を保持するのは特に現下の時局に處しその最も切要なるを信ず國際信義に立脚して列國との誼を敦うし東亞諸國の共存共榮特に日滿兩國の不可分關係を基調として東亞の安定力たるの實を擧げ延いて世界の平和人類の福祉に貢獻するは帝國一貫の方針にして外交、國防共に此國是に即應せしむべし、政府は國際情勢の現狀に鑑み國防の充實並にこれに關する諸施設の整備擴充に努力すると共に統一ある自主積極的外交の確立を期す國運の進展に適應せしむる爲税制の改革金融の改善等財政經濟の刷新に努め産業貿易の伸張に力を盡し以て國力の基本を倍ふは現下喫緊の要務なり、近時社會の各方面に亘り宿弊漸を追うて繁く國民生活に對する重壓愈々加はらんとし各般の利害隨所に對立を惹起しつゝあるは我が道義立國に背反し國家の憂患之より大なるはなし、此故に政府は國民生活のあらゆる分野に於て其安定向上を前途として施設經營の徹底を圖り遍く陛下の赤子をして其堵に安んぜしめんことを期す、庶政の匡革は今や單に作用運營のみに於て全きを期し難く大に吏道を振肅し行政機構の更新を必要とするに至れり、政府は徒らに舊慣に回はるることなく廣く内外の大勢を遠觀して時世に適切な改善を行はんことを期す、各般の國策を具現するに當り政府は所部を策勵してその萬全を期するは固より、又普く衆智を採り深く民意に察し、苟くも躁急事を進

むるを戒むと雖も、其是なりと信ずる所に向つて斷乎として邁進し敢て一時を翹望して百年を大計を忘るるなからんことを期す。このときに當り遮信大臣頼母木佳介は電力國營の問題を掲げて廣義國防の見地より庶政一新の大政策を斷行せんとしたのである。

これより廣田内閣の臨時議會を経て、この問題互解に至るまでの十ヶ月間は電力の統制強を化基調とする電力國家管理案の顯出まで事業界は申すに及ばず、論壇に於てもその論議の中心課題として、物論囂々たる中であつた。

先づ順序として頼母木遞相の十數年來の持論と云はれる電力國營に對する見解並びに奥村内調々査官の見解とを披瀝してみ様。

### 頼母木遞相の持論

庶政一新と電力國策 電力國營問題は、庶務一新の一標目として私が一つの具體案を閣議に提出したのを契機として、朝野注目目的となり、これに對する賛否の議論も眞剣な態度で種々行はれてゐる。而してこの問題は私として二十年來の持論であるが、何も私によつて始めて唱へられたものではない相當古くから政界、業界、學界の各方面に於て研究され、實行に移すべきだといふ議論も行はれたのである。昭和六、七年頃の如きは、現在電力國營に反對を表明してゐる一部電力業者の中にも、その形式は必らずしも一様ではなく、又動

機も必らず單純ではなかつたやうであるが、電力國營の必要を政府に進言する者があつた程である。

政黨では私の屬してゐる民政黨が、大正十五年政務調査會の一部局として電力統一調査委員會を設け、電力統制方針を研究した結果、

- 一、電力事業を國營にすること
- 二、特殊會社を組織し電力事業を統一せしめること
- 三、法律的に電力事業を統制すること

の三案を得、この三案についてなほ調査を繼續すべきことを決定してゐる。更に昨年私が黨の筆頭總務をやつてゐる際にも、政務調査會で電力事業國家統制策の確立を急ぐべきことを決定してゐる。

政友會も同じく大正末年電力國營に關する具體案を發表してゐるが、その結論として國營が最も理想的なることを力説してゐる。貴族院の公正會では同じく大正末年分科會を設けてこの問題を研究し、現在の電氣事業の不統一を難じて、適當な解決策を早急に樹立するの要あることを述べてゐる。個人として電力國營を唱へた者は、各方面を通じて、多數で一々列擧すべくもないが、故山本条太氏の如きは最も聲を大にして之を主張した一人であり、その提唱した理由も堂々たるものであつた。私自身もまた過去の永い政治生活を通じて、電氣事業經營の最終の目標は國家の統一の下に置くといふことに在りといふ信念を堅持して來て居る一人である。

國營の方法によるか否かは暫く別としても、今日の電氣事業何等かの方法で統制の強化を要するといふ事には、恐らく何人と雖も異議はないであらう。電氣科學の進歩發達に伴れて、近代國家に於ける電氣の重要性が殆んど際限なきまでに加増されて來て居る現今では、一層その必要が痛感されるにも拘らず、これが手段形式の問題になると、容易に適當妥當な名案が發見出來ずに居つた譯である。

電力統制の理想は國營 從來我國に於て唱へられた電力統制案を見ると、先づ民營を基調とするものに、五大電力會社合併及び電力プール案の二つがある。五大電氣會社合併案は、五大電力會社が我國電氣事業界に占むる巨大な地位に鑑み、これを合併すれば全國大の技術的統制の大半の目的を達し得るとして唱へられたものであるが、この案は利害關係の錯綜して居る五大電力會社が、自發的に合併するものといふ前提に於て、既に實現が困難以上不可能事とされてゐる。假りに合併が出來たとしても、これに對する監督權を行届かすことが非常に困難で、動もすれば獨占資本の横暴を招來する惧があり、事業の公益性を遺憾なく發揮せしめる代りに、利慾を逞うしすることになり勝ちである。電力プール案は、各事業者が協同して電力プールを組織し電力の相互融通、發送電設備の合理的運轉を爲さんとする案であるが、これは會ての電力過剰時代に、電力事業者が料金低下を阻止する目的を以て唱へたもので、言はば事業者の利益擁護に都合のよい



仕組のものに過ぎぬ丈に、今日所謂消費者や國家本位の政策とは成り立ちが違ひ、到底期待をかける事が出来無い。

次に全國の既存事業を打つて一丸とした特殊會社を創設するといふ案がある。これは元來發送電事業の國有國營を理想とし、そこに至る前提として考へられた案であるが、これは政府が眞に其の期待する通りに活用せんとするには、少くとも株式の過半数を所有する必要がある。従つて第一に出資上の困難を伴ふのみならず、假りにそれが出来たとしても、日常の運営に對して、民營なるが故に國家意思を完全に遂行せしめることは、其の實在を奪ふものであり又不可能でもある。實行上の數々の困難を克服し得たとしてもなほ斯くの如き不徹底な効果しか期待出来ないとすれば、この案も採るべき方策とは言ひ難い。

最後に國營を基調とする統制案であるが、前記の諸方策が、いづれも、電氣事業の公益性に立脚して國利民福を主眼とする趣旨からすれば、不徹底極まるものであるとする所から、之が最も理想的な案として考へられるのが國營である。

凡そ電力統制政策を考へる程の者で、結局國營問題に想ひ到らぬ者はないので、その結果今日では我國の電力政策としては、國營が最も理想案であるといふことは既に定説となつてゐて、私も亦前述する如く之を以て年來の持論とするものである。所が愈々之を實行に移すとなると、解決容易ならぬ財政上の難關に逢著するのである。今日電氣事業、電鐵を含む

のまゝにして監督を強化する位の處で、改善案として澁々考へられたものである。

**理想斷行の好機** 私は先般揣らすも大命を拜し、廣田内閣の選任大臣として、この問題解決の責務を擔つたものであるが、當初から「必らずこの重大懸案を解決せねばならぬ」と心中深く期する所があつたのである。

抑々現内閣は未曾有の不祥事件の後を承けて非常時局打開の大使命を帯びてゐるのである。その組閣に當つては庶政の一新を中外に聲明し、その所信に向つて邁進し以て國家百年の大計を樹立せんとしてゐる。又その施政方針に就ては、國防の充實國民生活の安定産業の興隆を三大政策としてゐるのである。従つて普く國民生活の内容に喰入り、且つ一般産業の基礎となつてゐる電力の根本方策を確立することこそは、現内閣の主義方針を最も克く具現するものと言はねばならぬ。

この信念を持して私は就任早々事務當局に命じ、電力國營の方針を指示し、これを實行に移すべき具體案の作成を急がせたのである。勿論これが實行に當つては、國家財政上の事情を考へ、經濟社會に及ぼす影響を可及的に少くすることを、忘れてはならない眼目としたのであるが、而かもこの非常の秋、抜本塞源の國策を樹立するがためには、多少の犠牲や幾分の摩擦はやむを得ないことである、之を憂へ遲疑逡巡しては録の刃のこぼるゝを恐れて草を刈らぬと同様に、遂に

む全體の資本は約五十億圓の巨額に達し、資本額の點から言へば我國諸事業中の首位を占めてゐる。今これを國有に移さうとすれば、これだけの金は直ちに現金で支拂ふか、或は公債を交付するか、いづれにせよ國家財政にとつては容易ならぬ負擔を覺悟せねばならぬこととなる。五十何億の現金を以て買収するといふことの不可能事であることは言ふまでもないが、公債を交付することについて考へて見ると、電力公債は生産公債であり、且つ交付公債として考ふれば、之を特別會計の負擔として、別に一般財政に影響しないといふ様にも一應は考へられるのである。しかし實際問題としてはかく簡單には行かない。一時に巨額の公債が氾濫することは、假令それが交付公債であつても、證券市場に影響する所大きく、一般公債の發行力を困難ならしめるであらうことも考へられるし、又將來電力設備擴張のためには毎年一億圓以上の新規の資金が絶對的に必要なのであるが、之が動もすれば時々の財政事情に掣肘される虞がある。若し一度公債政策の爲發電計畫が歪曲され、違算を生ずるやうな場合があると、基礎産業たる電力事業を國家の經營に移した甲斐がないのみならず、却つて一般産業の發展國家の興隆を妨げる由々しい結果となる。従來の國營論者はこの財政上の難關といふ問題に突き衝ると、國營は同時に國有であるとして、全く實現不能なるものとして斷念し、それ以上は最早深く掘下げた研究はしなかつたのである。従つて國營案以外の電力統制案は、現状

何事も爲さざるの結果に陥る外はないのでこれは嚴に戒めた所である。

かくて想を凝らし案を練つた結果、得た案が、所謂發送電事業の民有國營である。

此の案は、國營案の最大難事とされる財政上の種々の難事を避けて、實行を容易ならしめる點に於て、従來の國營に比し格段の進歩を示してゐるものと信ずる。尙之について最も考慮を煩はしたのは、謂ふまでもなく國家財政に及ぼす影響と、既存事業への打撃を最小限に止めるといふ點であつた。即ち前記公債政策上の難關を克服するのでなければ、電力國營は永久に理想に止まり實現不可能の烙印を捺さなければならぬ。茲に於て種々研究の結果事業經營を國家の手に收め、設備は民有とするといふ設備民有、運營國家、即ち民有國營の方策を採る事が現下の時局に徴し最も妥當なりとの結論に達し、これを根本方針として具體案を練つて居るのである。而してその實行方法は次の要領に基づいてゐる。

**民有國營案の特徴** イ、國營の範圍は、國家統制によつて最も顯著な技術的經濟的利益を擧げ得る發電及送電事業に限定する。

ロ、國營に必要な發送電設備は新に設立する特殊の株式會社をして提供せしむる事とし、政府は之に對し一定の基準に依る合理的な使用料を支拂ふ事とする。又既存のものにして

國營に必要な部分は、この特殊會社に現物出資せしめるが、その價格の評定は特に重大なるにより、朝野の權威者を網羅する評價委員會を設けて適正且つ遺漏なきを期する。

ハ、政府は特殊會社の提供する、發電設備を使用して發電し、自ら電力の卸賣を爲すのであるが、その場合電力料金は、國家的要求を考慮し、例へば業態別料金といふ可き産業政策や社會政策を加味したるものとし、更に全體的に料金に均衡を得せしめると共に、可及的低減を企圖する。

ニ、特殊會社は政府の樹立せる發送電計畫に基いて、設備の建設、保守に任ずるものとし、政府はその業務の遂行を容易ならしめる爲めに資金の調達、工事施行上の便益等諸種の特權を與へて建設費の低下を助ける事とする。

ホ、特殊會社の主要役員は任命、定款の設定變更、社債の募集、利益金の處分其他の重要事項についての政府の監督は、多くの特殊會社の例に倣ふも、相當強いものとし、又會社の業務に關し必要な監督命令を爲し得る事とする等國策遂行に協力する機關としての職責上萬遺憾なきを期する。

ヘ、配電事業はその業務が、取引商談、サービス等商的要素が大であり、且つ既存事業に急激廣汎なる影響を及ぼすことを避ける意味合よりして、之を國營の外に置き、民營又は公營のまゝとするが、其の爲電力卸賣國營の効果が中斷されぬ様に、配電業務に對して周密なる再吟味を加へ、供給區域の整理統合、料金監督の擴充其他の方法を講じ、萬遺憾なき

ことを期する、以上の如く本案は先づ國營移管に伴ふ巨額の買収資金を要せず且つ民間資本を有効に活用して、時々の政府の財政策、議會或は會計法規等に掣肘されるが如き事なく、設備の擴張、改良計畫の遂行を容易ならしめるといふ大きな利益があり、更に經濟的には單に現在の電力資本の一部が特殊會社の株式に振り變はるといふだけのことで、その間の變動もまた比較的尠少なるを得るといふ考へである。斯くの如き趣旨に依つて立案された本案は、その精神に於ても、實質的效果に於ても、我國現下内外の情勢に適應した、最上の案なるを信じ、敢て閣議に提出して實現を期してゐる次第である。

**電氣萬能の二十世紀と我日本** 動力を支配する國家は世界を支配すると解せられてゐる。洵にその通りであつて、而かもこの位我國にとつて心強いことはないと思ふ。と言ふのは石炭、石油が原動的であつては我國は落伍者となる恐れ大なるにも拘らず、今日では動力と言へば電力以外には考へられないまでに、この方面に於ける電氣の應用が擴大進歩してゐるからである。我國には石炭が乏しい、石油は殆んどあるかなきかの慘さである、其他多くの天然資源は一として世界に誇り得るものがないが、たゞ一つ、電氣發生の源である水力のみは、世界の中でも國土の小なる割合には豊富な方に屬してゐるのである。

現代は正に電氣時代である、十九世紀の産業革命は機械の重要にして緊急なる事であると言はざるを得ないのである。

**現行料金制度の缺陷** 我國の電氣事業は、その普及率の點では世界有數と言はれてゐる。だが之は表面の事であつて更に仔細に検討してみると、内容的には少しも世界的に誇り得る所の沙汰ではない。試みに之を人口一人當りの電力消費量についてみると昭和九年の我國人口一人當り電力消費量は三百二十キロワット時程で、世界主要電氣國に比較して僅かに蘇聯と伊太利を凌いで世界第九位に列するに過ぎない。日本より優位に在る國の消費量、諸國三千二百六十六キロワット時、瑞西一千二百九十五キロワット時であるのに比すると全く桁違ひで、米國七百二十キロワット時、英國四百四十キロワット時、獨逸四百七十キロワット時等に較べてもその利用の深さの點ではひどく不充分で、もつと大いに充實させねばならぬ。こんなことでは、豊富な水力電氣を唯一の武器として、世界の競争場裡に立たなければならぬ日本としては到底満足出来る筈がない。

何故かういふことになるかといふと、それは勿論生活程度の相違にも因るのであらうが、又電氣の普及状態が偏頗である、換言すれば電氣料金が全国的に均衡がとれてゐない、且つ一般に料金が割高であるといふことに歸する。その極端な例は地方農村であるが、今日農村の電氣料金は農民の經濟としては確かに高い。大部分の農村では電氣を動力に使用する

發明に依つて達せられた、二十世紀の文明は、産業は、實に電氣の文明、電氣の産業に外ならないのである。されば世界各國いづれもそれらの國情に應じた電力國策の確立に急いで、十年前已に國營を實行してゐる英國を始めとし、北米合衆國、瑞典、蘇聯邦、其他諸邦皆然りである。我日本は、實にこの電氣時代の機運に際會して、勇躍國際競争場裡に進出し、東洋の工業國たるの面目を發揮するの要素たる天然の水力資源に恵まれてゐる天恵豊かな國である。

日本が地勢風土の上に豊富な水力電氣に恵まれたといふ事は、我々の齊しく妙なる天の配劑に感謝を捧げねばならぬ所のものである。従つて我々はこの天與の資源を能ふ限り有効に使用することに心掛くべきであつて、苟しくも個人の小さな打算的觀念から、私益の對象とするが如きことがあつてはならないのである。然か、この點に於て我が現狀を見ると、必ずしも満足なる状態であるとは稱し難い。むしろ反對にこの貴重なる興國の資源を冒瀆し、其の開發利用の餘命を私有して短縮する如き現状にありと言つても過言であるまい。これは貴重な寶物を手にしながら、正當な使ひ途を知らぬ爲めに寶の持ち腐れをやつてゐると同様で、若しこの儘に放置して意外に早く水力の生命が終了して、最早電氣は水力に依り難い場面に達著した際を想像すると、慄然として肌粟するばかりである。されば一刻も早くこの不合理な状態を是正して、積極的に電力利用の國策を確立することこそ、眞

どころか、薄暗いせいゝ十燭光位の電燈を一燈位つけて、而かも高い料金を支拂つてゐるといふのが實狀である。これを世帯を單位にして普及率を計算すると九十何パーセント、瑞西に亞ぐ世界第二といふことになるが、一世帯當りの燭光数は極めて低く、到底外國とは較べものにならないのである。私は都會の電氣料金と雖も現狀に満足すべきものであるとは考へてゐないが、差し當つて改善を要するのはこの地方農山漁村の電氣に於てであると思ふ。

しかし、電氣事業を現在のやうに分立した營利會社の手に委ねてゐたのでは、改善は永久に不可能であると思ふ。即ち需要状態が悪いと電氣會社も引き合はないから料金を高くする。逆に料金が低いといよいよ需要は増加しない。この因果關係は營利を目的とし且つ個々分立した會社の經濟である限り、已むを得ない次第であるが、この種の料金の不均衡不合理的は、都會地に於て隨所に發見出来るのであつて、料金が地方々々によつて千差萬別なるのみならず供給制度も區々で、合理的な一定の標準を立て難く電燈料金に付いて言うても十六燭光で高い所では一燈一圓以上もするかと思ふと、安い所では五十錢内外ですむといふ甚だしい高低の差があるのである、このことは動力料金、電熱料金に於ても同様である。そして負擔力の強い大工場が料金の割引を受け、反て中小工業者が割高の動力料金を支拂つてゐるといふ不公正な例も少くない爲め、中小工業者は咽喉から手が出る程欲しいに拘らず電

氣を使用出来ずとゐるといふ事實は周知の如くである。かくて中小工業者の電氣會社の不滿となり、料金低下運動に伴ふ騒ぎの源となるのである。家庭電熱利用も、今日都會に於ては充分普遍化する可能性を持つてゐるものであり、又その實現の徹底が人類の任務と考へるものであるが、現狀ではこれは決して容易な仕事ではない。全く諸外國に對比しても恥かしい程の貧弱さである。どこの家庭でも電燈が一燈か二燈ついでゐない家庭がないからと言つて、普及状態が世界第二であると誇つてゐるものは、このやうな人間生活の最低限度の光明で甘んじさせられてゐる惨めさが潜んでゐる事實に心付かぬ人である。かゝる状態は需要供給の關係を基礎とした自由な營利經營の經濟上からはやむを得ぬ事情かも知れぬが、國家として全體的に考へるとき到底このまゝで捨て、置けな問題である。私は電氣事業の公益性、即ち電氣が國民生活の必需であるといふ點や、基礎的産業であるといふ點、更に我國の如き天然の國家資源たる水力に源を仰いでゐる點等から見て、電氣の供給は出来るなら原價そのまゝの値段で、しかも國民全體に公平に供給するのが理想で、之を一個の營利の目的とすべきでないと思はれるのであるが、現在の組織としては電氣料金にはかうした考慮が伸々拂はれ難い、公共の利益と云ふよりは先づ自分の社の經營上の都合から料金を割出して決めて行き、公益目的は二の次となるといふことは、之を以て電氣會社を責めるのではないが、營利本位の經營である

以上必然で、如何に監督を嚴重にし、料金の査定を嚴格にした所で、限度のあることで、よい加減の所で我慢する外なく、所詮は組織の點迄掘下げて行かねば解決出来ないことである。

農村に對する電氣の普及 近時農村を疲弊から立直つて貰はねばならぬといふ事が、朝野の間に重大問題となつて居り、又之は眞に國家の一大事であるに相違ないのであるが、安い電氣を豊富に農村に供給し得ることは、この目的を達する上にも相當な役割を果すことになると思はれるのである。勿論農村振興が、電氣の普及だけで足るとは決して考へないが、少くとも電氣は重要なものゝ一つであり且つ先驅的なものであると確信する。

農事電化といふことは、これを細かく分けると農事作業の電化、副業動力の電化、工業の地方分散といふことにならう。

從來我國の農村にどの位電力が消費されてゐるかといふと最近の統計では僅かに十萬キロワットに過ぎない有様である。これは我國全體の四十分の一にも足らない數字である、我農村は電氣の方面から見ると正しく開拓を待設けられてゐる處女地といふべきである。これを諸外國の例に較べて見ると、丁抹、佛蘭西、瑞典、獨逸の如きはいづれも全消費量の少くとも四割、多くは七割迄農耕用に電氣が利用されてゐるのである、如何に我國の農村が電氣の利用から遠ざかつてゐ

るかは、この一事に見ても明かである。

而して我國の農業は、從來主として農産物の生産増加を圖るといふことを中心にして發展してゐる。例へば土地の開墾若しくは整理による可耕面積の擴張、農業技術の改善、特殊農産物の増殖奨励等に依つて農村の振興を圖り得るものと考へられてゐたのである。しかしこれ等諸多の生産増加を目標とする方策も、依然として素朴な人力を主としたもので、器具の點でも餘り科學的な考慮を拂はれてゐないのであつて、こんな事では高の知れたもので、効果を擧げ得ないのである。今後は須らく電氣を應用して農事作業の機械化により生産費の節減、品質の向上を圖り、農繁期には勞力を補ひ、閑散期には餘剩勞力の換價の爲の動力となり又大規模な揚水や排水機械を利用して可耕面積を擴張するか、或は悪田を良田とする等の方法により原始産業の域から脱却せしめべきものである。かくの如く農事作業を電化すれば、農村の電氣需要は將來約四十萬キロにも上らうといふ見込である。

又生産の地方分散を計り、之を電化によつて家庭工業化し、農村の餘剩勞力を現金収入に替へる途を拓くのは當に農村振興に有效な丈でなく、産業の基礎を固める國策としても大に研究せねばならない點であつて、之等は今後の指導宜しきを得れば、充分見込あるべきものである。いづれにせよ農村に對しては、低廉な電氣を晝夜を通じ普く供給するの方途を講じ、暗き田舎を明るくしラヂオを響かせ、動力の本を授

けることは國家的に極めて必要な事であつて、鐵、石炭に恵まれない瑞西が家庭用に十二億餘キロワット時の電力を使用して世界に特異な工業國となつて居る實例を見ても、我國の農村振興方策にも多大の示唆を與ふるものであると思ふ。兎に角よと思ふことはどしどし試みることである。文句は後で聞くべきである。悪いのは何も出來もせぬ辭に唯人の事に難辭ばかりつける事である。

**新興化學工業と電氣** 照管用としての電氣、工場用動力としての電氣については既に一般に知られてゐる通りであるが、近年國防上不可欠な新興化學工業方面に電氣の應用が旺んになつて以來、電氣は照明や動力としてのみでなく、實に重要な國家的産業の原料とも云ふべき役割を演ずることになつて、電氣の價値と云ふものは飛躍的に増大して來たのである。今日では人間生活に於ける太陽や空氣の如く、近代國家の生成發展のためには電氣は、普遍的、基本的な不可欠な要件となつてゐるのである。即ち電氣はカーバイト、石灰窒素、硫酸、曹達の製造を始め特殊鋼等の合金工業乃至はアルミニウム、マグネシウム等の輕金屬工業に至るまで多種多様の化學工業に應用せられてゐる。而してこれ等の諸工業製品が、從來國內需要の爲、外國から輸入してゐたものであり、而かも軍需品として豊富に要求されてゐたものであるといふ事は、説明するまでもないところである。

アルミニウムは將來鐵や銅、場合によつては木材の代用品

にもならうとまで云はれ、用途汎大なものである。曾ては銀と同格の貴金屬として取扱はれてゐたアルミニウムも、低廉豊富な電氣によつて容易に國內に製造せられるやうになつた結果、價格が低下し實用化されるに至つたのである。このアルミニウムに、銅とかマグネシウムなどを加へて電氣的處理によつ、合金を作れば、即ちデュラルミン等のものが出來、輕くてかたい、貴重な飛行機其他の軍需材料となるのであるが、その主成分たるアルミニウム自體の製造には實に多量の電氣を要するのである。即ちアルミニウム一噸の製産に要する電氣は二萬五千キロワット時から三萬キロワット時に達すると謂はれて居る。これを試みに電燈に換算して見ると、大體十燭光の電燈が約二千五十萬燈から三百萬燈を一時間點燈する量に當り、京都市と名古屋市の全部の電燈の一時間分の量に匹敵する。従つてかういふ莫大な電力を消費する工業に在つては、キロワット時一厘程の電氣料金と雖も事業の成否を決定する重大な要件となつて來るのである。

また農業に無くてはならない窒素肥料工業の成否に就ても、同様電氣が低廉、豊富であらうか否かといふことが決定的な要件である。窒素肥料としては從來智利硝石、豆糟を採取し、化學的に石灰窒素とか、硫酸アンモニアの製造方法が發明せられて以來、人造窒素肥料は急激に發達して來たのである。その製造に當つてどの位の電氣が要るといふと、カーバイト一噸につき約二千五百キロワット時、硫酸一噸製造に約

三千五百キロワット時を必要とする。なほ此等窒素肥料工業は、一朝有事の際には皆軍需に動員せられるものなのである。最近迄輸入に俟つより外なかつた此等のものが、電氣應用によつて豊富に生産出來るやうになつたことは、國防上、産業上こよなき福音と言はねばならない。而して前にも述べた通り、これ等新興化學工業はいづれも多量の電氣を使用し、従つて低廉であることが絶対必須の條件たるものである。これを國家的に見るならば、國內資源である電氣を、水力により出來得る限り低廉に豊富に供給する用意をして置いて、平時に於ては、内は文化の伸展産業の振興を計り、外は外國經濟戰に覇を争ふと共に、戰時に際しては直ちに軍需工業に動員出來る様準備を整へて置くことは極めて必要なことである。

**電力國營の根本理由と其利益** 電力國營を中心とする根本方策の樹立は今日既に議論の時代ではなくして實行の時代に入つてゐるのであるが、それは電氣が基礎産業であり、國民生活の必需であるのみでなく、電氣そのものの特性上及電事業經濟の特質上國家的の大規模經營に適する幾多の條件を具備してゐる爲めである。次に各項目に分つて國營を必要とする根本理由について述べて見よう。

**電氣事業の特質** 電氣は落差ある流水の力に依るか、又は蒸氣力等によつて發生せしめらるゝものであるが、而して蒸氣力發生の源である石炭の命數に限りあるは勿論であるが、

水力と雖も落差を要するを以てその利用し得る地點は決して無盡蔵ではない。随つて水力地點を最も有効に開發し利用して苟くも徒流しないといふことは、國家經濟の上から見て是非とも考慮せねばならぬことであるにも拘らず、現在のやうに私企業に依る個々會社の經營に委ねられてゐるのでは、到底完全なる利用を期することが出來ない。それは事業者が自己の限られた區域に於ける電力の需要消化を對象として、或は資金調達の困難なる事情等に支配される爲めであつて、その好適例が尾瀬原高原の開發計畫である。逓信省ではこの地點で一キロワット時百三、四十圓見當即ち火力發電所建設費程度の單價を以て、六十萬キロの補給用電力を得られるといふ確信を持つてゐるのであるが、これを從來の民間事業者の計畫によれば、高々十餘萬キロの開發しか出來ないのである。かく相違の甚だしいのはどういふ原因かといふと、國營となれば全國大の需要を目安とすることが出來る爲、補給すべきベースの需要が大きいから、右の様な大計畫も可能となるので、目前の採算に基いて小規模の需要を對象とするのであつては、みすみす貴重な水が放流せられるといふことになのである。尾瀬原の場合は單に一例に過ぎないのであるが、民營に依る水利開發には此の他種々の不合理が附隨するのである。

又一河を多數の事業者が開發する場合に各開發する場合に各發電所が勝手に水を使用して、各發電所間に連絡が完全で

ない爲め無爲に放流される水量は相當多量に上る。一體尖頭負荷用の電氣は各社とも略々毎日同時刻に必要となる。その際上流に調整池を有つ發電所は直ちに多くの水を流して目的を達する事が出来るが、下流の發電所はその水が流れ着くまで相當の時間を待たなければならぬ。この待ち時間は下流に行けば行く程長いのは當然で、この間は火力發電で補ふ外はなく、これが爲發電事業者間に紛争を起す場合さへある。かゝる不便は單一意思に依つて運営されるならば、容易に解決出来ることなのであるが、民營の現状でどうしてもうまく行かない部分が残る。

次に電氣は利用範圍が廣く且つ使ひ途が多に互れば互る程概して不等率が大きくなり、負荷率が向上して、設備の利用効率も高くなり、料金も低下し得るものである。即ち同一規模の發電所でもその使ひ速によつては、發生電力量は多くもなり少くもなり、料金も高くもなり安くもなるのである。随つて現在の如く小さく限局された區域を對象とした經營ではこの特徴を充分に發揮せしめる事が出来ないのは當然である。火力發電所に使用する石炭の貴重にして徒費すべからざる事については世間周知の事柄であるが、近時特に燃料國策が提唱されて、石炭液化が工業化し我全需要を充たすとすれば、此の爲更に四千萬噸の年額石炭を要し、この方面からも益々大切にせなければならぬやうになつて來た。随つて石炭は石炭で成可く、エネルギーの四分一しか使用されないと

いふ燃料などには使はずに、その特性に従つて利用に無駄なきやう努めねばならぬのである。或は友邦滿洲國に石炭が無盡蔵であると言つて、電氣は水力に俟つ必要な如く唱へる者があるが、一朝有事の際に重要資源を外地に仰ぐが如きは可及的に避くべき事で、又其の際運輸機關が平常通り得られるといふことも困難であることを知らねばならぬ。歐洲大戰當時伊太利が英國に石炭の供給を仰いでゐた所、地中海を敵艦に荒された結果、燃料飢饉となり、非常な苦境に立たされた實例がよくこれを立證してゐる。當時同國では慌てゝ地熱電氣や水力電氣の開発に努めたものである。水利地點に恵まれ燃料資源の乏しい我國に於ては、水主火従の發電は不動の鐵則でなければならぬと思ふ。

發電及送電には土地が要る、特に大規模な貯水計畫では、時として村落民の移轉を伴ふ場合さへもある。用地買収問題は近來頗る喧しくなり、土地權利者と事業者の交渉は年々困難となる一方である。事業者中に於てすらこの用地問題の紛糾に手を焼いて、未開發の水利開發は國營に於て行ふことを希望する者がある程であつて、業者は其の爲に支出してゐる費用は實に巨額に上つてゐる有様である。これは電氣事業の公益性から見れば考慮すべきことであつて、これが相當電氣料金にも影響するのみならず、往々開發事業が曲げられる場合もあるのである。反對に電氣事業者の方も、その與へられた特權を濫用して、動もすれば土地所有者の利益を侵害す

ることでもないやうであるが、何れともかゝる方面に權利の濫用が行はれて、大切な國策たる發電に累を及ぼすといふことは、電氣事業が民間企業であるために生ずる弊害であつて、國家がその衝に當れば一掃されるに近き性質のものである。

水力電氣の事業は國家の自然富源である水力を利用するもので、個人經營に委しても別に加増出来るものでなく物理的にも同一地點で二以上の企業は不能なる自然獨占事業である。電氣の供給に就ても、同一區域内に在つて二、三の會社が營業競争するとしても、遠からず強大資本が弱小資本を併呑するか、或は協定するかして、やがては獨占の形態を採るに至ることは、過去の實績に徴しても明白である。しかしながら電氣事業のやうな公益事業に在つては、獨占到通有する横暴は絶対に禁物である、何となれば電氣は國家の所有に屬する水力を源泉として發生せられたものであつて、國民は均しくその欲するがまゝに利用することを許さるべきものであるからである。それにも拘らず、ともすれば事業者が個別的原價主義に膠着して電氣の自然なる普及を阻み、需要者の不滿を買ふ現状にあるのである。之は營利を目的とする會社が採算を目標にして經營するが爲めに起る必然的結果であつて、本來自然的獨占性の公共事業は、私企業として自由に經營させて害こそあれ、自由競争に依る何等の利益は期待し難く、さすれば之を營利事業として殘す理由は最早や存在せぬ

と斷すべきある。

これは既に述べた通りで更めて説明の必要はないことであるが、實に電氣の應用普及は停止する所を知らざるべきものであり、又今日、國家は低廉にして豊富なる電氣を保有するのでなければ、國防の安固も、産業、貿易の發展も、國民生活の安定も期し得られないまでにたち至つてゐる、従つて東洋の水力國である我日本は早急に適切なる電氣國策を樹立して、世界に雄飛するの要に迫られてゐるのである。

電氣事業は固定設備大なる上資金の廻轉率が小さいから、資金の低利なることに基く利益は特に大きいものである。従つて民間事業者が有利な資金の獲得に骨折ることは非常なもので、重役の能否はこの方面の腕前で極まるとされてゐる程であるが、大小八百餘有の會社が分立してゐる現状と今後國營となつた場合とを比較するば、信用力に於て到底比較にならぬものと思ふ。

發送電計畫統制上の必要 發送電計畫は不斷に變化する需要に適當に對應するやう樹立すべきである。曾て昭和二、三年頃、歐洲大戰の好況に釣られ我も我もと競争的に濫設された設備が、やがて戦後の反動に襲はれて本州中央部のみでも約十八萬キロの過剩を來した如きは、勿論經濟界の不測の變動に因るのではあるが、又一方計畫統制に遺憾なりし結果であつて、當時事業者はその處置に窮し、電力國營の實行を政府に提言したものであつた。

然るに發送電事業を國營に移し、政府の單一意志によつて經營して行けば、かゝる結果は避け得られるのである。然るに當時悩み抜いたことは忘却して、今になると反つて右の電力過剰時代が今日の電氣化學工業を生んだものであると功名顔に説く者があるが、之は偶然の結果に外ならぬのであつて、當時事業者が如何に救済を訴へたかは知る人ぞ知るで、之が電力の民營を可とする理由に斷じてならぬ。勿論電氣化學工業の如きは、國防の經濟化からいつても、時又國內必要の點からいつても、かゝる偶然の事由にて發達せしむべきもので、之は正に電力國營の目的の一部であるのである。又發送電設備に要する機械器具に付いて見ても、現在では意匠に標準なく規格に統一のない結果、或はサイクルの不統一、製作原價の高値等諸種の不經濟、不便を生じてゐる。之も國營といふ統一した經營によつてやれば容易に合理化出来る見込である。

今日發電水利地點の中では、恰も投機物の如く、何等開發、經營の意思なく單に利權の目的物の如く取扱はれてゐるものが少なくないが、之は國家の重なる天然資源を冒瀆するものであつて、斷じて改めねばならぬものである。事實水利使用權が眞の企業家の手に移つて開發されるときは不當な權利金に釣り上げられ、延いては電氣料金に多大の影響を及ぼしてゐるものが少なく有様であることは遺憾の極である。

模なものでなければ實用上効果は少ないので、それには電氣事業の性質上、國營大の計畫にして初めて達し得られる場合が多いのである。

火力發電所は設備の新舊、規模の大小によつてその發電能率に著しく差等があるのが現状である。故に最も高能率のものに最大限の發電を爲さしめ、低能率の發電所は可及的にその發電量を減少するか或は豫備に廻すやうにして、設備全體の有效利用を圖る事が出来れば、燃料節約の見地から極めて有益であるが、目下の状態では或る事業者をして、その保有する低能率の發電所を閉鎖せしめ、高能率の發電所を有する他の事業者からの電力購入を強制する等のことは出来難い相談である、しかも現状に於ては、事業者は自己の必要の限度に於て施設を爲す爲め、勢ひ規模は小とならざるを得ないし、卸賣業者は水力の補給用火力の設備を必要とするかと思ふと、受電業者側も停電若くは重負荷時に對する備へを希望して、火力發電設備の重複施設は到底避け得ないのである。かう云ふ點も國營によつて全國的單一計畫でやれば、無駄なく合理化され得る事柄である。

**送電統制の必要** 多數電氣事業者の分立は、發電所の亂立となり、各種各様の送電線の重複を導く。かくの如き送電線の状態にあつては、河川流量の相違に基づく各地の發電力を、有無相通せしむるの妙味を發揮し得ない。

送電線の如きは、大である程經濟的であり高能率のもので

現在調査済みの我包藏水力は一千九十九萬キロワットであつて、この中開發済みのものも四百二十萬キロワット、未開發のものも六百七十萬キロワット、更にこの未開發水利の中百五十萬キロワットは既に使用許可済となつてゐるが、これ等の既許可水利地點は事業者が自己の採算に合ふ時が来るまでは長年の間無爲に寝かせて置く爲め、其の地點近くに、例へば化學工業の電力需要が急増しても、これは低料豊富なることを要する爲、他の一層有利な需要の生ずる迄は開發せず、勿論使用を抛棄することは斷じてせぬ故どうにも方法がつかない有様である。かゝる事實は國家資源を私益の爲に壟斷する誠に悲しむべきことであつて、一日も速かに改めねばならぬ事柄である。

水力發電の場合に於ては治水とか、灌漑、流木又は漁業等の他種水利との關係は相當複雑であつて、これ等をめぐり電氣事業者と地方民衆との間に激烈な利害對立を生じ易く、その爲め設備完成が遷延し、經費の膨脹、水力利用制限等の不都合をもたらすことが多い。

曾ての庄川筋の電氣事業者と流木業者の大紛争は未だ吾人に耳新しい出来事である。

また治水問題に就て考へるに當つては、植林等による水源の涵養、貯水池の築造による降雨の貯溜又は波上に依る餘水の蓄積等は、水力電氣の延命策として極めて大切であるが、之が治水上重要な事は忘れてはならない。唯此等は相當大規

あるが現在の送電線は、各社個々の必要に應じて施設せられたものであつて國家的にこれを見るならば、經費の濫費、土地の濫用、危険の増大等を招來してゐる傾きあるものである。これを國營事業に移せば、國家の單に意思に依り、國家大の見地から統制し、計畫的に施設し、送電聯繫も全國に構へられる爲め生ずる利益は可なり大なるものがある。

**電氣料金及供給條件統制の必要** 現在の電氣料金並にその供給條件は會社の異なる毎に差異があるはもとより、一事業者の供給区域内に於てさへ區々になつてゐる有様で、大きい會社に在つては電燈の供給規程が實に數十種類の多き上つてゐるものさへある。川一つ隔て、道路一つ隔てた都市と村落の間に三十錢、四十錢の差が忽ち生じて來るが如き實例を経験しては、需要家に不可解の念を懷せ、不満の感情が高み、遂には對抗氣分を生ぜしむる有様で、これが爲めに料金値下運動から、延いてはいろんな社會運動が激發される場合も多いのである。

これ畢竟營利組織の企業形態に伴ふ免れ難い弊であつて、公益事業たる本來の使命に鑑みるときは遺憾至極と申すべきである。

農村の電燈料金や電力料金が都市のそれに比して割高である事は既に他の項でも述べたが、便宜上實例を十六燭光の電燈にとつて見ると、都市の料金は全國平均して七十二錢一厘であるに對し、農村のそれは八十四錢九厘で、即ち約十八錢

高になつてゐる。疲弊せる農村にとつて現金支出が如何に辛いものであるかといふ事は想像外であるのに、却つて都市に比し料金が低いといふ次第である。

其爲我農家では概ね薄暗い最小限度の一燈を點じて我慢してゐる有様で、例へば彼の瑞典が耕地の六割が電力を使用し、又多くの地方——これは決して都市のみではない、北部の森林地帯の勞働地でも、臺所の七割五分が電化され、即ち電氣の利用に依つて長い陰鬱な北歐の冬を征服し、歐洲諸國の中でも生活程度の高い、高度の社會的満足を得てゐると傳へられるのに比較して、我々としては、農村振興の一助としての農事電化、農山漁村の生活安定向上の爲の照明に付いて、一段の奮發を痛感せずにはゐられないのである。

而して農村電氣の要求から見るならば、電力料金は電燈料金にも増して更に低廉なることを必要とするのである。

又産業發展の指標である所謂電氣化學工業に於て、電氣の供給が低廉であるかどうかは、これ等の産業の動力として、原料としての死命を制するものである事も既に述べた通りであつて、而かもこの種の工業は、産業上のみならず國防上にも極めて重要な關係を持つてゐる事實を考へると、その電氣料金には充分國家的見地から政策的考慮が拂はれて然るべきものである。國營案に在つては國營事業として爲す卸賣料金にこの國家意思を盛り込み、且つ配電會社の區域の整理統合、料金監督の強化等と相俟つて國家的、社會的、人道的に

料金政策の妙味を發揮する事を一大眼目としてゐるのである。

**事業經營方面の不合理** 大多數の事業者中、就中大事業者の資産中には、過去幾十回かの他會社合併或は營業讓受等の機會に、各種の資産の評價増が行はれた形跡が少くない。殊に水利の使用を高價に見積り、暖簾代、或は建設費のコミッション、使用不能の資産の未償却等各種の不當なものが資産の中に入り混つてゐる。これは過去の行政監督が比較的自由放任に近かつた時代、事業者が公益的事業に背反する行爲を毫も反省せず、飽くまで營利を追究して反省する所なかつた所産であつて、民營のまゝであれば、今後共程度の差はあれなほこの種の弊害が根絶しにくく考へられるから、今にして根本的の匡正を斷行して置く必要を痛感する。

電氣事業は公益事業である關係上、その業務の良否は産業上國民生活上に至大の影響を及ぼすものである事は云ふまでもない、従つてその設備は最善の状態に置かれてゐなければならぬに拘はらず、事業者中には、矢張り配當を偏重して設備の改修維持に要する經費は極力節約せんとする傾向があり、その結果設備の壽命を短縮し、サービスを悪化し、需要家に多大の迷惑をかけるのみか、料金低下を阻止する原因ともなるのである。

**電氣行政改善の必要** これは行政廳方面の問題であるが、現在電氣事業の監督に付ては遞信省のみではなく、水力に

いて内務省や地方廳、又農林省に於ても夫々權限を有してゐ

て監督に當つてゐる爲め、時にその處理に差格を生じて事業者を困惑せしむる事がある。河川行政に例をとれば、治水は刑法であり利水は民法商法であると思ふ、治水の目的は他に損害を及ぼさぬ様河水を取締ると同時に、十分に利用させる爲めにも河水を取締るのでなければならぬ。従つて利水治水の調和を完全にして活用する事こそ河川行政の妙諦でなければならぬものが、屢々相反する事態が発生するのは水力發電が民間に委ねられてゐることも理由の一つであつて、これが國營となれば地方長官が時としてやつてゐる様な、電氣の他府縣輸送を困難ならしむる發電水力のモノロー主義の如きが一掃され、又河川が二地方に跨る場合、兩者の間に對立を生じ、上流に於て著るしく有利な水利使用を爲さんとして、下流の地方が實害なきにも拘らず絕對反對を唱へて成立せしめないといふ様な弊害は無くなら、國家的見地から綜合的な治水計畫が行はれるに至るであらう。

**料金値下の可能性** 電力國策はこれを要約すれば良質低廉なる電氣を、需要に應じて豊富に供給するにあることは言ふまでもない、其の爲に水力の延命を計り、計畫を立てるのである。この電力國策の窮極の目的が、何故民營のまゝでは達せられないかといふ事については、國營の根本理由とその利益とについて論述した所より略々明かであると思ふが、更に國家的單一經營によれば、その爲自然に料金低下が可能とな

る所以を簡単に説明して見よう。

電力を國營に移して、國家の單一意思の下にこれを運營すれば、發送電は全國大の統一的計畫に依ることが出來、従つて次のやうな利益を生ずる。

- 一、現在同一系統に於て多數の事業者が個々の計畫の下に、各別に水利地點を開發し、その間協調連絡がとれない爲め、水系全體として徒らに貯溜され又は放流される水が多いといふ通弊から救はれる。即ち水利を完全有効に使用することによつて、發電量を増進することになる。
- 二、大規模の發送電設備によつて、建設費或は運轉費の節減が可能となる。
- 三、他種水利及治水との圓滿な調救が容易となる。
- 四、火力發電に於ても、設備統制による大火力發電所の建設と水力との適當な按配によつて得られる利益が頗る大きい。
- 五、送電線も、逆送とか、或は並行した送電線を設けると言つたやうなことが、單一經營に依り不用となり、理想的な發送電聯繫を樹立することが出來送失の減少、散荷率の向上が期待出来る。
- 六、其他大規模經營による總係費の減少、國家を背景とする絶大なる信用及保證力により資金調達が一層有利に爲し得る。

これ等現状匡救の諸利益は申すまでもなく、孰れも電力原

價低減の要因をなすものであるが、而かも電力國營の眞の效果は、現状の合理化よりも將來にかけられる期待の方が遙かに大きいことは勿論である。即ち將來國營の下に於て開發される電力の原價は、一キロワット時一錢以下に低下する見込であるから、國營實現後に於ては電力を低廉に豊富に供給し得る事は、確信を以て言明出来るのである。

**電力國營の背景たる思想** 電力國營案の背景としてイデオロギーを言ふ者がある様であるが本案の根元たる思想を説くとすれば、それは水力電氣が我國興國の根基たり國民の幸福増進の要素たるの事實を再認識し、且つ今日の我國内外の情勢が、經濟的にも國民的にも亦水力電氣の重要性が極度のものである事實を正しく認識して、今日の分立せる私企業に電氣事業を委ねることが到底如上の重大使命を完全に果たさしむることでないことを究めて、其の本然の姿たる國營に返すべく、こゝに國營案樹立の止むなきを決意したものであつて、報國盡忠、經國濟民の至情以外に背後の思想として説くべき何もないのである。

さればその實現に當つては、出來得る限り犠牲は之を避くるに努むるも、大義の前に猶多少の忍ぶべき所あるべきは已むなしとすべきではないかと思ふ。尙又民有國營の形態については已に例のある所で、現に右の實例たる特別の法律に基き設立された日本無線電信株式會社、國際電話株式會社の如き、圓滿なる發展を遂げてゐる事實を見れば、これが何等違

憲でもなければ違法でもなく、又我國情に反するものでない事も明らかである。また水利使用の許可取消を指して私有權の侵害なりとする説があるといふが、之亦法理論として問題になるべき筋でなく、其の妥當性についても國營案では發電設備を残して置いて水利使用のみを取消すとか、或は未開發の水利使用許可について其正當なる費用をも無視しようといふのでないから、毫も苛酷とすべき所すらない。

要するに既に屢々述ぶる如く、電力國營案は、電氣事業の本質である公共性を遺憾なく發揮して、一般産業の興隆に資し、國家民人の急需に應ぜんとする意圖に出でたものに他ならぬ。本來各種の公共的産業に就て、國營の方法を採るべきか、民營の方法が妥當なるかは、産業個々の性質を深く考察して利害得失を検討した上決定せらるべきものであつて、單純な一の思想に基づいて、全産業一律に國營か民營かの一方に偏倚した策を採るべきものではないと思ふ。而かも電氣事業が特に選ばれて國營に移さるゝのは、その特性が最も之を適當とし且つ必要適切とせらるゝに在ることは、上來述ぶる所に依り明らかと信ずる。

今日の時局は徒らに舊慣に泥み現状維持に汲々たるを許さない。社會萬般に互つて、謬れを是正し、不合理なるを匡正するの必要に迫られてゐる。若しそれ本案に付いていへば、其の有する意義に於て、又我國建國の大義に則り、我國情に即したものである點に於て一點の誹疑を容れる餘地なきもの

と確信してゐる。公明正大の奉公心の前には、疑心暗鬼の生ずる餘地なきことは恰かも千萬燭光の電燈の前に魍魎魍魎の跋扈を許さぬのと同様である。

### 奥村内調調査官の抱く見解

**電力國策斷行の急務** 廣田内閣の出現ととも忽ち庶政一新の氣運が國の上下に横溢したが、政府の斷行する重要國策の一つに、電力國營が準備されてゐるかに報道され、やがて一般世人および産業界に非常な關心をもつて迎へらるゝとともに、電力界に異常な衝擊を與へたものゝようである。思ふに、電力問題が世人の話題に上つたことは今日まで幾度か知れないが、特にこの度力強く世人の耳に響いたゆゑのものは何故であらうか。電力が産業の基礎條件であり國民生活の必需品たるものが萬人の常識となつてゐる現代においては、わが國産業の躍進的發展のためにも、國民生活の負擔軽減のためにも、延いてわが國現下の國際的情勢上の絶對的必要事たる國防力強化の爲めにも電力を一層低廉ならしめ、その供給の豊富確實を計ることが焦眉の急であることの痛感されてをうたつたのに、突如勃發した二・二六事件の直後、諸政匡革の氣運の醸成により電力問題の抜本的解決を計るは恐らくこの機を措いてなからうと或は希望し、或は洞察したるがためであらう。今や電力問題は單なる經濟問題ではない。本質的には國家の浮沈に關する國防問題であり、同時に現象的に

は重大なる政治問題である。國民的關心のもとに、革新政治の最先舞臺に登場したるのは當然のことである。現状維持を祈念する電氣事業者のなかには、たゞ電氣事業が營利追及の最適の對象のまゝであつてくれることを切望するであらうが、それ等の人々の好むと好まざるとに拘らず、その住む世の中は國家、民族の永遠的なる生々發展の必要性によりて刻々に變化し進展しつゝあるのだ。否今こそ大きな躍進を遂げんとしてゐるのである。個人主義を基調とした經濟機構から、國家國民全般の福祉を目的とする經濟組織への變革がなされんとしつゝあるのである。口先だけでなく心の奥底から、電氣事業を産業の進展に、文化の發展に役立て、公益事業としての眞使命を發揮するやうに努力すべきである。營利を第一義とし、公益を第二義とするやうな經營形態は電力事業に限らず、これから以後、國家の重要産業には不適當である。公益を第一義とし國家、社會の認容する程度において利得を收むることが、今後の經濟活動の指導方針であらねばならぬ、殊に獨占的企ら業においてしかりである。二・二六事件を契機としてわが日本にさうした經濟組織への編成替が著々と行はるゝであらうことを私は確信する。

斯様な國政一新の氣運のなかで、電力問題が眞先に取り上げられるのは固より當然である。しかしながら、綜合國策の遂行に當りては獨り電力事業のみが匡革の對象となるものではない。國民生活に關係あり、國防力構成に役立つ重要産



業は悉く公益的國家統制に服すべきであるがその産業の業態により性質により國家統制に服すべき範圍および程度においては、自ら夫々緩急輕重のあるはいふまでもない。電力事業は他のいかなる産業にも勝つて公益的性質を帯び産業の基礎的要素を有する事業であるとともに、事業それ自體が、彼我融通の必要より来る統一性を有するものである。もしそれ一朝有事の際においては、生産活潑となる軍需工業の死命を制する原動力として、はたまた軍事上緊要なる化學工業の原料資源として國家管理の最も必要なる事業なることに至つては縷説をまたない。

かゝる重要産業が現下わが國の非常時局に當り、その經營形態につきて再吟味せられ電力國家管理の必要の叫ばれるに何の不思議があらう。今までの電力問題は悉く利潤の追求を唯一目的とする電氣事業自身より發生せる内部的理由といふてよからうが、今回の電力問題はいはゞ電氣事業以外から即ち外部的理由から結論せられたる必然的要請である、内部的理由からの電力問題は常に營利確保が眼目であつて、假りに權力統制の加へらるゝ法制が制定せられても、その目的は私益的資本家的統制であつた。しかるに今論議せられつゝある電力問題は日本全産業の發展と國民生活の全體的安定とを目ざす公益的國家統制が眼目である。

統制は事業者の利益本位にのみ考慮するを要し、公益を第二義的たらしめて差支へなしと談するの徒もしありとすれ

ば、われ等にとりては正に縁なき衆生である。國全體が繁榮し國民一般が幸福になるためには、從來の組織經營により不當に利得せる一部の不滿不利益は克服して進むべきである、刻下、わが國に要求されつゝある政治の要諦は、是と信する國策を斷呼として遂行することに存するもので、一部利害關係者の利己的言動に患はさるゝが如き斷じて許さるべきではない、事業者の陳情や策謀で國策が歪められたり、阻止されたりする秋ではない。それには國家内外の情勢特にその對外的要求より来る國防産業の劃期的發展の必要性があまりに大であるのと確信する。

**電氣事業の大勢** さて電力國策を論ずるに當りまづ電氣事業の發達及び現況を一瞥するのは當然の順序であらう。

我が國の電氣事業は明治二十年、東京電燈會社が東京市日本橋に小規模の火力發電所を設けて附近に點燈を開始したのもつて濫觴とする。また京都において琵琶湖疏水工事に附隨して八十キロワットの發電機二臺を設備し、明治二十四年發電を開始したのが水力發電の嚆矢である。自來各都市に於て電燈用としての電氣事業が續々と起つたが、殆んど全部火力發電によるものであつた。明治三十二年に至り福島縣郡山において安積疏水を利用する水力電氣を一萬ボルトの高壓により、十四キロメートルの距離を距てゝ輸送することに成功し、また明治四十年末には甲州駒橋における一萬五千キロの水力發電所の竣工を見、この電力を東京まで八十キロメートル

ルの送電に成功した。これらの電力輸送に關する技術的發達と日露戰後諸般企業勃興の氣運とに促されて、電氣事業は大いに興隆した。

しかも電氣はたゞに電燈用としてのみならず、動力用として活用せらるゝにいたり、發電設備も火力から水力へと移行するの形勢を馴致した。明治三十六年末において火力發電力三萬一千キロワットに對し、水力發電は一萬三千キロワットに止まつたが、發電水力の利用の有利かつ有用なることが一般の認むるところとなり、大正初年においては、發電力は水力、火力相半ばするにいたつた。歐洲大戰となるやわが國の各産業がとみに活氣を呈し、經濟界が異常なる好況を示すに伴ひ、電力の需要が切實となり、こゝに大資本の投下せらるゝありて大規模の水力開發が相繼いで行はるゝに至り、電力界は劃期的の發達を致した。即ち大正八年末に於ては、落成發電力百十萬キロワットを超え、うち水力七十萬餘キロワット、火力四十萬キロワットを算するに至つた。しかしながら、その發達の反面に數十の電力會社が景氣にまかせて濫立せられ、これらは只管水利權の獲得に狂奔し、供給區域の競合需要者の爭奪等の猛烈な爭奪戰を演じた。わが國電力事業の無統制は、多くのこの時代の濫立、競争に胚胎するものである。

なほ從來の水力發電は湧水量を標準とするのを普通としたが、歐洲大戰中の電力需要増加殊に電氣化學工業の勃興に伴

ひ、水力の有効なる利用を計つて湧水量の二倍乃至三倍に相當するいはゆる平水量を利用することに轉換し、一面湧水期の補給用として火力發電が併用せらるゝこととなり、わが國の電氣事業は大正末期よりますます大規模、大資本的となつた。かくして我が國氣力資源の中樞ともいふべき、日本アルプス山下の諸水系は相踵いで開發せられ、こゝに發生したる電力は長驅して東京、名古屋、大阪等の主要需要地帯に向け送電せらるゝに至つた。ひとり、これら本州中央部に限らず、中國、九州、東北、北海道の諸地方にも水力發電を主とする電氣事業は競つて發達の一路を辿つた。

今や我國電氣事業者の總數は八百三十の多きに達し、うち株式會社經營のもののみにも六百八十二の多きを算する。これらを通じたる發電出力は、その落成したるもの水力三百二十七萬キロワット、火力二百十八萬キロワット合計五百四十五萬キロワットにして、この外末落成電力は水力百五十三萬キロワット、火力五十一萬キロワットなるを以て、總計七百四十七萬キロワットが我國電氣事業の大勢である（昭和九年末現在）。事業經營の方面を見るに、總資本金は四十九億圓を、固定資本額は五十七億圓をそれゝ超え、電氣關係總収入は約八億圓におよび、わが國經濟界において極めて重要な地位を占めてゐる。

發電力總計は昭和九年において約百九十億キロワット時分に達し、十年前のものに比較するに二倍四分、五年前に比較す

るに一倍五分を示してゐる。電力利用の初期にありては主として電燈であつたが、今は寧ろ動力が主となるに至つた。産業の原動力は殆んど全部石炭より電力に變り、動力といへば電力を意味する程である。しかも最近電氣工業に新たな活動分野を見出して炭化石灰、石灰窒素、硫酸、アルミニウム、曹達等の製造ならびに製鋼、製鋼等の冶金工業に驚くべき多量の電力が消費せらるゝに至り、電力は今や「原料」と呼ぶに至るとするようになった。これ電力が産業發展の基本的要素であり延いてまた國防力構成上重要な意義を有するに至つたゆゑである。電燈供給にありては殆んど全國に普く、約一萬一千六百の市町村中電燈のものは漸く二百九十に過ぎず、然もいづれも僻島離島である。昭和九年末取付燈數四千五十三萬個にして、十年前に比較するに一倍五分で、人口百人につき五十九燈の割合となる。電氣が國民生活上普遍的必要性を有する事實を如實に物語るともに電氣料金が國民の負擔問題において、特に現金収入少き農村において輕視すべからざるゆゑである。電氣の利用は敍上の動力、電燈のほか、さらに電熱において極めて有望な新分野を有つてゐる。これは小口動力の普及とともに、中小工業者の振興及び農村の工業化に重大な關係を有する問題である。もしそれ鐵道電化、家庭電化、農村電化等の將來に思ひおよべば、電氣利用の部面はますます擴大せんとする傾向を認めざるを得ない。

事項を規定したにも拘らず、結局事業者本位のものでしかなく一般世人及び産業界の所期に副ふ行政効果をもたらすものではなかつた。

然るに目今論議せられつゝある電力問題の解決策は、かゝる事業者本位のものに非らずして、むしろ需要者本位に立脚したものである。固より従來の電氣行政といへども窮極の目的においては電氣利用者の利益を計るを念としたことは疑ふべくもないが、第一義的には何處までも事業者の利益を確保し、然る後に第二義的に電力料金の低廉化を促進せんとする間接的のものであつた。しかしながら、今や時勢の進運とわが國生産力の發展におよび國民生活の重壓ならびに國際的重壓より來る國防産業の飛躍的發展の心然的要求とは、直接にかつ第一義的に、電力の低廉と豊富とを要求して止まないものである。わが國電力政策の目標もかようにしてやうやく世界重要國の水準に達したと見るべきであらう。

低廉且豊富なる電力の供給といふ電力國策の目標を、少しくわが國電氣事界の實業情に相應せしめて表現すれば次の如くなる。

即ち電氣料金の可及的低廉化を計り、その料金制度および料率を全國的に統一均齊化するとともに、産業別、業態別料金制を採用し、一方天與の至寶ともいふべき國家有用の水力資源の開發をも最高能率のたらしめ、かつこれが全國的融通性を發揮せしめもつて豊富かつ確實なる電力の合理的經濟的

かくて今や電氣事業は我國産業の全局面にわたり基礎的作用をなすと同時に、國防力構成上緊要不可欠のものとなり、一面また國民全般の福祉増進の上に最も重要な地歩を占むるに至つた。即ち適正なる電力國策の根基であり、刻下解決を要する經世の要務たる所以である。

**電力國策の目標** 然らば、電力國策の目標は何なりやといふに、一言にして蔽へば豊富且低廉なる電力の確實なる供給を計るにある。可及的豊富且確實に供給するにある。この目標こそ電力問題解決の鍵であり、電力政策の核心であつて、世界の重要國が歐洲大戰後國を擧げて電力政策の確立を企圖した際の旗印であつた。然るに我國においては、今日まで幾度か電力問題が世上に論議せられ、行政の更新を促したが、問題發生の動機に従つて問題解決の重點は電氣事業經營上の合理化即ち利益確保に在つた。即ちあるひは料金低下防止政策としての電氣會社相互間の競争防止であつたり、合理化運動に乗じた資本の二重投下排除が中心であつた。國營論といへども従來のものは、不景氣の場合における私營事業の救済が眼目であつた。即ち問題の解決の目標は悉く電氣事業者の利益擁護であつて産業の發展、消費者の福祉は第二義的であつたのである。この時代における電氣行政が自ら事業者本位の段階に低迷せざるを得なかつたのはわが國産業の發展段階として蓋し已むを得ないところといはねばなるまい。昭和七年十二月より實施の改正電氣事業法は多くの新しい統制

供給を確保し駁々呼として底止することなき電力需要に應ぜしむることにある。

**抜本塞源の方策** 敍上の電力國策の目標貫徹のためには、如何なる方策を採るべきか。發電および送電事業を國家の管理即ち電力の發生および輸送は政府の手において行ひ、各個の需要家への配給は民間又は地方公共團體の手においてなさしむる。勿論發送電といへども極めて極限せられたる地方的のものにして統制圏内に入るゝ必要のなきものは國家管理の外に置き、配電事業に對しては第二段的にその統制強化および合理化を計る。思ふに現下の電氣事業の態様にありては、多く發送電部分と配電部分とは一貫して經營されてをるが、兩者はその業態を著しく異にしてをて、これは截然と區別し得らるゝのみならず、他の一般的産業に就いて見るも、經濟の發達に伴ひ商品の生産と小賣とは分化するのが常道であり、電力においても卸賣と小賣とが分化するは今日の電力事業の發達度からして當然とも見らるゝ。殊に電力政策の眼目たる低廉なる電力を豊富に供給することは、發送電事業のみを對象として有効かつ適切に處理せらるゝしまた政策の遂行に關する犠牲および影響を可及的に小ならしめ、最小の經費を以つて最大の効果を收むる意味からしても、國家管理の範圍を發送電事業に極限するが適切妥當と信する。然も配電事業は國家が直接管理するの積極的理由が乏しいのみならず、その業務は悉く地方的にかつ公衆の日常生活に接觸して

複雑多岐に涉り、需要家の勧誘、集金等多分に商賣的性質を帯び、一面これが處理は敏速なるを要するので、配電事業は民間會社または地方團體をして經營せしむるのが得策と思慮せらるゝ。しかし一般電力消費者に重大な利害關係ある小賣電氣料金は、卸賣電力料金を國家において公定するに於いては、小賣料金を對する認可制度の運用を有効適切ならしめ、さらに配電事業者に對する一般的監督の強化により適正妥當な統制を行ひ得ることとなる。

發送電事業國營の具體的方法としては、發送電事業は全國的に有機的一體として政府自ら管掌し、これがために要する發送電設備の所有は民間資本をしてなさしむるがよい。即ち發送電計畫の決定、水利權の使用、電力卸賣供給條件殊に電力料金の決定、發電および送電の指揮等の電力事業經營の中樞的事項は政府自らこれを管掌し、發送電事業のために必要なる諸設備は特殊の株式會社（既存の電氣會社よりは發送電設備を現物出資せしむ）をして建設提供せしめ政府はこれ等の設備を運營して電力の發生および輸送を爲し、以つて配電事業者に電力の供給をなすとともに、この設備使用に對しては公正妥當なる使用料を支給することとする案が考へらるゝ。即ち事業官營、設備民有（官營民有）案これである。

電力料金の低廉化のためには電力の發生原價の低下とその配給の能率化とをばからねばならぬ。これがためには、發電および送電設備の合理化經濟化が最も根本的の方策である。

その具體の方策としては、料金構成の基礎たる事業資産を眞實かつ有効なものたらしむるとともに、電氣事業の技術的經濟的特質に基き電氣資源の經濟的と合理的なる送電網の形成による全國的供電組織により、各地の需要を綜合し各地の發電を合成し、もつて需要と供給との均衡を得しめ設備の完全な利用を期するにある。これがためには從來の割據的群立の發送電事業を改めて組織的統一聯系に綜合するためこれを一體として國家管理の下に置き、單一の國家意志を以つて直接に管掌するの必要がある。しかしこれに要する發送電設備は政府の所有たらしむるを可とするが如きも、國家において發送電に對し完全なる管理運營權を掌握するに於いては必ずしも設備の所有權をも獲得するの要なきのみならず、寧ろ民間資本の自由かつ豊富なる調達を計つて發送電設備の擴充統一をなすとともに、これが建設の經濟化を計り、これらの設備を政府用に供せしめ、もつて政府の意のままに統制運營することが出来るわけである。然る上は、政府は一方においては財政的負擔を負ふことなく、しかも政府の計畫する合理的經濟的發送電計畫の遂行をなし得て、電力の發送電事業の經營を從來の營利主義より脱却せしめて公益主義たらしめ得ることとなる。

從來の電力國營案はことごとく電力國有案であつて、國營即ち國有なる觀念に立脚してをつた。ひとり電力のみならず、わが國においては從來國營といへば國有を意味し、經營

と所有とは同一の觀念であつたから、電力國營についても同様の思考に基くことは無理からんが、現在および將來の社會思潮、經濟組織の下においては必ずしも經營と所有とを同一視する必要はない。元來、國營とは國家の管理を意味する、國家の管理は何もこれに要する設備の所有を絶對的に必要とするものではない。管理と所有とはこれを分離して考慮し得るのみならず、統制經濟の經濟機構に於いては、管理は國家の手に、所有は資本家の手に於いてなされるべき趨勢にある。自由主義經濟組織下に於いては政府といへども株券の所有をなさざれば原則として當該企業への干渉または参加は不可能であつた。即ち所有と經營とは不可分であつたが、今は全くその必要はない。從來の電力國營論者が國營實現のためには少くとも二十數億圓に上る巨額の公債發行を必要とするをもつて、わが國現下の財政状態においては到底斷行不可能なりと爲すのは、多くこの點の認識を缺き或はまたこの點の工夫に思ひ至らなかつたことに職由する。電力國營もとり國家の財政を無視して行はるべきではない。よろしく財政の現状に立脚して爲さるべきである。この方策は從來最も難關とされてをつた國家財政との關係において、摩擦少くして實行性の多きものといはねばならぬ。

列國の電力政策 わが國でこそ電力政策は、政府の一部局で處理されてをるに過ぎないが歐洲大戰後世界の列強は産業上にも國防上にも電力問題を國家的最重要事項として國を擧

げてこれが解決に當つたのである。かの自由主義經濟政策の祖國ともいふべき英國においてすら一九二六年いはゆるグリッド・システムを採用して、送電線の國有と重要發電所の國家管理とを斷行した。英國において、しかも十年前かゝる強有力政策が遂行せられた所以は大戦中電力饑饉に悩んで、軍需工業動員に重大なる支障を生じた苦き經驗に鑑みたと、動力原價の低下を計つて英國産業の復活を策せんとした國防上および産業上の要求に基くものである、英國はこの電力國家管理方策により、從來の小發電單位、孤立的供電組織の不合理不經濟より離脱し得て、ある程度の電力確保と原價低下に成功を収めたのである。米國に於ける電力事業は、從來統制政策の確立したるものなく、只數個の大資本團による資本的統制が行はれて居つたに過ぎなかつたが、現大統領ルーズヴェルトは動力問題が米國産業復興の根幹なりとの見解に基き、電力事業を公益的に經營せんことを策して、公益事業法の制定により從來の資本的支配力を排除し消費者の利益を主眼とする國家的統制力を加へつゝある。加之、さらにまた國家自らの手によつて大發電事業を經營し、電力供給の豊富と料金の低下ならびに電氣利用の普遍化をはかりつゝある。かの有名なるテネシシー河開發計畫の如きその一具現である。テネシシー河の大電力國營開發は既設電氣事業者の利益を阻害するものとして、アラバマ電力會社の提起した憲法違反訴訟が、政府の勝訴に歸して凱歌をあげた事實はまだ世人の記

憶に新しいものである。

ドイツもまた昨年十二月十三日公布の「動力經濟法」によつて、電力事業の統一が完成し、國家統制が強化された、從來、ドイツの電氣事業は國營、州營、市町村營、公私共同經營、私營等種々雑多であり、私營は勿論公營のものといへども多く收益本位にしてその規模も小規模のものであつた、然るに、ヒットラーは全國的に電力政策を確立して收益主義より公益主義に轉換せしむる方策を採り、社會の各方面より要求せられて居つた「可及的安價な電力を、可及的豊富かつ確實に供給する目的」を貫徹した。水力國として有名な北歐スウェーデンにおいてはすでに早くより電力は國營であつて、誇るべき成績を収めてゐる。スウェーデンの産業發展がこの電力國營に負ふところが極めて大きいことは、同國工業家の一齋に誇稱するところである。

ソヴェエト・ロシアの電力政策が、徹底的の電力國有國營なることはいふまでもない。レーニンは右手に社會主義、左手に電化をその政治方針とした。一九二八年より三二年にいたる五ヶ年間に第一次電化計畫期間として、其の間發電電力は二倍四分に増加して四百五十六萬七千ワットとなり、その發電量は二倍六分に増加して、百三十億キロワット時となつた。有名なるウクライナのドニエプロ水力發電所はこの計畫によつて完成したのである。ロシアの電力政策は、國防力の増進と地方の工業化、冶金、化學、金屬工業の經營を根

本方針としてゐる。わが國に近い、シベリアのアンガラ河畔（バイカル湖の西）に、全日本の包藏水力にも匹敵する程の超大發電所開發を計畫しつゝあるを知るとき誰れかロシアの電力に對する國家的熱意に喫驚せざるものがあらう。

かように世界の列強は皆、國を擧げて電力問題の根本的解決方針に邁進しつゝあるとき、わが國ひとり晏如として私營事業の自主的發展のまゝ委して顧みないといふことがあらうか。電氣行政官廳たるものも現下の企業形態組織を絕對不易のものとして、群小濫立の營利會社の存立を許容し從來の行政方針を、そのまゝ踏襲する必要は毫もない。電氣事業者も、電氣行政官廳も、國民とゝもに協力一致して、電力國策の斷行に努力すべきである。

## 第二節 理論鬭争時代の顯出

この軍部と官僚の合作電力國營に對しては當然各方面に多る大の反響を呼び各新聞派各雜誌の論壇は是がために一時この問題を中心として一大論戰の華を咲かせたのであつた。次にその重要なものを掲げてみることにする。

### 日電社長池尾芳藏氏の反對論

政府案の内容 政府の民有國營案の組立の大意は現在民

間會社が有つて居る三萬ヴォルト以上の送電線、二千キロワット以上の發電所は、政府の設けたる評價委員會の評價に依つて新しく出来る會社へ全部現物出資の形で以て以て提供せしめる。さうして現在の所有者は新しい會社の株式の交付を受ける。そこで新しい會社は二十億圓の資本で以て拵へ、現物出資に依つて提供された設備を所有する外に、今後の政府の必要と認める設備を用意して、それ等の設備に對する維持保存は、新しい會社の責任でやり、之を政府の使用に供す。そこで政府は其の新會社の設備一切を一定の使用料を拂つて借り上げ、依つて生ずる電氣は凡て國の所有とする。さうして其の電氣は送電線に依つて配電會社即ち小賣會社へ卸賣りをなし、小賣會社は、更に之を消費者の方へ配電供給する。其の料金は、社會的並に産業的立場から觀て、電力國營に關する特別會計を設けて全體の收支を視る。是が案の組立の大意である。即ち其の設備は民間會社たる特殊會社が所有し之を用ひての經營は國自らが行ふのである。之れ即ち民有國營案の名に因つて生ずる所以である。

政府案作成の理由に就て ところで政府案が作成さるゝに至つた理由の一つとして、低廉且つ豊富なる電力の供給を確保する爲め現下の情勢に照して、電力國策の確立は一日も忽にすることが出来ない、斯様なことがいはれて居るのであつて、如何にも我國の電氣事業の現状は、何とか打開しなければならぬ行詰りの状態にあるかのやうにも聞えるのである。

又世間には、往々左様に觀て居らるゝ方もあるやうであるが、私は我國の電氣事業の現状が決して左様な行詰りの状態にあるものではないと思ふ。

昭和九年末の統計に據ると、電氣事業用の水力發電所は三百十七萬三千キロ、火力發電所百五十六萬七千キロ、合せて四百七十四萬キロとなつて居るが、昨年未即ち昭和十年末には、恐らく五百萬キロワットを超過して居るものと思ふ。之を十年前の二百十七萬キロワットに較べて、毎年二十八萬キロ餘りに増加して、十年間に、約二倍半に近い大ききさになつた。斯くの如き進歩發達の著しき例は世界各國何れを見ても見出し得ないのである。

又電燈の状態を觀ると昨年末に四千萬燈を超えて居る。十年前の三千萬燈に較べて、その間三割三分の増加になつてゐる。全國市町村の數は一萬一千三百何箇町村でその内、電氣の來て居ない處は僅かに二百十二箇町村である。其の電氣の需要家戸數は約千二百萬戸、全戸數に比し、九十一パーセントの普及率になつて居る。斯くの如き普及率の高いものは、世界に於て瑞西を除く外、何れの國にも類例を見ない。アメリカの如きは其の普及率は七十二パーセントに止まつて居ると謂はれて居る。

電氣料金問題 ところで電氣料金の方はどうであるかと思ふと、之は外國に比較致しても決して高い状態に在るとは云ひ得ない。尤も電氣料金の制定は我國に於ても、外國に於ても

非常に複雑して居り之を比較するに相當困難ではあるが、假りに都市並に都市附近の電氣料金を採つて見ると、電燈料金が一キロワット時に付いて我國では十錢乃至十六錢となつて居り、アメリカでは六仙乃至七仙半、舊平價で採算して十二錢乃至十五錢となつて居る。それから小口動力は一キロワット時に付き我國は四錢乃至六錢、アメリカでは五仙内外、即ち十錢、それから工場用動力、其の内では比較的小さな馬力のもものは一キロワット時が我國では三錢乃至四錢、アメリカでは二仙乃至三仙半即ち四錢乃至五錢となつて居る。同じく工場動力の内、大口の分では我國では二錢乃至五厘、それがアメリカでは一仙乃至一仙半即ち二錢乃至三錢となつて居る。之を觀ても、日本の方がいくらか安い傾向にあることがわかる。而して又今後に於て此の電氣料金が下る傾向を有つて居るといふことが出来ると思ふ。

**電氣料金低下の傾向** 何故かと云ふと電氣事業の本質といふか、實體といふか、要するに發電所なり、送電所なり配電線なりの設備を用意し之を利用するものから使用料金を收入する、といふことに在るのである。ところで電氣設備は、初めから一杯に利用されるものではない。漸次利用率は増加して相當年月を経て、始めて一杯に利用される事になる。それが一杯に利用されると、更に新たな設備を用意する、斯様な事を繰り返へし、繰り返へし、段々大規模の設備に移つて行くといふことが即ち電氣事業進展の姿である。そこで電氣料金

のと信ずる。

**政府案作製に關する二つの問題** 然るに茲に二つの問題がある。其の一つは、農村に對する電氣料金の引下げといふのであり、其の二は、特殊化學工業に對する低廉なる電力の供給といふことである。是等に對する電氣料金は高いとよく謂はれるのである。が其の高いといふのは其の實不當に高くはないのであつて、原價を切つたものと安い料金を要求するとの意味である。

そこで政府當局は曰く、原價を切つて供給するといふことはこれは營利會社に相談しても駄目な話である。どうしても電氣事業其のものを公益の上に立て國營に移さなければならぬ。是が今回の國營案を作成するに至つた理由として相當強く強調されてゐる。

これは一應尤もに聞える。又吾々としても農村に對し、特殊工業に對し料金引下の途を講ずることは、必要を認めて居る。然し其の必要が實際の必要以上に誇張されて政策の口實になつて居るやうな傾きは無いであらうか、又其の目的を達する上に今、提出されて居る政府案なるものは果して適當であるかどうかといふことを検討して見たいと思ふ。

**農村に對する電氣の料金低下** 農村に於て現在使用されて居る電氣は、或る人は八萬キロと見込み、或る人は十萬キロと見込み、ハッキリしたところは判らない。然し大體は其の邊にあると觀て、従つて、是を全體の使用電力に較べると、

は、最初極く一部分しか利用されてゐない時を目安にして算出すればそれは、非常に高いものに付いて算盤に合はない。随つて多くの場合七、八分目利用された状態を假定して料金を決める。随つて、其の設備が一杯に利用されれば其れだけ利潤に餘裕を生じて来る。さうした一杯に利用されて居る設備が大きくなればなるだけ餘裕も大きくなる。さうして其の餘裕が配當の増加ともなり又料金低下の源ともなるのである。ところで我國の最近八九年間に於ける電氣事業界の状態を觀ると、其の初めは非常に高利金に悩まされて居つた。續いては稀有の不況に遭つて居る、其の不況が幾らか緩和したかと思ふ時には金の輸出再禁止の爲めに、外國爲替の暴落を來し、それがため外貨債の元利金支拂の上に豫期しない大きな負擔を背負ふことになつたのである。ところが外國爲替も幾らか戻つて來た、金利も下がつて來た。景氣も回復して來て電氣事業會社がやつと息を吹き返して來たのは、一昨年同期以來極く最近の事に屬するのである。随つて利潤の餘裕が料金低下の源として實現するのは今後の問題であつて、既にボツ／＼其の端緒が現はれつゝあることが見受けられるのである。それに加へて逓信省は、昭和七年に、電氣事業法を改正し、料金認可の制度を採用して其の制度の實施期が來年の十二月から來るのである。昨年來頻りに係員を各事業會社へ派遣し、業務監査を行ひ、その準備をして居る。夫れと是と相俟ち我國の電氣料金が今後に於て漸次低下すると云ひ得るも

それが比較的小部分であるといふことは事實として疑ふことは出来ない。

それ等の農村に對する電氣料金を引下げる又農村に於て必要とする電氣を容易く供給する途を開くことに對し、吾々は何等反對すべき理由はない、が然政し府當局は、農村と電氣といふものゝ關係を餘りに誇張して考へられて居るのではないかと疑ふ疑がないでもない。農村問題は其の根柢に於て相當深いものがある。其の負擔の軽減を圖る又其の振興の途を講ずるといふことの手段として、電力料金を引下げるといふことも一つの方法たることには違ひない。然し其の目的を達する爲には、電氣以外にもつと根本的な、もつと主體的な方法手段といふものが講ぜられなければならぬ。電氣はワキ師として必要であらうがシテ役は、他に之を求めなければならぬ。

**特殊工業に對する低廉電力の供給** 次に特殊工業に對する低廉なる電力供給の問題である。是亦吾々として何等其の必要を否認するものではない。然し、新聞紙上に現はれて居る所を見ると「從來全部を外國からの輸入に依つてゐた新興化學工業製品の如きは、同時に國防上絶對に缺くべからざるものであるが、其の事業の成否は全く係つて電氣の低廉且つ豊富なる供給といふところに存する」だから電力國營を必要とするといふのであるが、斯く唱へられて居る處を見ると、如何にも我國の化學工業はサツパリ興つてゐない、而して其の

興らない原因は低廉な電力が缺けて居るからだ、といふ風に聞える、例へばアルミニウム工業の如き、又化学肥料工業の如きは此の電気料金がコストの大きな部分を占め低廉なる電気の供給を必要とする工業であるが、是等が只今では相當の發達を見、又發達すべき見込みが確立して居る。現にアルミニウムに就ては自給の目度が付き、輸入品に對して新に關稅を設けるといふことになつた。又化学肥料の方は近く生産過剰になるのではないかといふやうなことを慮られてさへ居る。尤も今日尙ほ輸入に仰いで居り、將來我國に興さなければならぬといふ工業が相當澤山あるであらうことは想像に難くないが、さうした工業で特に低廉な電気の供給を必要とする工業は果して何の位あらうか、之は存外に少いのではなからうかと思はれる。亦我國がどうしても其の工業の發達を必要とするといふことであれば、國が是に對して助成金を出すと云ふことが一番適切な方法であることは申すまでもないのであるが、此の場合政府の援助の下に特殊會社を拵へる、吾々事業者も無論是に参加する、さうして其の會社から特に安い電力の供給を必要とする工業に對しては、其の工業の成立する迄其必要とする程度の安い料金を以て電氣を供給する。其の代り其の事業が成功する、立派に成立つて行くやうになれば、高い料金を拂つて貰つて其の埋め合せをして行く、即ちスライディング・スケールの料金制を採つて行くといふことも確かに一つの方法であると思ふ。政府の民

有國營案は、發電した電氣を配電會社へ即ち小賣會社に卸賣りをする、さうして小賣會社は更にそれを消費者の方に配給するのであるが、其の消費先の、業別に據る料金を違へて來るといふことになる。其の特に下げた料金で供給するといふことは其の差額は結局一般の需要家がそれを負擔する、といふことになるのであるが、然らば其の恩典を以て安い電力を得て居る會社は一割五分なり、二割なりの配當をやつて行く、さうしてそれをどうもすることが出来ないといふやうな妙な場面がこゝに現出しないとも限らない。斯かる點は民有國營案の多少の缺點として見ることも出来ようかと思ふのである。

**政府案の検討** 政府の民有國營案の長所として擧げられて居る點が五、六點あるやうである。

**全國的供給區域の擴張** 第一は、全國的に供給區域の擴張をするといふことである。其の意味は、營利會社は山村僻地へは引合はないから電氣の供給を避けて居る、さういふ點までも電氣を供給する爲めに區域を擴張して行く、さうしてそれ等の住民をして文化の恩典に浴せしめると云ふのである。一方丁度通信省は、農村に對して電話を普及しなければならぬと考へてゐるらしいが、之と同じやうに、其の住民は文化の恩典に浴することゝなつて大變便利を感ずることになる。所が住民として見るならば、何時の間にか便利の方には慣れ

てしまふ、さうして料金支拂ひの負擔だけが残るといふやうな結果になりはしないか、と私は考へるのである。

**大規模發送設備の建設** 第二に政府案が主張して居るところは、國營となれば營利會社が企て及ばない大規模の發電所、送電所の建設をする、と云つてゐる。其の計畫の内容は判然としなないが、新聞紙の傳へて居る所に依ると群馬縣の尾瀬沼といふ處に大きな貯水池を造つて、其處へ八十萬キロの發電所を拵へる、そして阿賀川からポンプで夜間水を汲み上げて置いて晝間必要に應じて水を落して發電する。所謂「ポンピング・アップ」の發電所である。左様な同じ施設で天龍川と諏訪湖とを利用する、琵琶湖と余吾湖とを利用して發電所を拵へる、その外、大井川、信濃川等の水利を開發して約二百萬キロワットの發電所を五ヶ年間に建設する、さうして尾瀬沼から大阪に至るまで約五百哩の間に二十二萬ヴォルト乃至三十八萬ヴォルトの高壓送電線を二本架設する、さうして其の送電線に之等の發電所を結び付ける、といふやうなことを計畫して居るやうに傳へられてゐる。

**水利開發による燃料の節約** 第三に政府案は、公益上の立場から計畫を樹て發電所を建設して燃料の節約を圖る、燃料國策に貢獻するものと云つて居る。吾々が調べたところでは今後我國に於て、經濟的に開發し得る未着手の水利地點は約二百五十萬キロワットと觀て居る。ところが政府當局はそんな事ではなくもつとく大きなものを見込んで居るやう

である。これは公益の上に立つて多少不經濟な地點であつても之を開發して、苟くも水利の用ひ得べきものがあるならば殘して置かない。さうして是に依つて石炭の節約を圖るのである、斯様な主張であると考へられる。之は水利の利用と石炭の節約が關聯して居るのであるが、其何れに重點を置いて居るか、實に之が一番重大な問題であると私は考へる。石炭の節約が主で其結果どこ迄も水の利用を圖るのか、又は水利を出来るだけ利用することが主で其結果石炭の節約にもなると云ふのか、其何れに重點を置くかに依つて重大な相違を來すものと思ふ。

**天惠利用か石炭節約か** 若し天惠の利用に重きを置いた主張であるとすれば、國策としてどうも首肯し難いのである。と云ふのは此國策を何處迄も遂行して行くに經濟的實際との間に大きな間隔を生ずることになる、火力發電と水力發電と何れが原價が安く付くかを調べて見ると、現在の處では似たもので場合によると火力の方が幾分安くなる、そして將來に向つて火力は技術上進歩して、更に安くなる可能性があるのであるが、水力の方は段々不經濟な地點の開發を餘儀なくされることになる。之に對し發電計畫を大規模にコストを下げる途もあるが、段々之を押し進めて行くこととそんなことでは追付かぬことになり、火力發電との間に大きな原價の差異を生じ、結局、國民は産業の基礎たる動力に高い原價のもの、使用を強いられることになるので國策としては再考を要するも

のと考へるのである、然し若し此國策が石炭節約の上から出發せるものとせば自ら問題は別となる。即ち第一に石炭の埋藏が國內に皆無又は貧弱な場合、例へば、伊太利の如くならば、どうしても水力の開發に全力を盡すべきは問題でない、從來逡信省が採り來つた水主火從の方針は此處に根據を置いたものである。第二には國內の石炭埋藏は貧弱でも手近に之が豊富にある場合即ち滿洲が新にわが邦の勢力範圍内に入つて來た今日に於ては、強いて水主火從の國策を踏襲して基礎産業たる電力のコストを高くする必要はない様に考へられる。然し第三の場合として國策としてどうしても石炭の貯藏を必要とするとき、若しくは基礎産業たる電力の糧を國外から搬入する石炭に俟つといふ仕組が國防上より見て絶対に避くべきであるとするならば之れ亦何處迄も水の開發に向はねばならぬ事になる。此意味からは非水主火從に依るとすると茲に大きな問題を生ずる。

**水主火從國策の適否** 其譯は所謂日本アルプス山脈を境界とし其西が關西方面東は關東方面の電源地帯となるのであるが大體に於て關東地方の方が電源に富んで居る。水力を開發しなければならぬといふことになる。自然關東地方の水力を開發して之れを關西へ流す必要が生じて來る。さうすると、逡信省の計劃の如き東西を貫通する大きな送電線が必要とする。之を實行するには政府の如く國營にするか、若し民間でやるならば大電力會社の合同にするか、若しくは其目的に添ふ

を及ぼす程度の、著しきものでないことだけは謂ひ得るものと思ふ。それから又今日までに營利會社は果して河川使用に於て不合理なことをやり、又左程の重複設備をして居るかどうかといふことに就いて一言して置きたいと思ふ。

**河川使用の實際の場合** 河川の合理的でない使用といふことは斯様なことを意味して居ると思ふ。例へば或河川に於て下流で水を五百個使用して居る發電所があつて、其上に一千個の水を使用するものがあり、其上に又千五百個の水を使用するものがあるとすると、一派のものはどの發電所も千五百個を使用することに依つて合理化される。かく區々になつて居るのが不合理であるといふのである。併し其建設の時代が異つて居るのを考慮に入れねばならぬと思ふ。水の使用量に付ては一々逡信省の許可を要する。甲發電所設置の當時逡信省は渴水期の水の使用（即ち渴水期になつてもある水量）を許す方針の下に五百個使用の發電を計劃した。處が乙發電所設置のときには逡信省の方針が變り低水（即ち九ヶ月間ある水）を標準とすることになり丙發電所ときは平水（即ち六ヶ月間ある水）を取る方針になつて計劃された。云ふ場合を想定して見ると、一の川に於て水の使用が區々になつて居るのは實は水の使用量に對する逡信省の方針の變更による結果であることを見出し得るのである。そして逡信省の方針の變更も畢竟、時代の推移によるのであつて、之を考慮に入れず専ら事業者の責に歸することは謬つて居る。又河川の使

大會社を新に設けるかの途を取る必要が生ずる。之を要するに國策として石炭の貯藏を飽く迄必要とするかどうか依つて、水主火從の國策の適否が決められるべきものと思ふ。

**水利使用の合理化及重複設備の排除** 第四に政府案が長所として主張して居るものは、國營に依り水の使用を合理化し、重複設備を排除することが出来る。従つて無駄を省きコストを安くすることが出来る。主張して居るのである。此主張を分解すると第一に今日まで營利會社は個々に分立する爲め不合理な水の使用や重複設備に依り無駄をやつて居つた。第二に此儘に放つて置けば斯様な無駄を繰返すに相違ない。第三に國營になれば無駄は省くことが出来る。そこでコストの切下が出来る、といふことになる。然し我々の方から云はしめれば、之が爲め政府は昭和七年に電氣事業法を改正し統制に關する監督行政の權限を擴大し豫め全國發送電網を樹立し之に則つて、認許可を行つて行く方針を採つて來たではないか、それが監督權の行使に依つては實現し得る自信がないといふのでは餘りに遠慮に過ぎるのではあるまいか、監督權の行使に依つて實現の自信なきものが如何して經營そのものに移し、間違なく之を遂行し得るやを問ひたくなる。然し左様なことを争つても水掛け論になる。従て將來に於てコストを下げる事が出来るかどうか水掛け論になる。假りに一歩を譲りコストが下るとしても、それは全體のコストに影響

用に付き次の様な場合がある。下流に小さな發電所が先づ出来る。何年かの後に其上流にダム式の大發電所が出来る。夫れが下流にある發電所の爲に制限されて充分の働きを爲さぬと云ふ場合がある。之も以前には經濟價値を充分に持ち得なかつた發電所方式が經濟事情の推移により經濟價値を充分有ち得るやうになり實現せらるゝに至つたのが矢張り時代々々の變化に依るのである。此場合は小さな蟲を殺して大きな蟲を活かすより外ないので、現に木曾川に於て大同電力が讀書のダム式發電所を活動する爲め下流にある東邦電力の賤母發電所全部を買ひ取り、買ひ殺してゐるのは其適例である。又技術上の推移により河川の使用が變つて來ることがある。例へば宇治川電氣が宇治川に九十尺の堰堤を設けるには技術上の議論が喧しくて十年懸つた。後に大同電力の大井川のダムが百六十尺、庄川水力の小牧堰堤が二百四十尺となり、只今では富山縣營の發電所は三百四十尺の高堰堤が計劃されつゝあつて別に世間の人が騒がない。斯の如く時代の推移によつて水の使用状態に變化を生じて居るのである。故に假りに國營によつて水の使用を合理化すると云つて見ても何年か後になつて見れば不合理なものになつて居らぬとは保證出來ない。故に將來を見通し合理化の方針を建てる事が難しいのであつて、民營ならば甘く行かぬ。國營ならば甘く行くといふ性質のものではないのである。

**重複設備に就いて** 尙重複設備といふことであるが、之は

送電線に付て起る問題であるが、之れは抽象的觀念的に重複設備がある筈だといふ風に世人の頭に謬つて入つて居る傾がある。又當局は此誤謬を幾分利用し居る嫌があるのであつて仔細に見れば事實に於て左様な重複設備は有り得ない。例へば大阪へは十五萬ボルトといふ高壓の送電線が四本ある。其三本は大正八年野田遞相の當時、同時に許可されたのである。其一は今の大同電力、當時の大阪送電への木曾川の發電力を受け伊賀國を超えて大阪へ入るものであり、其二は越中と飛騨方面の發生電力を受け、美濃、近江を経て大阪へ來る當社への許可線であり、其三は當時の日本水力、今の大同電力へ許可された越中、加賀、越前方面の電氣を受け京都の北を経て大阪へ入る線である。此最後のものは少し建設が後れたが、此三線皆夫れ／＼使命があり之を一線に集める譯にはゆかぬ。其後木曾川から送電量が増し更に一線を増加し今は四線となつて居る。よく問題にされるものに日本電力の黒部から東京への線と大同電力の天龍川から東京への送電線とがある。之は大正十二年の震災後、西と東と間の電力の連絡を附ける必要が痛感され、新規に發電所を建設するに當り其裝置を五十サイクルにも六十サイクルにも兩様に發電し得る事に豫め設計し、必要な方の電氣を起して東へなり、西へなりに送ることにして、其目的に副ふ河川として選ばれたのが黒部川と天龍川とであり、之を送る役目を有するのが日電と大同の東京送電線であり、共に大正十四年に許可を受けたのである。

る。従つて此送電線に結び付く發電所は五十、六十何れのサイクルにも發電し得る裝置を爲す様命令されて居るのであつて之れ亦、何れも立派な使命を有し無駄な設備とは云ひ得ないのである。斯くの如き次第で仔細に検討すれば無駄な重複設備と云ふものはそうあるべき筈はない。

以上少しく専門的に亙り、詳しく説明し過ぎた感があるが、之れは政府が國營案により無駄を排し、コストを下げ得るものと主張する唯一のものであるから、多少詳細に記してみた。

**料金低下** 其の次に政府案として掲げて居る利益は料金が低下すると云ふ問題である。料金の低下は第一にコストの低下から出發しなければならぬと考へる、其のコストが果して低下するだらうか、斯うして觀て來ると、第一に若し是が國有であるならば、公債利率との間の差を利用することが出来る。然し、民有國營案ではそれは無い。又國有であれば税金が無くなるといふだけでも、電氣事業そのものから見るとコストの低廉になるが、民有國營案の場合ではさうでない。のみならず、從來各社に附屬して居つた、財産を纏めて一會社を新たに拵へる。随つて、其の會社に關する費用だけでもコストは騰がらざるを得ない。況んや公益的立場から觀て、大きな設備をする、不經濟な發電所でも拵へて行く、斯様なことになると、コストは、騰がらざるを得ない。それに附加して、國營に依る無駄排除に依つてコストが低減にすると云ふ

ことを謂はれるが、これはさうたいしたものも期待するわけには行かない。結局コストは騰がらざるを得ない。而して一方料金の方は、特殊工業或は其の他の方面に對して、安く供給することになると、一般の電力料金なるものは高からざるを得ない。高くならぬまでも、安くなるべき運命にあり、安くなるべき傾向を有つて居るものが安くないといふことだけは確言することが出来る。ところが、こゝに料金低下の原因になりさうなものが尙一つある。それは現在各會社が有つて居る財産を切下げて取る、此の一つである。然し、政府は曰く、切下げない、それは大體は帳簿價格を基準にして取るのである、水膨れが出来て居る財産は、此の限りではないが、大體は帳簿價格を基準にして取る、斯様に云つて居るのである。しかし、其の現在の各會社にての財産なるものは、大體一割乃至一割二分の収益を擧げて居る。其の一割二分から消却を賄ひ、其他積立——保留金を控へて、配當をして居る。斯様なものに今帳簿價格其の儘で出資せしめる、提供せしめる、さうしてそれに對して低率の配當を交附するといふことになれば、結局財産を切下げて取つたと同じ結果になると思ふ。斯くして生ずる差額が料金の低下に充てられるとまだ結構であるが、それが色々な不經濟な設備若しくは官廳式の經營に依るところの費用といふやうなものに喰はれてしまふといふやうなことがあると、吾々としても洵に遺憾であると云はなければならぬ。

**政府案の缺點と見るべきもの** 其の第一は外貨債の擔保關にする問題である。今回の政府案の適用を受ける範圍に於ける外貨債を有つて居るものは五大電力會社だけであるが、其の外貨債の總額は現存して居るものが九千六百萬弗、其のうち約千五百萬弗は各社の手許にあるので、差引八千百萬弗ばかりが實際外部に存在して居る。其の外貨債の擔保としては、各社共發電、送電、配電設備といふものを一團とした工場財團を組成して、これに抵當を附けて居る。其のうちから今度其の發電、送電に關するものを抜き取らうといふことになると、是に對して政府は、或る法律で以て其の結果が到來するのであるから、それは社債を發行した民間會社としては責任免除になるのではなからうかといふやうな意見を有つて居るやうであるが、それは少々亂暴である。それから又政府が將來に於ける元利金の支拂ひを保證すれば何でもなく片付くのではないかといふ風に觀て居られる所もあるのである。結局私は、これは其の社債券所有者の社債權者集會が開かれてさうして其の承認を経ることにならなければならぬと思ふ。其の社債權者集會が擔保を抜くことに、政府の保證なり何なりを見返りとして承認を與へれば何等事はないが、承認を與へさすべき強制力は何もないのであるから、恐らくは全額の償還を要求するやうなことになるのではないかと思ふ。若しさうなると、所謂九千百萬弗は、現在若くは二、三年後の爲替相場に依つて償還しなければならぬ。さ



うして是に依つて生ずる所の損失は矢張り一億圓は出る。さうすると其の償還の資金はどうして用意するか、又さうして生ずる損失は誰が負擔するか。是等に就ては、政府は社債権者集會は承認すべきものといふ前提に於て何等考慮を拂つてゐないやうであるが、其處に大いなる缺陷が生ずるものと思ふ。

將來に於ける建設資金 それから第二には、將來毎年三十萬キロ乃至三十五萬キロづゝの發電所を建設する、それに對する送電線、變電所すべてを用意せねばならないのであるから、これが年々相當の巨額の資金を必要とするそれが初めは強制に依つて現物出資でやることが出来るが、新設すべき資金までを従来の財産所有者から、仰ぐといふわけにも行かない。これは増資して株金拂込に依つて之を賄つて行くといふやうなことは少し見込みがないと思ふ。すると矢張り政府は預金部の金を廻はすと何かといふことを考へて行かなければならぬのであるが、年々繰り返して巨額な金を必要とするのであるから、果して娘一人に婿八人といふやうな預金部の金を引續き左様な處に注ぎ込むことが出来るかどうかといふことにも、疑念がないわけにはゆかない。結局これは、政府が保證した社債の發行といふことになるのであるが、かくては、結局公債の増發を極力斯ういふ方面に於て避けて居ることが出来なくなり、結局財政上に及ぼす影響は同じやうになるのではなからうかと考へられるのである。

法律上の疑義 それから、第三の缺點は法律上の疑義である。

水利權の無償回收 政府は水利權を無償回收するといつて居る。其の水利權の回收は私有財産の沒收ではない、何となれば、水利使用は許可したものであつて所有權にはなつて居らない、政府が之を必要とする事態に立ち到つたならば、これは取消すことは何時でも出来得べきものであると云ふ理論付けである。しかし、吾々は其の水利の使用許可を前提として發電所を設け送電線を建設して居る。是が水利權が取消され、水利使用の許可が取消されるといふことになれば、其の瞬間から發電所なり、送電線なりは、無價値なものになつてしまふ。私共は水利の使用許可を受けるには、年限を附せられて居る。其の年限内であるに拘らず、又何等許可命令に違背して居るものがないにも拘らず、政府は必要を認めるからといふだけで、左様な水利權の取消しをすることが出来るといふことになれば、法律、制度、命令といふやうな事柄の根柢を成して居る正義、信義といふ觀念は一朝にして覆されてしまはなければならぬのであつて、此の點に於いて私共は疑義を有つて居る。

現物出資の強制 それから第二には、吾々現在の事業者が有つて居る財産は、評價委員會の評價に依つて新しい會社に現物出資をして、さうして其の代償として株式の交付を受ける、其の新しい會社は、唯財産を所有するといふだけであつ

て、何等其の財産を利用し經營して行くといふ權能がない會社である。さうして使用料は政府の定むる所に依り、配當は政府の欲する所に依つて決められる。株主は株主たるだけで何等のそれに對する經營參加權を有つて居らない、斯様な株式の交付を受けるといふことが、果して憲法が所有權の保證をして居る其の精神に違背することがないかどうかといふことに就いて、是亦私共は多大の疑義を有たざるを得ない。

政府の國營案は國家社會主義的「イデオロギー」を基調とするのではないか 斯くの如く吾々が觀て、明かに無理だと思はれる點も無理と擧げてゐないといふ事情に於て、吾々は今回の政府案といふものゝ基調が、ある一派の思想觀念から出發して居るのではないかと疑はざるを得ない。其の一派の思想とは、之を國家社會主義と云ふか、フアツショ主義と云ふか或は國家統制經濟主義といふのであるか、私は學者が何といふのであるか知らない。兎も角も營利事業會社は私利私慾を追ふものである。公益には副はない、大衆の利益を擡取して國民の生活を不安定ならしめて居る、故に之を清算して國家の經營管理の下に移すことに依つて、始めて國民の生活安定を圖り、無駄の無い産業の發達を圖り得るのだ。斯様に主張する一派の思想から出て來たのではないか、其處に出發點を有つて居るのではないかと疑はざるを得ない。斯様な思想を有つた人から觀れば、吾々が無理として居る所も、無理でないことになるかも知れない、當然の事になるかも知れない。

のである。尤も是に對して、逓信省當局は聲を勵まして、否定をして居られるのであるが、今回の政府案の基本には、かの内閣調査局案なるものがある、立案者たる調査局當局は、筆に舌に頻りに、さうした思想を主張されて居るのであるから、吾々としては斯くの如き疑を有たざるを得ないやうになる。若し假りに斯くの如き、思想が基調となつたとして、其の國策が實現されるといふことになるならば、果して是がわが國民の企業心を、衰へせしめるやうなことがないであらうか、又國民の投資に不安を感じしめるやうなことがないであらうか、本當に是が國民生活の安定を齎らし産業の健全なる發達を來すものであるかどうかといふことに就いては、吾れ人共に關心を以て研究すべき問題ではなからうかと私は考へる。殊に政府が一錢一厘の支出をせずして、民間の事業を政府の管下に移す方法、即ち特殊會社を設けて法律の力に依つて是に事業財産を現物出資せしめる、さうして其の新會社は政府の絕對管理の下に、其の配當は政府の欲する所に依つて行ふ斯様な方法が一度び實現するといふことになるならば、これは如何なる事業、如何なる産業にも直ちに適用され得る可能性があるのであつて、是に對しては産業界全般としても十分其の是非、適否を研究すべき問題ではなからうかと考へる。

### 宇治電社長林安繁氏の駁論

現内閣成立と共に非常時に對する庶政一新の一方策として電氣國營案が案出され、先づ内閣調査局の民有國營案が發表せられ、次で六月廿三日逓信省案なるものが一齊に新聞紙上に現れた、兩案とも多少の相異はあるが類似した案である。

先づ逓信省案なるものについて見るにその骨子とするところは資本金廿億圓の發送電設備會社を設立し既設の縣營、公營、私營の電力事業者の發送電設備を評價の上、現物出資として元の財産所有者には株主たる地位を與へ、本會社によつて開發された電力は一切右國營會社として配電會社に卸賣する案である。なほ既設事業者の未開發水力電氣を無償で取上げ特殊會社をして開發せしむるのである。調査局案に比較して遙に手きびしい案である。しかし配電會社の配置についても嚴重なる監督をなし、各配電會社の料金制定に積極的に干渉制限を加へるといふ文字を使つてゐる、換言すれば國の力をもつて既設事業を取上げ、國費を費さずして極度の干渉を行はんとするもので、未だかつて見ないフアツシヨ的國家統制案である。

この政府案なるものに對して世間や電氣事業者に見方が幾通りもある。

一、他の産業に對する統制に比して著しく峻烈な案であるがどうせ通らう筈はない騒ぐ必要も狼狽する必要もない。

二、役人といふものは怪しからぬものである。民間事業者に散々苦勞させて置いて扱て目鼻が付くと取上げるか、割込んで邪魔をする。例へば電鐵でも長年月の間民家の少い處に線路を造つて住宅經營や、娯樂場經營や、百貨店を經營して、やつと引合ふ時になると、省線を電化し小驛を増設して乗客を奪取する。電氣會社が運動場を造れば省が臨時電車を出す。如何に憤慨しても及ばない。この度の政府案でもさうである。不況時代には電氣會社が悉く苦杯を嘗めやつと立直らうとすると金輸出禁止で爲替が暴落し外債の元利支拂金が激増して痛手を被むる。國策上やむを得ぬが、これがやつと整理がつくと、今度は一文半錢を出さずに取上げて特殊會社を造らうとする横暴千萬である。

三、庶政一新といふ、施政の方針から割出して何人として、目新らしいことをいはねばならぬからで、政府も一朝一夕に出来るものとは考へてをらぬのであらう。

四、他人のやつてゐることは缺點だけ見えて長所の見えぬものであるから、役所から見たら事業者のやりかたは穴だらけに見えるだらう、國營論も久いものである、まあ

やらして見たらよい。やつて見るとむづかしいことがわかるであらう。面倒臭いから特殊會社へ資産を讓渡してその會社の株式が高くなつたら賣飛ばした方が氣樂だらう。

以上のやうな考へはわれ／＼が決して政府に反抗するのではなく、政府案をけなすでもない、實際にさう考へてをるので、たゞこれをあから様に表面にいひ現すものがないだけのことである。

#### 根本動機をなす思想問題

しかりといへどもわれ／＼自身はさうは單純に考へぬ。こゝには重大なる思想問題の動きがあつて今回の電力國營問題を惹起したものと考へる必要がある。この點は深く考慮を要するところである。即ち第一は自由主義經濟、資本主義經濟の盛になつた後には必ず統制經濟機構の思想は勃興するものである。第二には立憲制度の確立とともに、政黨が絶大なる勢力を得、ために官僚は一時その存在を認められなかつた状態に置かれたその反動が、若い官僚を憤慨奮起せしめたので、この二つの社會情勢が新官僚をして資本主義を打破し、官權擴張を計り、フアツシヨ氣分となり、ロシアイタリ、ドイツの國勢の強化並に國家統制が如何にも痛快に見えるので、自由主義、資本主義の長所を忘れて一氣にこれを打倒せんとする考へが新官僚の頭腦を支配し、これ等の人達が今の諸官省の中堅となり、すべての産業を國家統制に誘導せんとする、思潮の流れになつたことを見

逃してはならぬ。軍部にあつても國防上國家統制を利益とし、民間經濟論者がまたこれに賛成することになつて、沛然として國家權力萬能主義が生れたのである。この勢ひは事の良否に拘らず熱慮を要すること、徒らにこれを排斥する事は出来ない。ゆえに今回の電氣國營論についても徒らに冷眼視去りまたは感情に走ることをやめて具さにその利害を考究する必要があると思ふのである。

こゝにおいて先づ政府案を検討する必要がある。

#### 不安定な政府の方針

つら／＼兩案を通過するに、他の事業に對して政府が企圖された企圖されんとする統制方法よりも極度に峻烈を極めたものであるが、長年月の間苦心經營の餘今日あるを致した電氣事業を國家が一文半錢を支出することなくして取上げるかの如き感を與へることが今日においてどうして必要であらうか、非常時ではあらうが、殆ど電氣事業に對する國家總動員に等しい統制を必要とするまでに國家が危急存亡に臨んでゐるのであらうか。一度調査局案の發表さるゝや株式の暴落を來し再び逓信省案の發表によつてまた／＼暴落を招來し、財界を不安に導き全國の投資家をして戰慄せしめて國家は何の利益を得るのであらうか。増税の實現は今やその方法形式の如何にあると考へられてをり、二億乃至二億五千萬圓の増税は避けべからずとなすときに當りてかくも財界に不安の空氣を漲らせるのは如何なるものであらうか。總理大臣を初め各大臣共庶政一新といふも決して急激

の變化を與へないと屢々明言せられ、また三月廿四日の閣議により決定された内閣書記官長談の形式をもつて聲明書を發表されたらぬのであるにも拘らず、相次でこれに反する發表あるにおいては國民は如何にして慎重事に當り得るであらうか。

外債を發行せる東電、東邦、日電、大同、宇電はその額の多少、條件の相違こそあれ、その擔保物件たる財産中發送電設備を分割してこれを特殊會社に物件出資となすにつき實際問題として相當困難あることを考へねばならぬ。

元來政府その他の外債は現在約十八億八千萬圓（ミント・パーに換算）に達してをり、五電氣會社の外債二億三千三百萬圓強である（臺灣電力を除く）この二億三千三百萬圓の外債については、その發行に關する受託銀行と會社との間に締結してある契約書は各々その内容は異なるが原則としては擔保財産の大部分を引拔かんとするが如きは債權者にとり、重大事項であつて、これには債權者會を開くを穩當とするのである。しかしこの債權者會は某會社の外債については無記名債券の所有者にして全債券金額の八割の債券者の出席又は委任狀を集める必要がある。これは容易でない。萬一日本の法律で定められた場合は債權者會の必要なしと解釋さるゝとするも海外の債權者において電氣會社の擔保財産が如何に適法に如何に分割されたかを知ることが至難なことであるから、疑義を生ずる場合なしとせない。しかも敢て國の力を以てこれを

實行するとせばこゝに國際信義上相當問題を起すことはないか。特に電氣會社以外の日本政府並に特殊會社の外債に影響はないか、將來外債を起す場合に影響はないかを考へるとき事慎重を要するものがないであらうか。萬一大藏當局において國際信義上差支なしとの御考へであつたとしても、一朝債權者の訴訟を起さるゝことがあつたら迷惑するものは電氣會社である。特に契約書中に「會社はその當時存立する工場財産の全部または一部が國家の權力に依り買取られたるは沒收されたるときはその代金を即時受託會社に供託することを契約す」とある。尤も今回の國營案は國に買収または沒收されるのではないがこの條項を準用すべきである。即ち擔保財産の一部を特殊會社に移讓する前に、先づ以てこれを分割すると同時に、これに對する代金または擔保物件を即時受託會社に供託するを要するも電氣會社は素より巨額の金や擔保物の持合せがないから、供託が出来ない。

その他各會社に於て契約條項中その標準のまち／＼であるのを打つて一丸となすのであるからその取扱方は外間の考へるやうな單純なものでないことを覺悟せねばならぬ。

物件出資にかゝる資産の評価は容易でない。それに相當峻烈な評價をなすものでないかと世人は心配してゐる。これは今回株式暴落の一原因である。この考へを一掃する必要がある。なるほど不當に高い資産を持つてをつた會社もあるであらう。合併等の際資産に水を混ぜたるものもあつたであら

う。しかりと雖もこれ等は財界不況の時代に、各事業者とも大に反省して財産銷却に大重となり、純益の大部分を銷却に充てたから、今はそんなものは少ないと思ふ。萬一あつたとしこれを合理的に切下ぐるならば、事業者は異論をいうてはならない。しかしながら湯水量を標準としたる發電所（即ち一年中三百五十五日間發電し得るもの）平水位標準のもの、（即ち一年中百八十五日間發電し得るもの）豐水標準のもの（一年九十五日間發電し得るもの）はこれを區別して評價せねばならぬのみならず、また政府案と稱するものを見るにその文句から推測すれば發送電設備の有形的存在のみを見て無形の重要なアイテムを閑却してゐるやうである。例へば發電所にしても送電線にしても、その有形的存在の外に無限の犠牲が拂はれてゐることを考へねばならぬ。隧道掘鑿の場合でも、堰堤築造の場合でも、しばしば人命を犠牲にしてゐる場合がある。送電線を送る場合でも惡地主と戦うていふべからざる苦心を拂つてゐる。この努力の塊りが發電所送電線となるのであつて、決して、有形的存在のみを考へてはならない。評價する場合にはこの無形の要素を多分に見積ることが當然の歸結でなければならぬ。俗にいふ老舗料、暖簾代、グッドウィルともいふべきものである。この點政府の熟慮を要するところである。徒らに事業者をいじめて無理にしても、反動は必ず来る。またそんな無理をして電氣を安すくするなら誰でも出来る藝當である。

政府案によれば國營となすことによつて料金二割乃至三割を減ずることを得るといふのであるが、疑はしい。今日において既に各事業者は長年の不景氣に苦しめられた結果、經費は極度に節約してをり、また送電の損失についても有らゆる方法を以て軽減を圖つてゐる。各會社協力して一方に火力を節約し、一方に水力を利用買入れて融通をなす等殆ど技術上可能と認むる極度までに損失を少なくしてゐる現狀であるから、これ以上今日のまゝで二割や三割といふ如き節約が出来るものではない。既設會社の送電線を連絡する設備に新に數千萬圓、數億圓の金を出し五年、十年の歳月を費さなければ到底不可能であらう。

また併合綜合により經費を軽減し得るといふも、これまた大なる錯覺である。元來設備を併せて一會社となるだけでは要るだけの人は要る。要るだけの直接費は節約は出来ぬ。特に各會社が鼎立すればこそ各發電所、線路の社員、傭員の給料給與、割増、居殘料、精勤手当等がマチ／＼でも宜しいが、これを統一すれば給與を統一せねば従事員が承知しない。統一するには高率の方に統一せねばならぬ。忽ち經費が膨脹する。こんなことは會社合併に經驗のあるわれ／＼でなければわからぬことである。次に各會社が割據するから勞働問題も簡單である。しかるに廿億圓の大會社となると長鞭馬腹に及ばないことは明かであるから職業勞働運動者の乗するところとなり、一朝一發電所が争議を起すときは全發電所に

波及する。一度に送電が停止されたらどうなるか。これも合併に経験のないものにはわからない。この點最も熟慮を要する大問題である。

しからば既設發電事業ではなぜよろしくないのであるか。政府當局は今の各會社は營利一方であるといはれる。果してどうか。電氣會社が商法の規定によつて設立を認められたる以上營利を目的とするものなるは、論を俟たないところであり、營利を目的とすればこそ、國民はこれに投資するのである。さりながら餘り營利一方に傾いては消費者の利益を無視することになるから、電氣事業取締規則が發布され、電氣事業法改正電氣事業法が制定せられたのである。この法律は取締の上において十分行届いてゐてなかく、横暴な振舞は出來ない。萬一そのサーヴィスの點に不都合あり、料率が不當ならばこれに對する制裁は昭和七年改正の現行電氣事業法に明瞭に規定されてゐる。特に實際問題としては電氣料金につき需要たる工業家で、ボンヤリしてゐるやうな者は極めて少なく、中々手きびしいのが多いから高率な料金に満足する筈はなく、現に一割も二割も配當をしてゐる需要家が契約更改毎に電氣料金の低下を要求して來るものがある。殊に電氣事業は事實上獨占でなく、供給區域が重複してをり、その上特殊供給の方法によつて他會社の供給區域まで手を伸ばし得る機會があるから事實は常に料金低下に惱まされてをり、中々思ふやうに高率の料金を要求することは出來ない。特に歐洲戰

後一時の好況に乗じて競うて發電設備を増大した電氣事業者は愈々發電設備完成の曉において時恰も不景氣の襲來に出席ひ電力過剰に悩まされ、各會社とも無益の競争をなし、損失を忍んで料率を低下し、工場動力の争奪に腐心したため從來逡信省届出率よりは遙に低率をもつて供給して來たものである。その格外に安い料率によつて工業家は意外の利益を得たのである。この格外に安い料金は景氣の回復と電力の缺乏に際し、適正な料率に是正さるゝは、當然の歸結であるに拘らず、電力料率が高いといふ聲を盛んに喧傳したので如何にも電力料率が高いやうに誤解せしめたのである。その證據には現に七分以上の高配當をなす、電氣事業者が果して何程あるか。しかしして電氣の供給を受けてゐる電鐵、紡績、製紙、鐵工業者が現に高配當をなしてゐるのを見たら何人か電氣業者が營利一方であると信するものがあらう。

**水力開發遲延の原因** 次に既設電氣事業者はその水力發電開發については營利本位でやるから開發すべきものも工事に著手せぬのは遺憾至極であるから、これを統制開發せしむる必要ありといふものがあるのはこれまた意外千萬である、凡そ水利開發についてこれを地方廳に依頼する。地方廳はこれを關係市町村に諮問する。こゝにおいて得たり賢しと、水利組合木材組合等は故障を申し立て補償を要求する。よつてもつて道路を修築、擴張し學校の擴張をなす等、必要以上に水力發電に關係なき事まで手傳ひをせねばならぬのが現状であ

る。この交渉が落著するまでは地方廳は各本省に副申を差控へられる。この間事業會社の苦勞たるや、一通りや二通りではない。幸ひこれが片付くと、逡信、内務兩省の詮議に入るのこの手續中に相當の時日を要するのである。これに最も甚だしき事例を擧ぐればわが宇治川電氣において明治四十五年に出願した宇治川筋第二期發電事業が大正八年十二月にやつと許可になつたが如き、官廳の手續きの容易ならぬことも一考を要する事柄である。事業會社が營利一方で他を顧みず、工事を遷延するといふが如き、單純なる議論は出來ないのである。

また電氣料金は從來各會社各地方によつてそれぞれ事情が異なり、適當と考へる料率を定めこれを逡信省に届出でたものであるが、現行料金は或は高率なところもあらう。また意外に低率なところもあらう。されど大體において需要者たる電鐵、工業家の威力が強いで、電氣事業者は常に受身に立つてをり、特に公共團體に供給するものゝ如きは多くは極めて低率である。一例を擧ぐれば宇治川電氣が他會社から受けてゐる電力料は逡信省の裁定によつて定められてゐるがそれよりも低率な率利で公共團體に供給してゐるのがある、これでも營利一方であるといひ得るであらうか。

特に一キロワット一時間(キロワット時)の料金のみを考へて一キロワット年額(年キロワット)を考へないために非常な誤解がある。元來逡信省においては電力供給事業者が一日

廿四時間、一年千七百六十時間一定のキロワットの電力の餘力を持たなければ供給契約の締結を許されないのである。しかるにその餘力に基き契約する最大キロワット、例へば三千キロワットの餘裕があるとして、三千キロワットの電力を或る工場に供給契約をなすとしても、これを如何に使用するかは需要家の勝手であつて、電氣事業者の如何ともすべからざるところである。従つて一日中使用しないことがあつても、一日中短時間しか使用しないでも、その時間だけ他に融通するといふやうな器用なことは出來ないものである、従つて水力ならば需要家の電力を使用しない時間は黙つて水を無益に流し、火力ならば埋火をして空しく荷のかゝつて來るのを待たねばならぬ。この故に一旦契約した以上はその最大キロワットの電力に對する財産銷却、財産に對する利息、これに要する直接費、間接費を計算したる總額を以て料金率算出とせねばならぬのである。工業家が自家發電をなす場合もまた同様である。故に一キロワット時の料率の高下のみを論じては眞の料金の高下を判断することは出來ない。勢ひ年キロワットに對する料金が資本銷却等を償ふや否やにあるのである。例へば製材業の如き平均一キロワット時の料金率二錢七厘であり、負荷率平均十二パーセント四分位なので、年キロワット圓にしかならないのがある。これ全く製材業不振のために特に意を用ゐるからである。また大規模の工業に見るに一キロワット二錢といふのがある、如何にも製材業に比して低

率であるが、負荷率六〇パーセント位であつたら年百五圓となる、これでも小工業に高くて大工業に安いといひ得るか。

軍需工業への犠牲 或る人説をなして曰く「電力統制の根本は軍需工業に對する料金の低下が最大原因であつて、今日以上に低下が必要である」われわれが或る軍需工業に供給してゐるのを見るに、六千キロワットの供給契約をしてゐるが、實は八千キロワットまで使はれてゐるのである。その負荷率を見るに六千キロワットを基準とせば一箇月三七パーセント、八千キロワットを基準とせば二八パーセントに過ぎない、従つてその料金は年キロワット五十圓に過ぎない。これは軍需工業なるがゆゑに不利益を覺悟で供給してゐるのである。これでもなほ、軍需工業に對する料率が高いと云ひ得るか。更に引下げの必要ありといひ得るか。利益一方の經營をしてゐるといひ得るか。むしろ他の事業者に比して低率の配當に甘んずる所以のものに世人は滿腔の同情を表せらるべきである。

われわれは現行料率が大體に於て高くないと思ふが假りに高い安いを論じないとして、一厘でも安くせよ、安いほど國家の利益であり國防上必要なりといはるゝならば、それも一と理窟である。しからばそれほど電力料の値下げが重要なりといはるゝならば、電力料が生産コストの何割を占めてゐるかを検討するの必要がある。

然らば現在の機構で料率引下げの餘地なきや今暫く現行率の是非を論外として、國策遂行上の見地から電氣料金引下げを必要とするといふならば現在の經濟機構のまゝで引下げの餘地はある。即ち左の諸項を實行するならば決して至難の業ではない。

電力の合理化 従來、逓信省の發電計畫に對する方針は、殆ど例外なしに水力を主とし、火力を従とすることに省議決定してゐる。これは燃料國策の見地からのみ見た方針で石炭の埋藏量が少ないから、成るべく水力資源の開發に努めるといふのである。

此處においてか水力のないところへは長距離送電をなし、見すゝ線路、變壓の損失により多量の電力を損失してゐながら、低廉なる火力發電を常用にすることを許さない。しかるにもしこの方針を改めて、火力電氣の低廉なところでは火力を補給用とし、水力の低廉なところでは水力を常用として火力を補給用となすことにすれば電力は目に見えて低廉となるのである。これを實際についていへば近畿地方は水力に乏しき代りに石炭が比較的低廉なるがゆゑに火主水従とし、中央方面は水火ともにその發生費相伯仲なるがゆゑにこれを等分に併用し、信州、富山の如きは水力低廉にして石炭高價なるをもつて水主火従となし、九州方面は中京と同じく水火等分併用となすをもつて得策とするが如くである。今や滿洲、朝鮮の石炭漸く開發の緒につきつゝあるを以て、決して日本

今關東地方に於ける十一事業者の生産コストに對する當該工場の使用する電力料金の割合を調査すると電力料は平均生産コストの一分六八に當り關西の紡績製紙にあつては二分七六から三分三三にしか當らない。(詳しいことは略するが確かな統計を持つてゐる)これに依るとその業務の状態によつて電力料は生産コストの一分六八乃至三分三三にしか相當しない。假りにこれを一割下げても生産コストに影響するところ決して多いとはいへないが、電氣事業者にとつては總收入の一割を減ぜられるのでは至極迷惑である。

特に電氣事業者が奮勵一番して料率を下げたとして如何なる結果が將來されるか、コストは安くなり對内需要は別として、輸出品にあつては、輸出が容易になることは明かであるが、諸外國の國內産業または植民地にあつては本國の生産品に脅威を與ふるものであつたなら、安くすればするほど關稅の障壁を高くするのは目に見えた事である。こゝにおいてか電氣事業者が電力を安くしたゞげにとゞまつて、工業家も國家も利益せぬ結果になりはせぬか、如何にも意義をなさぬことである。また外國からの輸入を防遏し、一朝有時の時に國産品で間に合はせようといふので、電力代を安くせよとするが、國家非常時の場合とならば電氣事業者とても國民の一員である以上愛國の眞心においては決して人後には落ちないだけの覺悟はある。しかるに平常において獨り電氣事業者を責むるのは如何なるわけであるか。

内地の石炭埋藏量の少きを憂ふるに足らないのみならず、昭和三年石炭鑛業聯合會發行の石炭時報に據るにわが邦の石炭埋藏量はこれを英米に比してこそ少いが、なほ七十億七千萬トンの餘裕があるから、今日の如き水力を遠距離に輸送供給するが如き不經濟な方法は速にこれを改めねばならぬ。これによりて電力料の低下を來すことは明かに計算ができるのである。

(二) 現在電氣事業者に對する租稅公課は容易ならぬ高率なものであつて、これを他の事業に比するに霄壤の差も當ならないのである。今電氣協會が全國百五十五の電氣會社について調査せるところによれば、その税目は卅三種類の多きに亘つてゐる。右の内、地租、營業稅、所得稅の如きは一般的に賦課さるゝものであるが、その他は地方によりて賦課さるゝものと然らざるものとがあつて、どの會社もその悉くを負擔するのではないが、主なる五會社について見るに左の通りである。

會社名	營業期	諸稅公納金	總支出に對純益金に對する百分率	對純益金に對する百分率
甲 昭和五年上	同 五年上	六、四二一、七〇七	六・六三	三三・三三
乙 同 五年上	同 五年上	一、八六六、四〇〇	六・四〇	二二・〇四
丙 同 五年上	同 五年上	一、二四七、五〇四	七・九二	二八・五四

丁	同	五年上	一、三六、〇八	八、四三〇	二〇・二六
同	同	五年下	三二、二六四	一九、六九五	二九・六六
戊	同	五年上			
同	同	五年下			

以上各事業者の著しく電気事業者より少きは、如何に電気事業者の負擔の重きか又如何に、國家のために盡しつゝあるかを知るに足るのである。

會社名	營業期	税	金	總支出に對する比率	純益に對する比率
甲 紡績	昭和五年上		六四、〇四	二〇・二	七・五七
乙 紡績	同		六九、三六	六・四〇	七・三七
某 瓦斯	同		一、四六、八九	五・六二	一三・八四
某 銀行	同		一、六四、二五	三・五六	二・五〇

以上各事業者の著しく電気事業者より少きは、如何に電気事業者の負擔の重きか又如何に、國家のために盡しつゝあるかを知るに足るのである。

こゝに一例を擧ぐれば、電柱敷地料の如き、電信電話は太政官布告によりて、民有地使用の場合には、一年一本に付四錢（その後八錢位になりをるが如し）にすぎず、道路使用の場合には無料である。然に電気會社の電柱は大體年額一圓五十錢ぐらゐになつてゐる。これはなほ恕すべきも、道路に建設する電気會社の電柱に對しては、府縣は年額一本につき高きは十圓の高税を取つてゐる。苛斂誅求にあらずして何ぞや、こゝにおいてかこの負擔を軽減するときは著しく料率の遞減するきは著しく料率の遞減を行ふを得るのである。

況んや、時代の變化はこれは認むるも現行電気事業法は長年月にわたり、電気事業調査委員により、朝野の權威を集めて研究に研究を重ね、その答申を根據として重大なる改正をなしたもので實に昭和七年のことである。爾來著々これが實行に著手し、新料金の認可まさに昭和十二年十二月に迫りつゝある際においてをや。然るに未だこれが實行の結果を見ずして又々一大改革をなさんとするは朝三暮四にあらずして何ぞ。然りと雖も今や廣田内閣は「庶政一新」を旗印とせられる以上何等かの方針を定められる必要はあらう。又さきにも論じた如く時勢の潮流が統制を必要とするのであらうから、こゝに折衷案を提唱する、要は漸を遂うて統制を實行せんとするものである。

一、差當り未開發水力發電氣を特殊會社に經營せしめて電力を卸賣させること。それは逓信省の取調べによれば今後五箇年間の需要増加の豫想と建設し得べき水力電氣が左表の通りである。

逓信省調査全國發電計畫（單位千キロ）

	豫定供給力		五年間に於ける増加供給力	同上増加率
	昭和九年末	昭和十四年末		
關東	1,010	1,330	320	三割三分
中部	100	210	110	四割
近畿	820	1,180	360	三割七分強

以上は現在のまゝにても優に料率の低下を斷行し得る事柄であつて、敢て經濟機構を變更するに及ばないのである。  
**漸を遂うて統制を** 次に現行電気事業法にては統制力なきやといふに昭和七年實施された改正電気事業法によれば  
 一、供給區域の重複を避け、獨占の弊を防ぐ爲め、料金を認可制に改むること。  
 二、逓信大臣が公益上必要と認むる場合は、電気設備の效用を増進し、電氣の供給を調節する爲め電氣事業者に對し電氣工作物の施設變更若しくは共用、電氣の流用または工事期間の伸縮を命ずることを得べき權限を逓信大臣に與ふることが主旨で、電氣事業者の無益の競争を避け妥當なる料率を定むることが出来るので、合理的料率を定められ得るが故に、事業者も需要者もこれをもつて満足すべき筈である。また國防上の見地から電氣の融通、供給の圓滑、各地方の過不足せる電氣を有無相通せしむる方法については、これまた前記第二項の通り主務大臣に權限を與へられてゐるから十分にその效力を發揮することが出来る。

以上の理由によれば現状を打破し、いはゆる統制經濟によらざれば料金の低下、電氣の融通が出来ないといふ理由はない。もしそれなほこれをもつて足れりとなしなば、それは觀念の相違である觀念論をもつて徒らに現状を破壊せんとするのは理由が薄弱である。

逓信省調査全國需要電力調（單位千キロ）

	想定需要電力		五年間に於ける増加需要電力	同上増加率
	昭和九年末	昭和十四年末		
關東	960	1,300	340	三割六分
中部	290	400	110	三割七分
近畿	830	1,110	280	三割四分
中國	170	230	60	三割五分
四國	83	115	32	五割
九州	255	410	155	四割三分
東北	151	185	34	三割六分
北海道	91	131	40	三割六分
信越	110	110	0	三割六分
北陸	171	120	-51	三割六分
計	3,433	4,774	1,341	平均 四割

	想定需要電力		五年間に於ける増加需要電力	同上増加率
	昭和九年末	昭和十四年末		
關東	960	1,300	340	三割六分
中部	290	400	110	三割七分
近畿	830	1,110	280	三割四分
中國	170	230	60	三割五分
四國	83	115	32	五割
九州	255	410	155	四割三分
東北	151	185	34	三割六分
北海道	91	131	40	三割六分
信越	110	110	0	三割六分
北陸	171	120	-51	三割六分
計	3,433	4,774	1,341	平均 三割八分

以上五年間百萬キロワットの発電事業でさへ容易ならぬ大仕事である。次には外債の償還を可成速かならしむるやうな大蔵當局において承認を願ひ、償還を終りし會社から追々その発電所を上記の特殊發電會社に收める。また各地にある既設未設の共同火力を特殊會社に合併する。この開發合併によつて發電準を基準とする特殊會社を造りて可成低廉に電力を卸賣するといふことになれば、形式においては目的は達すると思ふ。若し夫れ料金率の低下については、言客易でない。終に臨んで今回の如き急激な變化を來たすやうな案、特に未確定の案を矢繼早やに發表されては、一般財界に及ぼす影響の甚大であることを、當局において十分考慮されんことを願ふ。吾々は眞剣で仕事をして居るのである。未確定の問題を以て脅かされては、最早や眞面目に仕事に従事することが出来なくなる。これ實に國家社會の大損害である。之を要するに吾々は極端なる國家統制なるものに反對するものであるが、只現内閣の趣旨に鑑み、假に折衷案として發電所を勸説したのである。然りと雖もこれまた十分の研究をなすにあらざれば、或は恐る、所期の目的たる料金の低下を實現するを得ざることを。此の如き國家の大策を急いでならぬ、宜しく朝野の權威を集めて十分に研究して後實行すべきで、輕率にこれを實行すべきではないと思ふ。

## 論壇の雄小島精一氏の反駁論

電力國營案の思想的背景 先づこの電力國營案といふ主張が果して如何なる思想の背景から出發して居るかといふことを考へて見る必要がある。新聞紙その他に散見される通り、この國營案の原案の作成者である有力なる調査局の官吏達の胸中には、一つの鞏固なる革新的な思想乃至原理的な考へが潜在してゐるかのやうに思はれる。即ち單に電力だけを國營にするといふ思ひつきの主張ではないのであつて、一聯の言はゞイデオロギー的な、革新的な考へ方から出發してゐる根底の深い主義なのであつて、偶々電力といふ一つの具體的な問題にぶつかつて、それが斯ういふ形で表現されたと思ふ。ところが出來るのではないかと思ふ。さういふ風に考へると、これは單に電力事業だけの問題ではなくして、一聯の基礎的の要産業に共通な改革的な政策の現はれといへるのである。ところでその背景となる思想といふのは何であるかと考へて見ると、具體的な形で言ふと基礎産業の國營乃至國有といふことである。これを更に翻譯して云ふと、國家社會主義的な改革思想といふことになるのである。つまり今日の非常時局を打開するにはどうしても、基礎産業を國營にするのでなければ有效な解決が出來ないといふ根本的な思想であつて、少くもこの原案を作成された人々の中にはさういふ革新的な考

へ方が支配して居るものやうに考へられるのである。もし斯ういふ風に見ることが大過ないものであるとするならば、これは極めて重要な國策上の根本原理に關する問題となるのであつて、それが果して現内閣の聲明しつゝある自由主義と統制經濟政策との適當な組み合せに依る時局の收拾、打開といふ方針と一致するかどうかといふことに深く考慮を拂はしめる問題となるのである。

更に現内閣の聲明などから全然離れて獨立に考へてみるも今の日本の經濟界の發展段階に於て、斯の如き國家社會主義的な考へ方が最も妥當なる指導原理であるかどうかといふ點に就ては、深く顧みて見なければならぬ問題であらうと思ふ。

統制經濟主義と國營主義との對立 私自身に就て云へば、久しく統制經濟といふことを研究し、且つ統制經濟主義が日本の現段階に於ても極めて妥當なる積極的國策の基本原理として、取り入れられなければならぬと、深く確信を持つて居る。併しながら此の統制經濟主義は、基礎産業の國營即ち國家社會主義の思想とは全く相反する思想であつて、このことは往々にして世人が誤解を懷いて居るので、この機會に兩者の根本的な相違點に言及して見たい。

國家社會主義といふ思想は階級闘争の思想から出發して居り、資本主義の經濟原理を全然否定して居る考へ方である。言はゞ民間の實業界の存在を寧ろ仇敵視して、これに代ふる

に國家自身が官僚の手に依つて基本産業を經營して行く、或は管理して行くといふところに基本的な特長を持つて居る。ところが吾々の主張してゐる統制經濟主義とは、同じく現狀打開を斷行するにしても、斯の如き階級闘争主義を根本から否定し、國民全部の協力一致を土臺にして、官民融合及び勞資間の平和な協調主義に依て問題を合理的に、組織的に解決して行かうといふ考へ方である。従つて具體的に基本産業の組織形態に就て見ても、國家社會主義は根本産業を國營とするといふことを、最も本質的な主張の一つに掲げて居る。日本では社會大衆黨がこの主義を主張して居る代表的な政黨である。これに反して統制經濟主義は基本産業の國營、即ち官僚自身に依るマネージメントといふことには、全く興味を持つて居ないのであつて、原則としてこれを否定する。國家は産業政策の基本的な方向に對してこれを統制はするけれども企業經營には自ら手を染めないといふところに特長を持つて居るのである。即ち一は官僚ファツションであつて事業家を目の敵にするけれど、統制經濟主義は民間の實業家に依る自發的の企業心の活潑な發動を尊重し、それが過度の獨占傾向に陥り國民全體の利益と背馳することのないやうに、適當にこれを誘導し統制して行く、いはゞ官民協力といふところに、その根本的な主張の區別がある。例へば電力問題にしては、國家社會主義の主張からは、直ちに國營主義といふことが自明の結論として出て來るが、統制經濟主義の主張からは

決して斯くの如き結論は出て来ない。殊に今回の原案の如く一部の官僚が見はゞ獨善主義な態度に依つて作り上げ、さうして強制力を以て國民の企業權を剝奪しようとするやうな、一種の階級闘争的なやり方は明白に統制經濟主義から否定されねばならぬのである。眞の統制經濟主義者が此の原案を若し作る立場にあるならば、官民協力して十分に各方面のエキスパートの意見を聴き、然る後に民營と國家統制との適當な組み合わせの形態を依り上げるにちがひなからうと思ふのである。

世間では今回の國營原案を以て動もすれば、統制經濟主義の必然的な歸結であるかの如く、考へて居る向も往々あるやうに見受けらるが、これは眞實の統制經濟主義とは全く違つて居るものであるといふことを、こゝに特に強調したい。

**國防充實と國營案**　そこで私共の立場からこの國營案を少しく具體的に批判してみたいのであるが、その前にこの國營案を支持する一つの最も有力なる勢力、乃至は具體的な根據として考へられてゐる國防經濟の見地とこの國營案とが果して合理的に一致するものであるかどうかといふことを、豫め考へておきたい。周知の通り今日の非時時局を打開する國策を樹てるに當つては、國防、經濟といふ見地が最も有力なる役割を要請すべき位置に置かれてゐる。この國防、經濟の重要視乃至は國防産業の急速な充實といふことには、私も固より全く賛同するものであるが、問題はこの國防經濟の見

地から、果して電力を國營にするといふことが最も合理的な解決方法であるかといふ點である。新聞紙などに據ると、この國防經濟の見地から電力國營を所張する最も基本的な根據は電力の資源を迅速に、且つ大規模に開發するといふことが一つであり、もう一つは軍需工業とか農村工業とか、さういふ特殊の新興産業に對して國家が特別に低廉なる電力を供給して、これに依つてそれらの産業を急速に發展せしめやうとするところにあるが如くに如くに考へられる。

そこで問題はこれらの二つの根據が果して電力國營といふことでなければ、解決出来ないものであるかどうか、或はそれより外により優れた解決方法がありはしないかといふ點になる。

**電力開發は國營化を要せず**　先づ電力の資源を急速に且つ大規模に開發するといふことであるが、これは恐らく戰時状態に入り込むやうな場合に、平時状態に於て要求されるものよりも急激に電力の需要が殖えるといふことを豫想して、さう言つた場合に對應する爲に平時でも明に過剰になるところの老大な電力設備を培養して置かうとするものである。ところで問題となるのは如何なる方法に依つて、如何なるテムボに於てこの未開發資源を開發することが要求されるのであるかどうかといふことであるが、これを決定する場合に當つても、私は統制經濟の見地からいふと民間の電力經濟に關係のあるエキスパート、公平なる立場にある學者、官吏及び軍部の人

々、斯ういふやうな連中が相寄り集まつて官民協力して、開發計畫といふものを樹てるのが最も望ましい解決の方法であらうと思ふ。斯の如き方法に依つて一旦如何なる規模に於て電力を開發するかといふ計畫が樹立されるならば、それに基づき如何なる方法に依つて合理的にこの計畫を遂行するかといふ具體的な方策が、第二段に考へられねばならぬ。既に電力開發計畫といふものが決まつて國策としてこれだけの電力といふものは、需要の有る無しに拘らず、どうしても開發して置かなければならぬといふことが決定されるならば、それに從つて開發設備を有効に建設して行くといふことは、これは特に國營を必要とする問題であるかどうか。私はこの積極的な實踐は決して國營を必要としないと思へる。今日の如き非常時局に於て、しかも統制經濟的な考へ方が今日の如く強まつて來る場合に於て、いはんや公益的な性質を多分に持つて居る電力經濟を擔當して居る人々と、國策の決定に當る當局者との間に既に適當な協議を経て、開發計畫が出来上つた以上之に順應する具體的な建設工作のスピード・アップを斷行して行くといふことは、今日の民營形態に於ても立派に解決出來得る性質のものである。萬一民間の事業者が斯の如くにして、決定された電力國策に納得せずして、何かと支障を申出るやうならば、その場合に於てこそ國家は若干の強制的な權力を振ふことも考へ得られるし、又民間の事業者を刺戟して獎勵、助長政策を採ることも大いに考へられるのである。既

に一聯の軍需工業に對しては熱烈なる助成政策が執られて居る。電力の場合に於ても斯の如き助成政策を執るといふことは極めて自然であり、且つ合理的な手段なのである、他の例へば石炭液化とか或はアルミニウム工業とか製鐵事業とか、さう言ふやうな軍需工業の助成との間に特に性質上の相違を見出すことは出来ない。であるから一旦ハツキリとした國策が合理的な方法に依つて確立されたならば、それを遂行する手段は必ずしも國營化を必要としないのである。故に私は國營にするよりも、民間の事業家に責任を負はして民間の事業家の自發的な企業心を刺戟して、官民協力主義でこの問題を解決する方が少くとも、日本の現段階に於ては合理的な結果を生むのではないかと固く信じて居る。

**國防充實には官民協力が絶対要件**　一體、國防經濟を樹立するといふ見地から考へても最も重要な政策上のキー・ポイントとなるものは國民の熱烈なる支持と積極的な協力の心の發揚でなければならぬ。斯の如き非常時に當つて官僚が特に獨善主義的な排他的な方法に依つて、實業家敵視の勝手な政策を樹つてこれを國民に強要するといふ方法を選ぶことは、徒らに不満と不安とを全產業界に懷かせることになり、殊に一朝時ある場合に果して全產業界の熱烈な支持を贏ち得る所を得ない。斯ういふ見地から言つても私は國防經濟の爲に電力を國營にするといふ根本的な考へ方に、原理として一つの



大きな矛盾が横はつて居ると考へるのである。調査局の原案作成者たる奥村君は、民間事業は營利的であるから、到底國策遂行の機關たらしめ得ないと頗る單純な考へ方を公表されてゐるが、然らば即ち一聯の軍需工業を國營化せんとする意圖があると推測せざるを得ない。之は私をして言はしめれば明白なる時代錯誤であり、恰も二、三十年前の歐洲社會主義者の口吻を想起させるものである。

電力經濟の社會專業化を排す 更に進んで國防經濟の見地から、電力事業は謂はゞ一種の社會事業乃至公共事業のやうな性質に還元して、採算主義を全然離れた會社施設といふが如き意味合から、特別に低廉なる電力を一聯の軍需工業に供給して、それに依つて國防經濟の維持を圖らうといふ考へ方を吟味してみよう。これが國防經濟の見地から電力國營を支持する他の一つの有力なる根據となつて居ると思ふのであるが、斯くの如き考へ方が果して妥當であるかどうかは大なる疑ひがある。一體電力料金を安くするといふ事が望ましいこととは勿論であるが、併ながら電力料金の低下といふことは原則としてはやはり能率の低下に根據を置いたものでなければならず、一つの採算主義の範圍内に於てのみ、之を遂行するといふことを建前にすることが望ましいと思ふ。採算主義を全然離れた一つの公共的な施設としての電力料金の特別低下といふことは、結局國庫の負擔に依つて特殊の軍需工業を助成する一つの手段となるのであつて、その負擔は他の形に於て

國民の肩にかゝつて來ることは申す迄もない。

ところで電力事業を採算主義から離して、之を單純なる公共事業として經營するといふことになるならば、そこに出來て來る必然の結果は、官僚的經營による能率の低下といふことになるのであつて、隨て電力事業そのもの、經營上の浪費は、充分考へて置かなければならない大問題である、さうするならば、國民の損失は結局二重になるのである。唯その形が多少變つて、國民の肩の上にかゝつて來るといふだけのことである。若し軍需工業を助長したいといふならば、特に電力料金をだけ國庫の負擔で安くするといふこと以外に、助成の方法は幾らもあるのであつて、例へば電力料金は合理的な基礎に止めて置いて、他の形に於て軍需工業なり、農村工業なりを助成することは當然考へられ得ることである。斯の如き方法に依れば、一方に於て電力事業の能率の低下を阻止することが出来るから、その方が却て、合理的な解決方法である。そこで私は國防經濟の見地から電力料金を安くするといふことには、全く賛成なのであるが、それは飽く迄も採算主義の範圍内に於て、能率を高めつゝ安くする——かういふ合理的經營の原則によること、必要であらうと思ふ。もつとも特殊の限られた事業に對して特別に低廉な料金を取り定めるといふことも、合理的な採算主義の範圍内に於ても、充分之を執り得ることであつて、如何なる産業に對しても萬遍なく、一率の電力料金を決定しなければならぬといふやうな窮

屈なことは考へる必要はない。併しながら一方に於て特別に安くして、それに依つてロスが出るならば、他方に於てそれを補ふだけの多少の引上げを許さなければならぬ。さもなければ國家が或る限度を限つて電力會社を助けるべきである。

民間事業の完成を促すべし 斯ういふ風に考へて見るならば、恰度獨逸のナチスの統制經濟が考へて居るやうに、民間の企業心を飽く迄刺戟し、之を尊重し、之を誘導して、營利的な採算に依つて事業の能率向上を計りながら、一方に於て出來るだけその獨占化を抑へ、そして國策の見地に服従させるといふやうに統制して行くといふ態度が、結局わが國でも最も合理的な解決方法であつて、採算主義を離れて全然社會事業化させるといふことは、實に恐るべき能率上の大危険を内包して居るやり方ではないかと心配するのである。

民營形態に於ても、既に電氣事業の如きものは公益事業としての特種な性質が、一般企業家の間も次第に自覺せられるやうになつて來た。配當なども六分乃至七分、高くて八分といふやうな見當に固着する傾向を次第に現はして來て居るのである。假令民間の事業を繼續させるとしても、その爲に特別の高率の配當をして獨占的な利潤を貪るといふやうなことは、到底考へられ得ないのであつて、今後非常時が進展し統制經濟の思想が益々高潮して來るにつれて、斯の如き公益事業的な經營方針は、次第に民間の事業家の間に自覺を促されて來るものではないかと思ふ。斯の如き自覺をこの際強く

刺戟し、之を誘導して、この問題の自治的な解決を促すことが、根本的な政策原理として採用されなければならぬものと私は考へるのである。それ故にこの際特に官僚主義的な國營主義に移して、さうしてその經營を採算主義から全然公共事業化することは、斷じて合理化な解決の方法ではないと考へる。

獨逸ナチスの電力政策 獨逸ナチスに於ては、長い間の社會民主主義的な國營萬能の思想に捉はれて居る電力經濟を、統制經濟主義に建直すことを、熱心に努力して居るのであつて、その主張は、結局民間の電力事業者の自治的な自覺を促し、自發的な企業心を刺戟して、而もそれが國民經濟全體の利益と矛盾しないやうに適切なる調和を圖つて進めて行かうといふ所にその具體的な狙ひがあるのである。斯の如き趣意から、國營萬能主義を排撃して、民間事業の合理的な組織化結合化といふものを助長し、營利と國家的な統制との妥當な組合せを造り上げることに没頭して居るのである。最近調査局の奥村君は、獨逸のナチスの電力經濟は國營的に向つて居るといふことを強調されて居るが、これは私の理解する所では間違ひである。このことは獨逸經濟大臣シャハトが、この電力事業法を發布する直前に於て、事業者の前で行つた政策上の説明演説の中にも、明白に申述べて居ることであるし、又電氣事業法を解説説明して居る獨逸の官設經濟研究所の報告の中にも、明白に國營主義を否定して居る説明が書かれ

て居るのである。如何なる根據に依つて、獨逸の電力經濟が國營主義に進んで居るといふ結論を引き出されたのか私は全く理解に苦むのである。併し獨逸に如何なる主義が行はれて居るにせよ、それがその儘日本の電力經濟を支配する原則とはならないのは、云ふ迄もないのであるが、さればと云つて日本經濟發展の今日の段階に於て、何を好んで能率の悪い國營主義を執らなければならぬかといふ合理的な理由に付いては、全く理解することが出来ないものである。やはり我國に於ても獨逸ナチスなどの考へて居るやうに統制經濟主義——真正なる統制經濟主義に基いて、民間の事業家の自治的な自覺と國家の適切なる統制とに依つて、企業心を刺激しながら適當な公益的方面に經濟的發展を促して行くといふことが、最も妥當なる解決の方策ではないかと考へるのである。

**先づ考ふべき技術上の諸問題** 猶ほ電力事業を經濟的に建て直すといふ點に付ては、單に組織の問題だけではなく、他にも色々重要な技術的な問題が併せ考へられなければならないのである。例へば農村電化、或は特殊工業に低廉な電力を送るといふことも、特に國營にして大規模な發電所を造つて、長距離の送電線を引廻して、それによつてみすみす大きなロスを忍びながら、遠方から電力を運んで來て農村に之を供給するといふやうなやり方を考へる前に、小さな農村の需要に對しては地方的に小さな發電所を設けて之を自給自足せしめるといふやうな、技術的な方法を考へられ得ることゝ思

ふ、現に特殊の化學工業の勃興には、それと密接に關聯して居る特殊の自家用的な小さな發電計畫といふものが前提條件として、設備されて居ることは周知の通りであつて、斯の如き技術的な操作が色々考へられ得るものと思ふ。國營にするにあらざれば農村に低廉なる電力が供給することが出来ないといふやうな考へ方は、餘りに問題を素朴に、且つ偏狹に考へて居るといふ一つの例として、斯ういつた問題も併せ考へられねばならぬものと思ふ。

**水力偏重の虞を開け——火力發電との総合的計畫が必要**  
又一大電源を開發して、大規模電力を大きな送電線で、長距離に亘つて送るといふやうな、浪費的なやり方を採用する前に、成るべく電力を多く使用する事業を電源の近くの地方に持つて來るといふやうな、合理的な考慮が當然拂はれなければならない。更に進んで今日の電力技術的な見地からみすれば、採算に合はないやうな、無理な發電計畫を敢行して、それに依つてみすみすコストの高い電力を水力に依つて開發するといふやり方が、果して動力經濟の妥當な解決策であるかどうか、充分検討されねばならぬ。恐らく石炭や他の動力源泉と総合的に併せ考へて、合理的な發展計畫を樹てなければならぬ必要のある問題ではないかと思ふのである。なんでも水力電氣さへ開發すれば、それで宜しいといふ譯ではないのであつて、水力がある程度以上に開發されてコストが高くなれば、それを一應そこで中止して火力發電に移るといふ

ことも、技術的には當然な考慮だと思ふのである。政府では國營案の有力な根據として、なんでも未開發水力をドンドン無採算主義で開發するかのやうな印象を與へてゐるが、これは實にその眞意が理解出来ないものである。かういふ風に考へて來るならば、この問題は一方に豊富なる石炭の供給、近年滿洲及び北支那の尨大なる資源を手に入れることに依つて、往年とは違つて、著しくその資源を豊富にして來て居るのである。この石炭をこそ盛んに開發して、此の新しい土臺による火力の發電、之に依つての問題を総合的に解決するといふ工夫が大切であると考へられる。何でも彼でも、無理をしてでも宜しいから水力の電源を遮二無二開發するといふことが大きな國防經濟の見地から言つても、望ましい直解決の方法だとは思へないから、それをやるために國營にするといふのなら斷じて賛成は出来ない。

**日本官僚は事業經營に適せず** この國營の問題をもう少し深く立入つて批判してみたいと思ふが、第一にこの國營案に依ると、國家が自分の責任に於て電力の供給を圖る。電力設備會社といふものを特殊會社として起すけれども、電力の卸賣は國家自身が之を管理するのである。それでこれを實際どういふ具合にやつて行くのか、まだ明白でないが、配電業者と卸賣機關との契約が直接に國家の官廳、例へば電氣廳と配電會社との間に取結ばれて、その契約に基いて、國家の命令を受けて發送電會社が發送電するといふことになるのかと私

は推察して居るが、つまり何れにせよ國家が自分の責任に於て、自分の任命した、官吏の經營の下に、自分の計畫に従つて、電力經濟を運用して行くといふことがその基本的な特徴である。その爲に又發送電と配電とを分離することを原則として居る。

此の經營様式に對する第一の難點は、國家が自分の責任に於て、官僚の手に依つて、斯の如き大事業を經營することゝいふことが、能率の見地から言つて望ましいものでないといふことである。これは先進國の實例及び日本の電信、電話、鐵道その他の國營事業及專賣事業の實例が明白に能率低下の危険を立證して居るのである。國家社會主義者は將來は國營事業の能率も改善されて行くこと主張してゐるが、それは要するに遠い將來のことであつて、今日の政策の決定には役立つ議論ではない。殊に今日の日本の官僚は斯の如き重大事業をマネージするやうに訓練されて居らず、又行政組織そのものも、かうした目的に適するやうに作られて居ないのである。隨て謂はゞづぶの素人が斯の如き大事業の經營に當るといふことは、みすみす民間のエスキパートが長年の間訓練し來つた經營的な才能を無駄にすることになるのであつて、國民經濟的發展のためにも賛成することの出来ない所以である。

**企業權の強制剝奪は暴舉** それから問題になると考へられることは、今日の發送電會社の株主と企業經營者の企業參加權を強制的に、新しい特殊會社に剝奪してしまふことであつ

て、いはゞ資本をそこに纏めめることになる。若しこれが希望者だけに限つて、資本の移行を許すといふことであるならばまだしもであるが、強制的に斯くの如き巨大な資本を國家事業に纏めにするといふこと、而も斯くの如き巨大な資本を國家事業に強制的に剝奪するといふことが、一般經濟界に與へる大きな脅威の念を考へなければならぬ。而も斯くの如き不安と脅威を與へても、その結果が改善されるといふ見透しがつけばまだよろしい。しかし、事業の經營權が官僚の手に移つて、能率が低下するといふことであるならば、斯くの如き暴力的な操作に對して國民的信頼が落ち得られるかどうか多大の疑問がある。

**發送電と配電との分離を排す** それから次に發送電と配電とを分離するといふこと、このことが經營能率の見地から言つて果して妥當であるかどうかには大きな疑問を私は持つものである。調査局の奥村君は、原理として、詰り經營上のプリンシプルとして生産と小賣とは之を分理させて、別個の獨立した事業家に依つて營ませる方が妥當であるといふことを主張されて居るが、これは場合に依つて一概にさうは言へないものである。例へば、外國の競争品を賣込むといふやうな場合、激烈な競争に堪へて、未開のマーケットに對して之を開拓して行くといふやうな場合には、特別な商業的な才能が必要であるから、之を専門的な商人の手に委託するといふことは望ましい經營の仕方であるかも知れない。併しながら一國

内の市場であり、而も電氣事業の如くこれが大體獨占的な傾向を持つて居る所の事業に於て、生産と販賣とを分離しなければならぬ所の特別の理由はないと考へるのである。況んや事業を分離して別個の獨立會社を對立的に拵へるといふことは、人件費だけでも重複を考へなければならぬのである。のみならず發送電と配電事業との間の合理的な調節、特殊電力の有効な利用といふやうな見地からみても、更らに又総合的な電力經濟のコントロールといふ見地からみても、寧ろこれは一貫作業化して置く方が、望ましいのではないかと考へられるのである。特に之を分離しなければならぬといふ理由の如きは、極めて薄弱であると考へるのである。特に發送電と配電とを分けなければならぬ理由がどこにあるかといふ點にも私は多大の疑問を持つて居る。奥村君はまた電力事業が今日の如く龐大な規模になつてくると、配電をも総合的に經營することは經營技術上困難だから、これを分離した方がよろしいといふやうな主張を持たれてゐるがこれもまちがいのないものといふ外はない。同君は企業と經營とを全然混同してゐる。なるほど、經營體としては發送電と配電とは分離すべきものではあるが、企業組織の點からいへば兩者は飽く迄一貫、総合的であつてよろしい。しかるに奥村君は經營上の分離を考へてゐながら、之を企業上の組織に近類推してゐるらしいが、之は最も初歩的な經營學上の錯誤だと思ふ。平易に解説すれば、企業としては総合的に組織付け、企業内部

の經營部課とし適當の分離を行へばよろしいのである。此點を無視して企業形體としての分離を主張するのは明白に大きな間違ひである。

私は國營に依らずして、民間事業の適當な組織化に依つてこの問題を解決することが出来ると思ふ。そしてその仕方が最も合理的であると考へるのである。それには電氣事業法の性質を少し検討して見たいと思ふのである。

今日の電氣事業法は、周知の通り、極めて高度の統制を國家に許して居るのである。併しながらこの電氣事業國營案の批判はこれ位にして、これから私一個の電力對策を書いてみたいと思ふ。

**電氣事業法をかく改正すべし** 先づ民有民營のまゝ進むとして電氣事業法は今日まで、完全なものであるかどうかと云ふと、若干の點に於て私は之を改正する必要があるはしなないかと思ふ。その第一の點は國家が電氣事業の組織化を促進すべき何等かの強制權を持つことが望ましいといふ事である。今日の電氣事業法に於ては電氣事業の組織化といふことは、全然民間事業家の自發的な自覺と、理解の上のみ解決されることになつて居る。斯くの如き民間事業家の自發的な解決は最も望ましいことであるけれども、場合に依つてはそれだけでは解決出来ないことも往々起つて來るのである。そういう場合に公益上の立場から、いはゞ傳家の寶刀として、國家が或種の強制權を揮つて、例へば電力事業の合同化、或は組

織化を適當に促進するだけの權限を持つて、居るといふことは、殊に今日の非常時局に當つて必要ではないかと思ふのである。何もこれは頭から國家が強制して、いや應なしの大合同を遂行せしめるといふことを原則とするのではない。出来るだけ民間の事業家の自發的な解決に俟つことは原則として望ましいのであるが、場合に依てはそれだけでは不充分だといふ主意なのである。

それから組織化が發達して來ると、それに伴つて恐らく今日よりもつと集中的な、獨占的な形態が出來上つて來ると思ふ。そこで例へば今日の日本製鐵會社、之に對して國家は特殊の檢察官を派遣して居るのである。それと同じやうな檢察官を斯くの如き大電力會社に對しても、派遣するといふことが必要ではないかと思ふのである。今日の電氣事業法も第二十三條に於て、電氣會社の事業經過を報告させ、又事業計畫に對しては色々六ヶ敷しい認可制度を定めて居る。日本製鐵會社に對しては國家が、或は國防的な見地から或は公益的な見地から特別の檢察官を送つて居るやうに、今後の大電力會社に對しても斯くの如き檢察官を派遣して、電氣事業の妥當なる經營を監督し指導し、進んで官民協力の實を擧げる機關にするといふことが望ましいと私は考へるのである。之が改正上の第二の點である。

それから電源の開發計畫、設備の改善修繕等に付ては今日の電氣事業法に於ても、第二十四條及び第二十三條に於て、

公益上の見地から國家が認可をし、又場合に依つては或種の強制権を、揮ひ得ることになつて居るやうに、理解して居る。又、電力料金に對しても國家が認可をし、場合に依つては、或種の公定制度を執り得ることが出来るやうになつて居ると理解して居るが、この法文にある「公益上の見地」といふ意味を廣く解して「國防上の見地」をも含め、積極的に國家が或種の命令を持ち得るやうにして置くことは此際甚だ必要ではないかと思ふのである。これもやはり開發計畫、電力料金といふものを原則として國家が決めるといふではなくして、これは出来るなら、民間の事業の、イニシアチーブの下に、國家が之を認可するといふ立て前が宜しいと思ふが、場合に依つてはそれだけでは物足らぬことも起つて来る。殊に、國防上の見地からは目先の採算を無視しても、將來を見透して計畫を立てねばならぬといふやうな場合がある。國家が或種の強制権を持つといふこともやはり傳家の寶刀として必要があると思ふ。その代りに斯の如き權限を主務大臣が行使するに當つては、官民協力に依つて組織された電氣委員會といふやうなものを経るといふことにして置けば、無暗に、一方的に官僚的な操作が行はれるといふ危険は防ぎ得ると思ふ。これが第三の改正要求點である。

**統制官僚の質的改善が急務** 大體この位の程度の改正をすれば、それで充分國防的の見地から言つても、公益上の見地から言つても、妥當にして、且つ不安のない統制をなし得る

方が果して斯の如き思想的傾向を辿つて居るとするならば、これは單なる一調査官の問題ではなく、斯の如き考へ方に基いたこの原案を支持する全官僚の問題である。電力國營が根本的の國策上の基本原理の問題として、之を検討しなければならぬと私が痛切に感ずる所以もここに在る。

**民間事業家覺醒** 然らば翻つて今日迄の民有民營事業は、公益上の見地から言つて妥當なる開發及料金政策が樹立出来てゐないではないか、といふやうな非難も當然起るであらうがこれは要するに一つは統制官僚の無能と併せて、民間の事業家の自覺の缺乏もあると考へてゐる。此の兩者相俟つて今日の事態を招來して居るのであるから、一方に於て統制官僚の自覺、他方に於て民間事業家の覺醒、これが相俟つて妥當に解決せねばならぬものである。又その方向に誘導するやうに政策を樹て、行かなければ、ならぬといふ風に私は結論する。

**未開水利權開發の合理化** 民間事業に委して置いたならば今後の水利權の開發に於て、從來屢々噂せられたやうな色々な不正事件が起つて、結局固定資産が極めて割高になるといふやうなことがありはせぬかといふ非難に對する答へであるが、これは民間事業家の覺醒に俟つ所多大なものがあると思ふが、併し乍ら斯の如き不安があるとするならば、これは國營にしなくてもやはり解決の方法はあると思ふ。それは例へば水利權の開發計畫を樹てる場合に、官民協力で計畫を

と、私は考へるのであつて、これだけの權限を與へられて、尙ほ且つ統制が十分活用出来ないといふことであるならば、それは統制官廳の無能と、無責任とそして怠慢との暴露である。既に從來の遞信省の電氣行政といふものは、率直に言つて必ずしも満足すべきものではなかつたと、私は考へて居るのである。今後、統制經濟といふ考へ方が進んで来るに従つて、統制官廳自身の自覺と改善といふことが、最も重要な急務となつて來ると私は確信して居る。その點を改めずして徒に國營主義を主張するといふことは、統制官廳自身の責任回避でもあり、極めて率直に言へば顧みて他を言ふ底の安易な考へ方の現はれではないかと、私は考へるのである。問題の最も中心點は、統制官廳が斯の如き法規を有効に活用し得るかどうかといふ點にあるのであつて、奥村君などは民間の事業を許して置いたならば、それが大きくなればなる程、それに對する統制は今日の統制官吏では出来なくなると悲鳴を擧げて居るが、斯の如きことは統制官吏自身の無能力と、無責任とを自分自身が告白して居るやうなものであつて、甚だ遺憾な事態であると考へるのである。一體、統制經濟といふものは斯の如き重要産業に對して、之を官民協力、融和主義に依つて妥當に誘導して行くといふ所に、その實質的な特徴があるのであつて、之を悲觀し之を放棄するやうでは統制經濟主義は全く無意義となるのである。それならば率直に國家社會主義を主張する以外には、途はないのであつて、奥村君の考へ

樹て、一旦どこを開發するといふやうな、計畫が決つたならば、土地の買収とか或は森林業者、その他の關係者との間の接衝などは直接に當業者だけがやらないで、官民協力で解決するといふやうな方法は幾らも樹て得るのである。斯の如き方法によつて、不正のないやうに且つ能率的に基本的問題を解決することは今日の統制官廳の最も重要な役割の一つとなつて來なければならぬと思ふのである。もし、官民協力して斯の如き基本的な工作を解決するならば、その上に立つて工場建設を進める、出來たものを經營して、行くといふことは、やはり民間の事業に委して置いた方が私は宜しいと思ふのである。かういふやうにすれば、水利權の開發に伴ふ色々な不正事件といふものは、除去されると思ふ。

**未開水利權のみの國營案を排す** 聞く所に依ると、未開の水利權だけを國營にして經營したら宜しいだらうといふやうな提案が、有力な當業者の中から發表されて居るやうであるが、これも一つの思ひ付きではあるが、私はこの提案も極めて不徹底なものであり、且つ決して妥當な解決の方法ではないと思ふのである。率直に云ふと、何故不徹底であるかと云ふと、未開水利だけを國營にする、それだけを切離して國營にするといふことは、総合的な經營に較べて能率の點から言つて低下することになりはせぬかといふことが一つの論點である。第二には未開水利だけでもこれを經營することが、國家の官僚の手に歸するといふことは、國營事業に付き絡ふ所の

能率の低下を、避けることが出来ないのではないかと思ふのである。

一方未開水力を國營にするといふことの長所として考へられる點は、今云つた水利權の開發に伴ふ所の色々の不正事件を國家の手に依つて、回避することが出来るといふことにあるかと思ふが、これは前記の如き方法に依つて、官民協力で防ぐことが出来るのであつて、特にその爲に國營形態を採らなければならぬと云ふ現由にはならぬと思ふ。

唯斯の如くにして、今後の水力開發を國營事業とすることに依つて、民間會社に一種の競争心を刺戟し、これを統制する上の一つの武器としてこれを活用するといふならばこれは一應の根據になるが、併しながら、斯の如き方法を勞せずして、民間事業の能率を刺戟する方法は他にも幾らもあるのであつて、このために、此の提案を採用しなければならぬ程の根據になるとは考へない。何かしら一部分國營にしなければならぬといふなれば、この方法も宜いが、國營にしなければならぬといふ現由がもと／＼ないのであるから、特に未開發水利權だけを國營にするといふことは、私は出来るならば避ける方が正道ではないかと思ふ。

ナチスの動力經濟法と日本の事業法との比較 ドイツナチスの動力經濟法といふものが、日本では誤つて國營主義であるかの如くに傳へられて居るが、私の調べた限りに於てはドイツのナチスの最近に出來た動力經濟法といふものゝ最も重

要なる點は、次の數點にある。先づ第四條に、設備の新設、擴張、改修等に就ては主務大臣に當業者が報告しなければならぬといふことになつて居る。この點に就て日本の電氣事業法の方が極めて徹底した統制主義に立つて居ることは周知の通りである。日本では極めて小さい問題に就ても認可を受けなければならず、場合に依つては命令權に服しなければならぬのであるが、ドイツでは唯單に報告すれば宜しい。その場合に主務大臣が新しい設備の計畫が既存企業に不當なる利益の侵害となると考へた場合には、これを拒否する權限を持つて居る。これは日本の當該項に比べて極めて寛大なものであることが分ると思ふ。それから電力供給條件及料金、配給者の購入價格について、日本と同様に主務大臣が或る種の干涉權を持つて居るが、併ながらこれも必ずしも主務大臣がかういふものを公定するといふことを建前にして居るのではないのであつて、特に日本よりも徹底した統制であるといふことは絶対に言はれないのである。唯國防上の見地から設備の維持及發展を主務大臣が、當業者に命ずることが出来るといふ規定がある。日本に於ては公益上の見地から斯の如きことを命ずる權限があるが、これは當然國防上の見地も含まれると解釋するならば、此點も彼れに比べて優るとも劣るものではない。

項のあることであつて、特に目新しい規定でも何でも無い。日本では場合に依つては重役及主任技師の解任を主務大臣が命じ得るのであるが、それに該當する規定は、ドイツにはない。その他檢察權の問題にしても、日本の規定は決してドイツの規定に比べて特に寛大にあるとか、統制が足らないとかいふことを考へさせる點は一つもないのであつて、逆にドイツの統制規定こそ極めて新しい規定であるにも拘らず、即ち昨年出來た規定であり、而もナチスのやうな突き進んだ統制經濟主義の下に於て、國防的要求に順應して制定された規定であるにも拘らず、日本のやうに一々細かい點に面倒な干渉をしないといふ點が、あちらの特長になつて居ることを注意せねばならぬ。

これらの點を考へても、日本の電氣事業法を多少改正することに依つて、最も突進んだ統制經濟主義を實行し得る建前に立つて居るのであつて、唯後に殘されて居る問題は統制官僚の活用の腕前次第である。かくて問題は結局若干の事業法の改正と、統制官僚の自覺、それに望むらくは民間の事業家の覺醒といふことに依つて、最も合理的に解決されるのではないかと思ふ。

### 第三節 主要新聞の論調

東京朝日新聞 逓信省案として公表された電力管理案は、

調査局案を骨子とし、ただ統制強化の點においてこれに一步を進めたものであると考へられる。調査局案については、過般本紙において論評したところであるが、これを今回の逓信省案と比較して第一に氣付くことは、逓信省案においては計畫の規模が更に擴大されてゐること、それは特殊會社の資本金が調査局案の十五億圓から二十億圓見當に擴張せられてゐる點に端的にあらはれてゐる。また第二には國家強權の發動が遙かに強化されてゐること、そのことはまづ既得の水利權を無償をもつて回收せんとする點、並に評價委員會の構成において民間電力營業者側代表を必ずしも加へないとする意圖を示す點、さらに配當についてその率は未定とするもこれに制限を設くる意向をもつ點等に現はれてゐる。

第三には、従つて、特殊會社設立に當つて國家支出を更に切詰め得ること、例へば、電氣廳の如き特殊の官廳を設けず、新設立會社に融資はやらす、また水利權の回收に伴ふ政府交付金の支出を必要としないといつた點等がそれである。

民有國營の基本方針については、電力が一切の生産活動の基幹たる特殊性に鑑みて、その抜本的であると同時に方法の合理的なる點について吾人は評價を惜しまなかつたのであるが、逓信省案がその點について更に徹底的であることはこれを認めなければならぬ。

殊に、實際問題としての難關たる資本評價においても、委員構成に示される意圖からすれば、少くとも評價に對する政

府の態度はこれを観取し得るのであり、また、配當制限についても、當初においてその程度に妥當を失はなければ統制的經營としては當然といふべきである。さらに又、國費膨脹の際、特殊會社設立のため國家支出を可及的に切詰めんとするのは明かに賢明の策と評さねばならぬ。しかしながら、かゝる結果に至り得る過程はすべて合法的たるは勿論であり、それをただ非常時局の勢ひに便乗するが如き印象を國民に與へるのでは却て思はざる暗礁にぶつかり、案其ものゝ實現を妨げられる憂ひなしとしないのである。調査局案によつては殆ど動かなかつた株價が、今回の逓信省案の公表によつて可成りの動搖を示した如きこともこれに關して考慮さるべき一資料たるを失はぬのである。これらの點に關聯してなほ周到に考慮されることは、當然豫期される業者側の反對を事前に迴避し得る所以であらうと思ふのである。

**東京日日新聞** 電力の國營乃至統制強化問題解決のため、逓信當局は關係六省と内閣調査局とより成る電力統制準備委員會を組織し研究の歩を進めることに決したと傳へられる。電力國營問題は頼母木遞相が在野時代から熱心に唱へたところであり、また新内閣の使命に鑑み同問題は當然取上げられるものと一般から觀測されてゐた際、内閣調査局が突如電力統制に關する具體案を發表したため、電力株の如き慘落を演じ、斯業に大衝動を與へたのは周知の事實である。電力は一般産業動力の根幹であり、電力料金の廉不廉は一

國産業の盛衰に重大關係を有するものである。従つて新内閣の政綱の一たるわが産業貿易の一大進展をはかるためには、國家的統制の下に全國の河川、湖沼にわたつて豊富に存する水力を有效的に開發するとともに、現在六百餘の多數を算する大小電力會社の對立抗爭状態を統制是正して固定設備の二重投資を避け、また各地の電力を有無相通せしめて電力を豊富に供給し、料金の低下をはかることが絶對的必要條件といはねばならぬ。政府當局もこれ等の點に鑑み、昭和七年電氣事業法を改正し、電力料金を認可制としたほか幾多の統制條項を設けたが、同法は電氣業者を本位に制定されてゐるため電力料金の如きも會社本位に原價計算を基礎として定められる缺點があり、各社の資産状態その他によつて電力料金は千差萬別となつてゐる。従つてかかる亂雜なる電力料金を統制し、不廉なる電力料金を引下げるためには、從來の如き事業者本位の政策を一新し、一般需要者の利益擁護を考慮して電氣行政を根本的に改正し産業動力の根本たる電力料金の低下策を講ずるのが最も合理的である。

内閣調査局の立案した電力統制によれば、半官半民の發送會社を創立し、卸賣及び發送電氣事業を國家の管理とし、小賣會社たる民營は公營事業を統制すること、約二十億圓に達する全國の現在發送電設備中、局部的のものを除外して十五億圓程度の設備を新會社に所屬せしめること、各社の有する水利權で未開發のもの及び未だ水利權を認めない地點は

新會社において開發すること、全國のサイクルを統一すること、新會社の配當を制限することなどの骨子とするものである。調査局案が既設電力の國家管理を發送電事業のみに限定したのは、全國の發送電網を統制し電力を各地相互間に有無相通せしめることによつて電力料金低下の目的がほゞ達せられるのと、新政策遂行による電力界への衝撃を成るべく少からしめんとする意に出でたものであらう。

また今後の水力開發權を全部新會社に移したのは、電氣會社が開發した水力はすでに當業者規定水力の約五割に達してをり、しかも過去十ヶ年間で利用電力は倍加してゐるに鑑み今後水力開發權を新會社に移して電力資源を國家的統制の下にこれを最も有效的に行はんとする意向のもとに立案したものと思はれる。

しかしながら右の調査局案は一の試案に過ぎぬ。單に發送電事業のみを統制することによつて豫期の如き電力料金の低下が行はれるかに疑問があり、また當業者によつて既に開發された地點は最も水利に恵まれたところが多く、今後に残された水力開發地點は工事資金が比較的高價となるは免れぬ。従つて發送配電に對する電氣一貫事業を經營することなくして、わが電力國策が根本的に解決されたものとはいふことが出ぬ。所管者たる逓信當局が今回電力國策のため、調査局に満足せず關係六省と内閣調査局とより成る電力統制準備委員會を組織し、電力の國營乃至統制強化問題を研究する

ことに決したのは誠に當然のことである。しかしして同委員會においては目標を電力國營に置き、これが目的達成のため、電力の統制化をはかることを第一歩としこれによつて業界に急激な打撃を與へることを絶対に避ける方針であると傳へられる。電力國策を樹立して、電力及び電燈料金の電燈料金の引下げを行ふことは産業の振興、國防の充實、國民生活の安定をはかる上において最も急を要するところであるが、わが國としては畫期的計畫であるだけに、電業界並びに一般財界に及ぼす影響も甚だ重大である。従つて政府當局は電力國營の根本的解決に當つては慎重に利害得失を研究して萬遺漏なきやう善處せねばならぬ。

**東京日日新聞**（昭和十一年六月廿四日）電力國營に關する電氣局の原案が完了し、頼母木遞相はこれを決議したが、遞相は来る七月三日開かれる國策審議に關する最初の閣議に同案を提出し、各閣僚の諒解を得た上、革新的重要國策の一としてその實現に邁進することに決したと傳へられる。同案の大綱は植民地と東北六縣を除く全國の現存電力會社をして發電設備及び送電設備を現物出資せしめて特殊電力會社を新設し、設備はこの特殊會社に保有せしめるが、その經營及び管理は國家の手でこれを行ふといふ民有國營案を骨子としたものである。しかもかゝる電力國家管理の目的達成のため廣汎かつ強力なる國家權力を發動し、未開發水利權はもとより、從來民間に許可されてゐた水利權をも悉くこれを補償するこ

となく、國家に回收し、これによつてわが電力事業の一大統制を行はんとする畫期的計畫である。

電力事業はわが國の重要基本産業で、一般産業動力の根幹をなしてゐるだけに、電力料金の廉不廉は一國産業の盛衰に重大關係を有するはいふまでもない。廣田内閣の政綱の一たるわが産業貿易の一大進展を促かる爲には、國家的統制の下に全國の河川、湖沼にわたつて豊富に存する水力を有効に開發するとともに、現在六百餘の多數を算する大小電力會社の對立抗争状態を統制して固定設備の二重投資を避け、また各地の電力を有無相通せしめて電力を豊富に供給し、これによつて料金の低下をはかることが絶対必要條件といはねばならぬ。政府當局もこの點に鑑み、昭和七年電氣事業法を改正し、電力料金を認可制としたほか幾多の統制條項を設けたが、同法は電氣事業者を本位に制定されたため、電力料金の如きも會社本位に原價計算を基礎として定められる缺點があり、會社の資産状態その他によつて電力料金は千差萬別となつてゐる。従つてかゝる全國的に亂雑な電力料金を合理的に引下げするためには、從來の如き事業者本位の政策を一新し、一般需要者の利益擁護を考慮して電氣會社の電力設備を完全なる國家統制の下に置き、これによつて産業動力の根本たる電力料金の低下策を講ずるのが最も合理的といはねばならぬ。今回電氣局が立案した電力國家管理案においては、電力國營の範圍を發電および送電事業に限り、配電事業は從來のま

民間電力會社をして經營せしめることになつてをり、この點はさきに發表された内閣調査局案と同一である。しかし調査局案では發送電特殊會社は政府も出資して半官半民會社としかつ資本金の如きも十五億圓となつてゐたに對し、逓信省案では政府の出資を認めぬ民有國營案であつて、その資本金も廿億圓となつてゐる。殊に逓信省案では未開發水利權はもとより從來當業者に許可された水利權をも悉くこれを無補償で國家に回收せんとしてゐることは調査局案にさらに一步を進めた劃期的な立法で、國家權力發動の強大な點において全く空前のことといはねばならぬ。

これが是非はとに角、逓信省案の内容については考慮を要する點がある。單に發送電事業のみを統制することによつて果して豫期の如き電力料金の低下が行はれるかは疑問であるが、また當業者によつてすでに開發された地點は最も水利に恵まれたところが多く、今後に残された水力開發地點は工事資金が比較的高價となるのは免れぬ。従つて發送配電に對する電氣一貫事業を經營することなくして、わが電力國策が根本的に解決されたものといふことは出來ぬ。この點につき逓信當局は財政上その他の事情を理由として電力國家管理の範圍を發電および送電に限つてゐるが政府の出資を認めぬ以上その理由は薄弱である。殊に電力國營案の成否を決するものは、電力會社が既設發送電設備を現物出資とする場合の評價方法である。

現在の發送電建設費は物價の低落、技術の進歩により従前に比し非常に低下してゐる。しかるに既設電力會社中には物價昂騰時代の建設にかゝり、しかも久しきにわたる經營難で原價償却を怠つたため帳簿價格が現在の建設費に比し非常に高價となつてゐるものが少なくない。従つてこれ等の評價方法を嚴重にせぬ限り新設會社の資本金や資産は水膨れとなつて到底電力料金の引下げの如きは期待されぬかも知れない。現に調査局案では特殊電力會社の資本金は政府の出資金を合して十五億圓となつてゐるに對し、逓信省案では民有國營會社の資本金を廿億圓とし甚だしく尨大なものとなつてゐる。電力國營案はわが國として畫期的計畫であるだけにこれが一般財界に及ぼす影響も甚大である。政府當局はこの際國營案の内容についてはさらに慎重に再検討を加へて萬遺漏なきを期せねばならぬ。

讀賣新聞 (昭和十一年六月二十五日) さきには内閣調査局の電力國營案が傳へられ次いで逓信省の電力國營案が發表された。彼是幾分の相違があるが、民有國營といふ根本方針には異なる所がない。

調査局案にせよ逓信省案にせよ目指すところは豊富な電力を低廉に供給するにある。民有民營によつて此の目的を達することは、絶対に不可能でないまでも少くとも極度に困難だと見たのが、調査局や逓信省をして民有國營案を打出させた主たる理由である。

電力國有の着想は今に始まつたことではない。たゞこれを具現するには巨額な資金を必要とするにかかはらず、國家財政の實況は到底その負荷に堪へさうもない、公債發行によつて始末することは必ずしも不可能でないとしても、財政料理のために年々莫大な公債を發行し今後一層その發行増加を餘儀なくされさうな形勢にある際、電力國有のために巨額な公債を發行することは、實現至難だといはねばならぬ。調査局案逓信省案がともに電力國有主義を採らず、民有國營主義によつたのは、蓋し財政事情を考慮したからだ。

電力會社に發送電設備を民有に委ねる以上、公債發行の必要もなし財政上の重荷になる心配もない。まして逓信省案によれば、政府は發送電特殊會社に對して、國營實施に要する資金を融通することはあつても、出資は絶対にしないのであるから、財政上の煩累を醸す危惧はない。こゝに内閣調査局案、逓信省案の特色があり立案者の苦心があると思ふ。

豊富低廉な電力を供給することが産業發展のためにも生活安定のためにも極めて必要であるのは何人も異論がない。問題は電力の國有乃至國營によらねばその實現が不可能であるかどうかだ。民有民營は今日までの實驗に徴する限り遺憾の點があつたことは事實だ。併し過去に遺憾なことがあつたのは電力會社に大部分の責任があるだらうが、監督官廳や政治の中心勢力にも責任がないとはいへまい。これから推せば民有國營が實現するとして、その成立に際しました成立後の運

營に際して、民營當時と同様な遺憾なことがないと斷言し得るのであらうか。

逓信省は結局電力國有を意圖する。民有國營はそこに到達する一過程に過ぎない。逓信省案が既に許可した水利使用權を無償で政府に回收しようとするのは、電力國有の準備に他ならぬ。これは實に思ひ切つた計畫、世間に多大な衝激を與へたに相違ない事業の國營乃至國有は止むを得ないとしてその實行に當つては慎重な態度をとり、努めて經濟界に大きな波瀾を起さぬやうにする必要がある。電力の民有國營案は或意味において流行思想に乗つたもの、財政の煩累とならないだけに無造作に歡迎される氣遣ひがある。眞劍な吟味を要請する所以である。

**中外商業新報** 電力國營が、國政一新の時世に登場する氣配は、すでに二・二六事件直後から窺知され、本紙も、その都度報道を怠らなかつたが、その後、基礎的仕事が漸次に進められて、最近、逓信省案の大綱が明かになり、やがては、この大綱による計畫が閣議に附せらるべき情勢となつた。これに依ると、國營の骨子は發送電設備を國營とし既存のものは現物出資の形式で所有者に株主の地位を與へ、新たに開發されるものは國有となすのであつて、このために、發送電設備會社なる特殊會社を作り、この會社の運營は一に政府に依つて爲されることとなる。然して、その立案の主旨は、經費支出を多く伴はずに國營の實を擧ぐることにありとなしてゐる。

發表してゐるが、それでは餘りに不親切であらう。そこで、その理由として一般に傳へられるところを見ると、豊富なる電力を供給し價格を低廉ならしめて、産業並に國民生活の負擔を軽減すること、並にこれに加ふるに國防上の見地から發送電の統制的整備を實現することを必要としてゐるのである。ところが、これは前記の如く電氣事業法の運用に依つて可能なる筈で、若しこれが可能でないか、又は國營の方がより一層能率的であると云ふのが理由ならば、今少し具體案が確然としなければ判然と斷言出來ぬわけであるから、この點では、吾等は暫く今後の具體案に待たうと思ふ。

ただ政府事業が民間事業よりも消費者本位の經營となるや否や、電話に、鐵道に、私營よりも官營の方が、國民の負擔は寧ろ増加してゐることは、現に一般の常識であり、吾等もその然るを思ふ。ことに、現下の時世はあらゆる特別會計を通じて餘裕金を生ぜしめ、これを一般會計に繰入れんとする傾向であり、かつ本年度豫算編成に當つては、財源捻出のために、敢へて日鐵の増配を豫定した事實もあり、國營となつて低廉なる電力の供給が永續すべきや否や、實に大なる疑問を抱かざるを得ないのである。

そこで再轉して、國營の基礎を他に求め、その理由が國防上から豊富低廉なる電力の供給と發送電の整備とを必要とすることにありとなすならば、現在吾等の見聞では、政策としてかかる方針に出づることは、餘りに先走つてゐるやうに思

る。ここで、第一に問題になるのは、この國營計畫の出發點である。發送電のみならず、配電供給に至るまで統制を鞏固にして國民生活に資することは、現行電氣事業法の運用に依つて十二分に達成し得るのである。電氣事業が公益事業であるから致方もないが、産業統制の特別法として現行法は實に到れり盡せりである。これは、電力界苦難の折柄、その統制を強化して存立を鞏固ならしめるために、止むを得ずしてとられた立法手段であつたが、その後、電力聯盟の成立に依つて業者間も協調の氣運に向ひ、かつ、金融資本家もこれを援助し、金再禁止以來の財界回復にも助けられ、現在においては不況時とは全く面目を改めた電力界は、全く公益事業に生きる事業精神の下に當業者の努力に依つてその前途が刮目される場合となつてゐる。それに、政黨政治における産業行政上の缺陷の排除乃至吏道刷新に依る官界の肅正も、今後に期待さるべき折柄となつてゐる。すなはち、今後の電力統制は、業者の積極的努力と監督者たる政府の法の運用とに依つて、更に大いに國家本位・消費者本位のために發展すべき事情となつてゐるのである。

だから、ここで改めて電力國營計畫を樹てるには、前記の事情を知る者を首肯せしめるだけの理由がなければならぬ。逓信省案では、自明の理として計畫の出發點とする理由を語らず、頭から電力國營を必要なりと解釋出來るやうな大綱をふ。尤も、この間に、如何なる經綸が秘められてゐるかは未だ知るを得ないが、若しこの點に吾等を首肯せしめる國防上の理由がなく、單に經濟上の考慮に基いて、豊富低廉なる電力を供給することに國營案の基礎が存するならば、その根據自體が、すでに薄弱であり、従つて、幾多考慮すべき點を見るのであるが、その詳細は、更に他日の論究を期し、上述の諸點の究明を、ここに先決問題とする次第である。

#### 第四節 電力國家管理關係五法案

この論戰の展開も十月廿日の閣議に於て各閣僚の異議なき承認により電力國家管理案として第七十議會に提出することになつたのである。

越へて一月十八日臨時閣議に於て第七十議會に政府より貴衆兩議院に提出さるべき電力國家管理關係三法案二法律案を審議決定しその要綱を發表せるが一月二十日更に全法案の發表をみた即ちその大要は

- 一、電力管理法案
- 發送電の政府管掌を宣言し、其の運營に關する根本事項を規定す
- 二、日本電力設備株式會社法案
- 政府の管掌する發送電設備を建設保有し、之を政府の用に供することを目的とする特殊會社の構成、其の特權及



義務並に既存設備の本會社に對する出資及其の評價方法等を規定す。

三、電力管理に伴ふ社債處理に關する法律案

電力管理の實施に伴ふ擔保財産の移轉に關する社債權者保護の趣旨を規定す。

四、電氣事業法中改正法律案

電力國家管理の精神を一貫する爲配電事業の監督を強化するやう改正を爲す。

五、電力特別會計法案

大藏省より政府の電力供給に伴ふ歳入並に日本電力設他株式會社に對する使用料等の歳出に關し決定す。

### 五法案要綱

電力國家管理ノ基本法ニシテ左ノ事項ヲ規定ス。

- 一、政府ハ發送電ヲ管掌スルコト
- 二、政府ノ電力卸賣料金ハ命令ヲ以テ定ムルコト
- 三、發送電計畫ノ樹立電力料金基準ノ決定等重要事項ヲ審議スルタメ電力審議會ヲ設クルコト

### 日本電力設備株式會社法案要綱

政府ハ電力管理法ノ定ムル所ニ依ツテ發電及送電ヲ管掌スルコトトスルモ、之ガ所要ノ設備ノ建設維持等ハ之ヲ民間出資ノ特殊株式會社ヲシテ取扱ハシメントスルモノデアツテ本法ハ其ノ趣旨ニ基キテ制定セラレントスルモノデアアル。

### 第一章 總 則

本章ハ、本會社ガ此ノ目的ノ爲ニ設ケラルルモノナルコトヲ宣明スルト共ニ、存立期間及株主ノ資格制限等、會社存立ノ基本的條項ニ付規定ス

### 第二章 出 資

本章ハ、政府ニ於テ營ム電力事業ノ爲必要ナル既存ノ電力設備ニ付、之ヲ本會社ニ出資セシムル關係ヲ規定ス。即チ出資ノ目的タル設備ノ範圍及出資ノ期日ニ關スル決定又ハ之ガ評價ノ基準若ハ方法ヲ規定シ、併セテ、殘存事業設備ノ買收請求、出資ニ依リ與ヘラレタル株式ノ買入請求等ノ規定ヲ設ク

### 第三章 役 員

役員ノ種類、員數、職務權限選任方法、任期等ヲ規定ス

### 第四章 使 用 料

本章ハ、政府ニ對シ其ノ必要トスル電力設備ヲ供用スル事ニ因リ、本會社ガ政府ヨリ交付セラルル使用料ニ付規定ス

### 第五章 特 權

本章ハ、會社ノ資金調達ノ圓滑ヲ期シテ商法ノ例外規定ヲ設ケ、又或ハ所得稅、營業收益稅、登錄稅等ノ租稅ヲ減免シ、或ハ配當ヲ保證スルト共ニ設備ノ建設ヲ容易ナラシムル爲、土地立入其ノ他土地ノ收用、使用ニ關スル特權ヲ規定ス

### 第六章 監督及義務

本章ハ、會社監督ノ權限及方法ニ付テ規定ス。即チ政府ニ於テ設備ノ建設、變更其ノ他必要ナル命令ヲ爲シ得ルモノトスルト共ニ、設備ノ自由ナル處分ヲ禁止シ、定款ノ設定變更、社債ノ募集、利益金ノ處分等ニ關シテハ認可ヲ要スルモノトシ、役員ノ行爲ガ法令ニ違反スル等ノ場合ニ於テハ之ヲ解任シ得ルコトトス

### 第七章

本章ハ、本會社ノ業務監督ノ趣旨ヲ徹底セシムルト共ニ、出資ノ圓滿ナル實行ヲ期シ、本法所定事項ノ違反ニ對シ會社役員ヲ過料ニ處シ、又ハ出資者ニ罰金ヲ科シ得ルコトヲ規定ス

### 附 則

附則ハ本法施行期日及本會社設立ノ場合ニ於テ、會社ノ目的及基礎ノ特殊性ニ起因シ、商法ノ例外タルベキ事項其ノ他ニ付規定ス

### 電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案要綱

電力管理ニ因リ擔保財産ノ移轉ヲ伴フカラ社債權者保護ニ缺クル所ナカラシムルコトヲ規定シタ法律デアアル。  
一、出資シタル電力設備及其ノ附屬設備ニシテ工場財團ニ屬スルモノハ出資後モ仍當該工場財團ニ屬スルコトヲ規定ス  
一、設備會社ノ受クコトアルベキ損失ノ補償ニ關シテハ相當ノ擔保ヲ供託セシムルト共ニ、出資者ニ代リ社債ノ元利拂ヲ爲シ得ルコト及ビ其ノ求償ノ方法ヲモ規定ス

### 電力特別會計法案要綱

一、發電及送電事業(附帶事業ヲ含ム)ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツルコトトスルコト  
一、電力設備ノ大部分ヲ出資スルガ如キ事業者ノ社債ニ就テハ設備會社ヲシテ當該社債ノ元利支拂義務ヲ承繼セシメ得ルコトトシ、此ノ場合ノ株式割當方法並ニ原契約上出資者ガ課セラレ居タル特別ノ負擔又ハ制限ハ承繼セザル旨ヲ規定ス  
一、電力國家管理ニ因ル資産ノ變動ヲ理由トシテ社債ノ一ス時償還ヲ要求シ得ザルコトヲ規定  
一、社債權者保護ノ爲ニハ設備會社又ハ政府ニ於テ社債ノ元利支拂ニ付保證ヲ爲シ得ルコトヲ規定ス  
電力ノ國家管理ノ趣旨ヲ一貫セシムル爲配電事業ニ對スル監督ノ強化ヲ圖ラントスルモノデアアル。  
一、業務監督權ノ擴充 會計ニ關シ利益金ノ處分及減價銷却ニ關シテモ監督命令ヲ爲シ得ベキコト及電氣ノ普及ニ關スル監督命令ヲ爲シ得ルコトヲ追加ス  
二、統制命令ノ強化 電氣ノ託送ヲモ命ジ得ルコトヲ追加ス  
三、供給區域ノ整理統合 供給業務ノ改善ヲ期スル爲電氣供給事業者ニ對シ事業ノ讓渡ヲ命ジ得ベキコトヲ規定ス  
四、電氣委員會ノ諮問事項 事業讓渡ニ關スル命令ヲ爲スニ當リテハ電氣委員會ノ諮問スベキコトヲ追加ス

電氣ニ關スル事業ノ監督並ニ通信事業ニ屬セザル電氣試驗ニ關スル歳入歳出ハ之ヲ本會計ノ所屬トスルコト

一、本會計ニ於テハ電力料、電氣試驗手数料、利子收入、配當收入其ノ他附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ日本電力設備株式會社交付金、事業取扱費、電氣試驗費、營繕費、一時借入金ノ利子其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トスルコト

一、本會計ニ於ケル歳入總額ノ歳出總額ヲ超過スル金額ハ之ヲ積立ツルコトトスルコト

一、本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得ルコト

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ償還スルコト

一、本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入スルコト

一、本會計ノ積立金ハ國債若ハ日本電力設備株式會社ノ株式ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入スルコトヲ得ルコト

附 記  
一、本法施行ノ期日ハ別ニ勅令ヲ以テ定ムルモ昭和十三年度ヨリ施行スル見込ナリ

### 五 法案

### 電力管理法案

第一條 發電及送電ハ政府之ヲ管掌ス但シ自己ノ専用ニ供シ又ハ一地方ニ需用ニ供シ發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 政府ノ供給スル電力ノ料金其ノ他供給條件ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ハ其ノ供給シタル電力ノ料金ニ付供給ヲ受ケタル者ガ電力ヲ處分シテ取得シタル債權ノ上ニ質權ヲ有ス

第三條 發電及送電ノ豫定計畫電力料金其ノ他發電及送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲電力審議會ヲ置ク

電力審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 政府ノ管掌スル發電又ハ送電ノ爲使用スル工作物ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ其ノ發電又ハ送電ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附 則  
本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一條ノ規定施行ノ際現ニ發電及送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍從前ノ例ニ依リ發電及送電ヲ爲スコトヲ得

電力管理法案理由書  
電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富ニシ之ガ普及ヲ圓滑ナ

ラシムル爲天然資源タル水力ノ完全ナル利用ヲ爲スノ必要アルヲ以テ發電及送電ノ事業ハ之ヲ國家ノ管掌ニ歸セシムルコト現下内外ノ狀勢ニ鑑ミ極メテ緊要ナリト是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

### 日本電力設備株式會社法案

#### 第一章 總 則

第一條 日本電力設備株式會社ハ電力設備及其ノ附屬設備ヲ爲シ之ヲ政府ノ管掌スル發電及送電ノ用ニ供スルコトヲ目的トスル株式會社トス

日本電力設備株式會社ハ主務大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノノ外附帶業務ヲ營ムコトヲ得

第二條 日本電力設備株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第三條 日本電力設備株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

#### 第二章 出 資

第四條 政府ハ其ノ發電及送電ノ爲必要アリト認ムル電力設備及其ノ附屬設備（共ニ工事中ノモノヲ含ム以下同ジ）ヲ本章ノ規定ニ依リ日本電力設備株式會社ニ對シ出資セシム

#### 第一編 電力問題

ルコトヲ得

第五條 政府ハ其ノ發電及送電ノ爲必要アリト認ムル電力設備及其ノ附屬設備ヲ日本電力設備株式會社ニ出資セシメントスルトキハ出資セシムベキ計備及出資ノ期日ヲ公告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ政府ハ日本電力設備株式會社及當該設備ノ所有者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第六條 前條第二項ノ通知ノ後出資ノ目的タル設備ノ所有者當該設備ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 第五條第二項ノ通知ノ後ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ新ニ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第八條 政府ハ日本電力設備株式會社ニ對シ國有ノ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資スルコトヲ得

第九條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ電氣事業評價委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ決定ス

第十條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ左ノ各號ノ金額ノ和ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依リ之ヲ算定ス

一、當該設備ノ建設費ヨリ減損額ヲ控除シタル金額

二、當該設備ニ依リ電力供給ヲ爲ス場合ニ於ケル收入額ヨリ營業費ヲ控除シタル一年間ノ益金ヲ一定ノ利率ヲ以テ

除シタル金額

前項ノ建設費、減損額、收入額、營業費及一定利率ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

單獨ニテ出資ノ目的ト爲ス豫備用發電設備其他第一項ノ規定ニ依ルヲ不適當トスルモノニ付テハ同項第一號ノ金額ヲ基礎トシ當該設備ノ利用價值ヲ斟酌シテ其ノ價格ヲ算定ス  
第十一條 出資ノ目的タル設備ノ價格ヲ決定スル爲必要アルトキハ政府ハ當該設備ニ關シ所有者ヲシテ報告ヲ爲サシメ又ハ之ヲ調査スルコトヲ得

第十二條 日本電力設備株式會社ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ對シ第九條及第十條ノ規定ニ依リ決定シタル價格ニ相當スル株式金額ノ全額拂込濟株式ヲ割當ツベシ但シ當該株式一株ノ金額ニ滿タザル部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ支拂フベシ

出資ノ目的タル設備ニ變更アリテ其ノ變更部分ニ付株式割當ノ日迄ニ價格ヲ決定ヲ爲シ得ザリシトキハ當該部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ決済スルコトヲ得株式割當後變更ヲ生ジタル部分ニ付亦同ジ

第十三條 出資ノ目的タル設備ハ日本電力設備株式會社ノ成立又ハ増資ノ日ニ於テ日本電力設備株式會社ニ出資セラレタルモノト看做ス出資ノ目的タル電力設備及其ノ附屬設備ニ關スル河川、湖又ハ沼ノ水ノ使用ノ許可ハ出資セラレタル日ニ於テ其ノ効力ヲ失フ

第十四條 第九條及第十條ノ規定ニ依リ決定シタル出資ノ目的タル設備ノ價格ニ付キ不服アル出資ハ決定ノ通知アリタル日ヨリ一月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十五條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタルニ因リ殘存電力事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキハ出資者ハ日本電力設備株式會社ニ對シ當該事業設備ノ買收ヲ要求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル買收價格、買收範圍其ノ他買收ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス但シ買收價格ノ裁定ニ付テハ電氣事業評價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第十六條 電氣事業評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ日本電力設備株式會社ニ對シ出資ノ日ヨリ三年間ヲ限リ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額面金額ヲ以テ買入ルルコトヲ請求スルコトヲ得

期ヲ五年トス  
理事ハ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス  
監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス  
第二十三條 總裁副總裁及日本電力設備株式會社ノ業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四章 使用料  
第二十四條 政府ハ日本電力設備株式會社ノ電力設備及其ノ附屬設備ノ使用ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本電力設備株式會社ニ使用料ヲ交付ス

第五章 特權  
第二十五條 日本電力設備株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第二十六條 日本電力設備株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十七條 日本電力設備株式會社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登録稅法ニ依リ算出シタル登録稅ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一、設立及第四條又ハ第八條ニ規定スル出資ニ因ル資本ノ増加

前項ノ場合ニ於テハ日本電力設備株式會社ハ一時其ノ株式ヲ取得スルコトヲ得  
第一項ノ買入代價ニ付テハ日本電力設備株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ發行スル社債券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第十八條 第四條ノ規定ニ基キ日本電力設備株式會社ニ出資セラレタル電力設備及其ノ附屬設備ニ付當該設備ノ所有者ガ有シタル河川、湖若ハ沼ノ敷地ニ於ケル工作物ノ新築改築若ハ除却又ハ其ノ敷地ノ占用ニ關スル權利義務並ニ道路其ノ他土地ノ占用ニ關スル權利義務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本電力設備株式會社之ヲ承繼ス

第十九條 第十三條第一項及前條ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 役員  
第二十條 日本電力設備株式會社ニ總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

第二十一條 總裁ハ日本電力設備株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス  
監事ハ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監査ス  
第二十二條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經テ政府之ヲ命ジ其ノ任

拂込株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ一  
 二、第四條、第八條又ハ第十五條ニ規定スル出資又ハ買収  
 ニ基ク不動産ニ關スル權利ノ取得不動産ノ價格ノ千分ノ  
 二

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本電力  
 設備株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動産ニ關スル權利ノ  
 取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第二十八條 日本電力設備株式會社ニハ初營業年度及爾後十  
 年間ヲ限リ所得稅及營業收益稅ヲ免除ス但シ地方稅ノ賦課  
 ニ付テハ之ヲ免除セザルモノト看做ス

前項但書ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業收益稅ガ免除セラレ  
 ザルモノト看做サルル場合ニ於ケル地方稅ノ賦課ニ關シ必  
 要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條 日本電力設備株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配  
 當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四  
 ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後十年間ヲ  
 限リ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ每營  
 業年度ニ於テ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ  
 超過スルコトヲ得ズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株  
 金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額  
 ハ前項ノ規定ニ依リ補給金ノ償還ニ充ツベシ日本電力設備  
 株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額(前

コトヲ得

日本電力設備株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニ  
 テモ日本電力設備株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算  
 及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本電力設備株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議  
 ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十七條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社ニ對シ電力設  
 備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得  
 前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テ發電ノ爲ニスル河川、湖若ハ  
 沼ノ使用ニ關スル許可又ハ電力設備ノ施設ニ關スル許可若  
 ハ認可ヲ受ケ未ダ工事ニ著手セザルモノアルトキハ當該許  
 可又ハ認可ヲ爲シタル行政官廳ニ於テ之ヲ取消ヲ爲スモノ  
 トス

日本電力設備株式會社ハ前項ノ取消ヲ受ケタル者ニ對シ調  
 査又ハ測量其ノ他工事準備ノ爲支出シタル通常ノ費用ヲ補  
 償スベシ

第十五條第二條及第三項ノ規定ハ前項ノ補償金額ニ付之ヲ  
 準用ス

第三十八條 日本電力設備株式會社方前條第一項ノ規定ニ依  
 リテ主務大臣ノ命ジタル設備ノ建設又ハ變更ヲ爲スコトヲ  
 怠リタルトキハ第二十四條ノ規定ニ依リ使用料ノ一部ヲ交  
 付セザルコトヲ得

第三十九條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社ノ決議又ハ役

項ノ規定ニ依リ償還金額ヲ含マズ)ガ拂込ミタル株金額ニ  
 對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ二分  
 ノ一以上ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ  
 前項ノ規定ニ依リ積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規  
 定ニ依リ補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト  
 看做ス

第三十條 電氣事業法第六條乃至第十四條ノ規定ハ日本電力  
 設備株式會社ニ付之ヲ準用ス

第六章 監督及義務

第三十一條 政府ハ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監督ス  
 第三十二條 定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併  
 及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效  
 力ヲ生ゼズ

第三十三條 日本電力設備株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ  
 ルニ非ザレバ電力設備若ハ其ノ附屬設備ヲ讓渡シ又ハ當該  
 設備ヲ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第三十四條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社ノ業務及財產  
 ノ狀況ニ關シ檢査ヲ爲シ、報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必  
 要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社監理官ヲ置キ  
 日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十六條 日本電力設備株式會社監理官ハ何時ニテモ日本  
 電力設備株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書物件ヲ檢査スル

員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ  
 又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ヲ解任  
 スルコトヲ得

第七章 罰則

第四十條 日本電力設備株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルト  
 キハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ五千  
 圓以下ノ過料ニ處スル副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルト  
 キハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一、本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可  
 ヲ受ケベキ場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ  
 二、主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ

三、第三十四條ノ規定ニ違反シ虛偽ノ報告ヲ爲シタルトキ  
 第四十一條 日本電力設備株式會社ノ總裁副總裁又ハ理事第  
 二十三條ノ規定ニ違反シ他ノ職務又ハ商業ニ從事シタルト  
 キハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十二條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規  
 定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第四十三條 出資ノ目的タル設備ノ所有者第六條ノ規定ニ違  
 反シ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ電力設備又ハ其ノ附屬設  
 備ノ現狀ヲ變更シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十四條 出資ノ目的タル設備ノ所有者正當ノ事由ナクシ  
 テ第十一條ノ規定ニ依リ調査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ  
 報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ五百圓以下

ノ罰金ニ處ス

第四十五條 出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ其ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第四十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ適用スベキ罰則ハ當該所有者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第四十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本電力設備株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十九條 第五條第二項及第十二條ノ規定中日本電力設備株式會社トアルハ會社設立ノ場合ニ於テハ設立委員トス

第五十條 第十四條ニ規定スル訴ハ日本電力設備株式會社ノ成立前ニ於テハ設立委員ヲ相手方トシテ之ヲ提起スルコトヲ得

第五十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金錢以

外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテハ割當ツベキ株式ニ付株式ヲ募集スベシ

第五十二條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第五十三條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込書ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ檢査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ檢査ヲ受ケタル後遲滯ナク第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第五十四條 前條ノ拂込アリタル後設立委員ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

第五十五條 創立總會ノ決議ハ出席シタル株式引受人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第五十六條 創立總會ニ於テハ第二十二條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及督事ノ選任ヲ行フベシ

第五十七條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本電力設備株式會社總裁ニ引渡スベシ

日本電力設備株式會社法律案理由

政府ハ發電及送電ヲ管掌スルコトトスルモ國家財政ノ現狀ニ鑑ミ所要ノ設備ノ建設維持等ハ之ヲ民間出資ノ特設株式會社ヲシテ取扱ハシメントス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

電力特別會計法案

第一條 發電及送電事業(附帶事業ヲ含ム)ヲ經營スル爲特

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電力特別會計ノ設置ニ付他ノ會計ニ關涉シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電力特別會計法案理由書

電力管理法ニ基キ經營スル發電及送電事業等ニ關スル歳入歳出ハ之ヲ一般會計ト區別シ特別ノ會計ヲ立ツルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

電氣事業法中改正法律案

電氣事業法中左ノ通改正ス

第二十三條第二項中「業務並ニ」ノ下ニ「利益金ノ處分、減價鎖却其ノ他」ヲ、「改善」ノ下ニ「供給ノ擴充」ヲ加フ

第二十四條第一項中「電氣ノ流用」ノ下ニ「若ハ託送ヲ」ヲ加フ

第二十六條ノ二 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣ノ普及、料金ノ均衡其ノ他供給業務ノ改善ヲ圖ル爲第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業者ニ對シ電氣事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

第二十九條第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ命令ニ依ル讓渡ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十七條第三號ヲ第四號トシ第四號ヲ第五號トシ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三、電氣設備ガ日本電力設備株式會社法第四條ニ規定スル

別會計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ電氣ニ關スル事業ノ監督及通信事業ニ屬セザル電氣試驗ニ關スル歳入歳出ハ本會計ノ所屬トス

第二條 本會計ニ於テハ電力料、電氣試驗手数料、利子收入配當收入其ノ他附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ日本電力設備株式會社交付金、事業取扱費、監督費、電氣試驗費、營繕費、一時借入金ノ利子其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條 本會計ニ於ケル歳入總額ノ歳出總額ヲ超過スル金額ハ之ヲ續立ツベシ

本會計ノ歳出ニ不足アルトキハ續立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ償還スベシ

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第六條 本會計ノ續立金ハ國債若ハ日本電力設備株式會社ノ株式ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入ルルコトヲ得

第七條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第八條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

出資ニ因リ日本電力設備株式會社ノ所有ニ歸シタルトキ  
第三十二條第一項中「第二十四條第一項」ノ下ニ「第二十  
六條ノ二」

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電氣事業法中改正法律案理由書

發電及送電ヲ政府ニ於テ管掌スルニ伴ヒ電氣事業法中改正ヲ  
要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案

第一條 工場財團ニ屬スルモノハ日本電力設備株式會社法第  
十三條第一項及第十八條ノ規定ニ依リ日本電力設備株式會  
社ニ移轉シタル後ト雖モ乃其ノ工場財團ニ屬スルモノトス  
前項ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ  
之ヲ定ム

第二條 日本電力設備株式會社法第四條ノ規定ニ基キ工場財  
團ニ屬スル電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ第四  
條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ヲ承繼アリタル場合ヲ除ク  
ノ外日本電力設備株式會社ガ抵當權實行ニ因リ受クルコト  
アルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ相當  
ノ擔保ヲ供託スベシ

日本電力設備株式會社ハ前項ノ供託物ノ上ニ質權ヲ有ス  
第三條 前條第一項ノ出資者ガ出資設備ヲ擔保トスル社債ノ  
元金又ハ利息ノ支拂ヲ怠リタル場合ニ於テハ日本電力設備

株式會社ハ其ノ出資者ニ代リ當該社債ノ元金又ハ利息ノ支  
拂ヲ爲スコトヲ得  
日本電力設備株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利  
息ノ支拂ヲ爲シタルトキハ當該出資者ニ支拂フベキ株式配  
當金又ハ社債ノ償還金若ハ利息ヲ以テ其ノ元金若ハ利息ノ  
支拂額及避クルニトヲ得ザリシ費用ノ償還ニ充當スルコト  
ヲ得

第四條 政府ハ電力設備及其ノ附屬設備ノ大部分ヲ出資シタ  
ル第二條第一項ノ出資者ニ當該設備ヲ擔保トスル社債ヲ負  
擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認メタルトキハ勅令ノ定  
ムル所ニ依リ日本電力設備株式會社ヲシテ當該社債ノ元利  
支拂義務ヲ承繼セシムルコトヲ得

前ノ規定ニ依リ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼セシメントスル  
トキハ政府ハ當該社債ノ種類及名稱並ニ承繼ノ期日ヲ公告  
スベシ此ノ場合ニ於テハ政府ハ日本電力設備株式會社及前  
項ノ出資者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ  
前項ノ承繼期日ガ日本電力設備株式會社ノ成立又ハ増資ノ  
日ナルトキハ當該出資者ニ對シ日本電力設備株式會社法第  
十二條第一項ノ規定ニ依リテ爲ス株式ノ割當ハ出資設備ノ  
價格ヨリ社債ノ承繼價格ヲ控除シタル金額ニ依ル

第五條 日本電力設備株式會社ハ日本電力設備株式會社法第  
四條ノ規定ニ基キ出資セラレタル電力設備及其ノ附屬設備  
ヲ擔保トスル社債ニ關シ原契約上課セラレタル特別ノ負擔

又ハ制限ヲ承繼スルコトナシ

第六條 日本電力設備株式會社法第四條ノ規定ニ基キ電力設  
備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ其ノ社債ニ關スル契約  
ニ拘ラズ電力管理法、日本電力設備株式會社法又ハ本法ニ  
依ル資産ニ關シテノ變動ヲ理由トシテ其ノ社債ノ元利支拂  
ニ付期限ノ利益ヲ失フコトナシ

前項ノ規定ハ日本電力設備株式會社ガ第四條第一項ノ規定  
ニ依リ支拂義務ヲ承繼シタル場合ニ同會社ニ付之ヲ準用ス  
第七條 第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ヲ承繼アリタル  
場合ヲ除キ政府ハ第五條ノ社債ノ元利支拂ニ付日本電力設  
備株式會社ヲシテ保證ヲ爲サシムルコトヲ得政府ハ第四條  
第一項ノ規定ニ依リ日本電力設備株式會社ガ支拂義務ヲ承  
繼シタル社債ノ元利支拂ニ付保證ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電力管理ニ伴フ社債處理ニ附スル法律案理由書

電氣事業ハ其ノ性質上長期資金ヲ必要トシ主要事業者ハ概ネ  
其ノ電力設備ヲ擔保トスル社債ヲ負擔シ居ル處今次ノ電力管  
理ノ實施ハ之等社債ニ關シ擔保財産ノ移轉ヲ伴フヲ以テ社債  
權者保護ニ缺クル所ナカラム行アリ是レ本案ヲ提出スル  
所以ナリ

しかも廣田内閣は休會明け七十一回議會劈頭に於て濱田國

松氏對寺内陸相との問題に端を發し、遂に總辭職となり宇垣  
大將に組閣の命は下つたが、同大將は陸軍の猛烈なる反對  
に逢ふ遂ひに流産の憂目を見、續いて大命は林銑十郎大將に  
降つたが、同大將は次の如き閣僚を以てその組閣を完成し、  
非常時時局の擔當に當ることとなつた。

内閣總理大臣	林 銑十郎
兼外務大臣 文部大臣	河原田 稼吉
内務大臣	結 城 豊太郎
大藏大臣	中 村 孝太郎
兼拓務大臣	米 内 光 政
陸軍大臣	鹽 野 季 彦
海軍大臣	山 崎 達之輔
司法大臣	
農林大臣	
兼逓信大臣	
兼工部大臣	
兼鐵道大臣	伍 堂 卓 雄

而して林内閣に入閣せる結城大藏大臣の馬場財政の修正は  
如何になされるか、又頼母木前遞相の電力問題が如何に繼承  
されるかが大きな問題として殘されたのである。今日の所  
はこの電力國家管理案もどうやら趣きを變へて來そふな形勢  
になり、早くも業者の一部に樂觀説さへ唱へ出されるやうに  
なつた。

即ち新内閣が果して前内閣同様の電力管轄案を議會に提出するや否や、業者の關心は此一事に集中されて居るが假令原案の作成者たる逓信大臣が他の何人に代るとしても、其の背景乃至推進力に變りなき以上、革新政策促進實行の意圖のもとに出現せる新内閣は、更に一段の強力を加へて原案を通過すに非ずやと觀るものもあり、又一面には餘りにも強力なる推進力の發動は、民意を歪曲せしむる處ありとの經驗的情勢から見て、寧ろ内閣の更迭を機會に、原案に對する國民の總意を參酌し、大いに緩和された形式に於て統制案が提出されるのではないかと觀るものもある、但し何れにせよ、電力問題に對する時勢の要求が統制強化を必要とされて民衆時代であるから、此際民間側に於ても此の意を十分に諒得して、從來反對される國家管理案の是正すべき點即ち原案に反對の焦點たる民有國營の形態に就いてその是正すべき所以を一段と明確にし、而して一面に於て國家管理案の企圖する統制強化に順應すべき具體案を民間側に於て作成提示するの必要ありとの説が力になりつゝある、

しかし筆者のみる所ではこの問題も新内閣のところであらうと豫想される政策並に大藏、逓信兩大臣の顔ぶれにより其影は全く薄くなつたとみられる。即ち頼母木逓相は背水の陣を布き四面會議の責任において強引に今期議會通過を策してゐたのであるが、山崎新兼攝逓相は強硬な手段をとることは回避して居り且結城藏相は財界の現状に即した政策をとる意嚮

を有して居るので假令山崎農相の兼任を廢して專任逓相を置くとしても内閣の大勢に反抗して迄主張するとは思はれず恐らく國營案は一應撤回して更に検討をなすことゝならうと觀られて居るから逓信方面に於てもこの空氣を寧ろして國營案の前途については悲觀的意嚮を漏してゐる。

### 第五節 電力問題經過

三月九日 廣田内閣成立。

三月十五日 各新聞紙上に電力國營に關する内閣調査局案なるものが報道された。即ちその骨子は、全國の發電水利權を國有に移す、發送電は國家が運營を行ひ、そのために特殊會社を設け、各會社の發送電施設は特殊會社へ現物出資せしめるといふのであつた。

更に頼母木逓相は「電力國營案は秀の持論となつてゐるものだが、國營と云ふやうな大問題を一足飛びにやると思はれては甚だ困る、要するに最終目標は國營であつて、その目標には何等變りはないがそれまでには種々の障害を免除してゆかねばならぬ、その作業だけでも仲々大變で順序を追ふてやる積りである」との旨新聞記者團に聲明し、前記調査局關係の新聞渦紋を生ぜしめた。電氣株は十五日以後二、三日連日暴落し電氣株價の低落は全國で一億餘圓の巨額と算報報道された。

三月十七日 廣田内閣の政綱政策を決定せる閣議は十七日

の成案は本協會に内示又は諮問されるやう左記の通り逓信大臣宛申請した。

申請

開會、翌日の各新聞紙に所謂「電力民有國營案」として發表されたが、經濟問題に關しては「……税制の改革、金融の改善財政經濟の刷新に努め産業貿易の伸張に力を盡し以て國力の基本を培ふは現下喫緊の要勝なり……」とあつた。

五月十三日 衆議院第六分科會の席上、頼母木逓相は電力國營の必要を強調し

- 一、電氣事業の統制は漸を追ひ國營を最終的目標として實現を期する
- 二、具體案が纏るまで新規の電氣事業關係の認可事項は一切保留する
- 三、地方自治體の電氣事業公營に關しては、收益を目的とするものは今後一切認可しない

との重大聲明をなせりと報道された(各紙)

五月十六日 貴族院東北振興電力株式會社法案の委員會に於て逓相は來議會に電力國營に至る過渡案を提出すべきことを言明したと報道さる(各紙)

六月五日 開議散會後島田農相は特に居残り逓相に對して電力國營問題に關し自己の見解を述べこの問題に對する開議の審議は將來慎重に行ふ必要ある旨を力説したと報道さる(各派)

同日 電力問題に關し電氣協會申請——電力統制に關し本協會は事業全般に至大の利害關係を有する事項なるにより其

詳細に發表された。その大綱は

六月十日 電力國營に關する調査局案報道する——各新聞

電力は國民生活の必需たると共に國家産業動力の基本たる事實に鑑み、その供給を低廉且豊富ならしむる目的を以て國家之を管理す、之が方策としては發電及び送電事業を國營たらしめ、之が爲に要する設備は新に設立する特殊の株式會社(既存の電氣會社よりは發送電設備を現物出資せしむ)をして建設提供せしめ、之に對しては一定の公正なる使用料を交付し、かくて民間の資本を適正に活用すると共に國家の意志に基き直接發送電事業を運營し以て電力の國家的統制を完全に遂行するものとす、尙一定需要者には原則として公營私營たる配電事業者(これに對する統制も強化、合理化す)より電力を供給することゝするも電氣料金はその普遍的低減を計るは勿論國家の産業政策、社會政策を加味して、適正妥當なる料金たらしむとあり、更に管理機關、新會社構成について規定せるもので

あつた。  
右發表は著しく社會の注目を惹き電力株は再び動搖下落した。

六月二十日 電氣協會理事會對策を協議——電氣協會理事會は電力問題に關し調査委員會を設けることに決し其の範圍と人選は會長に一任した。

六月二十三日 電力國營に關する遞信省案報道さる——各新聞紙上に電力國營に關する遞信省案の内容が報道せられた即ちその大綱は

一、電力は國民生活の向上及び産業振興上極めて重要な使命を有するのみならず特に國家總動員の見地に基づく廣義國防の資源として電力を豊富かつ低廉に供給することはわが國現下の情勢に鑑み必要かつ緊要である、従來の如き小電力會社の濫立せる組織の下における營利的經營では以上の目的を達成し得ないからこれが根本塞源の解決をなすには電力の國營を斷行するより外はない然しこれが全面的の實施をなすといふこと、財政上その他の事情から容易なことでないから漸を追うて行くべきで、第一着手としては、その範圍を發電及び送電に限る、配電は従來のまま民間電力會社をしてこれをなさしむ

一、發電及び送電は國家管理の下にこれを經營し、その設備は民間に所有せしめる、この民間國營に關しては新しく特殊會社を設立する、すなはち會社設立には民間業者から現物出資の形態をとる特殊會社は朝鮮臺灣及び樺太には設立せず、なほ東北六縣においては今回設立した東北振興電力會社をして臨時その業務を代行せしめる

一、新設の特殊會社は國家の意志に基いて發電及び送電事業を運營し、もつて完全なる電力の國家統制をなすとともに電氣料金の合理的引下げをなし更に國家の産業政策、社會政策に資するとともに他面將來の水力開發については全面的な有機的組織の下にこれをなす

とあり、更に電力國營法案、電力特殊會社法案、電力事業特別會計法案、新電氣事業法案の四法案、及び評價委員會、事業經營管理の機關、配當保證と外債處分、電氣料金等の各項について説明を與へたるが、説明中「從來民間業者に許可してゐた水利權を政府は補償することなくして全部これを回收す。」「本案は料金の低下をその一目的とするものであるから經營の合理化によつて大體卸賣に於て二割の低下を行ふ方針である」「評價委員會には國策遂行を急ぐため特に民間業者を加へず」等の章句は著しく一般を刺戟し、電力株暴落し電力國營是非の論議が遽に各方面に起つた。

六月二十六日 電氣協會の調査準備會——電氣協會は事態の急を感じ取敢えず在京會員中より委員を委嘱して會合を開き調査委員會開催に關する協議をなし左の決議を行つた。

決議

- 一、事業者ハ料金低下ヲ圖ルニ異議ナキノミナラズ進ンデ其ノ目的達成ニ努力スルコト
- 二、然シ政府提案ノ目的那邊ニアリヤ極メテ不明ナリ即チ其ノ目的

料金低下ニ在ツテ其ノ達成上便宜適切ナル方法トシテ選擇セラレタルモノナリヤ又ハ經濟機構ノ變革ヲ必要トスル思想ヨリ出發セルモノナリヤ、若シ目的ガ前者ニ存スルモノトセバ果シテ料金低下ノ方法トシテ適切ナリヤ否ヤヲ検討スル必要アリ又目的後者ニ在リトセバ我國力の消長ニ關スル重大問題ナルヲ以テ單ニ電氣事業者トシテノミナラズ全國的ニ慎重ニ考究スル必要アリト思ハル

故ニ先以テ提案ノ目的那邊ニ在リヤヲ闡明スルニ力ムルコト

三、傳フル所ニ依レバ提案ノ實行ニ依リ二割程度料金ヲ低下スト稱スルモ企業組織ノ變更其ノモノニ依テ直チニ料金ノ低下ヲ來スモノト思ハレズ寧ロ反對ノ結果ヲ招來スルニ非ザルヤト思ハルルモ政府ハ國費ノ補給ニ依リ目的ヲ達成セントスルモノナルヤ將亦民間保有資産ノ大幅切下ゲニ依リ之ヲ達成セントスルモノナルヤ不明ニ付政府ヨリ料金低下見込ノ内容明示ヲ乞ヒ充分ニ之ヲ考究スルコト

四、委員會ハ中央ト地方トニ設置シ地方ハ各支部ヲ中心トシ更ニ地域的ニ分界ヲ設ケ之ガ委員トシテ可成全事業者ヲ網羅スルコト中央ノ委員會ニハ必要ノ場合事業者以外ノ參加ヲ乞ヒ中央地方相呼應シテ調査ヲ行フコト

六月二十七日 民政黨政務調査會では大和田遞信省電氣局長及奥村内閣調査官の出席を求め電力國營案について説明を聴取した。(各派)

七月二日、日本經濟聯盟大阪支部は役員會を開催、官營反對の空氣が濃厚となつた。

七月三日 遞相閣議に原案提出——國策閣議劈頭、賴母木

遞相は電力國營案を提出し、その内容は電力國營の必要、電力國營の内容、設備會社、國家管理の方法、水力開發、送電計畫、配電業務、法律案、豫算案、電力國營準備局の各項に互り詳細に説明せりと報道された。(各派)

七月六日 民政黨本部よりの要請に依り池尾電協會長は電力問題に關する意見を約一時間半に互り開陳。

七月七日 電力聯盟は同日午前十一時から銀行集會所に於て委員會を開き、電力問題につき協議した結果、國營反對の態度を取ることに決し、反産運動は電氣協會に一任する方針を定めた。

七月八日 民政黨政務調査會は賴母木遞相の出席を求め電力國營原案の説明を聞いた。(各派)

七月九日 電氣協會々長は衆議院議長官舎に於ける各派有志の國策調査會の要請に依り出席し約一時間半に互り電力問題に關する談話を行ふ。

七月十一日 電氣協會々長は政友會本部の要請に依り同本部に赴き意見を開陳す。

七月十三日 電氣協會理事會に於て委員會設置の經過を報告し、委員會に於て陳情等をなすことを決議したる場合は電氣協會の名に依るべきことに付諒解を受く。

同日 第一回電力問題調査中央委員會——電氣協會は中央委員會を開き左の決議をなす。

決議



第五節 電力問題經過

- 一、政府案トシテ傳ヘラル、モノハ料金ヲ低下シ電氣事業ノ健全ナル發達ヲ圖ル所以ノ途トシテ適當ナラズト認ム
- 一、政府ハ昭和七年電氣事業法ヲ改正シ料金認可制ヲ設ケタル外統制ニ關シ監督行政ノ範圍ヲ擴大シ未ダ之レガ活用ヲ見ルニ至ラズシテ匆卒企業形態ノ變更ヲ企圖スルガ如キハ其ノ必要並ニ理由ヲ諒解スルニ苦シム
- 一、若シ所謂政府案ノ基調ガ世間傳ヘラル、ガ如キ國家社會主義觀念ヨリ出發スルモノトセバ我邦産業ノ全般ニ關スル由々敷問題ニシテ之ガ國力ノ消長ニ及ボス影響ニ付テハ慎重ノ検討ヲ要スベク容易ニ賛意ヲ表シ難ク所謂庶務一新ノ如キモノヲ意味スルモノニ非ズト信ズ
- 一、事業者ハ出來得ル限リ歩調ヲ一ニシテ今後ニ於テ本問題ニ對シ善處スルコトヲ期ス 以上

七月十五日 電氣協會々長貴族院研究會の要請に應じ電力問題に關する會長の意見及協會の態度に付説明す。

七月十六日 電氣協會常務理事逓信省に出頭、去る十三日の決議事項を説明し且同日決議の陳情書を提出す。

決議

七月二十三日 電力問題調査専門委員會設置 電氣協會は専門委員會を設くる事に決し其の第一回を開き左の組織に依り本問題の細目に亘る調査を行ふ事とす。

- 一、電力問題調査委員を左の通り増加委嘱し之に専門委員を依頼す
  - 岡部 榮 一 落合 高次 齋藤武 五郎
  - 永松利 熊 堀内 弟助 三宅 福馬

二、専門委員は當分の内毎週月水金午後四時より協會々館に參集を請ふこと

三、専門委員の分擔項目を一應左の通り定む

内閣資料蒐集

リフレット起稿

- 第一部 運動方法の研究(リフレット送附先等)
- 第二部 中央及地方委員會との連絡
- 第三部 専門委員會の調査項目案左記の通
- 第四部 専門委員會事務の補助を囑託すること
- 第五部 専門委員會調査題目

第一部、國營案ノ根本理由の検討

一、七月四日新聞記事に依る閣議案の電力國策理由と現行電氣事業法制定當時の理由とを比較検討す

二、現在の電氣事業經營は一概に營利本位と謂ひ難き理由を闡明す舊業法の規定、現行事業法の規定、料金低下の趨勢、他の物價との比較

三、現在の電氣事業經營は個々の經營と謂ひ難き實情を闡明

サイクルの實狀

送電連絡の實狀

停電の減少

第二部、國營案の根本を爲す思想の検討

一、調査局關係官の諸説明を檢討す

二、我國電氣事業の發達の現狀を説す

れば立て續けに二、三回解散斷行してやるべきである……」と語つた旨報導された。

七月二十八日 中國支部委員會——本協會中國支部は第一回地方委員會を開き本部第一回中央委員會の決議を支持する旨決議。

同日 電氣協會は「電力民有官營案の検討其一」と題する小冊子を印刷し約六千部を諸方面に配布す。

七月二十九日 電氣協會々長東京手形交換所經濟調査會の招請に應じ電力國營反對の根據につき説明す。

七月三十日 電氣協會々長常務理事同伴、大藏大臣を訪問し電力國營案に關し開陳す。

更に遞相を訪問し同様説明をなす。

七月三十一日 電氣協會々長常務理事同伴、逓信大臣を訪問し協會の意思を説明し大臣の考慮を希望する處あり。

八月二日 近衛貴族院議長は二日輕井澤に於て記者團と會見し當面の時局問題に關し意見を述べたが、電力問題に關しては「電力統制案については貴族院方面では反對の意向が強く、これを是なりとする聲は餘り聞かない……」と語つた旨報導された。

同日 發送電設備の評價方法に關する逓信當局の方針が報導された。即ち

一、原則として民間側に強制出資せしむべき發送電設備の評價は帳簿價格を中とし、これに収益價格等を參酌すること、従つて出資

三、外國に法ける電氣事業の現況と我國の現況とを比較検討す

第三部、國營案の效果を檢討

一、國營案は果して料金を低下するや

二、國營案は果して料金を低下するや

三、國營案と農村電化

四、國營案と特殊工業

五、國營案と國防計畫

第四部國營案の實現性を検討

一、外債關係

二、擴張資金

三、法律問題

四、既存事業への影響

七月二十三日 電氣協會々長清交社に於て電力問題につき講演す。

七月二十四日 電氣協會々長中央電氣俱樂部に於て本問題につき談話す。

七月二十六日 電氣協會々長大阪俱樂部に於て電力問題につき講演す。

七月二十七日 寺内陸相は二十六日西下車中に於て就任後最初の時局談を試みたが、電力國營問題については「電力國營問題についてはぼつぼつ當業者方面から反對が出てゐるがこれだけはぜひ實現させねばならぬし、また頼母遞木相もその氣でゐるらしい、要するに現内閣の成立の使命が庶政一新にあるのだから革新は當然やるだらう、議會がそれに反對す

會社に損失を蒙らしめざることを第一條件とす

一、但し不良資産、水増設備については勿論適宜に切下げること

八月三日 資産評價方針に關し質疑——電氣協會は大和田

逓信省電氣局長に對し八月二日新聞紙上に報道されたる資産評價方針に關する記事につゞて左の質疑を提出し回答を求めた。

一、財産の評価に當り従來の營利能力を考慮せらるる趣の處右は之を尊重し即ち之を標準として評價額を算出せらるるの御趣旨なるや或は帳簿價格を標準として之に營利能力を參酌して加減を加へらるるの御趣旨なるや

一、財産評價に當りては當該出資者に損失を蒙らしめざることを第一義とせらるゝ趣なるの處右は現在會社の株主を指すものなるべく之に損失を懸げざるが爲には資産の利益率を標準とし買収の場合には公債利率に依り、現物出資の場合には新株式に對する配當率に依り還元法を以て公債又は新株式を交付せらるゝの外なしと存候得共御趣旨は右の通りと承知致し可然哉

八月五日 平生文相は五日廣田首相を訪問し關西旅行から歸京の挨拶を述べ、特に電力國營に對する關西實業界の意見を傳へたが、本問題について消費者側の實業家にしても相當反對意見があり電力料の低減は切望してゐるが、これを直ちに國營とすることは種々の弊害を伴ふとの危険を抱いてゐる旨を述べるところあつた。

同日 池尾芳藏氏述小冊子「電力國營案に就いて」日本講

民有官營案は料金を低下せず」と題する小冊子を發刊し各方面に配附す。

八月十七日 八月六日協會が逓信省電氣局に對し照會したる資産評價の件に關し左の回答ありたり。

八月六日付御來照に係る資産評價の方法に關しては目下考究中にて未だ確定を見ざる處に有之候も要は評價を最も公平適正ならしむることを眼目とし單に帳簿價額に依る等のことなく大體一定の評價基準を定むると共に他面評價委員會の如き制度を設け慎重に評價額の調査決定を圖るの要あるものと存居候

八月十八日 北海道支部委員會——協會北海道支部は第一回地方委員會を開き電力民有官營案に對し絶對反對の決議を行った。

八月十九日 協會は「電力民有官營案の検討」其三「日本の電燈料金は世界各國に比して高いか安い」及び其四「我國の電氣會社の収益？と他の事業會社の収益率との比較」を發刊各方面に配布す

同日 全國産業團體聯合會は午前九時より工業俱樂部に於て理事會を開き、各地産聯代表出席、席上電力國營問題はその趨勢如何によつては獨り電力事業のみならず全産業界に至大の影響を及ぼすものなるにつき、全産聯としても本問題に關し所信を表明することが適宜の處置であるとの意見が有力化した。

演通信社より發行さる。

八月七日 東洋經濟新報社の電力問題座談會開催。尙當日出席の前商相法學博士松本丞治氏は「この法律に如何なる名前を付するかと言へば、電力會社横領法とでも名前を付けるのではなからうか」と述べ各方面の注目を惹いた。

八月九日 電氣協會編「なぜ電力國營に反對するか」小冊日本講演通信社より發行さる。

八月十一日 第二回中央委員會——電氣協會は第二回中央委員會を開催し、左の決議をなす。

決議

一、特別委員會ヲ設ケ民有官營案ニ關スル對案ヲ研究スルコト  
一、一般國民ニ本問題ノ真相ヲ闡明スルニ適スル方法ヲ講ズルコト  
一、必要ニ應ジ時期ヲ見テ臨時總會ヲ開クコト

八月十二日 電氣協會々長は永野海相を訪問し電力問題につき意見を開陳す。

八月十五日 電氣協會々長は陸軍省に磯谷軍務局長以下關係官を訪問し、電力國營に關して政府がその實行を考慮しつつある事態につき國家的並に經濟的立場より考へ同意し得ざる旨を告げ、殊に各方面において開陳せる反對理由を約二時間に亙り詳細説明し陸軍當局の考慮を求めた。

同日 第一回電力問題懇談會——電氣協會は第一回電力問題懇談會を開き今後の運動方針に付き協議した。

同日 協會は「電力民有官營案の検討其二」として「電力

八月二十一日 電氣東海支部委員會——協會東海支部は地方委員會を開き問題に關し中央委員會の決議を支持する旨決議。

同日 東北支部委員會——電氣協會東北支部は第一回地方委員會を開き、同右決議。

八月二十二日 九州支部委員會——電氣協會九州支部は第一回地方委員會を開き、同右決議。

八月二十五日 内閣發表昭和十二年度以降において重點を置き施設すべき事項概ね左の如し。

- 一、國防の充實
- 一、教育の刷新改善
- 一、中央地方を通ずる税制の整備
- 一、國民生活の安定
- 災害防除對策、保健施設の擴充農村漁村經濟の更生振興及び中小工業の振興等
- 一、産業の振興及び貿易の伸長
- 電力の統制強化、液體燃料及び鐵鋼の自給、纖維資源の確保、貿易の助長及び統制、航空及び海運事業の振興、邦人の海外發展助長等
- 一、對滿重要策の確立
- 移民政策及び投資の助長策議等
- 一、行政機構の整備改善

原案の名稱變更——即ち「電力國營」は「電力の統制強化」と名稱變更され一般に注目を惹いた。然して電力統制案は頼母木、小川、前田、馬場の四相並に場合によつては陸海兩相

の關係關係會議に於てそれが具體案を研究される事になつた  
八月二十六日 大阪工業會は同日正午より同會事務所に於て理事會を開き片岡理事長以下出席、電力統制、貿易、燃料税制の四國策につき意見を交換したが、特に電力統制案については左の申合せを行つた。

申 合

電力を豊富且つ低廉に供給することは産業發展の一大條件であるからこれがために適當なる計畫を樹てることは望ましいこれに對して世上傳へられる民有國營案は低廉なる電力を豊富に供給する抜本的方策なりと唱へられるがこれは實行上制度上には幾多の疑義がある本問題の如きは今日經濟活動の指導方針にも重大關係を有するので如何なる方策を執ることが有効適切であるかは慎重に研究を要する問題であるから諸方面の資料蒐集して研究を加へることにする

八月二十七日 第一回四相會議——午前九時より逓相官邸に於て頼母木逓相、馬場藏相、前田鐵相、小川商相出席、先づ逓相より逓信省として電力の民有國營案を立案するに至つた經過に關し、電氣事業が國家の基礎産業である所以、水力資源の確保及びその合理的綜合開發の急務等、要するに低廉電力の豊富なる供給に根本精神を置いてゐると説明し、電力國營法、發送電特殊會社、同特別會計法、電氣事業改正法の四法案を中心とする、民有國營法案を約一時間に互り説明した之に對し前田、小川、馬場の三相より質疑あり、前田鐵相よりは

一、電力統制強化策として特に民有國營案の形式をとり上げたことに對する論據及びその法的根據

一、逓信省案に對する各方面の反對論に對する反駁  
を資料として次回の四相までに提出されたき旨要求し、小川商相は

逓信省案が實施された場合に於ける財界各方面に對する影響の見透しに關し資料として提示し得るものがあるならば提示され度  
旨を要求し、結局次回は事務當局をも交へ數字的に詳細な検討を行ふこととし正午散會した。

八月二十八日 民政黨内部に國有國營論が有力に擡頭し殆ど黨の大勢を制せんとするの勢を示してゐると新聞紙上に報道された、即ちその根據とするところは民有國當は國家權力を以て私権を犯すものとして電業者並に一財界の反對を受けてゐるが、國有國營論に至つては理論的には反對も少なく難とされるところは財政上の問題であるがそれも計畫如何に依つては不可能でないといふのであつた。

八月二十八日 電力問題に關し財界首腦部は自重的態度を保持して靜觀してゐたが、逓信省案が四相會議で討議されることとなつたので財界としてもこの問題に對し何等かの意志表示をなすべき機運となつた。即ち二十八日箱根強羅に於ける郷誠之助男の別荘に於て四万茂、磯村豊太郎、門野重九郎、其他日本經濟聯盟首腦部を中心に財界巨頭が會合し、電力問題につき意見の交換を行つた。その結果はなんら一致した結

論には到達しなかつたが、國營反對機運は濃厚であつた。

八月二十八日 第二回懇談會——協會第二回電力問題懇談會を開く。

打 合

一、政府ハ電力統制強化トイフコトニ題目ヲ訂正シタガソレハ世論緩和ノ一時的方便トモ見ラレルカラ協會ハ從來ノ態度ヲ變更セズ民有官國案ノ實相ヲ闡明シテ輿論ノ喚起ニ努メルコト  
一、當分ノ内每週一回懇談會ヲ開ク

九月一日 第三回中央委員會——協會第三回電力問題調査中央及東京地方委員聯合會を開き左の事項を決議。

決 議

一、從來ノ方針ニ從ヒ既定ノ通り民有國營案ニ反對ノ趣意ノ徹底ヲ期スルコト  
一、各事業者ヨリ民有國營案ノ實相説明用パンフレット株主諸氏へ可成洩レナク配布スルコト

九月三日 電力國營反對從業員大會——電力國營反對從業員大會は午後四時より大阪市中央電氣俱樂部で開催、左の決議に反對理由を滿場一致可決した。

我等宇治川電氣株式會社、日本電力株式會社從業員ハ、電力國問題ノ重大性ニ鑑ミ、從事員聯盟ヲ結成シ、其ノ大會ニ於テ左記ノ通り決議ス

決 議

我等ハ電氣事業ノ國營化ニ絶對反對ス

理 由

第一編 電力問題

一、事業ノ國營化ハ産業ヲ萎縮セシメ不景氣ヲ招來ス  
二、業事ノ國營化ハ却テ料金ノ高騰ヲ來シ國民生活ノ安定ヲ齎サズ  
三、事業ノ國營化ハ多數從業員ノ生活ヲ脅威ス  
四、國防ノ充實ハ事業ノ民營ニテモ遂行シ得ベシ  
所謂電力國營案ハ此ノ非常時ニ際シ庶政一新ノ國策トシテ、名ヲ産業振興ニ藉リテ突如出現セルモ、其ノ實體ハ、既ニ多數ノ識者ニヨリ論セラレ、斯道ノ權威者松本丞治博士ハ、本案ヲ目シテ「電力事業會社橫領案ナリ」ト謂ヒ、統制經濟學者小島精一氏ハ「本案ノ思想的背景ヲナスモノハ國家社會主義ナリト論ズ。我等ハ確信ス、本案ハ斷ジテ産業ノ振興ヲ來サズ、國民生活ノ安定ヲ齎サズ、寧ロ不景氣ヲ招來スルモノナルコトヲ。其ノ詳細ニ就テハ追テ發表スルノ用意ヲ有ス、抑々庶政ノ一新、國防ノ充實ヲ期スルノ第一要諦ハ、上下一致官民眞ニ協力シテ最善ヲ盡スニアリ。然ルニ此ノ自明ノ理ガ一部官邊ノ獨善主義ニヨリ没却セラル、ヤノ感アリ、痛嘆ニ堪ヘズ。即、此ノ國家百年ノ大計ヲ前ニ、斯業ノ實際ニ最モ精通セル産業人ヲ排除シ、斯業者ヲ目シテ私的營利ニノミ汲々トシテ毫モ他ヲ顧ザルノ徒トナシ、國營化ノ必要ヲ主張セラル、遺憾此ノ上モナシ我等事業ニ携ハルコト多年、其使命ノ重大ナルヲ痛感シ、澁刺タル創意ト適切ナル組織ノ下ニ、一致協力苦心慘憺以テ今日ノ大ヲナス其ノ經過ニ於テ、其ノ能力ニ於テ、何人ニモ劣ラザルノ自信ヲ有ス而シテ事業將來ノ盛衰モ、亦一ニ懸リテ我等ノ双肩ニアリ。然ルニ何ゾヤ、徒ニ過去ノ業績ヲ難ジ、將來ノ進展ヲ否定シ、我等ノ生活ヲ脅威セントス、痛恨措ク能ハズ  
上下一致官民協力ヲ措イテ何ノ産業振興ゾ。何ノ國防充實ゾ。我等モ亦日本人ナリ、徒ニ舊套墨守スルモノニアラズ、事業ノ特殊性ト

公共性ニ鑑ミ時局ニ照シ自省自肅、最善ノ努力ヲ傾注スヘキハ論ヲ俟タズ  
然ルニ、一舉現在ノ機構ヲ變革スルニ非ズンバ、竟ニ目的ヲ達成シ得ズト爲シ、却テ國營化ヲ強行シテ我等ノ生活安定ヲ脅カサントス是レ即我等ノ默視スルニ忍ビズ、起ツテ天下ノ輿論ニ懇ヘ公正ナル批判ヲ求メントスル所以ナリ 以上

九月三日 小川商相は若槻禮次郎男を私邸に訪問し、電力統制問題に關する閣内の情勢を報告し男の意中を聴取し協議するところがあつたが、若槻男は  
民有國營案について議論の餘地多くこの案を實行する位ならむしろ一步を進め國有國營案を斷行した方が良くはないか、國有國營案の實行は財政上必しも不可能ではない

との意見を抱懐すると傳へられた。  
同月 協會は小冊子「電力民有官營案の検討其六」を「電力官營案の理由は著しく薄弱なり」と題し發刊各方面に分頒す。

九月五日 第二回四相會議——午前九時より逓相官邸に於て開催、頼母木逓相より  
一、民有國營案に對する各種反對論及びその駁論  
一、民有國營案を最適と認むる理由  
一、料金引上げに關する數字的根據  
等に關する資料を提出し、質疑及び意見の交換を行つたと報道さる。

九月七日 東京商工會議所建議——東京商工會議所は同日決定に際し政府の一方的意見のみを以てするが如きは、徒に弊害のみ多くして極めて危険なりと謂はざるべからず、仍て政府は須く各方面の公正なる意見を徴し朝野協力以て此の重大問題の處理に善處せられんことを望む(國民紙)

九月七日 協會は小冊子「電力民有官營案の検討其七」を「經濟國防の第一線を守れ」と題し發刊、部數八萬部を各方面に頒布す。  
九月九日 政友會は同日午後本部に政務調査會を開き電力統制問題につき協議したが、黨主腦部の意向を尊重し、慎重なる態度を以て進むことに決した。よつて政務調査會は政府案の基礎となるべき資料の報告を受けた後、經濟國策特別委員會及び財政經濟部會の聯合會の聯合協議會を開き態度を決することになつた。

同日 東京商工會議所の中野副會頭、木村常務理事は午前八時逓信省に頼母木逓相を訪問し、逓相、前田、富安兩次官多田參與官、大和田電氣局長等と會見し政府の民有國營案に新する反對の建議書を手交し、その内容を詳細に説明して逓信省腦首部の考慮を求めた。これに對し頼母木逓相は民間側の反對は主として誤解に基くものである點を指摘し政府の方針が決定すれば逓信省としては案の内容を詳細に發表するかから、その上で慎重なる批判を乞ふ旨を述べ十時二十分會見を終つた。

九月十日 東京商工會議所中野副會頭は同日午前前田鐵相

午後一時より交通工業俱樂部の聯合部會を開き電力問題に就き協議した結果「電氣事業の統制に關する建議」原案を決定した、依て直ちに役員會を開き磯村豐太郎、明石照男、大谷登氏等出席、同原案を再検討し、左の建議案を可決、首相、逓相、鐵道、商工、大藏各省、内閣調査局等に建議した。

建議

電氣事業が其の公益的、基礎的重要産業たるの性質に鑑み、國家が之に對して適正なる統制を加へ、その綜合的利益を求むるの必要なるは言を俟たず、然れども最近政府部内の立案として傳へらるる所謂電力民有國營案に就て見るに、その骨子とする所は私有財産制度殊に所有權の根本觀念に重大なる變革を及すものと認めざるを得ず從て萬一本案の強行を見るが如きことあらんか、一般經濟界をして今後の方針に對する危惧の念を昂めしめ、その企業心をして著しく萎縮せしむるの結果を招き、延いては我が國民經濟の發展をも阻害し、該案の本旨に悖ることとなるや必せり

要するに本案の主旨とする所の如きは、事業合併による合理化の促進を圖るとともに、電氣事業法の改正並にその運用の改善を行ひ統制強化の實を擧ぐることに依り、充分その効果を期待し得べしと信ず、若し夫れ現下の企業形態を以てしては内外の諸情勢に到底適合し得ざる事情ありとせば政府は其の理由を明にし民有國營以外の適當なる方策を探り、之が實施に就き適當なる具體方法を定め、以て速に經濟界の不安と企業心の萎縮を除去すべきなりと認む

元來電力統制の如き重大國策の決定に就ては、其の影響する所甚大なるに鑑み、特に慎重なる態度を以て之に當るを要す、況んや計畫

を訪問、電力民有國營案絕對反對の趣旨を述べ、午後は引續き馬場藏相、廣田首相の順に訪問、同様電力國營に對する財界の意向を傳へた。

同日 中國部支具申書提出——本協會中國支部は左の具申書を管内選出貴衆兩院議員、縣會議長、市會議長、知事、市長、陸海軍首腦部、商工會議所會頭等に提出す。

具申書 (要旨)

今般政府に於て庶政一新國策の一として電力國營案が劃策せられ、電力界は勿論一般財界に大衝動を惹起致居候右電力國策の内容に關して未だ當局より確定に明示致されたるもの無之候、其發電及送電設備は民有の儘之を國家管理に移し、電力を豊富且低廉に供給するを主たる目的とするもの如くに御座候然れ共政府の所謂電力民有國營案實施の結果果して所期の成果を得らるるや否やは頗る疑問有之むしる反對の結果を招來するものと被存、産業經濟上より見るも將又國民思想上より見るも將來に大なる禍根を残すものと思考仕候就ては本問題に關し篤と御明鑑の上御考慮相煩度此段奏懇願候

記

一、國營に依り豊富なる電力の供給は斷じて期し得られず  
二、電氣料金は國營に依り斷じて低廉を期し得られず  
三、農村に供給する電氣料金は國營により斷じて低下せず  
四、電力の統制は國營によらずともその目的を達せらる  
五、本問題は我國産業全般に關する重大問題たり  
六、國策は衆智を集めて慎重に研究樹立すべし

九月十二日 第三回四相會議——電力國策に關する第三回

四相會議は同日午前九時より首相官邸に於て開催、逓信省側より電力國營法案、日本電力設備會社法案、電力特別會計法案及び國營に依る料金低下の基礎的數字に付き、大和田電氣局長、關係各課長より説明を聴取し、これを以て一應逓信省案の説明が済んだので事務官を退席せしめ、協議した結果、四相遞議はこれを以て終了し、以後遞相を除く三相會議を以て自由討論を行ひ、必要に應じ寺内、永野の兩軍部大臣を入れてその意向を徴し、結論を得て閣議に提案することを申會せて同十時五十分散會した。

同日 對案特別委員會——協會電力問題對案委員會開催、種々意見を交換したる後、小委員會を設け對案を練ることに決す。

九月十五日 三相會議——馬場、前田、小川の三相は同日午後四時より鐵相官邸に於て會議、逓信省より大和田電氣局長、關係各課長の出席を求め説明を聴取した。然して翌十六日付新聞紙に法案關係資料左の如く發表さる

電力國營法案

- 一、發電及送電は政府之を管掌すること、但し一地方の需要に供し又は自己の専用に供する發電及送電にして重要ならざるものは之を除くこと
- 二、政府は日本電力設備會社の所有する發電及送電設備を使用して電力を發生し、供給するものとする
- 三、電力料金其の他供給條件に關し必要な事項は命令を以て之を

るに至りたるときは會社に對し殘存設備の買收を請求することを得ること右に依る買收價格に付當事者間に協議調はざる場合に於ては電氣事業評價委員會をして之を決定せしむること、之が決定に關し不服あるときは主務大臣に對し訴願を爲し得ること

三、株式

(七) 株式は記名式とし日本人に限り之を所有し得るものとする

四、役員

(八) 會社の役員は總裁、副總裁各一人、理事五人以上及び監事三人以上とすること

(九) 總裁及び副總裁は勅裁を経 政府之を任命し孰れも其の任期を五年とすること

(十) 理事は株主總會に於て二倍の候補者を選挙し政府其の中より之を任命し其の任期を四年とすること

(十一) 監事は株主中より株主總會に於て之を選任し政府の認可を受くることとし其の任期を三年とすること

五、特權

(十二) 會社は株金全額拂込前と雖も資本を増加することを得ること

(十三) 會社は拂込株金額を超えて社債を募集することを得ること但社債の總額は拂込株金額の三倍を超ゆることを得ざるものとすること

(十四) 租税、公課(相當の特權を認むるやう考究中)

(十五) 政府の用に供する電力設備の施設、保守に關しては土地の使用、障害物の除去、調査又は工事の爲の土地立入等の特權を認むること、前項の場合に於て特權の行使に因りて生じたる損失は

定むること

四、事業計畫、電力料金其の他重要事項に付政府の諮問に應ずる爲電力審議會を設くること、電力審議會に關し必要な事項は勅令を以て之を定むること

五、政府の使用する發電及送電設備を損壞し又は其の他の方法を以て發電及送電に障害を興へたる者に對し刑罰を科すること

日本電力設備株式會社

一、目的

(一) 日本電力設備株式會社(以下會社と稱す)は政府の管掌する發電及送電の爲にする電力設備(付屬設備を含む、以下同じ)を爲し之を政府の用に供することを目的とすること、會社は政府の許可を受け前項の事業に關聯する事業を営み得るものとする

二、出資及買收

(二) 政府は發電及管掌する爲に必要な既存の電力設備(工事中のものを含む)を指定し會社に對し之を保有すべきことを命ずること

(三) (二)に依り指定もられたる設備の所有者は當該設備に付會社に對し之を出資の目的とせしむることを拒むことを得ること

(四) 國有の電力設備は必要あるときは之を會社に對し出資の目的となすこと

(五) 出資の目的たる設備の價格に付ては其の算定基準を法定すること、電氣事業評價委員會は右の基準に依り其の價格を決定すること、電氣事業評價委員會の決定に對し不服あるときは主務大臣に訴願を爲すことを得ること、電氣事業評價委員會の組織權限は勅令を以て之を定むること

(六) 出資に因り設備の原所有者が殘存設備を繼續すること能はざ

之を補償するものとする、此場合に於ける補償金額に付協議調はざるときは行政官廳之を裁定すること、前項の裁定中補償金額に付不服ある者は通常裁判所に訴願することを得ること

六、監督及義務

(十六) 政府は會社を監督すること

(十七) 政府は監理官を置くこと

(十八) 定款の設定變更、社債の募集、利益金の處分、重要財産の處分其の他重要な事項に付ては政府の認可を受くるものとす

(十九) 政府は會社に對し電力設備の施設、變更を命じ又は監督上必要な命令を爲し得ること、政府が前項の規程に依り發電設備の施設を命じたる場合、其の他の點が従前私人又は公共團體に於て發電に關する水利使用の許可を受けたるものなるときは會社は右許可を受けたる水利に關し正當に支出したる費用を支拂ふこと前項の金額に付ては(六)第二項の規定を準用すること

(二十) 政府は會社の決議又は役員が行爲が法令、法令に基きて爲す處分、若は定款に違反し又は公益を害すると認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得るものとすること

(廿一) 政府は會社が(十九)第一項の規程に依る命令に反したるときは使用料の一部を交付せざることを得ること

七、交付金

(廿二) 政府は會社の設備の使用に對し使用料を交付すること

(廿三) 會社に對し一定の配當保證を爲すと共に一定率を超ゆる場合の配當制限を爲すこと

八、罰則

(廿四) 法令若は法令に基きて爲す處分に違反したるときは役員に制裁を科し得るものとする

九、付 則

(廿五) 出資に依り會社が電力設備を保有する場合に於ては當該設備に付原所有者が第三者に對して有する土地の使用に關する權利義務は會社に於て之を承継すること

(廿六) 政府は設立委員を命じ會社設立に關する一切の事務を處理せしむること

關係計數資料

(一) 日本電力設備株式會社に交付する使用料並に運轉委託料算出根據

利得(固定資産に對し年六・五パーセント) 一億三千萬圓、原價銷却費三千萬圓、營業費六千三百萬圓、計二億二千三百萬圓

營業費の内譯左の如し

水力發電費九百萬圓、火力發電費三千五百五十萬圓(内譯燃料費二千八百萬圓、その他七百五十萬圓) 送電費六百萬圓、變電費二百五十萬圓、總經費千萬元

(二) 日本電力設備會社内容

一、固定資産 1 水力發電所十一億九千萬圓 2 火力發電所三億一千万圓 3 送電線路三億六千万圓 4 變電所一億三千万圓 5 その他一千万圓 合計廿億圓

二、發電力 水力發電所二百八十萬キロ、火力發電所七十萬キロ 三、送電線路、電壓十萬ボルト以上四千萬ボルト、電壓五萬ボルト以上一萬一千キロメートルトアンペア四、變電所四五〇萬キロボルト

萬キロボルト

(三) 電力國營による料金値下可能程度に關する調査

五大電力會社關係、現在の發送電設備をそのまま承継し資産評價等に何等の作爲を加へず單に經營を國家的に統一し合理的になすことによつて得らるべき利益金額を概算するに左の如し

一、餘剰水力の利用 二百三十萬圓

二、火力發電所の合理的運轉に依る燃料の節約 九十萬圓

三、電力潮流の合理化による送電損失の減少 百萬圓

四、發送電系統の統合による豫備火力の節約 五十萬圓

五、負荷の綜合による所要供給力の節約 六十萬圓

六、湯水期に於ける發電の綜合々理化による所要供給火力の減少 三百五十萬圓

七、湖水の積極的利用による利益 三百萬圓

八、購入電力を供給者側の原價による場合の購入電力料との差額 千二百四十五萬圓

九、總掛費及資本コストの轉減 五百七十五萬圓

合 計 三千萬圓

右金額は五大電力會社の原價總額一億七千六百萬圓の約一割七歩に當るを以て卸電力料金はその原價に於て之と同比率の低減を齎得べし、五大電力會社の原價計算に基く電力單價一キロワット一錢九厘二毛(年負荷率六〇パーセント年キロ百圓九十一錢)を標準にすれば其原價は一キロワット一錢五厘九毛(年負荷率六〇パーセント年キロ百圓五十七錢)に低下するを得べし、即一キロワット時一錢五厘九毛(年負荷率六〇パーセント年キロ百圓五十七錢)は現在の卸賣電力料金の平均一キロワット時一錢九厘六毛(年負荷率六〇パーセント年キロ百圓八十九錢)に比し約二割の値下げと

九月十六日 本電氣協會長は經濟俱樂部に於て電力問題に付き講演。

九月十七日 熊電株主懇談會決議——熊本電氣會社株式會社主懇談會は午後二時より熊本市公會堂で大會を開き百株以上の株主約百五十名出席、左の決議文を可決、これを關係各大臣に提出した。

決 議

吾人は國民生活の公正と企業の基礎を危くし延い一産業の振興を阻營せんとするが如き電力國營化に反對す。

九月十八日 三相會議——定例閣議散會後馬場、前田、小川の三相は午後一時半より約一時間會議を開き、主として電力會社の外債整理の問題につき意見を交換した。

同日 民政黨政務調査會は午後二時より本部で總會開催、前日に引續き先づ遞信省の高橋、三井兩技術より尾瀬沼開發電力料金問題について説明を徴し、これに對し堤、岡崎、小山、林の諸氏より質疑あり、午後六時散會。

九月十九日 名古屋商工會議所決議——名古屋商工會議所は午後交通工業聯合會を開き電力問題につき協議の結果反對に意見一致、議決要旨左の如し。

決 議 要 旨

政府の發表せる電力民有國營案は趣意に於て不可ではないが、急激なる變革は國民經濟上由々しき問題であるので、民有國營に代るべき方策を可とする、改正電氣事業法の運用よろしきを得ば統正の強

なるべく、尙ほ電力國營によつて、生ずべき電力原價低減の効果を眞に顯現せしめ得るは主として將來の問題に屬するものなるべく、將來の計畫に俟つもの、電力原價は著しく低廉にして少くとも一キロ時一錢以下と推定する、數年後において電力の需用が今日に倍加し之に對し豊富なる電力を供給するため相當餘裕ある施設を爲したる場合を想定しその電力原價を一キロ時九厘(年負荷率六〇パーセント年キロ四十七圓卅錢)となす時は國營實施後の料金一錢五厘九毛と混成して平均一キロ時一錢二厘五毛(年負荷率六〇パーセント年キロ六十五圓七十錢)となすを得べし、右は現在平均料金一錢九厘六毛(年負荷率六〇パーセント年キロ百二圓八十九錢)に比し三割六分低減となる

九月十五日 民政黨は午後二時本部に政務調査會を開き櫻内總務、永井幹事長、山道政務調査會長以下八十餘名出席 遞信省よりは頼母木遞相、前田政務次官、多田參與官外技術官等出席、前田政務次官より一應の説明あり、質問に移り松田竹千代、木槍三四郎、堤康次郎の諸氏より痛烈なる反對意見の開陳あり、續いて櫻井兵五郎氏の質問に對し頼母木遞相は當局案の妥當なる所以を説明、次で松田竹千代氏再び發言して本問題に對する黨の取扱について櫻内總務の答辯を求めたるに對し櫻内總務は我々は本案を基礎として十分研究討論の後本案が黨の政策と合致せりと認められた際はこれを支持すべきであると述べ散會した。

同日 政友會は午後政務調査會役員會を開き電力問題につき協議した。

化は期し難くはない。

九月二十一日 日本經濟聯盟會は同日午前十時九ノ内工業俱樂部に暑休明け第一回の常任委員會を開催、郷會長を始め串田萬藏、磯村豊太郎、門野重九郎、原邦造、宮島清次郎、鈴木島吉の各常任委員出席、電力問題につき大綱的意見の交換をなし、經聯の意志を政府當局に進言することに方針を決定す。

九月二十一日 大阪商工會議所建議——大阪商工會議所は同日正午より理財、交通、工業三部聯合會を開催、電力民有國營案に對し反對態度を表明することに意見一致左の建議案を附議した。

建議案

電氣事業は基礎的産業中の最も重要なを以て時局の重大性に鑑みこれに對し強力なる統制を加ふるの必要を認むる最近當路の案として傳へられる民有國營案は必しも最良案と認められざるのみならず或は却つて所期の目的に反する結果を見る恐れなしとせずよつて政府はこれを強行するが如きことなく統制案の樹立を圖られんことを望む。

九月二十四日 電力民有官營案の計數の檢討——協會は曩に當局より發表をみたる電力民有國營に依る電力原價切下げの計數的根據十項に就き逐一檢討を加へその不當なる所以を闡明し、左の反駁文を各新聞雜誌關係方面に發表せり。

電力民有國營案の計數の檢討(抜萃)

電力潮流の合理化して得べき利益は、百萬圓であると云ふが、其の根據は明かでない。之に相當するものを各社間に求むれば關東方面に於ては、東電の甲信線と大同の鹽尻線とがあり、關西方面にては日電の主送電線と大同(昭和)北陸線とがある、後者は送電容量が略々平均して居るから、問題とならない。前者に於ては新たに多少の設備を加ふれば、之を實行することが出来やうが、設備費と操作上の不便とを計算外に置き節約額の全部を利益と計算するも、尙三十萬圓程度のもので茲に擧げて居る如き利益は出ない。

四、發送電系統の綜合に依る豫備火力の節約

發送電系統の綜合に依る豫備の節約を五十萬圓と計上してゐる。若し五大會社の發送電線連繫により節約し得るものとするならば現に今日各社の發送電は連繫されてゐるのであるから、同じく此の節約の出来ない理由はないのであつて、單にそれは監督行政上の方針の變化に外ならないのである。

從てこの變化を前提として節約額を茲に擧げることには正しくない計算である。

五、負荷の綜合による所要供給力の節約

當局は負荷の綜合に依る利益を六十萬圓と推算してゐる。現に五大會社は相互の電力供給に依りて連繫せられ、或程度迄は負荷の綜合が行はれてゐるのであつて、今日以上に之を節約する餘地はない。

六、湯水期に於ける發電の綜合合理化に依る所要補給火力の減少

五大會社の綜合そのものに依つて節約し得る補給火力の設備は極めて尠少なるべく、しかもその豫備火力の場合と同じく將來に屬する問題にして現狀に於ける收支に影響する所はない筈である。

過般選信省に於ては電力國營に依る原價の切下げ額を五大電力會社に關する限りに於て三千萬圓と見込み、其内譯を左の如く發表した而して其數字は現在に於ける五大電力會社の發送電設備を其儘として資産評價等に作爲を加へず單に經營を國家的に統一し、合理的に爲す事により得らるべき、利益金額なる事を斷つてゐる。

右發表に係る數字の根據及内容に關し、屢々當局の説明を求めたが未だに明確なる説明を與へられないので、止むを得ず自分等の見る所に依つて之を判斷する事とした。左に其の檢討の結果を掲出する

一、餘剰水力の利用による利益

當局の指適せるは一方水力を改流しつゝ他方火力を運轉するが如き不合理を除き燃料を節約せんとするものであつて、之に依り得らるべき利益を二百三十萬圓と推定してゐる。

今日に於ても五大電力を通じて合算すれば二億乃至三億キロワット時の餘剰水力を存するも一年の需用増進は東京電燈のみにても三、四億キロワット時に上り、他を合算すれば八億キロワット時を下らざる状態なるを以て、今後に於て選信省の云ふ如き餘剰水力の存在を期待する事を得ない。

二、火力發電所の合利的運轉による燃料節約

茲に云ふ合理的運轉とは低能率の火力發電所の運轉を停止し、可及的多く高能率の發電所を運轉する事を指すのであつて、之に依つて得らるべき利益を九十萬圓と計上してゐる。實際上の不便を顧みず單に之を理論的に見て高能率發電所に集約せば經濟的なりと云ふならば其主張は成立 得るも假りに之を實行して得る所は極めて少額で恐らく二十萬圓程度を超えないと思ふ。

三、電力潮流の合理化に依る送電損失の減少

七、湖水の積極的利用に依る利益

本項目は恐らく東電の有する猪苗代湖の湖面低下に依る積極的利用を指すものと思ふ。この湖面低下は東電に於て十數年來出願せるも尙許可の得られざるものである。單に之を民營なるが故に許されず國營ならば許さるゝものと想定して之が利益を計上せるは、其の當否に付て疑はざるを得ない。假りに之を實現し得るものとしても五大電力の統制一元化に依る原價の低下とは無交渉にして之を茲に計上せるの不當なるは一見明瞭である。

八、購入電力を供給者側の原價に依る場合の購入電力料との差額

本項目に依る差額千二百四十五萬圓は(一)傍系會社よりの購入電力料に關聯するもの七百七十五萬圓と(二)五社相互間の購入電力料に關聯するもの四百七十七萬圓の二つに分たれて居る。

(一)は從來の傍系會社よりの購入電力料を高きに失するものと爲し原價より計算して七百七十五萬圓は減額し得るとの見込より出發してゐるらしいが假に此の部分に減額し得る理由があるとしてもそれは本計算の目的たる五大會社の一元化とは無關係のものである。この差額は五大會社の一元化に依る原價切下げ計算より除去すべきものである。

(二)に依る差額の計算に就ては全然了解に苦しむ。五大會社の綜合原價を見る場合には各々相互間の電力購入料は當然除去せらるべきである。故に本項目に依る差額はこの計算から取り除かれるのが當然である。

九、總經費の軽減

選信省案に依れば從來の會社が存続し新に資本金二十億圓の設備會社が設けらるゝのであるから全體としては總係費が増嵩するは自明

の理である。この計上は全く之を了解するのに苦しむ。

十、資金コストの軽減

逓信省案の云ふ資金「コスト」の軽減は何を意味するか不明である。この資金「コスト」の低下は配當率低下の豫定より生ずるものと解せざるを得ない。果してそうであるとすると之亦五大會社の一元化より生ずる原價の切下げとは全然無關係なものであつて茲に之れを計上せるは不當と云ふ外はない。

十一、結 言

以上各項目を通覽するに、何れも實際的に觀察して有り得べからざるものか若しくは本計算の主旨とは全然無關係の數字を擧げたるものと云はざるを得ない。その一部分にても實現性ありと首肯し得らるゝものは僅かに(二)の火力發電所の合理的運用に依る燃料の節約と(三)の電力潮流の合理化に依る送電損失の減少の二項目に止り、之とても節約を實現する可能性ある限度は双方合して五十萬圓内外を出でざるべく原價總額に對しては探るに足らざるものと云はざるを得ない。

九月二十五日 民政黨は電力問題審議の第三回政務調査會

總會を午後二時より本部に開催、逓信省より前田政務次官、多田參與官臨席、角源泉、小坂順造、堀内良平の諸氏が質問を行ひ、之に對し前田次官より答辯をなし、午後六時散會、今回の總會を以て質疑應答を終了、小泉又次郎氏を委員長とする三十名の特別委員會に附議し研究を進めることになつた

同日 日本商工會議所決議

日本商工會議所は同日常議員會を開き電力統制問題に對する建議案に付き協議した結果

(委員) 森兼道、木槍三四郎、岡崎久治郎、岡田喜久治、小山邦太郎、松本忠雄、村松久義、氏家清、奥山龜藏、大島寅吉、松村謙三、角源泉、小山松壽、平野光雄、福田關次郎、榊谷寅吉、勝田永吉、中亥歳男、松尾四郎、堤康次郎、山榊儀重、三好榮次郎、木村小左衛門、田村秀吉、尾崎重美、田島勝太郎、朝倉每人、大藤唯男、小坂順造、尙政務調査會正副會長(山道會長、宮澤、渡邊兩副會長)の三名は委員同様たること

同日 日本經濟聯盟會建議——日本經濟聯盟會は丸ノ内工業俱樂部に於て理事會を開き、電力問題に就て協議の結果、左の通り意見一致、政府に建議することとなつた。

建議案

今次逓信省の提案にかかる所謂電力民有國營案は朝野各方面に於て論議せられ、殊に有力なる反對論多く吾人また必しも首肯し能はざる所なり。且同案は我國經濟機構に幾多重大なる影響を齎すべき問題なるを以て政府はその處理に際し早急なる決定を避け極力慎重なる審議考究を遂ぐるがため、汎く朝野の意見を徴し以て我國大局の利益と産業發達のため最も適切なる解決策に到達せられんことを望む。

十月初旬 電氣事業従業員の反對運動擴大——電氣事業従

事員の電力國營反對運動は漸く擴大し北陸方面の高岡電燈、日本海電氣、黒部川電力、日本拓業等の各社の中堅社員が發起人となつて左の通り國營反對決議をなし、電氣事業従事員聯盟の反對運動に協力することとなつたと報道さる。

決議

左の如く反對の意向を表明し官民合同の審議機關設置を要望することに決定、總理、逓信省商工、大藏、鐵道各大臣並に内閣調査局に建議した。

決議

電氣事業に對し國家が適當なる統制を加ふることの必要なるは多言を要せず、然れども近時政府當路の立案として傳へられつゝある電力民有國營案は首肯し難き點多きのみならず、その影響する所極めて甚大なる重要問題なるを以て、最も慎重なる攻究を遂ぐる要ありと認む。仍て政府當局においては官民合同の權威ある審議機關を設け慎重周到なる検討を加へ以て萬全の方策を樹てられんことを望む

九月二十六日 全國産業團體聯合會は丸ノ内工業俱樂部で

電力問題に關し常任委員會を開催、本問題は全産業に共通する重大な經濟問題として取扱ふことに決定、官民合同の調査會を開き適當なる方策を樹立すべきであるとの意見一致した

九月二十九日 岩手縣電氣協決議——岩手縣電氣協會總會に

於て電力民有國營反對を滿場一致可決せり。

十月二日 民政黨は同日午後本部に政務調査會を開き、逓

信省より頼母木遞相。前田、多田兩政務官を招き電力問題に對する最後の質疑應答を行つた後、左の如く小泉又次郎氏を委員長とする二十九名の委員に付託審議することになつた。

(委員長) 小泉又次郎

我等は電力國營化に反對す

理由

電氣事業のみならず凡ゆる産業は能率高き民間産業人の經營と適切な國家の統制と相俟つて甫めて健全なる發展を期することを得べし我等はこの使命に對し何人にも劣らざる自信を以て渾身の努力を傾倒しつゝあり然るに我等のこの眞摯なる努力と光輝ある業績を否定し突如として斯業の經營を官僚の手中に奪はんとす斯の如きは實に事業の發展を阻害し我等の生活を脅威するものにして斷じて黙視することを得ざる處なり

附帶決議

我等は電氣従業員聯盟の決議を支持し之に協力す

高岡電燈株式會社従事員一同  
電氣事業國營化案に對する申合要旨

一、今次の逓信案たる電力民有國營に反對す  
二、然れども國營化反對の實行法並に従事員の生活安定保障に付いては會社經營者に於て萬全の策を講ぜらるゝものと確信するを以て當分靜觀す  
昭和十一年十月五日

日本海電氣株式會社従事員一同  
黒部川電力株式會社従事員一同  
申合要旨

傳へらるゝ所の民有國營案は我國電力事業の健全なる發達を阻礙し一般産業界を萎縮せしめ惹いて吾々従業員の生活を脅威するものなるを以て吾等は絶対に反對する所なれども、一は増田社長の訓示を體し社長に對する絶対的信賴と、一は電力事業の公共性に



鑑み自重戒暫らく事態の推移を静観せんとす若し夫れ今後の情勢にして黙視する能はざる事態に立到らんか敢然起つて之が排撃に猛進すべきことを茲に申合はす

昭和十一年九月 立山水力電氣株式会社従事員一同

決議書

一、電氣事業の民有國營に反対す

昭和十一年十月六日 日本拓業株式会社従事員一同

決議

一、今次の逓信省案たる電力民有國營に反対す

大岩電氣株式会社従事員一同

十月八日 政友會東北大會は同日午後一時から青森市公會堂で開會されたが、現内閣の施政に對する政友會の批判第一聲として注目されたる鈴木總裁の演説を鳩山總務が代讀したが、電力問題に關しては演説要旨左の通りであつた。

電力の統制は必要で國民全體に豊富低廉なる電氣を供給すると共に各種工業發達のため最善なる運營の方法を講ずべきことは當然である。唯民有國營が好いか國有民營が好いか、民有民營が好いか何れにしてもその統制の方法は常に公正妥當でなくてはならぬので、徒らに偏狹なる官僚本位の施設に墮せざるやう最善の方法を講究することが必要と思ひます

十月八日 協會九州支部は第一回電力問題専門委員會を開き「電力民有國困案に於ける九州地方計數檢討を行ひ討議終結した。

同日 民政黨の關西大會は同日午後六時から大阪中之島公

と共に必要に應じては財政上より大藏、國防上より軍部の兩當局其他の關係者に出席を求めその説明を聴取すること  
意見一致し散會した。

十月十二日 全國産業團體聯合會建議——全國産業團體聯合會は常議員會を開き電力問題について左の決議を可決直ちに首相、商相、藏相、逓相、鐵相及び貴衆兩院議長宛建議した。

建議

電力の供給を低廉且つ豊富ならしむる方策を講ずることに付ては産業關係者の等しく希望するところなるも、今回政府當局者の立案として發表せられたる電力民有國營案は果して所期の目的を達し得る最善の方策なるや否やには疑問存するのみならず、斯の如き企業組織に對する重大なる變革は經濟界をして將來に對する危惧不安の念を昂めしめ延いては産業の發展を阻害する虞れあるを以て、政府は輿論の歸趨に鑑み其の取扱を慎重にし、速かに權威ある官民合同の調査會を組織して慎重調査研究を重ね、國民一般を納得せしめ得る無理なき方策を樹立せられむことを切望す

同日 東都新聞紙上に紫雲莊の署名を以て「軍部と電力問題——陸軍當局の態度は行き過ぎであると思ふ」なる題下に軍部と電力問題との聯關を批判し、軍部の自戒を要求せる記事廣告が掲載せられた。その要旨は

今回の民有國營案なるものは、嘗て前例なき特異の案であつて、言はば所有權の内より肝心な使用權と處分權を奪ひ、民有の名を存して國營の實を行ふものであるから、斯る所有權の重大なる制限

會堂で開催、町田總裁はその演説中電力問題に關しては要旨左の如く述べた。(東朝紙)

電力國營方式に就ては逓信省案の如く民有國營とするか、或は國有國營とするかの二つの方法が考へらるのであるが、この二つの方法の可否の重點は要するに公債政策に關する點であると思はる。然しながら民有國營と雖も要するに其新設會社の株券は政府が配當を制限すると共にその最小限度を保證する以上、一種の公債と同様に見られ、其市場に及ぼす影響は國有國營に於て交付公債を發行する場合と大差なきのみならず、國有國營は複雑多岐なる民有國營に比すれば其の組織簡單にして徹底的であるとの有力なる意見もありて十分なる比較檢討を要する事と思ふ、云々

同日 民政黨は午後二時より本部に第一回特別委員會を開き小泉委員長外三十餘名出席、先づ委員長より

本問題は内外の注目を惹いてゐる重大案件であるから出来る丈慎重且つ速かに審議を進められたい、なほ之に關しては政務調査會に於て殆ど連日に亘り質問應答を重ね大體質問が盡きたので特別委員會に附記された次第であるが、我黨としては逓信省案を基礎として調査するとは云へ決してこれに捉はれず黨独自の立場から調査檢討を遂げ度い

とて今後の調査方針を指示し更に問題の取扱ひ方につき協議の結果

一、一週間に二回宛委員會を開き成るべく速やかに審議を終了せしむること  
二、逓信當局に出來得る限りの材料の供給を求めた上質問を續ける

が全産業界に及ぼす影響も、決して輕視すべきではなく、又逓信省が依つて以て民有國營斷行の最大理由とする處の料金の低下に就ても、其計算に重大なる異議を挟む者が少なからず存する以上は、此案の斷行實施に就ては、豫め官民共に十分の論議を盡し、他日の違算なき事を期せねばならぬといふのであつた。

十月十三日 東京商工會議所役員會に出席した郷誠之助男は役員會終了後、談の形式を以て左の如き電力統制私案を發表し五大電力合同論を提唱したと報道された。

郷男の試案

一、五大電力の合同は自主的に行ふべきだが場合に依つては日本製鐵株式會社法の如き單行法制定に依り強制合同せしむる  
二、右に依て發送電及び配電事業の一貫の統制を行ふ  
三、以上の合同會社に依り常時豊富低廉なる電力を十分供給することが出来る、なほまた逓信省案の重點たる國防のための過剰電力設備もなし得る  
四、政府の監督權強化の必要があれば右新會社に政府より監督官を入れしむること

同日 三相會議——閣議散會後三相會議開催され、協議の結果、次回三相會議に於て原案に對する修正意見を取纏め、四相會議に移し頼母木逓相の承諾を求めてた上、廣田首相にその結果を報告し閣議に諮つて正式に決定することとなつた

十月十四日 電協常務理事は午後六時より蠶糸會館に於て開催せられたる電氣化學協會電力國策問題研究會に出席し、

同協會榑橋會長、近藤理事等の質問に對し電力問題に關する電氣協會の主張を明らかにし問題の本質を闡明した。

十月十六日 民政黨電力問題特別委員會、午後三時より本部で開催、小泉委員長以下各委員並に政府側より前田逓信政務次官出席、質疑應答の後散會。(讀賣紙)

十月十八日 三相會議——午後三時十五分より藏相官邸に於て開催、二時間に亘りて逓信省原案に對する希望條件を審議した、即ち諸般の情勢を考慮し五つの希望條件を決定したと報道された。

希望事項

- 一、日本電力設備會社は原則として民間側の強制現物出資を求めるが、出資後希望者に對しては政府は特別會計に於て一定限度内でその株式を買上げるの途を開くこと
- 二、國營の範圍は漸進的に之を擴張す、即ち國營法は十三年度より實施するが、全國を地域的に區別し現物出資は手をつけ易き地方より漸次行ふ
- 三、評價委員會の構成に於て民間よりも委員を參加せしめ、政府の一方的決定を避ける
- 四、發送電特殊會社の運営に關しては官僚化の弊を避けるため事業に精通したる民間側代表を參加せしむ
- 五、新會社に對し政府は配當保證を行ふ

十月十九日 四相會議——午後三時半より逓相官邸に於て開催、前田鐵相が三相側を代表して前日の二相會議に於て決

定した修正條項を提示し、これに對し頼母木逓相は三相側の希望條項に關しては逓信當局として十分その趣旨を尊重して電力國策を進めてゆく用意がある旨を答へ、因て左記五ヶ條の希望條項を受け入れた具體案文の調整に直ちに着手するととなつたと報道された。

希望條項

- 一、一定の年限内に於て株主の要求ある時は設備會社をして社債又は借入金に依り額面を以て株式の買入れ鎖却をなさしむること
- 二、電力特別會計に於て借入金又は餘裕金を以て設備會社の株券買入れの途を開くこと
- 三、出資財産の評価委員會には當業者を加へること
- 四、事業の經營には斯道の權威者を參與として參加せしめること
- 五、本案の名稱は「電力國家管理法」とすること

十月二十日 定例閣議——廣田首相は逓信省の案になる電力民有國營案に就き四相會議の結果について頼母木逓相の説を求め、これに對し各閣僚の諒解を求めたところ各閣僚略議なく承認し、電力國家管理案として來議會に提案することとなつたと報道された。

尙同日逓信當局は電力國家管理案大綱を左の通り發表した

電力國家管理案大綱

電力國策の要

電力はその國家民生における根本普遍的なる本質上、之を擧げて私企業に委すべきものに非ず、殊に

内に置く

- 一、我國最貴重の天然資源たる水力の徹底的、合理的利用をなし、いはゆる水主火従の發電に依り燃料國策の遂行に資し
- 二、大規模の發電並に送電聯絡を完成し、周波數の整理を促進し發送電の全國的統一運営に依り良質、豊富、低廉を目的とする電力經濟の理想を實現し
- 三、全體主義の經營に依り、料金に産業政策、社會政策等に基く國家意識を反映せしめ
- 四、國力培養の根基たる農山漁村の更生振興のため電力普及利用の全きを期し、軍需工業を平時に確立し國防の目的を達成すると共に、有事の際における動力資源の防備、敏速確實なる動力動員に遺憾なからしむる等

の方途を講じ、もつて國家の興隆安固、國民生活の安定、産業の振興を期するは内外の情勢に處應する刻下喫緊の要務とすべく、かくの如きは企業形態の現狀を前提とする限り、到底これを達成し難しこれ電力國策を樹立し、電力の國家管理を實施せんとするゆえんなり

管理案内容

- 一、政府は電力を管理しその中發送電事業を國營し、これに必要な設備は特殊の設備會社をして提供せしむ
- 發送電事業の經營をかくするは現下の時局に鑑み、國家財政との關係を考慮するとともに、民間資本を有効に活用し、設備の擴張改良計畫の遂行を容易敏活ならしめ、且出來得る限り民業伸長の餘地を存せんとするの用意に外ならず、なほ例へば自家用發電等にして全國的統一運営を必要とせざるものは、これを國營の範圍

- 一、既存の發送電設備にして必要なるものは政府の指定に依り設備會社に出資せしむ、但し出資後一定年限内において株主は設備會社に對し額面額にて株式の買入請求を爲し得るものとす、尙政府は必要により電力特別會計において設備會社の株式を買入れ得るの途を設くるものとす
- 出資せしむべき發送電設備は、凡そ電壓五萬ヴォルト以上の送電線(地方により五萬ヴォルト以下のものを含む)及び連絡を有する發電設備とす、その見込概數凡そ左の如し
- 發電所約五二〇
  - 内水力約四五〇(容量約二百八十萬キロワット)
  - 火力約七〇(容量約百七十萬キロワット)
  - 變電所約一四〇(容量約四百五十萬キロヴォルトアムペア)
- 送電線路長約一八、〇〇〇軒
- 尙右發送電設備の原所有者が殘存設備によりて事業を繼續すること能はざる時は、設備會社に對し殘存設備の買收を請求することを得しむることとす
- 一、出資々産の評価は評價委員會に付議決定す
- 出資々産の評価についてはその基準たるべき事項を決定し、朝野各方面の利害關係を代表する權威者を集めたる評價委員會に於て公正なる評価格を決定す、尙社債に就ては社債權者の權益を害せざるやう考慮し、慎重且妥當なる措置を講ずることとす
- 一、發電水利は政府の専用とす
- 發電水利の使用は政府之を爲す、既に許可せられたる水利の使用

第五節 電力問題經過

については、こゝに要したる出資に對し相當補償するものとす  
一、電力の卸賣をなし、その料金を低廉にしかつ國家意識を加味す  
政府のなす卸賣電氣料金は全般的に低減、均衡をはかるは固より  
社會政策、社會政策等の國家意識を加味するものとす  
一、電力審議會を設け、發送電計畫、電力料金その他重要事項に關  
する調査審議を爲す  
官民各方面の委員よりなる電力審議會を設け、發送電設備の建設  
計畫、電力料金、その他電力政策等に關し諮問に答へ建議を爲さ  
しめ、斯道の權威者を事業の經營に參與せしむるの途を講じ、官  
民一途の下に理想的の運營をなさんとす  
一、政府は設備會社に對し設備使用の對價として相當の使用料を交  
付す

右使用料の算定に當りては設備の建設維持等の方面に於ける會社  
の企業努力を反映せしめる様考慮するものとす  
一、設備會社は發送電設備の建設保守をなし、業務遂行上必要な  
諸種の特権を與へらる  
一、設備會社は政府の樹立する發送電計畫に基き、設備の建設保守  
をなす義務を有し、その業務遂行を容易ならしむるため、土地使  
用料金調達等に關し諸種の特権を與へらる、なほ會社はその性質  
上政府より一定の配當制限を受くると共に、配當し得べき利益金  
が一定率を越ゆる場合には或程度の配當制限を受くるとす  
一、電力特別會計を設く  
財政目的を有するものに非ざる主旨の特別會計となし、收支の吻  
合を明にしその經營を合理的ならしむ  
一、地方財政に及ぼす影響については相當考慮す

準備をなし、昭和十三年度より電力の國家管理を開始せんとす  
十月二十日 民政黨東海大會（於名古屋開催）に出席した  
町田總裁の演説中、電力國營問題については左の通り所信を  
披瀝した。（新愛知紙）  
電力統制の方法は種々あるが、思ひ切つた國家統制の方式を取るこ  
とが必要である、而して國營の方式に就いては逓信省案の如く民有  
國營とするか或は國有國營とするかの二つの方法が考へらるるので  
あるが、この二つの方法の可否の重點は要するに公債政策に關する  
點にあると思ふ、然しながら民有國營と雖も要するに其新設備會社  
の株券は政府が配當を制限すると共に、最小限度を保障する以上一  
種の公債と同様にみられ、その市場に及ぼす影響は國有國營に於て  
交付公債發行する場合と大差なきのみならず、國有國營は複雑多岐  
なる民有國營に比すれば其組織簡單にして徹底的であるとの有力な  
意見もありて充分なる比較検討を要する事と思ふ

十月二十一日 電協常務理事は逓信省電氣局長より電力國  
家管理案は既に閣議を通過したるを以て電氣協會が之に反對  
運動をなすには慎重の態度をとられたし、との警告を受けた。  
同日 頼母木逓相は電力國家管理案に關し、同日午前十一  
時衆議院各派代表三十名を、また二十二日午前十一時貴族院  
各派代表三十名を逓相官邸に招待し、案の内容を説明諒解を  
命めた。（東日紙）  
十月二十二日 第五回中央委員會——電氣協會は曩に閣議  
に於て決定せる電力國家管理案の對策に付議し、政府は逓信  
省案に修正を加へ原案を決定したが、これが根本方針たる民

發送電事業の國家管理に伴ひ地方財政に必然的に生ずる歳入缺陷  
については電力特別會計においても可及的影響を少からしむるや  
う考慮す  
一、配電事業は公營又は民營に委ぬ  
配電事業はその業務概ね地方的局部的にして且尙的配應を要する  
こと多く國營を爲すことに依り得らるゝ技術上乃至經濟上の效果  
發送電事業の如く顯著ならず、一面國營は已むことを得ざる必要  
の最少限度に止むるを適當と認め、之を現狀の通り公營又は民營  
に委ぬることとし配電區域の整理統合、卸賣料金を通じて行ふ料  
金監督の徹底等により電力國家管理の精神を一貫せんとす

實施準備

一、電力國策遂行のため左記法案を次期帝國議會に提出  
（イ）國家管理法案、發送電の政府管掌に關する根本事項を規定  
す  
（ロ）特殊會社法案、發送電設備を政府の用に供することを目的  
とする特殊の株式會社の構成、出資及評價方法、特権、義務等  
を規定す  
（ハ）特別會計法案、電力卸賣に關する歳入並に設備會社に對す  
る使用料の支出等に關する事項を規定す、なほ歳入總額の歳出  
總額を超過する金額はこれを準備金となし、歳計の不足を補足  
せしむべきことを明定す  
（ニ）電氣事業法改正法案、供給區域の整理統合、料金その他事  
業監督の徹底化を圖る様改正す  
一、右諸法案の議會通過後實施準備局を設置し、可及的速に諸般の

有國營の趣旨には何等の變更なきものと認め、左の決議を行  
ひ政府案に對して絶対反對なる旨を表明した。  
決議  
今回逓信省へ原案ニ若干修正ヲ加ヘタガ、ソノ執レモ一時ヲ糊塗ス  
ル程度ノモノデアアル爲メ、電氣協會ハ從來通りノ方針ヲ維持シ其ノ  
主張の貫徹ヲ期ス

十一月二日 讀賣新聞紙は政友會内に於ける電力問題に關  
する動靜について「黨内に電力關係者が多いだけに反對論強  
く政府案を認めるにしても大修正を免れない」と報道した。  
十一月十四日 第六回中央委員會——電氣協會は午後三時  
より電力問題調査中央委員會を開く。其の席上にて東電、東  
邦、大同、日電、宇治電の五社を代表して林安繁氏は、曩に  
對案作成の特別委員會に於ける要望に基き五社間に左記の申  
合せ成立したる旨を報告せらる。  
一、事業ノ經營ハ民間ニ委ネ政府ハ現行電氣事業法ニヨル統制ヲ強  
化スルヲ以テ最善ノモノト認ム  
一、若シ統制上必要トスルトキハ五會社ハ何時ニテモ合併ノ用意ガ  
アル（地域的プロツクニヨル合併ヲ含ム）尙ホ之ト併行シテ統制  
上又ハ事業改善上有效ナル方法ニ之ヲ研究シテ居ル  
次に電力問題の重要性に鑑み中央委員會は左の決議を爲し  
會員の總意を問ふべき臨時總會を十二月中旬開催することと  
す。

決議

十二月中旬電氣協會ノ臨時總會ヲ開キ電力問題ニ對スル會員ノ總意

ヲ開クコト

十一月十五日 政友會北信大會決議——政友會北信大會は同日午後一時より富山市に於て開催、北信五縣黨員約五千名出席し、電力國家管理案に關しては左の決議を行ひ激烈なる反對氣勢を擧げたと報道された。(帝日紙)

決 議

私有財産ニ脅威ヲ與フル如キ民有國營電力政策ニ絶對反對ス

十二月十日 電協臨時總會——同日午後二時より東京商工獎勵館に於て電氣協會臨時總會を開會、參會千餘名に上り議案「電力國家管理案ニ關スル件」に付き討議の結果左の決議を滿場一致可決せり。

決 議

社團法人電氣協會ハ電力民有國營案(國家管理案)ニ反對ス

理 由

今ヤ我國内外ノ狀勢ハ舉國一致産業ヲ振興シテ難局ノ打開ヲ圖ラサルヘカラサルノトキ、電氣事業ノ企業形態ニ變革ヲ加ヘ我國全産業ノ基礎ニ動搖ヲ與フルノ虞アル本案ニ對シテハ到底贊同スル事能ハサルナリ

十二月十八日 政友會は同日午後本部に電力制題小委員會及び稅制問題に關する財政部會並に經濟國策特別委員會の聯合協議會を開き、電力、稅制兩重要問題に關する特別委員會の最後の檢討を行つたが電力問題については左の通り方策決定せりと報道された。(各紙)

一、電力問題については民有國營案の缺陷を指摘して原則的に反對態度を採ることとなり、政調總會に對する報告案起草を金光、武田兩特別委員長並に松村政調副會長に一任すること

十二月二十一日 政友會は第七十議會に臨む政策決定のため同日午前十時より芝三緣亭に於て同黨幹部と政務調査會總會を開き各部會、小委員會の報告案を採擇し、第七十議會の重要問題に對する同黨の態度を正式決定したが電力問題については左の通り意見の一致をみたと報道された。(各紙)

一、電氣事業に關しては之が整備統制強化を圖ることが緊要であると認めるが電力供給を達するに多大の矛盾と疑問があるのみならず一般産業の自治的進展に及ぼす悪影響をも亦充分考慮する必要がある。故に此際更に一層慎重なる全面的調査に俟つべきであるから政府の提案には直ちに賛成することは出来ぬが原則として民有國營案に反對し更に調査研究を重ねるべきである。

十二月二十二日 民政黨小委員會申合——民政黨電力特別委員會の小委員會は同日午後二時より本部に於て開會、小泉委員長外各委員全部出席し討議の結果、發送電に關しては國家管理の必要なる點については小委員全部意見の一致をみたが、その方法としてはイ、民有國營案(政府案)ロ、國有國營案ハ、民有國營として強力統制を加ふるの三案ありて各自説を固持して譲らず、結局左の申合せを行ひて散會せりと報道された。(各紙)

申 合

發電送電に關し強力なる統制を要するは昨年我が黨の基本政策において既に決定せる所なり、而して強力なる統制は畢竟國家管理に在るにあらざればその實効を期し難し、但し管理の方法については政府原案の全貌を檢討し政府の言明に徴し決定するを妥當とす、故に小委員會は慎重審議の結果各委員の私案を附し右意見を提示するものなり。

十二月二十四日 電氣協會陳情書提出 電氣協會は左の陳情書を遞相以下各大臣、貴衆兩院議長及び議員に提出した。

電力國家管理案ニ關スル陳情書

今般逋信省ニ於テ御企圖相成候電力民有國營案(電力國家管理案)ハ既ニ閣議ニ於テ現内閣重要政策ノ一部門トシテ採擇セラレ、之ニ關スル法律案及豫算案ハ今期議會ニ提出セララルムヤニ承知致候茲該案ノ我が國電氣事業乃至一般産業ノ上ニ影響スルトコロ眞ニ重大ナルモノアルニ鑑ミ竝ニ是レニ對スル所信ヲ率直ニ披瀝シ謹ミテ清鑒ヲ仰グ次第ニ御座候

抑モ我國ノ電氣事業ハ過去五十年ノ歴史ヲ經テ今日ニ至リ其ノ波瀾起伏アリテ今日ヨリ之ヲ觀レバ若干ノ遺憾トスベキ點無キニアラザレドモ大體ニ於テ順調堅實ノ發達ヲ遂ゲ電氣利用ノ方面ニ於テモ帝國ハ歐米諸國ニ比シ遜色ナキノ現狀ニ到達致候ハ畢竟政府當路ノ御指導宜シキヲ得、當業者亦苦心經營ノ賜ニシテ、要ハ官民一如刻苦精勵ノ結果ニ外ナラズ、時ニ身ヲ以テ業ニ殉ズルノ誠ヲ致シ時艱ニ當リテハ割策寢食ヲ廢スルニ到リシモノ亦少カラザル次第ニ御座候、固ヨリ内外ノ情勢ニ鑑ミ今後益々其ノ改善進歩ヲ圖リ國家ノ要望國民ノ期待ニ副ヒ國運ノ隆昌ニ一段ノ寄與ヲ爲スベキ次第ハ本邦

電氣事業者ノ舉リテ堅ク決意セルトコロニ御座候

然ルニ今次ノ電力國家管理案ヲ見ルニ其内容、民有國營ヲ骨子ト爲シ我が國電氣事業ニ於ケル官民一如ノ尊キ歴史ヲ輕視シ其ノ根本機構ニ改革ヲ加ヘントスルモノニ外ナラズ、殊ニ該案實施ノ方策ニ就テハ私有財産制度ノ根本觀念ニ重大ナル變更ヲ生ズルモノタルノ嫌ヒアリ、思想上並ニ經濟上默視シ難キ次第ニ御座候

初メ所謂民有國營案ノ世上ニ流布セララル、ヤ、吾人ハ案ノ内容ノ過激ナルニ驚キ其ノ眞相ヲ知悉センガ爲メニ當局ニ對シ該案ノ要項ニ關シ御内示若クハ御諮問ヲ受ケン事ヲ陳情セシモ容レラレズ、止ムヲ得ズ當協會ニ調査委員會ヲ設ケ専ラ新聞紙其ノ他ノ傳フル處ニ依リ必要ナル檢討ヲ重ネタル次第ニ御座候

然ルニソノ檢討ノ結果ハ逋信當局ニ於テ目的トセララル、電力料金ノ低下ハ該案ニ依リ其ノ實現ヲ期待シ難キノミナラズ却ツテ反對ノ結果ニ終ルベシトノ結論ニ達シ、且民有國營ノ實行於法ニ就テハ私有財産制度乃至所有權ノ根本觀念ニ重大ナル變革ヲ生ズベク、萬一該案ノ強行ヲ見ルガ如キコトアラソカ一般經濟界ニ異常ノ衝擊ヲ與フルト共ニ國民ノ企業心ヲ極度ニ萎縮消沈セシメ其ノ影響スル處遂ニ我が國民經濟ノ發展ヲ阻止スルニ到ラザルナキヲ保セズ、斯クノ如キハ獨リ電氣事業ノ爲メノミナラズ我國力ノ消長ニ關スル重大問題ナルヲ以テ遂ニ逋信省案ニ對シ全面的ニ絶對反對ヲ聯明セサルヲ得ザルニ立チ到リ委員會ハ之ヲ一般ニ發表シテ識者ノ意見ヲ問フト共ニソノ非ナル所以ヲ詳述シテ以テ所謂民有國營案ノ撤回セラレン事ヲ懇望シタリシニ遂ニ其事ナク之ヲ政府案トシテ議會ニ提出セラレントスル運ビニ到レルハ洵ニ遺憾トスル次第ニ御座候

惟フニ一般産業ノ興隆ハ偏ヘニ國民ノ旺盛ナル企業心ニ俟ツノ外

ナク單リ電氣事業ノミナラズ凡ニル國家ノ産業ハ能率高キ民間産業人ノ經營ト適切ナル國家ノ統制ト相俟ツテ市メテ健全ナル發展ヲ期スルヲ得ベキモノニシテ、吾人ハ是ヲ過去ノ歴史ニ徴シ今回ノ精査考究ニ基キ國家將來ノ狀態ニ鑑ミテ電氣事業ノ民有民營ヲ最善ノ企業形態ナリト確信スルモノニ有之候乃チ政府今回ノ電力國家管理案ノ所期スル所ノモノノ如キハ統制ノ強化ニ依リテ充分ニ其ノ成果ヲ收ムル事ヲ得ベク敢テ民有國營案ノ如キ奇道ヲ撰ブ必要ナキヲ信ズル次第ニ御座候

若シ夫レ如何ニ統制ヲ強化スルモ民有民營ノ企業形態ヲ以テシテハ到底對應シ能ハザルガ如キ特別ノ事情アリトセバ政府ハ宜シク其ノ事由ヲ明カニシテ國家民人ト共ニ慎重解決ノコトニ當ラレベク吾人モ亦國家ノ危急ニ應スルニ於テ逡巡スルモノニアラザルハ勿論ノ義ニ有之候

茲ニ當協會ハ特ニ臨時總會ヲ開催シ全會員ノ總意ヲ定メ所信ヲ明ニスルト共ニ之ヲ當局ノ明鑒ニ懇ヘ内外ノ難局ニ當リ爲政ノ過誤ナキヲ期セラレ度ク燕辭ヲ連ネテ至誠ヲ陳情スル次第ニ御座候 敬具

一月上旬 電力國家管理案の議會に於ける成行に關し種々なる臆測が流布され報道頻りに行はれたるが、その主なるものを新聞紙上に拾へば左の如し。

(一月六日付國民紙) 陸軍の電力案に對する態度について次の如く報道す。即ち反對政黨で同案の審議を引延し法案の擱り潰しを策する場合には更に會期の延長といふが如き一應の手段を講じ、尙且審議に誠意を示さない時は議院は議會の職能を自ら否認するものとして斷乎解散を斷行、廣く民意に問ふべしとの強硬意見が一部に叫ば

れてゐる。

(一月六日付中外紙) 民政黨の態度につき次の如く報道す。即ち小泉次郎氏を委員長とする電力問題特別委員會に於ては同案に關し何等の結論にも達するを得ず、然しながら政府原案に賛成するものは少數にして何れも國家的統制の必要は認めるが現行法の強化或は國有國營を主張するもの意外に多く、而して議會再開前に開かるべき同總會も依然決定を見ざるべきは當然の筋道と豫想する。剩へ尙最高首腦部の意向は原案反對か或は更に徹底せる國有國營を希望するもの多き現狀に鑑み議會に於ては同問題審議の引延し作戦に出づるものと見られる。

貴族院各方面の情勢を次の如く報道す。即ち貴族院に於ては依然反對意見が濃厚であつて、たとへ衆議院で可決されたとしても貴族院の通過は相當困難とみられる。

政友會の態度につき次の如く報道、即ち政務調査會に於て決定せる通り民有國營案の成果に對し、私有財産に對し重大なる背反となりはしないか、豊富にして低廉なる電力の目的が達成し得るか、の二大疑問を表明してゐることに依ても明かなる如く政府原案に對し原則的には反對態度を執つてゐる。

(一月六日付東朝紙) 「四面楚歌の電力案成立は望み薄」なる題下に次の如く報道す。即ち衆議院の大勢は政府案に大修正を加ふるとも民有國營の骨子を殘してはまづ纏まる見込が立たない。貴族院に於ても相當反對論が強く衆議院が今期終了の眞際に大修正を加へて貴院へ廻付するよりもむしろ衆議院が審議未了となることを望んでゐる。

(一月七日付東日紙) 電力案に對する各派の態度を次の如く報道

對乃至は日和見的態度であるから各方面の見透しは大體擱り潰しに一致してゐるやうである。

一月十日 電力國家管理に關する三法案報道さる。同日附讀賣新聞紙上に電力國家管理に關する三法案、即ち電力國家管理法、日本電力設備株式會社法案、電氣事業法中改正法律案の全文なるものが左の通り報道せられ三日間に亘り連載せられた。依つて直ちに電氣協會は之れが検討に着手した。

電氣事業法中改正法律案

第十七條ノ二 第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業會社ソノ資本ヲ增加セントスルトキハ勅令ノ定ムル所ニヨリ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條第二項中 「業務並ニ」ノ下ニ「利益金處分鎖却其ノ他ヲ」改善」ノ下ニ「供給ノ擴充」ヲ加フ

第二十四條第一項中 「電氣ノ流用」ノ下ニ「若クハ記送」ヲ加フ

第廿六條ノ二 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣ノ普及料金ノ均衡其ノ他供給業務ノ改善ヲ圖ル爲第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業者ニ對シ會社ノ合併又ハ電氣事業ノ全部若クハ一部ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得、前項ノ勅令アリタル場合ニ於ケル合併條件讓渡價格其ノ他ノ事項ハ受命者間ノ協議ニ依ル、協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス前項ノ規定ニ依ル裁定中合併比率又ハ讓渡價格ニ不服アルモノハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

す。即ち國家管理案が逡信當局のいふが如く經濟資源の開発と統制を主眼とするものであれば一部私有財産に致命的な衝動を生ずるが如き政府案を實施するよりは紙氣事業法の擴大強化によつて目的を達成するのが妥當であらう。もし國家的意義を有するものであれば寧ろ買収し國有國營とするを適當とする。何れとするも發案者の一部に潜在する高度の統制慾の如きは危險極まるものである。

(一月九日付東朝紙) 電力案に關して首相の對議會態度を次の通り報道す。即ち電力國家管理案は豊富低廉な電力を供給する最善の案として閣議で決定したが、議會であれよりもよい案が出て來れば勿論賛成する。しかし議會では電力業者と云ふ玄人が後にあるから政府と論戦すれば政府は素人だから敗ける戦さを見てゐる。しかしこの案で議會と正面衝突(解散)しやうといふ考へは首相になく諦めてゐるやうである。

(一月十日付中外紙) 熱海に週末旅行中の首相を訪問せる中外記者に對し電力問題に關し左の通り語つた旨報道さる。即ち事務的準備の方も幸ひ今週から愈々法制局で最後の立案を練る段取になつており、この調子でゆけば議會劈頭提出は先づ懸念の必要がない。元來議會に於ては議事引延し或は審議未了等の話を聞くが憲法において制定された會期中に議會がそれを審議し得ないといふことはあり得ないと思ふ。政府が議會劈頭に提出した法案は如何に重大なる法案と雖もその法定期間においてこれを審議終了するのが當然の職能であり義務ではないかと自分は考へてゐる。云々

(一月十日付東朝紙) 「握り潰し濃厚」なる見出しの下に次の如く報道す。即ち頼母木選相所屬の民政黨ですら反對的空氣に満たされてゐる狀態で社大が次善案として支持してゐる以外はどの會派も反

第五節 電力問題經過

第二十七條中 第三號ヲ第四號トシ第四號ヲ第五號トシ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三、電氣事業設備ガ日本電力設備株式會社法第四條ノ規定ニ基テ出資ニ依リ日本電力設備株式會社ノ所有ニ歸シタルトキ

第三十二條第一項中 「又ハ第二十八條第一項」ヲ「第二十六條ノ第二項第二項又ハ第二十八條第一項」ニ「又ハ處分」ヲ「處分又ハ裁定」ニ改ム

第三十五條中 「若クハ第二十四條第一項」ヲ「第二十四條第一項若クハ第二十六條ノ第二項第一項」ニ改ム

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電力國家管理法案

第一條 發電及送電ハ政府之ヲ管掌ス、一般ノ需要ニ供セズ又ハ一地方ノ需要ニ供スル發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定メアルモノハ私人其ノ他ノ者ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ノ用ニ供スル電力設備及ビ其ノ附屬設備ニ關シテハ當該河川、湖及沼ノ使用ヲ爲ス者ハ政府トス政府ノ用ニ供スルコトヲ目的トシテ施設スル電力設備及其ノ附屬設備ニ付亦同ジ

第三條 政府ノ供給スル電力ノ料金其ノ他ノ供給條件ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム、電力料金ノ不納金額ハ國稅滯納處分例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得、但先取得權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第四條 發電及送電ノ豫定計畫、電力料金其ノ他發電及送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲電力審議會ヲ置ク、電力審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 電力設備ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ發電及送電ヲ妨害

シタル者ハ五年以下ノ徵役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス、前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム、本法施行ノ際現ニ發電及送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内從前ノ例ニ依ル

日本電力設備株式會社法案

第一章 總 則

第一條 日本電力設備株式會社ハ電力設備及其附屬設備ヲ爲シ之ヲ政府ノ管掌スル發電及送電ノ用ニ供スルコトヲ目的トスル株式會社トス、日本電力設備株式會社ハ主務大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノ、外之ニ附屬スル業務ヲ營ムコトヲ得

第二條 日本電力設備株式會社存立期間ハ設備登記ノ日ヨリ五十年トス、但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第三條 日本電力設備株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府公共團體帝國臣民又ハ帝國國人ニシテ社員株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若クハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第二章 出 資

第四條 政府ハ其ノ發電及ビ送電ノ爲必要アリト認ムル電力設備及其ノ附屬設備(工事中ノモノヲ含ム)ヲ日本電力設備株式會社ニ出資セシメントスルトキハ出資セシムベキ設備及出資ノ期日ヲ公告スベシ、前項ノ場合ニ於テハ政府ハ日本電力設備株式會社及當該設備ノ所有者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第五條 政府ハ其ノ發電及送電ノ爲必要アリト認ムル電力設備及其

ノ附屬設備(工事中ノモノヲ含ム)ヲ日本電力設備株式會社ニ出資セシメントスルトキハ出資セシムベキ設備及出資ノ期日ヲ公告スベシ、前項ノ場合ニ於テハ政府ハ日本電力設備株式會社及當該設備ノ所有者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第六條 前條第二項ノ通知ノ後ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備ニ付其ノ所有權ヲ移轉シ又ハ新ニ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第七條 第五條第二項ノ通知ノ後ハ出資ノ目的タル設備ノ所有權ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備ニ付其ノ所有權ヲ移轉シ又ハ新ニ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第八條 政府ハ國有ノ電力設備及其ノ附屬設備(工事中ノモノヲ含ム)ヲ以テ日本電力設備株式會社ニ對スル出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第九條 出資ノ目的タル設備ノ價格ニ付テハ政府ハ電氣事業評價委員會ヲシテ之ガ決定ヲ爲サシムベシ

第十條 電氣事業評價委員會ハ右ノ各號ノ金額ノ和ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ據リ出資ノ目的タル設備ノ價格ヲ決定スルモノトス

一、當該設備ノ建設費ヨリ減損額ヲ控除シタル金額  
二、當該設備ニ依リ電力供給ヲ爲ス場合ニ於ケル收入額ヨリ營業費(支拂利息ヲ除ク)ヲ控除シタル一年間ノ益金ヲ勅令ノ定ムル一定ノ還元利息ヲ以テ除シタル金額、單獨ニテ出資ノ目的ト爲ス設備用發電設備其ノ他電氣事業評價委員會ニ於テ前項ニ依ルヲ不適當ト認メタルモノニ付テハ電氣事業評價委員會ハ前項第一號ノ金額ヲ基礎トシ當該設備ノ利用價值ヲ酌量シテ其ノ價格ヲ決定スルモノトス

第一編 電力問題

第十一條 出資ノ目的タル設備ノ價格ヲ決定スル爲必要アルトキハ電氣事業評價委員會ハ當該設備ニ關シテ調査ヲ爲シ又ハ其ノ所有者ヲシテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 日本電力設備株式會社ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ對シ電氣事業評價委員會ニ於テ第十條ノ規定ニ依リ決定シタル價格ニ相當スル株式金額ノ全額拂込済株式ヲ割當ツベシ、但シ五十圓未滿ノ端數アルトキハ之ヲ五十圓トス出資ノ目的タル設備ノ現狀ニ變更アリタル場合ニ於テ株式割當ノ際價格ノ決定ヲ爲シ得ザリシ部分ニ關シテハ電氣事業評價委員會ノ決定スル所ニ依リ金額ヲ以テ決済スベシ株式割當後變更ヲ生ジタル部分ニ付又同ジ

第十三條 日本電力設備株式會社ハ其ノ成立又ハ増資ノ日ニ於テ出資ノ目的タル設備ノ所有權ヲ取得ス、前項ノ場合ニ於テハ當該電力設備及其ノ附屬設備ニ關スル河川、湖及沼ノ使用ノ許可ハ其効力ヲ失フ

第十四條 電氣事業評價委員會ノ決定シタル價格ニ不服アルモノハ決定ノ通知アリタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得前項ノ訴訟ハ日本電力設備株式會社ニ對スル當該設備ノ出資ヲ停止セズ、電氣事業評價委員會ノ決定シタル價格ヲ通常裁判所ノ決定シタル價格トニ相違アルトキハ其ノ差額ハ金錢ヲ以テ決済スルモノトス

第十五條 電力設備及ビ附屬設備(工事中ノモノヲ含ム)ヲ出資シタルニ因リ殘存電氣事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキハ出資者ハ日本電力設備株式會社ニ對シ當該事業設備ノ買收ヲ請求スルコトヲ得、前項ノ規定ニ依ル買收價格、買收範圍其ノ他買收ノ條件ハ當事間ノ協議ニ依ル、協議調ハズ又ハ協議ヲナスコト

第五節 電力問題經過

能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス、但シ買收價格ノ裁定ニ付テハ電氣事業評價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス、前項ノ裁定中買收價格ニ付不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十六條 電氣事業評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十七條 電力設備及其ノ附屬設備(工事中ノモノヲ含ム)ヲ出資シタル者ハ日本電力設備株式會社ニ對シ出資ノ日ヨリ五年間ヲ限リ其ノ出資ニ依リ與ヘラレタル株式ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額面金額ヲ以テ之ガ買入ヲ請求スルコトヲ得、前項ノ場合ニ於テハ日本電力設備株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一時其ノ株式ヲ取得スルコトヲ得

第十八條 政府ハ前條第一項ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當該株式ノ買入ヲ爲スコトヲ得

第十九條 電力設備及其ノ附屬設備(工事中ノモノヲ含ム)ヲ出資シタル法人ニハ其ノ出資ニ依リ與ヘラレタル株式ニ付受クル利益配當ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第二十條 第四條ノ規定ニ基キ日本電力設備株式會社ニ出資セラレタル電力設備及ビ其ノ附屬設備(工事中ノモノヲ含ム)ニ付當該設備ノ所有者ガ有シタル道路其ノ他土地ノ使用ニ關スル權利義務ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本電力設備株式會社之ヲ承繼ス

第三章 役員

第二十一條 日本電力設備株式會社ニ總裁、副總裁各一人理事各五人以上ヲ置ク

第二十二條 總裁ハ日本電力設備株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス副總裁ハ總裁事故アルトキハ其職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其

ノ職務ヲ行フ、副總裁及理事ハ總裁ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス、監事ハ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監査ス

第二十三條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經テ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス、理事ハ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス、監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第二十四條 總裁、副總裁及日本電力設備株式會社ノ業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ、但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第四章 使用料

第二十五條 政府ハ日本電力設備株式會社ノ電力設備及其ノ附屬設備ノ使用ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本電力設備株式會社ニ使用料ヲ交付ス

第五章 特權

第二十六條 日本電力設備株式會社ハ株主全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコトヲ得

第二十七條 日本電力設備株式會社ハ商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ越エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十八條 日本電力設備株式會社ハ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登記稅ヲ免除ス

一、設立並ニ第四條又ハ第八條ノ規定ニ基キテ爲ス資本ノ増加  
二、第四條第八條又ハ第十五條ノ規定ニ基キテ爲ス不動産ニ關スル權利ノ取得北海道府縣及市町村其他之ニ準ズベキモノハ日本

電力設備株式會社ニ對シ前項ノ規定スル不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第二十九條 日本電力設備株式會社ノ每營業年度ニ於ル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込タル株金額ニ對シ百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及以後十年間ヲ限リ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ每營業年度ニ於テ拂タル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ズ、每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ前項ノ規定ニ依リ補給金ノ償還ニ充ツベシ

第三十條 日本電力設備株式會社ガ營業年度ヲ一年ト定ムル場合ニ於テ當該營業年度ノ利益配當ヲ確實ニ爲シ得ベキ見込アルトキハ其ノ營業年度超過前一回ヲ限リ一定ノ時期ニ於テ其拂込ミタル株金額ニ見込配當率ノ半バヲ乘ジタル金額ヲ分配スルコトヲ得前項ノ規程ニ依リ分配シタル金額及當該營業年度ノ計算ニ付テハ之ヲ會社財產ト看做シ株主ノ異動ニ拘ラズ其ノ計算ニ基キ配當スベキ金額ヨリ之ヲ控除ス

第三十一條 電氣事業法第六條乃至第十四條ノ規定ハ日本電力設備株式會社ニ付之ヲ準用ス

第六章 監督及義務

第三十二條 政府ハ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監督ス  
第三十三條 定款ノ變更利益ノ處分社債ノ募集合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三十四條 日本電力設備株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ電力設備及其附屬設備(工事中ノモノヲ含ム)ニ付其ノ所有

權ヲ移轉シ又ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第三十五條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社ノ業務及財產ノ狀況ニ關シ檢査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社監理官ヲ置キ日本電力設備株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十七條 日本電力設備株式會社監理官ハ何時ニテモ日本電力設備株式會社ノ金庫及諸般ノ文書物件ヲ檢査スルコトヲ得、日本電力設備株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本電力設備株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得、日本電力設備株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ日本電力設備株式會社ニ對シ電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得、前項ノ命令アリタルトキハ發電ノ爲ニスル河川、湖及沼ノ使用ニ關スル許可又ハ電力設備ノ施設ニ關スル許可若ハ認可ヲ受ケ未ダ工事ニ着手セザルモノニ付テハ當該許可認可ハ其ノ効力ヲ失フ、前項ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ノ効力ヲ失ヒタル者ハ調査又ハ測量其ノ他工事準備ノタメ支出シタル通常ノ費用ヲ日本電力設備株式會社ニ對シ請求スルコトヲ得、第十五條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ請求金額ニ付之ヲ準用ス

第三十九條 日本電力設備株式會社ガ前條第一項ノ規定ニ依リテ主務大臣ノ命ジタル設備ノ建設又ハ變更ヲ爲スコトヲ怠リタルトキハ第三十五條ノ規定ニ依リ使用料ノ一部ヲ交付セザルコトヲ得

第四十條 每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額(第廿九條第

第五節 電力問題經過

二項ノ規定ニ依ル償還金額ヲ含マズガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ七ノ割合ヲ超過スルトキハ日本電力設備株式會社ハ其超過額ノ二分ノ一以上ヲ命令ノ定ムル處ニ依リ別ニ積立ツベシ、前項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第廿九條第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第七章 罰則

第四十二條 日本電力設備株式會社左ノ條號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上二千圓ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一、本法又ハ本法ニ基キ發ステル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケベキ場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ  
二、第三十五條及第三十八條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ  
三、正當ノ事由ナクシテ第三十五條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ妨ゲ

若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキ  
第四十三條 日本電力設備株式會社ノ總裁、副總裁及理事第廿四條ノ規定ニ違反シタルトキハ廿圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第四十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス  
第四十五條 出資ノ目的タル設備ノ所有者左ノ各號ノ一ニ該當スル時二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一月廿九日 宇垣大將陸軍の反對により組閣を断念す。  
一月廿九日 林銑十郎大將に組閣の大命降る。  
二月二日 林内閣成立。

同日 山崎達之輔氏遞相に就任(兼農林大臣)  
二月三日 豫算案及各法案撤回さる。  
二月八日 林内閣政綱發表。「産業振興」に關しては左の説明あり。

内外の經濟情勢に適應して産業の綜合的發達を企圖し保護の施設と共に適切なる統制を實施し而も國民創造力の發揮企業心を助長せんことを期す。  
二月十日 兒玉遞相就任 兒玉秀雄伯遞相に就任す。  
同日 閣議に於て電力國家管理實施準備費豫算八十九萬四千圓が承認さる。

二月十三日 電氣協會再陳情書提出 電氣協會々長は常務理事帶同兒玉遞相を訪問す。「電力管理案に關する再陳情書」を内閣總理大臣及遞信大臣に提出す。

電力管理案に關する再陳情書  
曩に前内閣に依り計畫せられたる電力管理案に對しては、當協會は昭和十一年十二月二十三日、其の我國電氣事業及一般産業に及ぼす影響至甚大なる所以を詳具し、茲に慎重なる考慮を相煩し度き旨陳情候處、今回内閣の御更迭に依り、該案は一旦撤回せられ新内閣に於かれては再び同案を第七十議會に御提出相成や否やに付御檢討中なるやに仄聞候致に付

第一編 電力問題

一一四

一、第六條又ハ第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テソノ許可ヲ受ケザルトキ  
二、正當ノ事由ナクシテ第十一條ノ規定ニヨル調査ヲ拒ミ、妨ゲ若シクハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若シクハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキ  
第四十六條 出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガソノ業務ニ關シ本法若クハ本法ニ基キテ發ステル命令又ハ之ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處分ヲ免ル、コトヲ得ズ

第四十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發ステル命令ニヨリ出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ適用スベキ罰則ハ當該所有者法人ナルトキハ取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニツイテハ此限ニ在ラズ (附則略)

一月十八日 臨時閣議後電力國家管理關係三法案二法律案の各要綱が發表さる。(別項記事参照)  
一月二十日 電力管理に關する五法案發表さる 第七十議會に政府より貴、衆兩議院に提出すべき電力國家管理關係三法案二法律案が發表さる。(別項記事参照)

一月二十一日 電力問題實行委員會小委員會。  
一月二十三日 電力問題實行委員會小委員會。  
同日 廣田内閣總辭職。

一月廿五日 宇垣一成大將に組閣の大命降る。

ては、茲に重ねて該案の趣旨、實施の效果並實施方法の諸點より見て其の到底首肯し難き所以を披瀝し明瞭を仰ぐ次第に御座候

第一、抑々電力國家管理案は、前内閣に於ける庶政一新の重要政策として、其の庶幾する處、豊富低廉なる電氣の供給を確保するに在りと稱せられ、大規模發送電事業を全面的に統制し、水力利用の經濟的價値を最大限度に發揮せしめ、依つて以て發電原價の低下を企圖すると共に、國防、産業、農村及社會政策を加味せる料金國策を遂行せむには電氣事業を現在機構の下に箇々分立の營利的經營とすること不適當にして、發送電部分を國家の管理に移すと同時に、配電部分に對しては、現行電氣事業法を改正して一層政府の監督を強化せんとするに在りと承知致候

然るに低廉豊富なる電氣の供給、及び之れが達成手段として國家的見地に立脚する合理的大發送電計畫の樹立遂行、並料金制の合理化は、既に久しき以前より關係官民に依り考究し盡されたる我國電氣事業經營の根本原則にして、昭和七年電氣事業法改正に際しては此の根本原則の遂行に必要な條項は悉く採擇せられたる次第に御座候。されば永年順當なる發達を遂げ、既に此の原則軌道上に置かれたる我國電氣事業の企業形態に、更に根本的變革を加ふるの必要は當協會の到底之を認め得ざる處に御座候

蓋し、我國電氣事業は實に過去五十年の歴史を経て現在の

一一五



隆運に達したるものにして、其間幾多の難局に逢着したるも、政府當局の指導宜しきを得たると、當業者の熱誠なる努力ありたるに依り、克く其の難關を突破し、數次の非常困難に際しても國防上並産業上些の支障を與へたることなく、完全に其任務を遂行し、以て國力の進展に寄與し來りたる次第に有之候、畢竟するに斯業今日の隆昌は官民一如刻苦精勵の結果に外ならざるものと思考致候

電氣料金の變遷に就て見るも、我國電燈電力料金は明治二十年創始以來現在に到る迄、唯之れ降下の一途を辿り過去の五十年を通し値上を行ひたるもの殆んど絶無なるの状況を示し居り、之を一般物價の年と共に昂騰せるに對比し著しき例外を爲せるは嚴然たる事實に有之候、殊に歐洲戰亂以降の十數年間には、財界の不況に依る需要の減退、延ては供給電力の多量の餘剰を生じ、加ふるに金利の昂騰、爲替相場の變動あり、事業經營上の困難相繼いで起り、之れが爲當業者は孰れも電力原價の増嵩に苦しみしが、是等の試練時代に於ても料金値上を行ふことなく、有ゆる努力を竭して難局を克服し、最近に至り漸く小康を得るに到りたるものにして、今や將來の飛躍に向つて銳意畫策を怠らざるの實狀に在り、從て政府當局に於て適當なる監督指導を行はるるに於ては、現在の企業形態たる民有民營に依り事業本來の使命を遂行する上に於て何等の不可ある事なしと信する次第に御座候

第二、電力管理案實行に伴ふ效果如何の點により考ふる

さまで大なるものにあらず、而も百歩を譲りて一元的經營に依る利益の程度大なるとするも、是等は民營機構の下に於ても實現し得らるる所にして、之れが爲、企業機構に變革を加ふるの要なきを信じ候

第三、電力管理案の理由並に實施に伴ふ効果如何は暫く之を措き、關係諸法案に付之れが實行方法の當否を檢討するに、日本電力設備會社の設立に伴ふ既存發送電設備の強制出資、並之に關聯する出資財産の評價方法、及代價株式交付方法等に於て、私有財産制乃至所有權の根本觀念に急激且重大なる變革を生ずるが如き缺點は依然として緩和せられ居らず、其間甚だしき不合理ある事は看過し難き所に有之候、尙又外債處理方法に付ても工場財團の處分其他の點に於て紛糾を醸生する惧あるのみならず、國際信用上憂慮すべき事態を生ずる事なきを保せざる次第に御座候

惟ふに電氣事業は所謂基礎工業に屬し、其の消長は全産業に極めて重大なる影響を及ぼすものにして、而も既に莫大な固定資本を包有せり、從つて之れが管理經營に關しては最も綿密周到の用意なかるべからず。之れが機構の改善の如き決して輕々に之に着手すべきにあらず、若し周密なる計算と穩健なる手段に依るにあらずして、漫りに之れが根本的變革を強行するが如き事あらんか、直ちに一般經濟界に異常の衝擊を與へ産業衰退の因たらん事必定と存候

今や我國は内外極めて多事にして、國民上下、一致協力、

に、該案の根本に横はる基礎觀念が一般産業界に及ぼす影響たるや極めて重大なるものにして、斯の如き急激なる敢行は決して産業の進展を圖る所以に非ず、却て官民一如の美風を破壊し、企業を萎微せしめ、産業の發達を阻害して、大に所期に反するが如き結果を招來すべきを惧るる次第に御座候

所謂低廉豊富なる電力の供給に付いても、該案の遂行に依り之れが達成を期することの困難なるは明白にして案の内容を仔細に検討するときは、豫期に反して電力の充實を阻止し、發電原價の昂騰を結果すべしと認めらるる點からず候

民間事業の現狀に於て、經營各部に無駄の存することを前提とし、企業機構の變革に依り之れが是正を爲し、以て電力原價を低下し得べしと稱せらるるが如きも、斯業が現狀に到達する迄には複雑なる幾多の發達過程を経たるものにして、其間一般經濟的事情の變化並技術的進歩等に左右せられ、若干の缺點を生ぜることは否み難き所なるも、是等の缺點は今其の殆んど大部分が既に改善せられ、又は著々改善せられつゝあるものにして指摘せらるるが如き大なる缺點の殘存せるものなく、假令僅少なる缺點ありとするも、そは現行電氣事業法に依る政府の監督と相俟つて容易に是正せらるる程度のものに過ぎず、從つて重大なる犠牲を拂ひ、企業機構の變革を行ふが如きは、所謂徒らに平地に波瀾を起すに過ぎざるものと思推せられ候、政府當局は一元的經營に依る利益の特に大なることを強調し居らるるも、其の程度は現在に於ては

分に從ひ業に應じ、益々産業を振興して人心の緊張と國運の興隆を期せざるべからざるの時なり。乃ち産業の全般に亘り大なる衝擊を與ふるが如き政策は極力之を回避せざるべからずと相信し候。仰ぎ冀くは幸に茲に明鑒を垂れ更に深甚の御考慮を重ねられ度謹で陳情仕候

二月十五日 第二回電力問題實行委員會 電氣協會會館講堂に於て開催、左の申合をなす。

申 合

電力案ニ就テハ現在小康ヲ得タルカ如キモ其ノ動向に就テハ窺知スベカラザルモノアルヲ以テ事態ノ推移ニ一層注意シ初志ノ貫徹ニ努ムルコト

二月二十二日 衆議院豫算總會に於て政友會議員木村正義氏は議事進行に關し發言し、「政府提出の豫算案には電力統制に關する經費が計上されてゐるが、政府は電力國家管理案を提出する意志があるかどうか」と質したるに對し兒玉遞相は、「豫算の形からすれば電力法案は速かに提出すべきことになつてゐる。豫算の審議に差支ないやうに近い機會に政府の所信を明かにする積りである」と述べたりと報道さる。

(各紙)

三月二日 院内閣議に於て協議の結果、電力國家管理案に就ては今議會は會期が短かく審議に日數が不足してゐるのと案そのもの内容についても再検討の必要があるから法案を今議會へ提出することは見合せるがその趣旨は認めるから議

會後に再検討をなし適當なる成案を得て來議會に提出すべく關係當局に於て考究することに、方針を決せりと報道さる。

(東日紙)

同日 兒玉遞相電力法案不提出を言明 兒玉遞相は衆議院豫算第六分科會に於て遞信省豫算に關し説明を試みた後特に電力國家管理案につき發言を求め、左の如く來議會提出を言明せり。

兒玉遞相「電力國家管理案實施ニ關シマスル點ニ付キマシテ、政府ノ所信ヲ此際ニ申上ゲテ御諒解ヲ得タイト思ヒマス、曩ニ豫算總會ニ於キマシテ申上ゲマシタ通りニ、政府ハ電力國家管理ニ付キマシテ、其沿革ト重要性トニ顧ミマシテ、引續キ電力關係法案四件ニ付キ研究ヲ盡シタ次第デアリマス。固ヨリ本案ハ洵ニ優秀ナル計畫デアルコトヲ失ハナイノデアリマスルガ、何分ニモ時間ノ餘裕ガゴザイマセヌノデ、其内容ニ付テ尙ホ検討ヲ要スル諸點ノ残ツテ居ルコトヲ遺憾トスル次第デアリマス、而シテ會期モ既ニ餘日少ク相成リマシタシ、且又豫算審議ノ期間モ日ニ迫リツ、アル今日ニ於キマシテ、何時マデモ此儘ニ還延ヲ許サザル事情デアリマスカラ、政府ハ己ムヲ得ズ本會議ニ於キマシテ、本案ノ提出ヲ見合スコトニ致シマシタ、併シナガラ現下ノ情勢ニ鑑ミ、我國ノ電力問題ハ此儘ニ放任シテ置クコトハ到底許サマル所デアリマシテ、之ヲ統制強化スルノ緊切ナルコトヲ痛切ニ感ズルノデアリマス。仍テ政府ハ本件ニ關シマシテ更ニ慎重ナ

ル検討ヲ行ヒマシテ、國民大衆ニ豊富低廉ナル電力ヲ提供致シ、且ツ一面ニ於テハ、國防上遺憾ナキヲ期スル爲ニ、最善ノ計畫ヲ定メテ來議會ニ之ヲ提出シ御審議ヲ仰グコトニ致シタイト考ヘテ居リマス、何卒御諒承願ヒマス、右ノ結果ト致シマシタルガ故ニ、曩ニ提出シマシタル豫算案中、電力國家管理實施準備ニ關スル經費ハ一應不要トナリマスルノデ、政府ハ此經費ヲ削除スルノ取扱ヲ爲ス積リデゴザイマス、是モ併セテ御諒承願ヒマス(豫算委員第六分科議事録官報號外による)

## 第二編 電燈 電力

### 第一節 總 觀

我國に於ける電氣事業界は兩三年以來國內諸工業の活況の影響を受けて需要頗に喚起せられ、數年以來の建設工事の抑制と相俟つて需給關係の改善の跡著しく、今や各地共發電力の不足を見越されて、發電所の増設工事相踵ぐの盛況を呈してゐる。斯くて多年に互り業界の悩みとされたる所謂過剩電力も、最近に於ては一掃せられたる形となつて、各事業者共業績の振興見るべきものがあるが、一方、再禁止以來の低金利の浸潤は莫大の社債或は借入金を擁する電氣事業者の金利負擔を軽減し、亦多額の外債を擁する大電力會社にありては、再禁止以後の對米爲替の底知れぬ低落の爲に外債負擔の過重甚だしきにより、一時は非常な苦境と前途の不安とに陥つたが、昭和八年三月の米國の再禁止に引續き昭和九年一月末に於ける米國の平價切下げを見るに及び、一時は二十弗割に迄慘落せる對米爲替も昭和八年頃より三十弗附近に安値を見るに至り、外債關係の不安も一掃せられたる形にて、昭和十年の初頭に於て大藏省は電力外債買入償還不許可方針を聲明し

外債整理は茲に一頓坐を來したとは謂へ、既に往年の如き外債禍の時代は過ぎ去つて了つた。

電氣事業の進展に伴ひ、業界の統制、事業運營の合理化に就いて、確乎たる方策を樹立する重要性は、多年朝野の識者の認めたる所であるが、特に電氣事業にありては、斯業獨自の性質上統制を要求するに止らず、國家資源の利用厚生の見地から、亦國家産業の基本要素としての電力問題等の國家的見地から電氣事業の統制は極めて望まじきものとされ、之等の要求に基き昭和七年十一月二十一日改正電氣事業法の朝行を見て、當面の電力國策の基幹が闡明せられ、此の電氣事業法に基き昭和九年一月には、發送電統制の第一次豫定計畫の原案が、遞信省電氣局に依つて作成せられて、先づ關東、中部及び近畿の三大地域に於ける昭和九年以降五箇年の需給關係統制の基礎方針を示され、其後引續き發電豫定方針と第一次豫定計畫の修正とが示さるゝに至つたが、昭和十一年十一月には電氣委員會の手で更に昭和十五年迄の關東、中部近畿、中國、四國、九州六地帯の發送電豫定計畫が決定を見た。之より先き二・二六事件を契機として所謂電力國營論が内閣調査局案を主體として傳へられ、七月頃より愈々之れが

具體的内容が闡明されるに至り、電力界は擧げて動搖を示した。電氣協會ではこの間にあつて果敢に之れが反對の運動を試み、國民の輿論も亦政府案に全幅的な支持を送るに至らず、遂に政府側も第七十議會に電力國家管理案の提出を見合わせるに至つた。然し問題は依然として解決したことは成らず、懸案のまゝ電力界の前途に横つてゐる。更にまた改正電氣事業法に據る料金認可基準は、昭和八年六月逓信省電氣局に於て定案を見、續いて同年八月電氣員會に依りて可決され、愈々昭和十二年十二月より實施されることとなつたが、昭和十一年度は電力國營問題が紛糾する一方に於て、之れが準備が着々と進捗され、改正電氣事業法による當局の電氣事業に對する監督方針は具體化されつゝある。既に昭和十一年十一月には一般供給料金更改に對する當局の方針が公表され、十二年一月末日までに更改料金の腹案を提出すべきことを事業者に命じた。

### 電力需用の増加

逓信省「電氣事業調査資料」に示されたる我國剩電力量は昭和六年（五、一〇四萬KWH）を最高として七年（四、二〇一萬KWH）、八年（二、八六一萬KWH）と加速度的に下降の一途を辿り、昭和九、十年に至りては更に軍需工業を始め各工業部門（人絹、肥料、セメント、紡績、化學工業、機械工業、鐵鋼等）の活躍と相俟つてひきつゞき著し

110

い増加を示し來り過去數年に互つて電氣事業者を苦しめた過剩電力處分難は完全に跡を斷つに至つたのみならず、逆に京濱、阪神、中京、北九州等の工業地帯に於ける急激なる需要の増加は電力不足の現象を呈し、これと共に需給契約の新締結、更改等に際し供給者側は機會ある毎に料金の引上げを策すなど、需要増加は電氣事業回復を極めて本格的なものたらしめた。

いま逓信省調査による電力需用變動を示せば次の如くである。（全國計、指數は昭和八年平均を100とす單位は百萬KWH）

月	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
	指數	實績	指數	實績	指數	實績
一月	106.6	106.3	100.9	118.4	126.8	119.1
二月	94.8	104.3	107.7	116.4	110.0	118.0
三月	108.2	106.3	113.1	118.4	110.0	119.5
四月	108.1	106.0	113.0	118.4	113.3	119.5
五月	110.0	106.4	114.4	118.6	113.7	119.5
六月	105.1	105.9	117.0	117.3	113.9	110.0
七月	106.9	106.6	113.7	118.4	113.9	110.0
八月	106.3	105.6	119.7	117.9	113.4	110.0
九月	105.7	105.6	113.1	118.4	110.8	116.2
十月	111.3	107.7	113.9	119.7	114.7	117.7
十一月	118.2	117.3	113.2	119.6	114.7	117.7
十二月	115.1	118.6	116.0	117.0	110.0	117.5

計

一九七四

三三〇八

二四、一四

右表で見ると昭和十一年度に於ける電力需用の増加は正に驚異的であるが、遂に一年間の總需用量は二百四十一億キロ時に達したが、昭和十二年に入つては益々之れが累進的な増勢を示し、同年一月の發電々力量は季節的減少期であるに拘らず、全國總計は一月二十億九千九百六十萬キロ時に昭和十一年一月に比すれば三億二千五百萬キロ時の大増加でありまた平均電力水力火力合では二百八十二萬キロワットで昭和十一年一月に比すれば二十六萬四千キロ、一〇・四%の増加である、地帯別に需用増加の趨勢を見ても昭和十一年十二月では關東六分八厘、中部一割一分、四國二割八分、近畿九分八厘等各前年同月に比し増加を示してゐる。かくの如き電力需用の増加は言ふ迄もなく軍需工業、電氣化學工業を始め、地方諸工業の段盛に仍るものであり直に電力事業界の盛況を意味するものであるが、この一面、漸く需用増大のテンポが供給力増加のテンポを凌駕せんとする懸念が擡頭し電附飢饉の聲が昭和十二年の初頭より各方面で論ぜられるに至つた。他方かしてまだ電力事業用鋼材その他の原料沸底及び電鐵メーカ一の製作能力不足が發電所工事の進捗を遷延させ機械の發注を困難ならしめ延いて價格の騰貴は電力原價の昂騰を必然にしてゐる情勢などもまた電力飢饉への懸念を濃化させる一材料として注目をひき、昭和十二年二月電氣協會で電力供給業者と電機メーカーとが電力事業用鋼材の優先的入手につ

### 發電所の建設

き懇談的に會合したのもその表れである、この電力飢饉到來の叫びに對して逓信當局を初め業者側も之れが萬全を策し例へば當局の認可方針に就ても一部では電力國家管理案の遂行を期して認許可を保留遷延したとの非難もあつたが、事實は然らず當局でも積極的に電源開發を許可した、即ち昭和十一年中水力火力合計で電氣事業者からの申請は六千七萬五千キロ、自家用のもの十四萬六千キロであつたに對し、昭和十一年中に許可されたものは電氣事業五十四萬八千キロ、自家用十萬八千キロの多數に達した。即ち電氣事業用、自家用合計八十二萬二千四百十六キロの申請に對し、六十五萬七千六百三十七キロが許可された。

昭和十一年末に於ける工事中の水力發電所は左表の通りで四十八ヶ地點八十萬三千七百六十九キロワットを示し、水力開發の旺盛を謳はれた昭和十年度末を優に突破、實に一年中の水力發電工事としての新記録となつてゐる、而して右は何れも生産工業の躍進に伴ふ電力需要増加に對應する必然の結果であり、その一例として我が最大の電力供給事業者たる東京電燈だけでも十一年下期末現在に於てその總需要高は電燈一千二百四十九萬二千一百六箇、電力一百十五萬七千七百七十三・八キロワットを示し之を前期末との比較は電燈二十九萬四百八十六箇、電力三萬九千三百六十六・六キロワット増

加となつて居り、またその發電力最高負荷は九十九萬八千三百五十九キロワットに上り之を前年同期に比して七萬三千三百五十四キロワット増加といふ活況であり、眞に我が水力開發の活潑旺盛は物凄いほど電力メーターの指針を昂めてゐる(單位キロワット)

▼鐵道省・千手五〇、〇〇九▼東京電燈・信濃川一七〇、一八〇▼同・小野川二六、二〇〇▼翠馬水電・原町第一二二、八〇〇▼電氣化學工業姫川第五二五、〇〇〇▲東北振興電力阿武隈第二四五、四〇〇▼東信電氣・新郷二三、〇〇〇、群馬水電・川中一二、四〇〇▼上毛電力・一ノ瀬一〇、四〇〇▼日本電力・黒部川第三七七、五〇〇▼關西電力・瀬戸第二二〇、八〇〇▼山陽水力・芦津二、七〇〇▲富士電力・大間一六、〇〇〇東邦電力・森山二四、一〇〇▼宇治川電氣・長殿一五、〇〇〇▼同・和田二、〇〇〇▼大同電力・寢覺三二、六〇〇▼昭和電力・東勝原一、六八〇▼愛岐水力・今渡一七、〇〇〇▼矢作水力・豐一三、〇〇〇▼木曾川電力・城山一、三五〇▼同・日義一、二〇〇▼木曾發電・伊那川第一四六四〇▼日本拓業・第一五、九〇〇▲高岡電燈・薄島三、六八〇▼富山縣・有峯三、六〇〇▼同・和田川二四、〇〇〇▼同・大品山六五〇▼同・眞川第二一八、〇〇〇▼手取川水力電氣・白山一、四七〇石川電氣・鶴來八〇〇▼中部電力・豐岡五、六八〇▲宮城縣・關二、〇〇〇▼新潟電力・伊南川一七、三〇〇▼盛岡電燈・繫三、一五〇▼日本産業・木戸川一

二、一〇〇▼盤城炭鑛・鮫川二、六〇〇▼出雲電氣・新日原六、七七〇▼兵庫縣・安積四、六八〇  
次に昭和十一年中新設許可を受けた發電所は次の通りである。

事業者名	發電所名	原動力	發電力(KW)
伊勢鐵	第三面河	仁淀川水系	常時 二、七六〇 最大 四、一四〇
釧路川水電	下頓別	内燃力	常時 七〇
東邦電力	森山	飛驒川	常時 一八、八〇〇 特殊 一五、三〇〇
新島電燈	式根島	内燃力	常時 七・五
富山縣	和田川	常願寺水系	最大 二四、〇〇〇
同	有峯	同	最大 三、六〇〇
同	大品山	同	最大 六五〇
同	眞川第二	同	最大 一八、〇〇〇
盛岡電燈	繫	北上川水系	常時 一、一三七〇 最大 三、一八〇〇
宇治川電氣	和田	熊野川水系	常時 二、二五〇 最大 二、七五〇
電氣化學工業	姫川第五	姫川	常時 一、四〇〇 特殊 一、六〇〇

木曾發電	相ノ澤	水	力	常時	特殊
中部共火	名港 <td>汽力<td>常時 五〇、〇〇〇 特殊 二、八四〇</td><td></td><td></td></td>	汽力 <td>常時 五〇、〇〇〇 特殊 二、八四〇</td> <td></td> <td></td>	常時 五〇、〇〇〇 特殊 二、八四〇		
刈谷電氣	刈火力屋	内燃力 <td>補給 四八</td> <td></td> <td></td>	補給 四八		
富士電力	大間	大井川水系 <td>常時 六、四二〇 特殊 八、二〇〇 最大 一六、〇〇〇</td> <td></td> <td></td>	常時 六、四二〇 特殊 八、二〇〇 最大 一六、〇〇〇		
日本海電氣	岩瀬	汽力 <td>補給 一〇、〇〇〇</td> <td></td> <td></td>	補給 一〇、〇〇〇		
矢作水力	尾口	手取川水系	常時 七、七〇〇 特殊 九、〇〇〇		
大同電力	福島	木曾川	常時 九、六〇〇 特殊 八、四〇〇		
湯島電氣	湯島火力	内燃力	常時 九		
群馬水電	原町第一	吾妻川	常時 二、二〇〇 特殊 二、四〇〇		
昭和電力	東勝原	九頭龍川	常時 一、〇〇〇 特殊 六、八〇〇		
大同電力	寢覺	木曾川	常時 九、〇〇〇 特殊 二、三〇〇		
東北振興電力	阿武隈	阿武隈川	常時 二、〇〇〇 特殊 二、〇〇〇		

同	同第三	同	常時	特殊
北大島電氣	戸口	前川水系	常時 六〇	
京濱電力	釜無第三	富士川	常時 一〇、七〇〇 最大 四、四〇〇	
愛岐水力	今渡	波川	最大 一七、〇〇〇	
東邦電力	下原	飛驒川	最大 一九、四五〇	
京濱電力	島々谷	信濃川	常時 一、〇〇〇 特殊 一、六一〇	
仁賀保組合	白雪川	白雪川	常時 九、四五〇 最大 四、七〇〇	
關西共同火力	關共第二	汽力	常時 七、五〇〇	
矢作水力	和合	天龍川水系	常時 一、三〇〇 特殊 一、一五〇	

次に昭和十一年度に於る落成發電所を擧げて見ると左の如くであつた。  
△長野電燈里島(三、二八〇KW) △矢作水力、泰阜(五、二、五〇〇KW) △四國水力電氣、一字(五、四一〇KW)  
△中國合同電氣、三幡(二、五、〇〇〇KW) △勝山電力、勝山第四(四、〇〇〇KW) △富山縣、愛本、(三、九、七〇〇KW)  
△出雲電氣、松江(七、〇〇〇KW) △鶴岡水力電氣、落合(一、八六〇KW) △北海水力、藻岩(一、二〇〇KW)

△日本電力、山崎(一、四五〇KW)△大井川電力大井川(六二、二〇〇KW)△日本電力、黒部川第一(六五、二〇〇KW)東邦電力、名倉(一九、〇〇 KW)△九州水力、野畑(二、六〇〇KW)△梓川電力澤渡(四、〇〇〇KW)△大同電力笠置(三五、五〇〇KW)△大日本電力鳥海川第二(五〇〇〇KW)△日本産業木戸川(九、六〇〇KW)△矢作水力豊(六、五〇〇KW)△京都電燈宮津第二(一三、〇〇〇KW)

### 火力發電所

昭和十一年に於ける發電所認可状況は前項の如くであるが特に著しく注目を惹くは火力發電所への積極的認可主義である、昭和十二年一月末現在の水火合計總出力は六百五十七萬九千キロ、内譯水力三百七十九萬七千キロ、火力二百七十八萬キロ、水力と火力との比率は略三對二であるが、昭和十一年に於ける認可を見れば水力發電所約三十萬キロに對し、火力發電所二十五萬キロ、自家用火力十萬五千キロ、火力合計三十五萬キロで火力の方が五萬キロ餘計であつた。これを以て直に水主火従の既定原則に變更が企てられつゝあるとは速斷出来ないが、電力需用の急速な増大の一斑を示すものといへる、

いま火力建設に對する當局の方針を見るに昭和十年來、大體次の如き變遷をとつて來てゐる、即ち昭和十年には

- 一、水力發電を基調とし、此水力に補助的運轉を試みんとする意味から火力の建設を行ふ、
  - 一、火力發電所は水力發電所と反對に所謂大都市の大電力消費地帯に建設する中心主義を理想としてゐた
  - 一、水力第一主義により火力發電設備は可及的常時を廢止しピーク補填用たらしめた
- と云はれてゐたが、この方針では國防的に見て甚だ不安であり、天災地變に對しても萬全を期し得ない憾みがあつたところから、この火力建設の方針に検討を加へ、昭和十一年頃から新方針の骨子として次の如きものが傳へられて今日に及んで居るのである、即ち

- 一、地方分權的建設主義を採用し
  - 一、全国各地の石炭運搬に利便の地に散在せしめて建設を認め
  - 一、火力發電を主とした全國的送電網の連絡をつけ
  - 一、國防的或は天變地變の襲來に對する故障率を低下し
  - 一、水力補助的役割から或る程度の常時運轉を認める
- 等であるが、更に中部共火、西部共火が設立されたこと、及び火力發電機の製作技術が向上して經濟の能率を兼備した新用機が完成されてゐるため舊設備機の一部改修による發電力火計畫を相當盛んになしたに鑑み
- 一、共同火力の營業區域内に置かれてゐる事業者の設備は共同火力の設立主旨に基づき改修は認めぬ方針

一、其他の地域に在つては水力發電設備の對比を嚴重に調査しこの必要ありと認めるとも改修による増加の單價が舊設備による出力の單價に比し遙に低廉となるもの限り認め

一、當業者相互の融通方法のあるときは技術經濟上可能とされるものも原則としてこれを認めず相互融通の方法をとらす

以上の如く最近までの火力に對する見解は依然水主火従主義の域を出でぬのであるが、本年に入つてからの猛烈な需要増の見透しは遂に當局をして火力、水力奉行主義をとらしめるようになつて來たとも見られよう。

**電氣委員會決定** 昭和十一年十一月十九日に決定した電氣豫定火力發電力 委員會の昭和十一年度以降十五年度までの發送電計畫中に豫定された火力は關東が十五萬乃至二十萬中部が約十二萬五千、近畿が約二十萬、中國が約八萬、四國が約四萬五千、九州が十二萬乃至十四萬キロで合計七十四萬乃至八十一萬キロである、

地帯別に地點、出力を示せば次の如し、

(既)は既設、増加は出力増加(年)は落成年度、單位千キロ

#### 關東地帯

鶴見(既) 増加一〇〇(十一年) 未定五〇乃至一〇〇

#### 中部地帯

名古屋(既) 増加二五(十二年) 名古屋港五〇(十三年)

未定約五〇

#### 近畿地帯

尼崎(既) 増加五〇(十一年) 宮津第二一〇(同) 東濱増加八(十二年) 未定約一五〇

#### 中國地帯

岡山二五(十一年) 松江七(同) 未定約五〇

#### 四國地帯

新居濱(既) 増加七(十一年) 堀江(既) 増加八(同) 徳島(既) 増加五(十二年) 未定約二五

#### 九州地帯

小倉(既) 増加六(十一年) 大牟田(既) 三九(同) 戸畑二五(十二年) 未定五〇乃至七〇

昭和十二年三月中旬現在遞信當局へ申請中の火力發電所の注目すべきものを拾ひ擧げると次の如くであつた。

先づ北海道地帯では既設清水澤(北海炭礦)が現在一萬二千五百キロを二萬五千キロに出力増加既設江別(大日電)が現在二萬五千キロを五萬キロに増加帝國電力龜田八千キロが夫々申請中であつて前二者は近く認可が降りる模様である。關東地帯では日電の東京火力増備三萬五千キロが懸案未解決鬼怒電の隅田火力二萬二千キロを二萬四千キロに増加が申請中、中部地帯では中部共火名古屋港が十五萬キロのうち第一期五萬キロが工事中であり日本海電の東岩瀬火力が五千キロ増設(既許可一萬キロは目下工事中)を申請中である、近畿

地帯では關西共火第二發電所の七萬五千キロ、合同電氣の琴の浦一萬五千六百キロ、大同電力の春日出第一、春日第二安治川三既設發電所の出力増大六萬五千キロが申請中であるが、後二者は前者との關係に於てその認可が遅滞してゐる。

中國地帯では出雲電氣が松江火力七千キロを一萬四千キロに増加、廣島電氣の坂四萬五千五百キロ、中國合同の三幡二萬五千キロ山口縣電の宇都火力三萬二千キロが、申請中である。四國地帯では四國中央電力の新居濱二萬五千キロが工事中である九州地帯では東邦電力の長崎五萬キロが申請中でありが九州共火等の關係につき研究されつゝあるが、大體認可方針が決したらしい、工事中では中部共火戸畑二萬五千キロがある。

### 自家用火力發電

人絹、ステープルファイバー、製鐵用、鑛爐、硫安其他特殊化學工業の驚くべき増加と共に自家用火力の増加は急速にテンポを増し、是等諸工業の微弱であつた數年前とは全く比較にならぬ程である、逓信省では自家用設備に對し、經濟的能率的なものであれば總て許可の方針を持してゐるが、最近に於ける自家用火力建設の狀況は完成せるものは昭和十年には七萬七千二百キロ、十一年度には倍増の十三萬一千九百キロであり、昭和十二年初め工事中のもの十萬六千キロ、また認可申請中のものは十五萬キロを超へるが大半は昭和十二年

中に發電開始と見られるから、昭和十二年度の完成自家用發電所は約二十五萬キロに達するものと見られ、これ又前年度に倍増する。

逓信省發表にかゝる新設若は増設自家用火力發電所、及び申請中の自家用火力は次の如し

最近に於ける新設若は増設自家用火力發電所

工場作業用蒸氣利發電所	發電所出力(キロワット)	新設	増設	昭和十一年末現在	
				既認可	申請中
セメント	發電所出力(キロワット)	新設	増設	七、六〇〇	一七、九〇〇
燒成廢熱	發電所出力(キロワット)	新設	増設	四、四〇〇	四、三〇〇
其他	發電所出力(キロワット)	新設	増設	六、六〇〇	四一、五〇〇
合計	發電所出力(キロワット)	新設	増設	一七、〇〇〇	六三、七〇〇
	發電所出力(キロワット)	新設	増設	一三、三〇〇	一〇五、八〇〇
	發電所出力(キロワット)	新設	増設	一三、三〇〇	一〇五、八〇〇

### 第二節 電氣事業概況

(逓信省電氣局調査) 昭和十二年二月

#### 一 電氣事業の發達

我國に於ける電氣事業は明治二十年十一月東京電燈株式會社が東京市日本橋區に於て本邦製七十五燈用發電機を用ひて點燈を開始せるを以て濫觴とし、翌年三發電所を増設せり。續いて同年九月神戸電燈株式會社、越えて明治二十二年には大阪電燈株式會社設立せられ、次で京都、名古屋、横濱の各市に於ても電氣供給事業の經營を見るに至り、同二十三年末に於ける總發電力は約一千五百「キロワット」を算せり。就中京都に於けるものは琵琶湖疏水工事に附隨して八十一「キロワット」發電機二臺を設備せしものにして、翌年五月其の發電を開始せしが、之本邦に於ける水力發電の嚆矢なり。電氣鐵道事業に就きては明治二十八年二月京都に於ける京都電氣鐵道株式會社を鼻祖とし、同三十一年名古屋に於ける名古屋電氣鐵道株式會社に次げり。

斯くして電氣事業の漸次發達すると共に、發送電設備の如きも亦其の規模を擴め、明治三十二年には福島縣郡山市に於ける郡山絹紡績株式會社は電壓一萬「ヴォルト」を以て二十四軒の電力輸送に成功し、次で各地に計畫せられたる事業に於ても益々使用電壓を高むる共に輸送距離亦増加し、明治

四十年末には東京電燈株式會社の桂川水系山梨縣駒橋に於ける一萬五千「キロワット」の水力發電所の竣功を見、五萬五千「ヴォルト」の電壓を以て東京まで八十軒の送電を達成せり。

日露戰後諸般企業勃興の機運に促されて各地を通じ頓に電氣事業の興隆を見るに至り、明治三十六年末に於ては落成發電力四萬四千「キロワット」に過ぎざりしが、明治四十年末には十一萬「キロワット」に上り、取附電燈數七十八萬、取附電力八千「キロワット」を算すに至れり。當時の發電設備は火力を主としたるものにして、即ち明治三十六年末に於ては火力發電力三萬一千「キロワット」に對し水力發電力一萬三千「キロワット」に止まりしが、發電水力の有利且有用なること漸次一般の認むる所となりたるに依り、明治四十三年には逓信大臣主管の下に臨時電力調査局を設け同年後半より大正二年前半に至る三ヶ年間に亘る繼續事業として、全國に亘り發電水力に關する調査を施行し所在水力發電の施設に資する所ありたり。之が爲大正元年に於ける發電力は火力、水力尙殆ど相半ばしたるも、其の後水力發電の増加頓に急激となり、大水力地點の開發せらるゝもの亦多く、時恰も歐洲戰役に會し諸般企業の興隆、其の他經濟界の異常なる好況に伴ひ電力の需用切實を加ふるに及び、茲に大資本の投下せらるゝありて一般に更に大規模なる設備を以て之に望むに至り事業の劃期的發達を致せり。即ち大正八年末に於ては落成發電

力百十萬「キロワット」を超え、内水力七十萬餘「キロワット」火力四十萬餘「キロワット」を算するに至れり。

前記第一次發電水力の調査は當時の情勢に應じたるものとは言へ、主として濁水量を標準としたるに止まり、且水力地點も個々に有利なるものを摘出選定したるものにて水力利用上不經濟なるを免れず、一方其後に於ける水力電氣の開発は益々著しく且使用水量も漸次増大するの傾向顯著なりしを以て、平水量を標準とせる工業用發電水力調査を趣旨とし大正七年再び之が調査を開始し同一年に及びり。其の結果二千八百二十二の選定水力地點に對し平水時四百七十八萬六千「キロワット」、平水時最大一千五萬一千「キロワット」、年平均八百九十萬二千「キロワット」の水力を保有せることを明にせり。而して其の選定せられたる大水力地點は、今や其の大半を竣成し主要需要地帯に向つて二百軒乃至四百軒の長距離送電を爲すもの相踵ぐの實況にあり。即ち大同電力の木曾川及天龍川水系に於ける、日本電力の黒部川其他北越方面に於ける、昭和電力の庄川水系に於ける、東京電燈の甲信及上越並に會津、阿賀野川地方に於けるもの等は各其主要なるものとして數ふべく、其の送電電壓も十五萬「ヴォルト」に昇り、各之を京濱、京阪神、名古屋地方等に向つて送電すると共に、東西を聯繫し必要に應じ相融通するの途を設けたるが如き、依て以て電力供給上大の利勢を添ふるに至れり。尙近時の大水力發電に於ては調整池、貯水池を設けて水力利

用の能率を昂めんとしつゝあるが、一面火力發電所の建設亦著しきものあり。こは水力發電施設の大半は平水量を基準として設計せらるゝを以て平水時に於ける之が補給の必要に基くと共に、發電原價の比較的低廉なることも亦一因を爲すものと認めらる。

電氣鐵道の發達も亦著しきものあり。即ち明治三十六年末に於ては其の亘長百軒餘に過ぎざりしが、大正元年末に於て九百七十軒、大正十年末に於ては一千七百軒に及び、昭和十年末に至りては實に六千五百五十軒を超え其の將來に於ける普及發達は注目し値するものあるべし。

電氣事業の發達に伴ひ其の分布亦繁多を加ふるものありと雖、事業の性質に鑑み寧ろ之を集中的ならしむるの實際に適應するものなしとせず。之即ち事業合同の行はるゝ所以にして、従つて近年に到りては供給事業の如きは寧ろ減少の傾向あり。唯だ昭和七年十二月改正電氣事業法の施行に伴ひ、自家用電氣工作物施設者の新に電氣事業者となれるものありて同年末に於ては未開業事業を合せ八百五十に上れるが、昭和十年末に至りては八百八十八と成れり。而して自家用電氣工作物施設者は累年増加し、其の數八千三百九十八を數へ、昭和十年末に於ける總事業數は九千二百十六を算せり。而して是等を通じたる發電所出力は、其の落成せるもの水力三百四十一萬「キロワット」、火力二百六十四萬「キロワット」、合計六百五萬「キロワット」にして、又未落成出力は水力百六

十九萬「キロワット」、火力四十萬「キロワット」、合計二百九萬「キロワット」なるを以て、總計八百四十四萬「キロワット」を以て現下事業の大勢を示すものとす。

次に事業經營の方面を見るに、總資本金は五十二億圓を超え、固家資本額は五十九億圓を算し、本邦經濟界に於て重要な地位を占むるものとす。曩に一般經濟界の不況に累せられ、新規需用増進率の停滯並に既定需用の減退等の爲、其の収益率も亦低下し事業運営上尠からざる困難に遭遇せるも、其の間に處し事業の合同、營業の協定其他資産並業務の整理改善等行はれ、漸次合理的經營に向ひ歩を進めたり。而して近時非常時局に伴ひ重工業の活況は爲替安其の他に依る輸出工業の隆盛と相俟ち電力需用の著しき増加を見るに至れり。電氣事業の國民經濟上重要な所以は言を俟たざる所にして今や照明は殆ど電化し、需用の中心は電動機、電熱等の普遍的供給に向ひ、鐵道電化、家庭電化、農村電化等諸般合理化運動乃至家内工業の進展に伴ひ電力需用は一層促進せられむとするの傾向にあり。各方面に於ける電氣應用面の擴大は本邦産業開發上將た國民文化生活上一層其の緊要度を加ふるものなり。

## 一一 事業數及發電力の彙類

昭和十年末に於ける事業數及發電力の實況を擧ぐれば左表の如し。先づ事業數に就て看るに、電氣事業總數に實する種類別各事業數の割合は、一般電氣供給事業六十四%、電氣鐵道事業二十一%、前記二事業に對し電氣を供給する事業十%、電氣供給及電氣鐵道兼營業五%に相當す。更に之を企業形態別に就て看るに、總數の八十五%は私營にして公營は十五%に過ぎず。又私營中株式會社營は私營總數の九十七%を占め現に未開業として掲げたるもの、如きは凡て之に屬せり。更に原動力別に之を看るときは電氣事業に就ては主として水力發電に依るもの、四十%、火力發電に依るものは八%、受電に依るもの五十二%にして自家用施設に就ては主として水力發電に依るもの十四%、火力發電に依るもの十三%、受電に依るもの七十三%の割合とす。

次に發電力に就て看るに、總數の八十五%は電氣事業用に於て残り十五%は自家用とす。原動力に於ては、水力は總數の五十六%にして四十四%は火力に當れり。更に細分するに電氣事業用に於ては其の六十四%を水力、三十六%を火力に自家用に於ては其の十一%を水力、八十九%を火力に依れる實狀に在り。

企業形態別事業種類事業者數 (昭和十年末)

註 公營の計數中には國營(鐵道省)一を含む

種別	總數		私營				公營			
	開業	未開業	株式會社	合資會社	其他	縣營	市營	町村組	町營	村營
電氣事業合計	六八	三〇	六三	一〇	二	六	一六	一三	三	三
一般電氣供給事業(一)	五四	七	五七	一六	二	四	一六	一三	三	三
電氣鐵道事業(二)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
(一)及(二)ノ事業ニ 電氣ヲ供給スル事業(三)	一	九	一	一	六	一	一	一	一	一
(一)及(二)ノ事業ヲ 兼營スル事業(四)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
(一)及(二)ノ事業ヲ 兼營スル事業(五)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
自家用合計	八〇	三三	八〇	三三	三	一	一	一	一	一
總計	八八四	三三三	九、二六	八、三六	一	一	一	一	一	一

原動力別事業種類事業者數 (昭和十一年末)

種別	水力		火力		受電		合計	
	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業
電氣事業合計	三九	三	五	三	四〇	一五	六五	三〇
一般電氣供給事業(一)	二五	三	四	三	二五	一五	四〇	三〇
電氣鐵道事業(二)	一	一	一	一	一	一	一	一
總計	一、四六	一、三三	一、〇九	一、〇九	六、三五	二、〇〇	八、八四	三、〇三

電氣力別事業種類事業者數 (昭和十年末)

種別	五十キロワット未満		五十キロワット以上		百キロワット以上		五百キロワット以上		一千キロワット以上		五千キロワット以上		一萬キロワット以上		合計
	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	
電氣事業合計	一八三	一七六	二四	八五	二七	二六	七	七	一〇	四	二七	一三	九六	八八	
一般電氣供給事業(一)	一七六	一七六	二四	八五	二七	二六	七	七	一〇	四	二七	一三	九六	八八	
電氣鐵道事業(二)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
(一)及(二)ノ事業ニ 電氣ヲ供給スル事業(三)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
(一)及(二)ノ事業ヲ 兼營スル事業(四)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
(一)及(二)ノ事業ヲ 兼營スル事業(五)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
自家用合計	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九	
總計	一、四六	一、三三	一、〇九	一、〇九	六、三五	二、〇〇	八、八四	三、〇三	八、八四	三、〇三	八、八四	三、〇三	八、八四	三、〇三	

資本金別事業種類事業者數 (昭和十年末)

(備考 鐵道省を含まず)

種別	五萬圓未満		五萬圓以上		十萬圓以上		五十萬圓以上		百萬圓以上		五百萬圓以上		一千萬圓以上		五千萬圓以上		一億圓以上		合計
	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	開業	未開業	
電氣事業合計	一一一	一〇九	二〇	八七	一四五	四一	八三	一三	七	八七	一三	七	八七	一三	七	八七	一三	七	八七



第二節 電氣事業概況

一般電氣供給事業(一)	108	103	199	35	45	28	4	53
電氣鐵道事業(二)			3	3				17
(一)及(二)ノ事業ニ 電氣ヲ供給スル事業(三)			1	1	80	2		7
(一)及(二)ノ事業ヲ 兼營スル事業(四)			1	1	20	5		27
(一)及(三)ノ事業ヲ 兼營スル事業(五)					1	1	1	3
計			113	113	180	34	4	81

131

原動力別事業種類別発電力 (昭和十年末) (キロワット)

種別	電		氣		事		業		計	自家用	合計
	給事業(一)	事業(二)	(一)及(二)ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業(三)	(一)及(二)ノ事業ヲ兼營スル事業(四)	(一)及(三)ノ事業ヲ兼營スル事業(五)	計	計	計			
水力合計	3,950,755	46,367	674,081	262,166	1,580	4,944,959	1,580	1,580	1,580	1,580	5,100,770
未落成	2,643,146	1,840	449,236	223,635	1,580	3,407,997	1,580	1,580	1,580	1,580	3,407,997
落成	1,307,609	44,527	224,845	39,531		1,635,533					1,635,533
火力合計	1,300,033	85,475	36,596	340,338		1,712,442					1,712,442
未落成	1,170,247	77,300	27,596	303,976		1,579,119					1,579,119
落成	149,786	8,175	9,000	36,362		193,333					193,333
火力中内燃力合計	14,488	100	2,000	97		17,685					17,685
未落成	14,488	100	2,000	97		17,685					17,685
落成											
總計	5,270,774	131,843	1,043,677	621,944	1,580	7,059,322	1,580	1,580	1,580	1,580	7,060,902
未落成	3,833,993	79,140	755,833	577,633		5,172,599					5,172,599
落成	1,436,781	52,703	287,844	44,311		1,886,122					1,888,303

三 事業數及発電力の増加

最近十年間に於ける、發達の趨勢を見るに左表に示すが如し。先づ事業數は電氣供給事業を始め其の他事業も近年寧ろ漸減の傾向を示すも、これは産業合理化運動に伴ひ會社の合併及事業の譲渡の行はるゝに因るものなり。然れども自家用施設は累年増加し十年前に比し六十五%、五年前に比し三十二

%の増加率を示せり。次に發電力の増加の趨勢は、昭和五年以降經濟界の不況を反映して鈍化せるも、近年工業界の隆盛に伴ふ電力需用の増加と相照應し、發電力の増加率漸く顯著なるものあり。即ち總發電力に於ては十年前に比し百十八%五年前に比し四十%の増加率を示し、更に之を細分すれば、十年前に比し水力は八十八%、火力は百七十七%、五年前に比し水力は二十二%、火力は六十五%の夫々増加を見たり。

事業數累年比較 (開業)

年次	電氣事業			自家用	合計
	供給	鐵道	供給及鐵道		
昭和元年	55	9	4	4	54
二年	56	17	4	4	57
三年	54	12	4	4	55
四年	50	14	5	5	54
五年	53	15	4	4	52
六年	55	16	4	4	53
七年	60	16	4	4	58
八年	63	16	4	4	61
九年	63	16	4	4	61
十年	59	15	3	3	57

備考 昭和七年に於ける供給事業の増加は電氣事業法の改正に伴ひ自家用施設者の新に電氣事業者となれるものあるに因るものとす

發電力累年比較 (落成)

年次	水力	火力	合計	增加率(%)		比率	
				水力	火力	水力	火力
昭和元年	1,995,970	1,236,644	3,232,614	8.4	29.9	15.7	62
二年	2,111,077	1,556,044	3,667,121	7.4	9.7	8.3	62
三年	2,290,331	1,531,733	3,822,064	8.5	13.0	10.2	62
四年	2,571,949	1,611,674	4,183,623	12.7	5.2	9.7	62
五年	2,797,637	1,601,677	4,399,314	8.4	—	4.9	62
六年	3,055,930	1,599,568	4,655,498	9.3	—	5.8	62
七年	3,056,936	1,827,131	4,884,067	—	14.3	5.9	62
八年	3,268,705	1,911,037	5,179,742	—	4.6	3.0	62
九年	3,268,834	2,233,113	5,501,947	—	6.3	3.0	62
十年	3,407,997	2,638,573	6,046,570	4.1	15.7	3.3	62

四電燈

電燈の普及は殆ど全國に洽く、約一萬一千六百の市町村中孰れの事業者の電燈供給區域にも屬せず又産業組合等の使用區域にも屬せざる村數は昭和十年末に於て二百九を算するのみ。之等は孰れも僻邑離島に係れり。而して其の普及漸く飽

和状態となりし爲と、休廢燈の増加せるとにより増加率漸減するに至れり。最近十年間の電燈需用累年比較及昭和十年末府縣別電燈普及狀況左表の如くにして、昭和十年末取附燈數を十年前のものに比較するに増加率五十七%にして、前年に比するに5%の増加に當る。之を全國現在人口に割當つるに人口百人に付六十一燈に相當するを見る。

電燈需用累年比較 (定時燈)

年次	需用家數	取附電燈箇數	内從量燈	定額從量	
				一需要家當平均取附燈數	從量
昭和元年	101,657,739	2,999,676	8,882,665	2.9	100.2
二年	10,547,235	33,218,595	10,534,233	2.9	100.7
三年	10,847,433	33,780,744	11,840,011	2.9	100.7
四年	11,270,681	35,696,321	13,455,351	2.9	100.6
五年	11,353,373	36,601,637	14,571,217	2.9	100.4
六年	11,446,539	37,170,568	15,646,464	2.9	100.3
七年	11,599,061	38,048,433	16,882,164	2.9	100.1
八年	11,633,335	38,622,721	17,991,140	2.9	99.8
九年	11,755,694	40,533,219	20,045,475	2.9	99.9
十年	11,948,935	42,477,826	22,071,000	2.9	99.7

府縣別電燈普及狀況

(現住人口百人ニ對スル電燈箇數) (昭和十年末)

府縣	電燈箇數	普及率
北海道	37.7	70.7
青森	37.2	75.4
岩手	36.0	74.3
宮城	40.2	75.0
秋田	39.9	70.6
山形	36.4	70.3
福島	35.5	70.8
茨城	27.9	—
栃木	35.7	—
群馬	45.4	—
埼玉	43.4	—
千代田	50.4	—
東京	27.9	—
神奈川	37.9	—
山梨	35.7	—
静岡	45.4	—
富山	43.4	—
石川	40.8	—
福井	33.8	—
長野	37.2	—
岐阜	35.8	—
愛知	37.0	—
三重	35.5	—
奈良	—	—
和歌山	—	—
京都	—	—
大阪	—	—
兵庫	—	—
岡山	—	—
山陽	—	—
山口	—	—
徳島	—	—
香川	—	—
高松	—	—
愛媛	—	—
高知	—	—
福岡	—	—
佐賀	—	—
熊本	—	—
大分	—	—
鹿児島	—	—
沖縄	—	—

滋賀	徳島	香川	山口	熊本	五七〇	四四〇	四四〇	五五八	五二〇	五二〇
京都	高知	愛媛	徳島	大分	二五・六	四七・八	四七・三	四七・三	四七・三	五〇・六
大阪	鳥取	福岡	佐賀	宮崎	八七・四	五〇・〇	五七・四	五七・四	五七・四	五七・四
兵庫	岡山	福岡	佐賀	鹿島	八三・〇	五〇・〇	五七・四	五七・四	五七・四	五七・四
奈良	岡山	福岡	佐賀	鹿島	六四・七	五〇・〇	五七・四	五七・四	五七・四	五七・四
和歌山	岡山	福岡	佐賀	鹿島	五九・四	五〇・〇	五七・四	五七・四	五七・四	五七・四

電燈の普及は村落に比し都市に於て著しきものあるは多言を俟たざる所なり。今全国百二十七都市及六大都市に於けるものを示すに左表の如し。即ち全国百二十七都市に於けるも

全国百二十七都市及六大都市（昭和十年末）

全国百二十七都市總計	需用家數	取附電燈箇數	一需用家當平均取附燈數
内 東京市	四、五二一、四三三	三三、四九〇、一〇八	五・三
内 大阪市	一、二七七、八五五	七、四九八、八三三	六・四
同 名古屋市	五五五、五五五	二、八七四、二四五	五・二
同 京都市	二九、九七一	一、七六六、八〇〇	五八
同 名古屋市	二二六、三三四	一、〇四一、五九三	四・六
同 神戸市	一九〇、七〇三	一、〇〇七、六二二	五・三
同 横濱市	一四九、九一〇	六四四、六三三	四・三
六大都市合計	二、五三〇、〇七七	一四、七三三、〇八三	五・九

電燈中従量供給に依るものは累年激増の趨勢を示し、昭和十年末に於ては二千二百七萬燈を數へ、定額供給に依るものと其の地位を顛倒するに至れり。蓋し従量制は定額制に比し合理的の供給方法にして電力の節約に資する所大なるものあるを以て、之が供給制の新設及供給條件改善の行はるゝもの多きが爲なり。即ち定額及従量別燈數各年比率累年比較左表の如くにして、十年前の大正十四年に於ては、従量燈は總燈數の二十七％に過ぎざりしが、其の後漸次増加し昭和十年末に於ては五十二％を占むるに至りたるが如き注目し値するものあり。

定額及従量別燈數各年比率累年比較 (%)

年次	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
總箇數	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
内 定額	七〇	六七	六五	六三	六〇	五八	五六	五三	五一	四八
内 従量	三〇	三三	三五	三六	四〇	四二	四四	四七	四九	五二

五 電力

電氣利用の普及は、漸次動力を主とし更に農事又は家庭電化等にも其の重點を置くに至り、之等電力需用の増進は近時電燈に比し顯著なるものあり。最近十年間の電力需用累年比較左表の如くにして、昭和十年末電力需用を十年前のものに比較するに其の増加率百八十六％に當り、内電氣需用の如きは二百六十一％の増加率を示せり。

電力需用累年比較

年次	需用家數	取附電燈	
		取附電燈箇數	取附電燈ノ内電熱
昭和元年	三三七、四三三	一、五五六、九五五	一、二九〇、一〇八
同 二年	三六一、六二八	一、九九九、一三三	一、五二〇、六五九

年次	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
同 三年	四四三、五二一	一、九六六、三七〇	一、七三〇、〇一六	三一九、一七二	二、二六九、三九〇	二、〇〇九、二六〇	二、五七〇、四三三	二、五七〇、四三三
同 四年	五〇一、九九六	二、二六九、三九〇	二、〇〇九、二六〇	二、五七〇、四三三	二、二六九、三九〇	二、〇〇九、二六〇	二、五七〇、四三三	二、五七〇、四三三
同 五年	五八五、〇八七	二、四七〇、八八一	二、〇八二、二九六	二、九六六、七三三	二、六五〇、五三三	二、三六三、八〇三	三、八〇七、七九	三、八〇七、七九
同 六年	六九三、二二三	二、六五〇、五三三	二、三六三、八〇三	三、四四〇、〇〇八	二、七六七、三五四	二、四七〇、一〇〇	三、四四〇、〇〇八	三、四四〇、〇〇八
同 七年	八〇〇、四三六	二、七六七、三五四	二、四七〇、一〇〇	三、七二七、〇〇	二、九六六、七三三	二、六五〇、五三三	三、七二七、〇〇	三、七二七、〇〇
同 八年	一、二七、二三	二、九六六、七三三	二、六五〇、五三三	三、七二七、〇〇	三、〇五五、二二四	二、八五八、二二五	三、七二七、〇〇	三、七二七、〇〇
同 九年	一、八一、七二五	三、〇五五、二二四	二、八五八、二二五	三、七二七、〇〇	三、五二八、八三三	三、二八八、〇三六	三、七二七、〇〇	三、七二七、〇〇
同 十年	一、三二、五九六	三、五二八、八三三	三、二八八、〇三六	三、七二七、〇〇	三、五二八、八三三	三、二八八、〇三六	三、七二七、〇〇	三、七二七、〇〇

備考 電力取附キロワット數の中昭和八年のものは大部分契約キロワット、同九年以降のものは全部契約キロワットとす

昭和十年末電力需用内譯、定額及従量別電力需用各年比率累年比較及用途別電力使用高左表の如し。昭和十年末定時電力需用三百四十一萬三千「キロワット」中従量供給に依るものは三百十八萬八千「キロワット」に上り其の大部分を占め

居れり。即ち定額及従量別電力需用の推移を見るに大正十四年末に於ては、定額供給は尙定時電力の十九%を示したるが十年後の昭和十年末に至りては従量供給の九十三%に對し僅に七%を數ふるに過ぎざるに至りたるが如き電力供給制の歸趨を窺ふに足るものあり。尙定時電力需用を電動力と電熱其

の他に分ち比較するに電動力九十二%電熱其の他八%にして、電熱其の他は其の需用増進率の比較的顯著なるものあるに拘らず總電力需用より看るときは其の電力利用の分野は尙極めて狭少なるものとす。

電力需用内譯 (昭和十年末) (契約キロワット)

總數	内			定			時		
	電	動	力	電	熱	其ノ他	合	從	計
定額	從量	計	定額	從量	計	定額	從量	計	
三、五八、八三三	二、〇七、〇七三	二、九三、〇四四	三、一三、〇七一	一七、九五三	二六五、九九三	一八三、九四五	三、四、九六〇	三、一八、〇三六	三、四三、〇六六

定額及従量別電力需用各年比率累年比較 (%)

年次	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
總キロワット數	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
内定額	一七	一六	一一	一一	一〇	九	七	七	七	七
内從量	八三	八四	八八	八九	九〇	九一	九三	九三	九三	九三

用途別電力使用高 (昭和十年)

種別	キロワット數	合計ニ對スル割合 (%)
紡織工業	五七、八八〇	一四
金屬工業	六七、六六一	一六
機械器具工業	三九、九九七	一〇
窯業	三三、一九七	六
化學工業	八三、四一五	二〇
製材及木製品工業	一五、三三〇	四
印刷及製本業	三三、〇八一	一
食品工業	三〇、九七	一
雜工業	七〇、〇八	二
鐵業	三三、三九四	八
農業及水産業	八四、三七	二
其他	六四、九六五	一五
合計	四、一六、〇六	100

尙電燈用電力を合せたる各年發電電氣力量累年比較を示せば左表の如し。即ち昭和十年のものを十年前のものに比較するに百七十九%、五年前に比較するに七十七%の増加率を示し、特に近年産業の活況に伴ふ需用電力の増加顯著にして昭和八年に於ては其の前年に比し三十五%の激増を、亦同十年に於ては十五%の増加を見たり。

發電電氣力量累年比較

年次	電氣力量 (キロワット時)	増加率 (%)
昭和元年	九、〇九、三二、六〇九	一七・五
昭和二年	九、七四、六、一〇四、六一〇	七・三
昭和三年	一、〇六、〇、八六、三〇三	一三・五
昭和四年	一、一〇、七、四九、三〇六	一〇・四
昭和五年	一、三、六、〇、八二、八八五	一〇・四
昭和六年	一、三、五、七、六六、九八八	一〇・四
昭和七年	一、一、八、九、二、五、二、六四	五・六
昭和八年	一、六、九、一、七、四、〇、〇八	三五・一
昭和九年	一、八、七、三、六、一〇、一四六	一〇・八
昭和十年	二、一、五、八、七、〇〇、一七三	一四・七

六 電氣鐵道

交通機關の發達に伴ひ近時電氣鐵道の延長著しく、都市の連絡及都市近郊に施設せらるゝものゝ如き概ね電氣設備に依り、更に進みては國有鐵道幹線電化の實現を見つゝあり。之を統計に徴するに國有鐵道の分を布き左表に示すが如く十年前に比し鐵道直長約百三%、走行料數六十七%の増加率を示し、乗客人員に於ても亦相當の増加を見たり。

年次	鐵道、亘長	客車走行軒數	乗客數
大正十四年	二、九三三	三五、八〇、八九四	一、八七三、〇四、四二八
昭和五年	五、七四〇	五七、六六、三五六	二、一六五、七五、六七三
同十年	五、九四三	五九、四三、二五二	二、〇三六、六、九三三

### 七 資本及利益

昭和十年電氣事業種類別資本金及利益金を示すに左表の如し。電氣事業總資本金に對する種類別各事業資本金の割合は一般電氣供給事業四十九%、電氣鐵道事業十二%、前記二事業に對し電氣を供給する事業十%、電氣供給及電氣鐵道兼營事業二十九%に相當す。又社債及借入金總額は株式會社拂込資本金總額の、六十八%、固定資産額の四十四%を示し居れ

事業種類別資本及利益 (昭和十年末)

種別	總資本金	拂込資本金	固定資産	社債及借入金	利益金	利益金ノ拂込資本金ニ對スル割合%
電氣事業合計	五、〇三三、〇九九	四、二四、元九、五五六	五、八九五、四四一、九九九	二、二四〇、四三三、〇五九	三三三、七三〇、天三	五・五
一般電氣供給事業(一)	二、五五〇、九〇、九〇五	二、〇六四、九一七、三六六	三、〇七、八八三、九九六	一、三二一、七〇四、九九九	一五九、五五七、〇六五	七・七
電氣鐵道事業(二)	六四三、三六、一八八	四七三、四二二、六〇〇	七八、四四七、二二〇	三〇〇、一七七、六七五	一一、三〇三、四四四	二・六
(一)及(二)ノ事業ニ	五二一、〇七五、七四五	三九八、四七、五三三	四〇〇、七二一、七四五	一一一、九四、三三四	八、〇一一、四七五	二・三
電氣ヲ供給スル事業(三)						
(一)及(二)ノ事業ヲ兼營スル事業(四)	一、四九七、七九四、五三六	一、一三六、四三三、〇二八	一、六〇八、八三七、〇四四	五〇五、〇六、〇六	四五、七九、四〇〇	三・七
兼營スル事業(五)	六、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	七、八五二、八四四	一、三三〇、〇〇〇	二一九、一九七	二・三

備考 拂込資本金中には株式會社經營以外の資本金八五二、七三九、八一六圓を含み、借入金中には株式會社經營以外のものを含まず

資本金及利益金累年比較及配當別事業種類別事業數左の如し。即ち總資本金は十年前に比し八十五%、五年前に比し二十七%、固定資産は十年前に比し百十三%、五年前に比し二十七%の夫々増加率を示したるに、社債及借入金は十年前に比し百九%の増加を示すも、五年前に比し六%の減少を見た

り。次に利益金の拂込資本金に對する割合を見るに、其の利益率は比年一割内外の程度にありたるも、昭和五年以降一般經濟界の不況に累せられ漸次低下したるも、昭和八、九年を底とし、昭和十年に於ては漸く回復の兆を示したり。尙配當

### 資本及利益累年比較

年次	總資本金	拂込資本金	固定資産	社債及借入金	利益金	利益金ノ拂込資本金ニ對スル割合%
昭和元年	三、八七三、三三、六九九	二、四三三、五七、七〇〇	三、一七、三〇、七七六	一、三三、二八〇、〇六六	二七九、三三、五四〇	一・四%
同二年	三、五五、九九、三五四	二、六七七、五三、一九六	三、六六、元七、二二二	一、五〇、〇四、三四八	二七九、五四〇、九〇三	一〇・四
同三年	三、七四〇、九〇、五、三三	二、八六、七六、五五五	三、九二、三三、九一六	一、八八、七五九、六六五	二八二、八七九、五三八	九・九
同四年	三、九四、八六、八三	三、〇九三、二、八九三	四、三六、八八〇、七五二	二、一九、八七〇、八〇三	三〇一、八九九、七六八	一〇・〇
同五年	四、〇九、九三、五、六	三、一八〇、八〇、一、五七七	四、六五、七、四、〇	二、三、二〇、六、一〇	二五五、八四五、〇二〇	八・〇
同六年	四、一四三、〇四、二、九五〇	三、三三四、八〇、一、五五	四、七五、〇五、六、一一	二、四七、三三、七、一〇	三三七、〇六、一、八三〇	七・〇

り。次に電氣事業總資本金中株式會社經營のもの六百四十四事業の資本金は、四十三億五千萬圓にして電氣事業總資本金の八十四%を占む。今之を全國株式會社經營各種企業二萬一千九百七十七事業、其の資本金總額百八十七億八千萬圓(商工省會社統計に據る)に比較するに、電氣事業は其の事業數に於ては僅に三%を示すに過ぎざるも、其の資本金額に於ては二十三%を占め。實に本邦株式會社經營各種企業中第一位に在るものとす。

尙利益金の拂込資本金に對する割合は、電氣事業合計に於ては五分五厘に當るも、之を事業種類別に於て見るに、一般電氣供給事業は七分七厘の成績を示すに。電氣鐵道事業に於ては二分六厘の低位を示すが如き電氣事業成績の一斑を窺知するに足るべし。

第二節 電氣事業概況

年次	同 七 年	同 八 年	同 九 年	同 十 年
電氣事業(株式會社)合計	四、七四、七六、三三	四、五二、六三、二四	四、九〇、四八、二四	五、二〇、〇九、三四
一般電氣供給事業(一)	三、三六、八四、〇九	三、四九、〇三、一三	三、九五、六六、五八	四、二四、六九、五六
電氣鐵道事業(二)	四、八八、一七、五〇	五、一九、七〇、四八	五、七九、一四、三三	五、八九、五〇、九七
(一)及(二)ノ事業ニ	二、四九、〇四、九七	二、三〇、二六、八〇	二、三四、一〇、六六	二、二四、〇三、〇五
電氣ヲ供給スル事業(三)	一、五九、九六、七九	一、八三、〇九、七五	二、〇五、〇五、七〇	二、三五、七三、五三
(一)及(二)ノ事業ヲ	一、五九、九六、七九	一、八三、〇九、七五	二、〇五、〇五、七〇	二、三五、七三、五三
兼營スル事業(四)	一、五九、九六、七九	一、八三、〇九、七五	二、〇五、〇五、七〇	二、三五、七三、五三
(一)及(三)ノ事業ヲ	一、五九、九六、七九	一、八三、〇九、七五	二、〇五、〇五、七〇	二、三五、七三、五三
兼營スル事業(五)	一、五九、九六、七九	一、八三、〇九、七五	二、〇五、〇五、七〇	二、三五、七三、五三

備考 昭和七年以前の借入金中には短期借入金及支拂手形を含む

配當別事業種類別事業者數 (昭和十年末)

種 別	以 一割五分 以上		一割二分 以上	一割以上	八分以上	五分以上	五分未満	無配當	缺 損	其ノ他	合 計
	以	以	一	八	五	五	無	缺	其		
電氣事業(株式會社)合計	二	二	二	二	七	一	一	一	一	三	六
一般電氣供給事業(一)	二	二	二	二	七	一	一	一	一	三	六
電氣鐵道事業(二)	二	二	二	二	七	一	一	一	一	三	六
(一)及(二)ノ事業ニ	二	二	二	二	七	一	一	一	一	三	六
電氣ヲ供給スル事業(三)	二	二	二	二	七	一	一	一	一	三	六
(一)及(二)ノ事業ヲ	二	二	二	二	七	一	一	一	一	三	六
兼營スル事業(四)	二	二	二	二	七	一	一	一	一	三	六
(一)及(三)ノ事業ヲ	二	二	二	二	七	一	一	一	一	三	六
兼營スル事業(五)	二	二	二	二	七	一	一	一	一	三	六

八 電氣機器類

電氣機器に就ては當初主として之を外國品の輸入に仰ぎたりしも、漸次内地製造工業の發達を見るに至り、特に歐洲戰役當時に於て其の急激なる増加を示し、却て多額なる數量を

海外に輸出するに至れり。昭和元年以降十箇年間に於ける生産狀況を擧ぐれば左表の如く、昭和五年以降の不況に因り生産額の著しき減退を示したるも、最近産業界の回復と共に漸次増加の趨勢を示し、昭和十年の如きは前年に比し四十九%の増加を見たり。

年 次	昭 元 年	二 年	三 年	四 年	五 年	六 年	七 年	八 年	九 年	同 十 年
電氣機械器具	一〇五、一〇一、〇〇〇	九四、〇〇〇、〇〇〇	一五、三九五、〇〇〇	一三、七六、〇〇〇	一〇六、八四、〇〇〇	七三、八四、〇〇〇	七、三三〇、〇〇〇	一一、〇八〇、〇〇〇	一三、五五三、〇〇〇	一七、四一九、〇〇〇
電 球	一六、一〇六、〇〇〇	二五、八八五、〇〇〇	二六、八二七、〇〇〇	二九、〇八八、〇〇〇	三三、二二六、〇〇〇	一七、八一、〇〇〇	一五、五七七、〇〇〇	二二、四六六、〇〇〇	二四、一八八、〇〇〇	二五、六〇八、〇〇〇
電線及電纜	一一三、五五一、〇〇〇	一〇七、三六六、〇〇〇	一〇九、四七二、〇〇〇	一一〇、五五三、〇〇〇	七三、七五、〇〇〇	五二、四三三、〇〇〇	四九、二八一、〇〇〇	七九、七七四、〇〇〇	六九、四六八、〇〇〇	一三、六三三、〇〇〇
合 計	三三四、八五九、〇〇〇	三二七、九七三、〇〇〇	三二六、九五四、〇〇〇	三二九、九五四、〇〇〇	二六六、三六九、〇〇〇	一〇三、六八一、〇〇〇	一四一、六六、〇〇〇	二一五、一〇〇、〇〇〇	二二七、四九、〇〇〇	三三三、六四九、〇〇〇

高記録を示すに至れり。

九 電氣化學工業

電氣化學工業は一般産業の發達に激成せられ、殊に歐戰亂當時に於て頗に其の産額を増大したるも、平和回復後交戰諸國の産業の回復と共に衰退の餘儀なきを見たり。其の後昭和三年、四年の交に於て著しく衰勢を挽回したるも昭五年以降の不況に際し再び減退を來したり。然るに最近に於ける産業界の活況に連れ産額の増大顯著なるものあり。昭和八年に於ては大正四年以來の景況を現出し、昭和九年には前年に比し稍々減退を見たるも、昭和十年に於ては再び激増し、最

種 別	製 作 高
炭 灰	一三、二五五、〇〇〇
石灰窒素、硫酸安母尼亞	二八、九二五、〇〇〇
燐	一、五〇六、〇〇〇
鐵、鋼、合金鐵	一四、八四九、〇〇〇
銅	五四、二九五、〇〇〇
金	四七、六六二、〇〇〇
銀	一四、五三六、〇〇〇



合	沖	鹿	宮	熊	大	長	佐	福	愛	高	德	香	山	岡	廣	兵	島	鳥	和	大	奈
計	兒	島	崎	本	分	崎	賀	岡	媛	知	島	川	口	山	島	庫	根	取	山	阪	良
	繩	島	崎	本	分	崎	賀	岡	媛	知	島	川	口	山	島	庫	根	取	山	阪	良
一、二〇九	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四、七三三、三八	七〇、〇六四	一三七、五九三	二九、五三三	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五	一〇三、九五五
四五三	一	一〇	一	七	四	四	七	二	五	五	一	三	八	八	三	三	一五	二	二	二	八
三、五三三、九〇〇	二八、九三〇	四九、八二二	一八、六五五	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三	二四、七四三
一、六六三	一	四九	八四	三七	九	九	一五	一三	二四	三	二	七	一六	二四	二九	二六	二九	二九	二九	二九	一六
一、八六六、二七六	九、九九四	三三、七六五	一四、〇七七	二八、三三六	一、九九五	一、九九五	三六、二四一	七、六九九	四六、七三三	四六、七三三	四六、七三三	四六、七三三	四六、七三三	四六、七三三	四六、七三三	四六、七三三	四六、七三三	四六、七三三	四六、七三三	四六、七三三	四六、七三三
一、四四七	八	三	二	三	三	三	二	五	九	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
一〇、九三三、六二九	一三、二二	一〇〇、六二六	三五、六〇三	三五、八三五	一七〇	一七〇	二、二八五	二、四八九	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八
二、八〇九	五九	七五	六九	六〇	六〇	六〇	一一	一七	三三	六〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
一〇、九三三、六二九	一三、二二	一〇〇、六二六	三五、六〇三	三五、八三五	一七〇	一七〇	二、二八五	二、四八九	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八	一九、六六八

備考 未許可欄は逕信省選定の水力地點にして未だ水力使用の許可を得ざるもの  
 一、水力使用許可の水力地點は許可の最大キロワット数に依り、同未許可の水力地點は平水書キロワット数に依る  
 二、水力使用許可の水力地點は一地點七五キロワット以上、同未許可のものは一地點一五〇キロワット以上とす

### 第三節 昭和十一年電氣事業の異動

昭和十一年中(自一月一日至十二月三十一日)電氣事業の異動左の如し、尙本調査は逕信省電氣局編纂にかゝる「電氣事業月報」によりこれを編纂したるものである、即ち左の十二項目に分つ

- 一、新設事業
- 二、開業事業
- 三、供給區域擴張軌道延長
- 四、新設發電所
- 五、落成發電所
- 六、發電所出力變更
- 七、發電所廢止
- 八、受電、受電廢止、受電力變更
- 九、水利使用許可
- 十、合併讓渡許可
- 十一、資本
- 十二、準用事業認定その他

#### 新設事業

昭和十一年中新に事業經營の許可を受けたるもの

- ▼渡川水力電氣 ▲特定電力を四國中央電力に供給、供給地點自社佐賀發電所、水力常時四、三〇〇キロ、特殊五、六〇〇キロ、資本金一五〇〇、〇〇〇圓本社愛媛縣新居郡新居濱町乙一ノ一(一月)
- ▼西部共同火力 ▲起人木村平右工門外七名、特定電力を九州水力電氣、日本製鐵に供給、供給地點自社戸畑發電所汽力常時二七、〇〇〇キロ内所内用二、〇〇〇キロ、資本金一

- 五、〇〇〇〇〇〇、本社東京市麴町區丸ノ内三ノ六(五月)
- ▼中部共同火力 發起人松永安左工門、特定電力を東邦電力、矢作水力、日本電力、中部電力、合同電氣、揖斐川電氣、大同電力、供給地點自社名港發電所、汽力最大五〇、〇〇〇キロ、資本金一五、〇〇〇、〇〇〇、本社東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地ノ一(七月)
- ▼關西急行電鐵 自三重縣桑名町大守市繩九四ノ二至愛知縣名古屋市中區笹島町地先省線名古屋驛構内、受電常時二、〇〇〇キロ、資本金三、二〇〇、〇〇〇圓本社大阪市天王寺區上本町六丁目一番地(七月)
- ▼湯島電氣 ▲電燈電力を天草郡湯島村に供給、内燃力常時九キロ、資本金三〇、〇〇〇圓、本社大分縣大野郡犬飼町大字犬飼七七番地(八月)
- ▼東北振興電力 設立委員長水野鍊太郎、特定電力、水力常時一五、九〇〇キロ、特殊二五、〇〇〇キロ資本金三〇、〇〇〇、〇〇〇圓。本社仙臺市均當臺通二八宮城縣商工獎勵館内(十月)
- ▲日隅電力、發起人神田猛熊外八名、特定電力を球磨川電氣に供給供給地點自社松山發電所、水力常時三六〇キロ、特殊一、一三〇キロ、資本金一、五〇〇、〇〇〇圓、本社宮崎縣都城市姫城町四〇六二(十一月)
- ▼鬼首興業 ▲特定電力を宮城縣及び本社自家用に供給し、供給地點



(自社)蟹澤發電所(宮城縣)荒雄川發電所、水力常時二二〇キロ  
特殊一八〇キロ、資本金 一、〇〇〇圓。本社宮城縣玉造郡鬼首村  
下蟹澤一六(十二月)

▼東京高速鐵道 自澁谷大和田至丸ノ内、自新宿至築地受  
電常時三八〇〇キロ、資本金三〇、〇〇〇、〇〇〇圓、本社東  
京市京橋區銀座三ノ四(十二月)

▼奈留島村營▲電燈を長崎縣南松浦郡奈留島村に供給、内燃力常時  
一〇キロ、本社長崎縣南松浦郡奈留島村(十二月)

### 開業事業

昭和十一年中新に事業經  
營の許可を受けたるもの

▼幌滿川水力電氣 特定電力を日高電燈に供給、供給地點北海者襟似  
郡襟似村大字冬島村字コトニ番外地、水力常時五八〇キロ、特殊二  
七〇キロ、資本金二〇〇、〇〇〇圓、本社北海道浦河郡浦河町大字  
浦河村字ボンナイブト六四八(一月)

▼黒瀬電燈▲電燈電力を長崎縣西彼杵郡黒瀬村に供給、受電最大二  
〇キロ、資本金二〇、〇〇〇圓、本社長崎縣西彼杵郡黒瀬村(四月)

▼大井川電力 特定電力を東京電燈に供給、供給地點(自  
社)大井川發電所、小山發電所、水力最大六三、六〇〇キロ、  
資本金一、五〇〇、〇〇〇圓、本社東京市麴町區丸ノ内一ノ六  
ノ一(十一月)

▼南對島電氣▲電燈電力を長崎縣下縣郡豆蔵村一圓に供給、内燃常  
時二〇キロ、資本金二〇、〇〇〇圓、長崎縣下縣郡原町東川端町

▼大日本電力(區域擴張) 北海道勇拂郡安平村大守追分一  
圓(但市街地は既許可)(五月)

▼下野電氣鐵道(區域擴張) 栃木縣鹽谷郡栗山村大守日向  
日蔭、黒部、上栗山(五月)

▼富山電氣鐵道(鐵道新設) 自富山縣下新川郡石田村耕地整理地區  
第一區一二五ノ三至同縣同郡三日市町字御藏四二五(五月)

▼廣島電局(區域擴張) 廣島市宇品町地先埋立地(五月)

▼宇部電氣鐵道(鐵道新設) 自山口縣厚狹小野田町守小中  
原三、八二九至同縣同郡同町守二ノ大須惠二六六(五月)

▼神都電氣興業(區域擴張) 宮崎縣西諸縣郡須木村(五月)

▼大島電氣(區域擴張) 鹿児島縣大島郡住用村大字神屋及見里(五  
月)

▼京都市(鐵道新設) 自京都市下京區大宮八條下ル三丁目片  
原町三九八至同市同區九條西山町一及び自京都市上京區平  
野櫻木町一一同市同區一條通北野白梅町四(六月)

▼廣島電氣(區域擴張) 廣島縣加茂郡川尻町地先埋立地、  
(六月)

▼山口縣(區域擴張) 宇部市大字藤曲昭和開作(沖ノ土手下地先海  
面埋立地)の一部(六月)

▼大日本電力(區域擴張) 北海道兩龍郡幌加内村〇一郡  
(雨龍川ノ左岸)(七月)

▼東京市(區域擴張) 東京市芝區第二號埋立地西南面地先  
第八號埋立地(七月)

### 供給區域擴張及軌道延長

昭和十一年中供給區域擴張又は  
軌道延長の許可を受けたるもの

▼四國水力電力(區域擴張) 香川縣三豐郡仁尾町大守仁  
尾丁一、四四五仁尾鹽田株式會社埋立地(一月)

▼廣島電氣(區域擴張) 岡山縣小田郡神島外村大守高島  
差出島、明地島、小高島(一月)

▼北木電氣(區域擴張) 岡山縣小田郡神島外村大字高島(一月)

▼四國中央電力(區域擴張) 岡山縣新居郡新居濱町乙一  
番地ノ三地先海岸埋立地(二月)

▼山形縣東置賜郡總町村組合(區域擴張) 山形縣南置賜郡中津川村  
(五月)

▼京都電燈(區域擴張) 兵庫縣出石郡高橋村(三月)

▼山口縣(區域擴張) 山口縣都濃郡太華村守大島大海海  
軍用地先埋立地(三月)

▼伊豫鐵道電氣(鐵道新設) 自松山市大手町一丁目一至同市南江戶  
町字行先三八〇番地ノ第六地(三月)

▼新島電燈(區域擴張) 東京府新島本村大字式根島(四月)

▼富山市(鐵道新設) 自富山市東田地方町字指引割四五ノ一至同市  
同町字宮下割六一(四月)

▼中部電力(區域擴張) 愛知縣碧海郡高濱町先海岸埋立地  
(四月)

▼中國合同電氣(區域擴張) 岡山縣兒島郡宇野町大字宇野  
字濱崎二八五七番地先海面埋立地(七月)

▼木更津電燈(區域擴張) 千葉縣君津郡木更津町及巖根村地先海面  
埋立地(八月)

▼東京電燈(區域擴張四件) 橫須賀市浦郷町天神地先海岸  
面埋立地、神奈川縣三浦郡葉山町堀内字五ッ合鑿摺地先海  
面埋立地、同縣同郡大楠町字新宿地先海面埋立地、  
(八月)

▼名古屋市(鐵道新設) 自名古屋市東區田代町字月見坂一  
九番地先ノ五至同市同區同町字新地五七番地ノ一(八月)

▼四國中央電力(區域擴張) 愛媛縣新居郡新居濱町地先海  
面埋立地(八月)

▼道南電氣(區域擴張) 北海道大樽郡大樽村(九月)

▼東京電燈(區域擴張) 東京市深川區枝川町一丁目及二丁  
目地先第六號及第七號埋立地(九月)

▼名古屋市(鐵道新設) 自名古屋市南區熱田西町字日比野二一至同  
市同區港港本町一ノ一(九月)

▼熊本電氣(區域削除) 熊本縣天草郡栖本村守柳田及白戸  
(九月)

▼球磨川電氣(區域擴張) 熊本縣天草郡栖本村字柳田及白  
戸(九月)

▼東邦電力(區域擴張) 長崎縣松浦郡鷹島村(黒島を除く)  
(十月)

- ▼豊後電氣(區域擴張) 大分縣下毛郡深耶馬溪村大字寺小野、家籠及小柿山(十月)
- ▼大島電氣(區域擴張) 鹿兒島縣大島郡三方村大字大熊浦上、有屋及仲勝(十月)
- ▼名護電燈(區域擴張) 沖縄縣國頭郡本部村今歸仁村及羽地村(十一月)
- ▼多磨湖鐵道(鐵道新設) 自東京府北多摩郡東村山村回田字前野一三三八至同郡同村回田字堺三六村山貯水池停車場(十二月)
- ▼富岩鐵道(鐵道新設) 自富山縣東岩瀨町西ノ宮守中稻割七九至同町東岩瀨村西堀割八九番地先埋立地(十二月)
- ▼高岡電燈(區域擴張) 石川縣珠洲郡西海村(十二月)
- ▼山口縣(區域擴張) 下關市大字彦島字宮ノ前地先海面埋立地(十二月)
- ▼九州電氣軌道(區域擴張) 福岡縣八幡市地先海岸埋立地(十二月)

### 新設發電所

昭和十一年中に新設の許可を たるもの

- ▼伊豫鐵道電氣の第三面河發電所 (位置) 愛媛縣上浮穴郡柳谷村(原動力) ○澁川水系面河川(出力) 常時二、九六〇キロ特殊四、二四〇キロ最大六、九〇〇キロ(一月)
- ▼釧路川水電の下頓別發電所 (位置) 北海道枝幸郡頓別村字頓別一四九(原動力) 内燃力(出力) 常時七〇キロ(二月)
- ▼東邦電力の森山發電所 (位置) 岐阜縣加茂郡川邊町大字

- 西柄木字平井一〇七六(原動力) 飛彈川(出力) 常時五、八〇〇キロ(二月)
- ▼新島電燈の式根島發電所 (位置) 東京府新島本町大字式根島字石白川、(原動力) 内燃力(出力) 常時七、五キロ(四月)
- ▼富山縣電氣局 和田川發電所(位置) 富山縣上新川郡大山村有峯地内眞川谷割一七(原動力) 常願寺川水系和田川同足谷溪流、同東坂森谷溪流、同大谷溪流及貞川、(出力) 最大二、四〇〇キロ 有峯發電所(位置) 同縣同郡同村有峯地内村川谷割二七(原動力) 常願寺川水系眞川(出力) 最大三、六〇〇キロ 大品山發電所(位置) 同縣同郡同村本宮字瀬戸藏、(原動力) 常願寺川水系和田川、同足谷溪流、同東坂、森谷溪流、同大谷溪流及眞川、(出力) 最大六、五〇〇キロ 眞川第二發電所(位置) 同縣同郡同村本宮、字瀬戸藏割三番ノ八五、(原動力) 常願寺川水系和田川、同足谷溪流同東坂森谷溪流、同大谷溪流及眞川(出力) 最大一、八〇〇キロ(以上五月)
- ▼盛岡電燈の繫發電所 (位置) 岩手縣岩手郡御所村(原動力) 北上川水系雫石川(出力) 常時一、三七〇キロ、特殊一、八一〇キロ、最大三、一八〇キロ(六月)
- ▼宇治川電氣の和田發電所 (位置) 奈良縣吉野郡天川村大字和田、(原動力) 熊野川水系天ノ川、(出力) 常時二、五〇〇キロ、常時尖頭一、五〇〇キロ、特殊一、七五〇キロ、最大二、〇〇〇キロ(六月)

- ▼電氣化學工業の姫川第五發電所 (位置) 長野縣北安曇郡北小谷村字臺所九、九六一、(原動力) 水力(出力) 常時九、八〇〇キロ、特殊一四、六〇〇キロ(七月)
- ▼木曾發電の相ノ澤發電所 (位置) 長野縣西筑摩郡大桑村(原動力) 水力常時一、八〇〇キロ、特殊二、八四〇キロ、(七月)
- ▼中部共同火力の名港發電所 (位置) 名古屋市南區稻永新田字を五四八、(原動力) 汽力常時 五〇、〇〇〇キロ(他に所内用三、〇〇〇キロ) (七月)
- ▼刈屋電氣の刈屋火力發電所 (位置) 岩手縣下閉伊郡刈屋村大字刈屋第十地割十八番ノ二(原動力) 内燃力(出力) 補給四八キロ(八月)
- ▼富士電力の大間發電所 (位置) 静岡縣榛原郡上川根村、(原動力) 大井川水系寸又川、(出力) 常時 四、二〇〇キロ、特殊二、二〇〇キロ、常時尖頭八、〇〇〇キロ、最大尖頭一六、〇〇〇キロ(八月)
- ▼日本海電氣の岩瀨發電所 (位置) 富山市中島字馬道割六、(原動力) 汽力、(出力) 補給一〇、〇〇〇キロ(八月)
- ▼矢作水力の尾口發電所、(位置) 石川縣能美郡尾口村、(原動力) 手取川水系尾漆川、日附ヶ谷川、(出力) 常時七、一〇〇キロ、特殊七、九〇〇キロ
- ▼大同電力の福島發電所 (位置) 長野縣西筑摩郡福島町字神戶三七八八番地(原動力) 木曾川水系木曾川(出力) 常時九六〇キロ、特殊

- 八四〇キロ(備考、木曾川電力より譲受せるもの)▼小川發電所(位置) 長野縣西筑摩郡上松町大字小川字小田町三、五六三(原動力) 木曾川水系小川(出力) 常時三〇キロ(備考前に同じ)(以上八月)
- ▼湯島電氣の湯島火力發電所 (位置) 熊本縣天草郡湯島村大字湯島字三本松一〇二〇(原動力) 内燃力(出力) 常時九キロ(九月)
- ▼群馬水電の原町第一發電所 (位置) 群馬縣吾妻郡原町、(原動力) 吾妻川(出力) 常時一二、二〇〇キロ、特殊二、四〇〇キロ常時尖頭二四、〇〇〇キロ(備考、東京電燈にて工事中のものを譲受) (九月)
- ▼昭和電力の東勝原發電所 (位置) 福井縣大野郡五個村、(原動力) 九頭龍川水系打波川(出力) 常時六八〇キロ、特殊一、〇〇〇キロ(九月)
- ▼大同電力の寢覺發電所 (位置) 長野縣西筑摩郡上松町大字小川字北野、(原動力) 木曾川水系木曾川、玉瀧川、小川、(出力) 常時九、六〇〇キロ特殊二三、〇〇〇キロ(九月)
- ▼東北振興電力の阿武隈第二發電所 (位置) 福島縣伊達郡立子山村大字染物三(原動力) 阿武隈川(出力) 常時一二、二〇〇キロ、特殊二〇、八〇〇キロ(十月)
- ▼北大島電氣の戸口發電所 (位置) 鹿兒島縣大島郡瀧郷村大字戸口(原動力) 前川水系松ノ木川(出力) 常時六〇キロ
- ▼京濱電力の釜無川第三發電所 (位置) 山梨縣北巨摩郡若神子村字若神子字肥道五、六二〇(原動力) 富士川水系釜無川、(出力) 常時四九〇、常時尖頭一、〇七〇キロ(昭

和十三年落成豫定) 島々谷發電所 (位置) 長野縣南安曇郡安曇村字島々谷 (原動力) 信濃川水系島々谷川、(出力) 常時一、〇〇〇キロ、特殊一、六一〇キロ (昭和十三年落成式豫定) (以上十一月)

上井田水力電氣の上井田發電所 (位置) 大分縣大野郡上井田村大字宮生字火振三、二二五 (原動力) 大野川 (出力) 常時一三〇キロ

日隅電力 (發起人神田猛熊外六名) の松山發電所 (位置) 鹿

兒島縣贈嶽郡松山村大字新查字野久尾二、〇八九、(原動力) 菱田川水系菱田川 (出力) 常時三六〇キロ、特殊一、一三〇キロ (昭和十二年落成豫定) (十一月)

關西共同火力の第二發電所 (位置) 兵庫縣武庫郡大庄村末廣町一丁目五番地 (原動力) 汽力 (出力) 常時七五、〇〇〇キロ (昭和十二年落成豫定) (十二月)

鬼首興業の蟹澤發電所 (位置) 宮城縣玉造郡鬼首村字下蟹澤三九 (原動力) 北上川水系田代川 (出力) 常時二二〇キロ、特殊一八〇キロ (既設) 従来は自家用施設なりしもの (十二月)

中部電力の工場發電所 (位置) 静岡縣磐田郡山香村大字湯ノ元 (原動力) 天龍川水系窪川 (出力) 常時七〇キロ 特殊二三〇キロ (昭和十二年落成豫定) (十二月)

矢作水力の和合發電所 (位置) 長野縣下伊那郡豊村大字和合字漆洞一〇、九五番ノ三、(原動力) 天龍川水系和知野川支流波合川 (出力) 常時一、三〇〇キロ 特殊一、一五〇キロ (昭和十三年落成豫定) (十二月)

長野電燈里島發電所 (位置) 長野縣下伊那郡泰阜村字鷹巢四六二七番地 (原動力) 水力 (出力) 常時一、〇八〇キロ 特殊二、二〇〇キロ (假使用認可=常時一、〇八〇 特殊六八〇トシテ使用認可セラレタルモノ) (四月)

矢作水力泰阜發電所 (位置) 長野縣下伊那郡泰阜村字鷹巢四六二七番地ノ二 (原動力) 水力 (出力) 常時一一、六〇〇キロ 常時尖頭三二、一〇〇キロ 特殊四〇、九〇〇キロ 最大五二、五〇〇キロ (殘部工事落成) (四月)

烏電氣直島發電所 (位置) 香川縣香川郡直島村 (原動力) 内燃力 (出力) 常時三〇 (三月中ニ使用認可ヲ受ケタルモノ) (四月)

勝山電力の勝山第四發電所 (位置) 福井縣大野郡平泉寺村平泉寺 (原動力) 水力 (出力) 常時一八〇キロ 特殊二二〇キロ (假使用認可) (五月)

釧路川水電下頓別發電所 (位置) 北海道枝幸郡頓別村 (原動力) 内燃力 (出力) 常時六〇キロ (假使用認可許可出力七〇ヲ制限セラレタルモノ) (六月)

富山縣愛本發電所 (位置) 富山縣下新川郡舟見町舟見一村共有地松ヶ平三番地 (原動力) 水力 (出力) 常時一二、〇〇〇キロ 特殊一七、七〇〇キロ (假使用認可) (六月)

出雲電氣松江發電所 (位置) 松江市東津田町 (原動力) 汽力 (出力) 最大七、〇〇〇キロ (假使用認可) (六月)

出雲電氣松江發電所 (位置) 松江市東津田町 (原動力) 汽力 (出力) 常時四、〇〇〇キロ 補給三、〇〇〇キロ (六月中

奈留島村の奈留島發電所 (位置) 長崎縣南松浦郡奈留島村浦郷一八八ノ一 (原動力) 内燃力 (出力) 常時一〇キロ (十月)

落成發電所

昭和十一年中落成使用の認可を受けたるもの

長野電燈の里島發電所 (位置) 長野市大字西長野字里島七四七番地 (原動力) 水力 (出力) 常時一、〇八キロ 特殊六八〇キロ 計一、七六〇キロ (假使用認可) (一月)

矢作水力の泰阜發電所 (位置) 長野縣下伊那郡泰阜村字鷹巢四六二七 (原動力) 水力 (出力) 常時五、〇〇〇キロ 特殊五、〇〇〇キロ 計一〇、〇〇〇キロ (假使用認可・但シ許可出力中上記ノ通一部落成) (一月)

細江村、小鷹利村電氣事業組合第二發電所 (位置) 岐阜縣吉城郡細江村大字戸市字大平八八 (原動力) 水力 (出力) 常時一二〇 (假使用認可) (一月)

四國水力電氣一字發電所 (位置) 香川縣美馬郡西組谷山村字一宇七三ノ四 (原動力) 水力 (出力) 常時三、〇一〇 特殊二、四〇〇 計五、四一〇 (假使用認可但シ許可出力中上記ノ一部落成) (一月)

中國合同電氣の三蟠發電所 (位置) 岡山縣上道郡三〇村、大安江並字九割二三四 (原動力) 汽力 (出力) 常時二五、〇〇〇キロ (假使用認可) (二月)

ニ假使用認可ヲ受ケ今回内譯ヲ決定セルモノ (八月) 鶴岡水電落合發電所 (位置) 山形縣東田川郡本郷村 (原動力) 水力 (出力) 最大一、八六〇キロ 常時尖頭一、七七〇キロ 常時一、三五〇キロ 特殊五一〇キロ (假使用許可) (八月)

北海水力藻岩發電所 (位置) 北海道札幌郡藻岩村大字山鼻村字上山鼻 (原動力) 豐平川 (出力) 最大一一、二〇〇キロ 假使用許可出力内譯未定 (九月)

青森縣字檜部發電所 (位置) 青森縣上北郡十和田村大字奥瀬字十和田 (原動力) 奥入瀬川水系字檜部澤 (出力) 常時一六キロ (九月)

一ノ關町照井發電所 (位置) 岩手縣西磐井郡山目村大字赤荻字豊科六〇 (原動力) 北上川水系磐井川照井堰 (出力) 常時一〇〇キロ (九月) 日本電力山崎發電所 (位置) 神奈川縣足柄下郡大窪村 (原動力) 早川出力常時四六〇 特殊九九〇 假使用認可 (十月)

大井川電力大井川發電所 (位置) 静岡縣榛原郡上川根村 (原動力) 大井川横澤川又川 (出力) 常時一五、〇〇〇 常時尖頭二一、七〇〇 特殊四七、二〇〇 最大六二、二〇〇 假使用認可

日本電力黒部川第二發電所 (位置) 富山縣下新川郡内山村 (原動力) 黒部川氣水系統釣水路 (出力) 常時二〇、三〇〇 特殊四二、七〇〇 (假使用認可一部未落成ノタメ最大六五、二〇〇トシテ如上記ノ如ク制限) (十月)

三尾川水力三尾川發電所 (位置) 和歌山縣東牟婁郡三尾川村 (原動力) 古座川水系三尾川 (出力) 常時二〇 假使用認可 (十月) 北海水力藻岩發電所 (位置) 北海道札幌郡藻岩村大字山

- 鼻村字上山鼻(原動力) 豊平川(出力) 常時二、四三〇キロ 常時頭尖六、八三〇キロ 特殊八、七八〇キロ(九月中假使用認可ヲ受ケ今回内譯ヲ決定セルモノ)(十一月)
- 梓川電力澤渡發電所 (位置) 長野縣南安曇郡安曇村字霞澤國有林第四、四四六(原動力) 信濃川水系犀川及霞澤水力) 常時二、四二〇キロ 常時尖頭三、二〇〇キロ 特殊二、五〇〇キロ 最大尖頭四、〇〇〇キロ(假使用認可)(十一月)
- 東邦電力名倉發電所 (位置) 岐阜縣加茂郡西白川大字川岐字中平四八(原動力) 飛驒川及白川支流田代澤川師時八、二〇〇キロ 常時尖頭一〇、八〇〇キロ 特殊一一、五〇〇キロ 最大一九、七〇〇キロ(假使用認可)(十一月)
- 大同電力の笠置發電所 (位置) 岐阜縣加茂郡飯地村大字杉ノ澤字岩根一、一一九四ノ六(原動力) 木曾川(出力) 常時九、〇〇〇キロ 常時尖頭一四、〇〇〇キロ 特殊二六、五〇〇キロ、最大三五、五〇〇キロ(假使用認可)(十一月)
- 九州水力の野畑發電所 (位置) 大分縣大分郡南庄内村大字野畑字尾鼻一〇(原動力) 阿蘇野川(出力) 常時一、三七七〇キロ、特殊一、三七〇キロ(假使用認可)(十一月)
- 刈電氣刈屋火力發電所 (位置) 岩手縣下閉伊郡刈屋村大字刈屋第十地割十八番ノ二(原動力) 内燃力(出力) 補給四〇キロ(十二月)
- 大日本電力島海川第二發電所 (位置) 秋田縣由利郡直根村(原動力) 子吉川水系島海川(出力) 常時二、〇〇〇キロ、特殊三、二〇〇キロ(十二月)

- 日本産業木戸川發電所 (位置) 福島縣双葉郡龍田村(原動力) 木戸川水系木戸川筋(出力) 常時四、八〇〇キロ 特殊四、八〇〇キロ(假使用認可但シ一部落成)(十二月)
- 矢作水力豊村發電所 (位置) 岐阜縣下伊那郡豊村(原動力) 天龍川水系和知野川上流和合川(出力) 常時三、三〇〇キロ 特別三、二〇〇キロ 假使用認可但シ一部落成(十二月)
- 京都電燈宮津第二發電所 (位置) 京都府與謝郡宮津町大字築地(原動力) 内燃力(出力) 常時一〇、〇〇〇 補給三、〇〇〇キロ 假使用認可(十二月)
- 山陽水力電氣岩津發電所 (位置) 鳥取縣八頭郡智頭町(原動力) 千代川水系北股川(出力) 常時七六〇キロ 假使用認可但シ一部落成(十二月)
- 南對馬電氣豆酸發電所 (位置) 長崎縣下縣郡豆酸村(原動力) 内燃力(出力) 常時二〇キロ 假使用認可(十二月)

發電所出力變更

昭和十一年中に出力變更の許可又は認可を受けたるもの

- 九山電氣宿堀發電所 (水力) 既設出力常時二・二キロを常時三・八キロニ變更(一月)
- 越前電氣持越發電所 (水力) 既設出力常時三三五キロ 特殊一六五キロを常時三八五キロ 特殊三六五キロに變更(一月) また白粟發電所(水力)既設出力常時二五〇キロ 特殊一五〇キロを常時二五〇キロ 特殊二五〇キロに變更(一月)

- 千曲電氣大嶽川發電所 (水力) 常時二〇〇キロを常時三五〇キロ 特殊一八五キロに變更(一月)
- 原水力電氣○原川第二發電所 (水力) 既設出力常時八五一キロ 特殊一、一八一キロを常時一、〇五〇キロ 常時尖頭六、〇〇〇キロ 特殊四、九五〇キロに變更(一月)
- 出雲電氣豊川發電所 (水力) 既設出力常時一、七二〇キロ 特殊二、〇〇〇キロ 常時一、七一〇キロ 特殊二、九六〇キロに變更(一月)
- 帝國電電力大沼第二發電所 (水力) 既設出力常時九〇〇キロを常時七〇〇キロ 常時尖頭一、〇〇〇キロに變更(一月)
- 木古内村外二村水力電氣組合嶺内發電所 (水力) 既設出力常時四五キロ 常時一〇キロを特殊二〇キロに變更(一月)
- 王子製紙惠庭發電所 (水力) 既設出力常時六〇〇キロ 特殊一、三〇〇キロを常時六〇〇キロ 特殊一、五五〇キロに變更(一月)
- 信濃電氣高澤第一發電所 (水力) 既設出力常時四、〇〇〇キロを常時六四〇キロ 特殊三、四一〇キロに變更(一月)
- 北木電氣發電所 (内燃力) 既設出力常時四〇キロを豫備四〇キロに變更、受電開始後ニ變更スルモノ(一月)
- 高岡電燈成子發電所 (水力) 既設出力常時七八〇キロ 特殊二二〇キロを常時八六五キロ 特殊三八五キロに變更、五

- 平定發電所 (水力) 既設出力常時九〇〇キロ 特殊三〇〇キロを常時一、〇〇〇キロ 特殊五五〇キロに變更 四津屋發電所(水力) 既設出力、常時八二〇キロ 特殊二八〇キロを常時八八〇キロ 特殊四八〇キロに變更(二月)
- 飛驒電燈池ノ俣發電所 (水力) 既設出力常時七〇〇キロ 特殊五二〇キロを常時七〇〇キロ、常時尖頭一、四八〇キロ、特殊五二〇キロ、最大尖頭一、四八〇キロに變更(二月)
- 東邦電力名古屋發電所 (汽力) 既設出力常時三五、〇〇〇キロ 補給一〇、〇〇〇キロ(豫備出力中ヨリ充當) 豫備三五、〇〇〇キロ(内一〇、〇〇〇キロハ補給ニモ充當ス) 所内用一、〇〇〇キロを常時五五、〇〇〇キロ、補給二五、〇〇〇キロ(内一〇、〇〇〇キロハ豫備出力中ヨリ充當ス) 〇〇〇キロ(内一〇、〇〇〇キロハ補給ニモ充當ス) 豫備三五、〇〇〇キロ(内一〇、〇〇〇キロハ補給ニモ充當ス) 所内用四、〇〇〇キロに變更(二月)
- 中部電力大濱火力發電所(汽力) 既設出力常時四、〇〇〇キロ 補給六、〇〇〇キロを補給一〇、〇〇〇キロに變更(二月)
- 南海鐵道堺發電所(汽力) 既設出力常時一三、〇〇〇キロ 補給八、〇〇〇キロを常時二一、〇〇〇キロに變更(二月)
- 東邦電力名島發電所(汽力) 既設出力常時一八、〇〇〇キロ 豫備七、〇〇〇キロ 最大三五、〇〇〇キロを常時二三、〇〇〇キロ 補給九、〇〇〇キロ(内、四〇〇〇キロハ補給ニモ充當ス) 豫備七、〇〇〇キロ 約四〇〇〇キロは補給にも充當す 最大三五、〇〇〇キロに變更(二月)